嵐山町議会平成２６年第１回定例会会議録
目　　次

招集告示……１
応招・不応招議員……２

第　１　号　（３月３日）
議事日程……３
出席議員……４
欠席議員……４
本会議に出席した事務局職員……４
説明のための出席者……４
開会の宣告……７
開議の宣告……７
会議録署名議員の指名……７
会期の決定……７
諸般の報告……８
行政報告……９
常任委員会所管事務調査報告……１１
広報広聴特別委員会所管事務調査報告……１９
議員提出議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２３
副議長の選挙について……２６
副議長就任の挨拶……２８
施政方針表明……２８
議案第１４号～議案第１９号の上程、説明、質疑……３７
予算特別委員会の設置、委員会付託……６５
予算特別委員会委員の選任……６５
予算特別委員会正副委員長の互選結果報告……６６
議案第２２号～議案第２５号の上程、説明、質疑、委員会付託……６６
休会の議決……６９

散会の宣告……７０

第　２　号　（３月６日）

議事日程……７１
出席議員……７２
欠席議員……７２
本会議に出席した事務局職員……７２
説明のための出席者……７２
開議の宣告……７５
諸般の報告……７５
一般質問……７５
４番　長　島　邦　夫　議員……７５
３番　佐久間　孝　光　議員……１０３
６番　畠　山　美　幸　議員……１１５
１２番　松　本　美　子　議員……１４８
会議時間の延長……１７１
２番　大　野　敏　行　議員……１８２
散会の宣告……１９９

第　３　号　（３月７日）

議事日程……２０１
出席議員……２０２
欠席議員……２０２
本会議に出席した事務局職員……２０２
説明のための出席者……２０２
開議の宣告……２０５
諸般の報告……２０５
一般質問……２０５
９番　川　口　浩　史　議員……２０５
１３番　渋　谷　登美子　議員……２２２

１０番　　清　水　正　之　議員……２５４
８番　　河　井　勝　久　議員……２８０
会議時間の延長……２８９
休会の議決……２９５
散会の宣告……２９６

第　４　号　（３月１０日）

議事日程……２９７
出席議員……２９８
欠席議員……２９８
本会議に出席した事務局職員……２９８
説明のための出席者……２９８
開議の宣告……３０１
諸般の報告……３０１
承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……３０１
同意第１号の上程、説明、質疑、採決……３０４
議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……３０６
諸般の報告……３２６
議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……３２６
議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３２８
議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……３２９
議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３３
議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３９
議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４２
議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４７
延会の宣告……３５３

第　５　号　（３月１１日）

議事日程……３５５
出席議員……３５６

欠席議員……３５６
本会議に出席した事務局職員……３５６
説明のための出席者……３５６
開議の宣告……３５９
諸般の報告……３５９
議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……３５９
議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……３８７
議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……３９７
議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……４００
議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……４０３
議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決……４０８
議案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決……４０９
休会の議決……４１２
散会の宣告……４１３

第　６　号　（３月２０日）

議事日程……４１５
出席議員……４１７
欠席議員……４１７
本会議に出席した事務局職員……４１７
説明のための出席者……４１７
開議の宣告……４１９
諸般の報告……４１９
議案第１４号の委員長報告、質疑、討論、採決……４２０
議案第１５号～議案第１９号の委員長報告、質疑、討論、採決……４３２
議案第２２号～議案第２５号の委員長報告、質疑、討論、採決……４４０
議員派遣の件について……４４４
閉会中の継続調査の申し出について……４４４
日程の追加……４４４
発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……４４５

発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……４４６
発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……４４８
発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……４５１
発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……４５３
発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……４６８
発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……４７１
町長挨拶……４７７
議長挨拶……４７８
閉会の宣告……４７９

署名議員……４８１

◎　招　集　告　示

嵐山町告示第６号

平成２６年第１回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２６年２月２１日

嵐山町長　　岩　澤　　勝

１．期　　日　　平成２６年３月３日

２．場　　所　　嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○不応招議員（なし）

平成２６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

３月３日（月）午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告（青柳議長）
日程第　４　行政報告（挨拶並びに行政報告　岩澤町長）
（行政報告　小久保教育長）
日程第　５　常任委員会所管事務調査報告
日程第　６　広報広聴特別委員会所管事務調査報告
日程第　７　議員提出議案第１号　哀悼決議の提出について
日程第　８　副議長の選挙について
日程第　９　施政方針表明（岩澤町長）
日程第１０　議案第１４号　平成２６年度嵐山町一般会計予算議定について
日程第１１　議案第１５号　平成２６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第１２　議案第１６号　平成２６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第１３　議案第１７号　平成２６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について
日程第１４　議案第１８号　平成２６年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について
日程第１５　議案第１９号　平成２６年度嵐山町水道事業会計予算議定について
日程第１６　議案第２２号　町道路線を廃止することについて（林道）
日程第１７　議案第２３号　町道路線を認定することについて（林道）
日程第１８　議案第２４号　町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）
日程第１９　議案第２５号　町道路線を認定することについて（開発行為）

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人 議員	２番	大野敏行 議員
３番	佐久間孝光 議員	４番	長島邦夫 議員
６番	畠山美幸 議員	７番	吉場道雄 議員
８番	河井勝久 議員	９番	川口浩史 議員
１０番	清水正之 議員	１１番	安藤欣男 議員
１２番	松本美子 議員	１３番	渋谷登美子 議員
１４番	青柳賢治 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
山下次男	町民課長
岩澤浩子	健康いきいき課長
青木　務	長寿生きがい課長
植木　弘	文化スポーツ課長
大塚　晃	環境農政課長
内田孝好	企業支援課長
田邊淑宏	まちづくり整備課長
新井益男	上下水道課長

内　田　　勝		会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一		教　育　長
簾　藤　賢　治		教育委員会こども課長
大　塚　　晃		農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして大変にご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成26年嵐山町議会第１回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

（午前　９時５９分）

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○青柳賢治議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、第６番、畠山美幸議員、第７番、吉場道雄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○青柳賢治議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長　おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第１回定例会を前にして、２月24日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席者は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として青柳議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、承認１件、人事１件、条例８件、予算11件、その他６件の計27件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第１回定例会は、本日３月３日から20日までの18日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については、受け付け順として、３月６日に１番の長島邦夫議員から５番の大野敏行議員、７日に６番の川口浩史議員から９番の河井勝久議員とします。

以上、議会運営委員から決定しましたことをご報告いたします。

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日３月３日から３月20日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月20日までの18日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　日程第３、諸般の報告をいたします。

まず、議員移動につきまして報告いたします。

既に皆様ご承知のとおり、副議長でありました第５番議員、小林朝光議員が、去る１月25日にご逝去されました。小林朝光議員が地方自治の進展と住民福祉の向上に尽くされました功績をたたえるとともに、改めまして衷心よりご冥福をお祈りし黙祷をささげたいと思います。

では、ご起立をお願いいたします。

それでは、１分間の黙祷をお願いいたします。

黙祷始め。

〔黙　　祷〕

○青柳賢治議長　黙祷やめ。ありがとうございました。着席してください。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案は、承認１件、人事１件、条例８件、予算11件、その他６件の計27件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成25年12月から平成26年２月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成26年１月28日、小川町のリリックおがわにおいて、比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員12名が出席いたしました。

次に、さきの定例会において可決されました委員会提出議案発委第４号　容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についての件及び議員提出議案発議第12号　消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたのでご了承願います。

次に、本職宛てに提出されました陳情第１号　これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指した活動の一環として、２月21日に議会モニターとの意見交換会を実施いたしました。詳細につきましては、後ほど広報広聴特別委員長より報告いたします。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○青柳賢治議長　日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて、本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げ

たいと思いますが、その前に、去る１月25日、議会前副議長の重責を担っていただいておりました小林朝光議員が、不慮の事故によりご逝去されました。ここに在世中の数々のご功績に対しまして敬意と感謝の念をささげ、ひたすらご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

また、先月は、観測史上例のない記録的な降雪に見舞われました。この大雪により被害に遭われました農家の方々、町民の皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、挨拶と並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成26年嵐山町議会第１回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成26年度予算案をはじめ、町政の重要課題につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

さて、本議会に提案をいたします議案は、承認１件、人事１件、条例８件、予算11件、そのほか６件の計27件であります。各議案の提出理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、平成25年11月から平成26年１月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長　初めに、さきにお亡くなりになりました小林前議員さんにおかれましては、私、大変ご指導いただきました。ありがとうございました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、38ページをお開きください。教育委員会、学校教育関係、平成25年度小中学校入学予定者の入学者数を申し上げます。

菅谷小学校64名、昨年同期に比べましてマイナス２人でございます。七郷小学校14名、昨年同期に比べましてマイナス３人、志賀小学校38名、昨年同期に比べまして

マイナス７名、合計116名でございます。昨年同期に比べましてマイナス10人でございます。菅谷中学校88名、昨年同期と同数でございます。玉ノ岡中学校68名、昨年同期プラス２名、合計156名。昨年同期と比べまして２名増でございます。

以上で、ご報告を終わりにいたします。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長　日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長　議長のご指名がございましたので、報告します。朗読をもって報告とかえさせていただきます。

平成26年３月３日

嵐山町議会議長　青　柳　賢　治　様

総務経済常任委員長　吉　場　道　雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

１　調査事項

観光の推進とそれに付随するインフラ整備について

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」を調査するため、12月19日、１月22日及び２月19日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

（１）12月19日の委員会について。

当日は細部を調査するため、２回に分けて担当課長から説明を受けました。

初めに内田企業支援課長、田邊まちづくり整備課長の順に説明を受けました。

嵐山農産物直売所が道の駅に指定される方策は。農産物直売所から道の駅への用途

変更は可能。ただし、農産物直売所は建設に当たって補助金を利用しているため、建物用途変更に係る国等の承諾が必要になると思われる。小学校の遠足で嵐山渓谷を訪れていただけるようＰＲできないか。各学校とも授業の一環として行う校外活動の場所を探している。嵐山渓谷等をＰＲするには、各学校にそういった場所として提案することが考えられる。

花見台第１公園。位置づけ：都市公園（都市緑地)。施設：植栽、園路、トイレ、あずまや、グラウンド等、調整池は公園として管理。面積：5.32ヘクタール（調整池は含まれていない)。調整池：2.56ヘクタール、貯水量11万344立方メートル、農業用ため池としての機能を重視、管理、水利用は勝田土地改良組合、かん水面積9.74ヘクタール。

以上説明を受け、質疑を行いました。

主なものは、

（問）北部地域で拠点となる可能性が高いのは金泉寺など民地である。町の関与は難しいが、どのような支援の方法が考えられるのか。

（答）アジサイ等の花卉が観賞できる金泉寺を一つの観光地として位置づけることにより、町も協力できると思う。

（問）花見台第１公園は緑地部分が多い。広場として管理し、多目的な利用ができないか。

（答）手入れをよくしていきたいのだが、財政的な面を含め管理が難しい状況である。

次に、大塚環境農政課長、植木文化スポーツ課長の順に説明を受けました。

ア、ふれあい市民農園しかむら。（ア）設立概要、志賀地内の遊休農地で、５ヘクタールのうち３ヘクタールを市民農園として位置づけ、活用を図る。（イ）施設等、農園面積１万6,256平方メートル、区画数165区画、トイレ、ビニールハウス、井戸、駐車場。

イ、勝田梅栽培組合。（ア）設立概要、桑園等の未利用農地の有効活用を図るために、組合員29名で組合を設立。（イ）事業年度、平成５年、平成７年、梅園の造成2.3ヘクタール、梅苗木等植栽、白加賀660本、豊後100本、ばいご100本、柿100本（梅苗木補植100本)。

ウ、観光果樹園ふるさと。（ア）設立概要、未利用農地有効活用事業として、組合

員12名で事業実施。（イ）事業年度、平成14年度、15年度、造成1.15ヘクタール、ブルーベリー植栽1,395本、平成20年度、21年度、栗苗（ポロタン）植栽85本。

エ、杉山城跡（国指定記念物）。99％が民地で、平成25年度から３カ年計画で公有地化が始まり、４年目からは指定地以外の取得を計画している。最優先で公有地化を進め、終了次第整備していく。緑が豊かなので環境を生かしつつ、歴史的な追体験ができるような公開を目指すのが重要。

まちづくりの財産としていく上に、地域住民の参加、管理、運営、学校教育活動、生涯学習活動と積極的に連携していく位置づけである。

以上説明を受け、質疑を行いました。

主なものは、

（問）梅を商品としている方はいらっしゃるのか。

（答）商品としている方はいない。家庭や親戚で利用している。

（問）杉山城跡は観光で見た場合、資金的なものが得られるか。

（答）文化財を保存するのが大前提。整備することにより、観光農園、直売所、金泉寺のアジサイなどのルートをつくり、周辺のエリアを一体として活用していく考え。

（問）杉山城跡はどのくらいの観光客が訪れているのか。

（答）パンフレットの持ち帰りの状況から、年間2,000人以上が訪れている。旅行会社のお城めぐりツアーでコースに入っており、大型バスで訪れている場合もある。

（２）１月22日の委員会について。

当日は内田企業支援課長に出席を求め、前回の委員会で課題となっていた部分の説明を受けました。

ア、「道の駅」登録、案内要項概要、運用方針。（ア）設置位置、休憩施設としての利用のしやすさや、「道の駅」の相互の機能分担の観点から適切な位置にあること。（イ）施設構成。利用者が無料で利用できる駐車場（おおむね20台以上）、清潔な水洗トイレ（便器数がおおむね10基以上）、施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化、多様なサービスを提供できる施設（道路、地域に関する情報、提供する案内所、案内コーナー）の設置。（ウ）提供サービス。駐車場、トイレ、電話は24時間利用可能。案内、サービス施設は原則、案内員を配置、情報提供空間を適切な場所に確保し、道路、近隣の「道の駅」近隣地域の観光、緊急医療、利用者の利便に供する情報を積極的に提供する。

イ、おもてなし日本一の埼玉県観光づくり基本計画。（ア）計画の内容。県と市町村、県民、観光事業者、観光関係団体が一体となって観光事業を進める。（イ）主な施策。サイクリングによる観光の推進、健康、元気アップにつながる観光の推進、広域的観光づくりの推進、魅力あふれるまちづくりの推進（インターチェンジ周辺の集客施設での「にぎわい」の創出)。（ウ）観光に対する考え方。観光については変わってきている。名所、旧跡、温泉など観光客が多かったが、最近は地域の文化、個性を尊重した地域とのふれあい体験が主流となってきた。

また、北部地域での観光資源は民間が関係しているので、委員会に備え話を聞き、内容を報告しました。

ア、勝田梅栽培組合。組合員が高齢になり管理自体が難しく、新たな事業展開は考えていない。

イ、金泉寺のアジサイ。（ア）住職の考え。町にお世話になったので何か恩返しをしようと思い、34～35年前からアジサイを植え、現在は、多くの人に見てもらい嵐山町のよさを知ってもらいたい。（イ）これまでの経緯と現状。アジサイは昨年1,000本植栽、現在では5,000本となっている。ほかにツツジ類600本、シャクナゲ、河津桜、レンギョウ、ロウバイなどの樹木があり、年間を通して花が観賞できる。彩の国みどりの基金活用事業で針葉樹を伐採し、広葉樹を植栽した。なお、大イチョウは天然記念物として町指定文化財になっている。花のお寺としてマスコミ関係が取り上げたため、観光客等は平成24年には約2,500人、25年には5,000人以上と多く訪れている。中には大型バスでのツアーも多くなってきた。また、高齢者施設、デイサービス施設の利用者も多く訪れるようになった。（ウ）活動。青少年健全育成では、自然を楽しみながら家族のふれあいを目的にキャンプをしている（27年間で3,000人。昨年は150人が利用)。その他、座禅道場を許可をとり実施をしている。

以上、説明及び報告を行い、意見交換を行いました。

主なものは、直売所の施設を利用しながら敷地を広げ、不足している施設を設置し、道の駅としての条件をクリアしていけばよいのではないか。北部地域の観光については、１つの拠点を設け、自転車での観光コースを考えていく。北部地域の各施設等については、町の観光資源として位置づけをすることにより、新たな観光資源の開発及び観光基盤の整備など、施策の展開が可能ではないか。観光コースの設定については、サイクリングを使用した身体的健康、食からの健康、座禅などの精神的健康など、目

的ごとにコースを分けてつくる。

（３）２月19日の委員会について。

当日は、前回に引き続き内田企業支援課長に出席を求め、課題となっていた部分の説明を受けました。

ア、「道の駅」建設に関する補助金等について。（ア）国土交通省。特定交通安全施設等整備事業として、道路管理者が駐車場、トイレ、道路情報ターミナル等の道路部分。（イ）農林水産省。地域振興施設等（文化教養施設、観光レクリエーション施設、トイレ、休憩所等)。（ウ）その他。町の補助。

イ、吉見町の「道の駅」の実施主体。設置及び管理に関する条例を制定し、有限会社「いちごの里よしみ」を立ち上げ、管理運営（指定管理者）を行っている。

以上説明を受け、意見交換を行いました。

主なものは、町の観光の位置づけについては「観光づくり基本計画」を策定する必要がある。町内の観光資源となり得る施設等の観光地をつなぐための道路、看板の整備に対し補助金を出すのか。あるいは各施設等に補助金を出すのか考えていくべきだ。観光の拠点を中心としたルートを考えた場合、「道の駅」を設置することが重要なポイントである。金泉寺については、県の補助事業等として採択されるよう町が協力していく方法がよい。

以上報告し、中間報告といたします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長　文教厚生常任委員会からの調査研究の報告をいたします。

記とありますところからご報告させていただきたいと思います。

１　調査事項

子ども子育てについて。

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「子ども子育てについて」を調査するため、12月13日、１月９日及び２月10日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

（１）12月13日の委員会について。

当日の委員会は、前委員会において各課から「子ども子育て」の現状を調査したので、３月議会までの委員会の進め方を話し合いました。その中で、各施設を視察することが大事ではないかという意見が上がりました。各施設の視察については、発達障害・情緒障害施設、中学校の理科支援員、チームティーチャー、英語や電子黒板の授業、さらにはおもちゃ図書館、赤ちゃん教室、保育園の一時預かり、就学前健診などが上がりました。これらについて関係課と協議の上、視察することとし、その日の委員会は閉会しました。

（２）１月９日の委員会について。

当日の委員会は、健康増進センターにおいて行われている９～10カ月健診を視察しました。９～10カ月健診は、問診において栄養や離乳食、また心配な点を聞き、その後、身体測定や栄養指導、さらには小児科医による診断を行うもので、それらの状況を視察しました。

視察後の感想では、離乳食は一つ一つ手順が示されており、保護者も理解しやすいのではないかということなどが出されました。

（３）２月10日の委員会について。

当日の委員会は、菅谷小学校「ひまわり学童クラブ」、菅谷小学校の「なかよし教室」（情緒・発達障害者が通う教室）、志賀小学校の「てんとう虫学童クラブ」及び菅谷中学校の「さわやか相談室」を視察しました。

初めに「ひまわり学童クラブ」では、佐野、柴原両指導員から次のような説明がありました。現在36人の児童が在籍しており、常勤２名、非常勤２名の体制で運営しています。会計の一部を協議会で行うようになったのは大変助かっております。しかし、会長、副会長、会計が１年の任期で交代してしまうので、見通しを持った運営ができないのが悩みです。

また、菅谷、志賀、七郷の３クラブにおける給与体系の統一も課題です。各クラブの運営方法、また保育料の基準等が違っているので、統一をしたいという希望は持っていますが、いかに統一していくかが課題です。

質疑では、

（問）１年でやめてしまう理由は。

（答）運営に対する保護者の協力が困難なため、役員として携わっていただく期間が１年となってしまう。

（問）学童クラブに来ている児童は全体の何割くらいか。

（答）３分の１くらいではないでしょうか。

（問）母子世帯はどのくらいいるのでしょうか。

（答）10世帯おります。

（問）指導員の給与は。

（答）継続して働けることが指導員の心の余裕になり、保育の充実にもつながるものと考えます。そういう点では、男性も指導員としていてほしいのですが、男性が結婚して子供を養える給料ではないと思います。したがって、長続きしないのが現実です。

続いて、志賀小学校の「学童クラブてんとう虫」を視察し、長谷部、大野両指導員が次のような説明を行いました。

現在39人の児童が在籍しており、常勤２名、非常勤３名の体制で運営しております。在籍児童は減りつつあると思います。

指導員歴が２年くらいの人が多いのが特徴です。

保育室は、従前教室であったため、体調が悪くなった子供を休ませる場所がないので困っております。現在はキッチンに座布団を敷いて休ませておりますが、そのような場合に適切に対応できるスペースが必要であります。

指導員室にエアコンがついたのは大変ありがたいと感じております。

ごみの処理について、可燃物は学校と一緒に出せますが、それ以外は役員が持ち帰っております。改善してほしい点であります。

男性指導員が欲しいなどがありました。

質疑では、

（問）体調が悪い子供を休ませるのに、折り畳み式のベッドはどうでしょうか。

（答）場所が狭いので置けないと思います。

（問）指導員が長く続かないのは、どんな理由があるのですか。

（答）待遇面があると思います。

（問）役員は何年くらいやっているのですか。

（答）１年が圧倒的に多いと思います。

最後に、菅谷中学校の「さわやか相談室」を視察し、市川相談員から説明をいただきました。

菅谷小中学校の児童生徒と保護者の相談に応じており、教職員と連携して自己実現、自立のための支援をしております。相談室は入りやすい雰囲気となるよう注意しており、相談に際しては共感的理解と信頼関係を大切にしております。不登校生徒には個別面談とあわせ家庭訪問も行っており、予防的対応にも力を入れております。人間関係をつくることが重要であるため、１人の相談者に時間がかかることが課題の一つとなっております。相談者には、自分の力で立ち上がってもらうことを目標にしています。前向きに捉えることも大事なことで、悩みは生きている証拠であり、悩むから成長できるものです。

質疑では、

（問）相談員の待遇は。

（答）町の非常勤職員と同じです。

（問）不登校の児童生徒は何人いるのですか。

（答）現在、小・中学生とも２人ずつであります。

（問）相談室に来るのは人数的にどのくらいの割合ですか。

（答）２～３割くらいの児童生徒が来ていると思います。

（問）相談内容について差し支えない範囲で伺えないでしょうか。

（答）家庭のことや、命にかかわる相談もあります。

帰庁後、次のような意見が出されました。

ア、きょうは２つの学童保育室を視察しましたが、七小の学童クラブ「子どもの森」も視察したほうがよいと思います。イ、寄居の学童保育では、会計帳簿を全体で行っているということでした。どのように行っているのか知りたいです。ウ、学童保育に関係する条例が本年９月に制定される予定となっていますが、人数減について考えたものにしていかなければならないのではないでしょうか。エ、学童保育室とともに「放課後子どもプラン」について研究する必要があると感じました。オ、さわやか相談員は勤務時間が５時間であるが、それ以上の仕事をしていると思います。待遇面も考えたほうがよいなどの意見が出されました。

両学童保育室とも在籍児童が減少傾向にあるということであります。今後の子育て支援に影響します。そのため、今後も調査研究したいので継続します。

以上報告し、中間報告といたします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長　日程第６、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴特別委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長　広報広聴特別委員長の長島でございます。議長の指名が出ましたので、委員会報告を朗読をもって行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

平成26年３月３日

嵐山町議会議長　青　柳　賢　治　様

広報広聴特別委員長　長　島　邦　夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

１　調査事項

議会報告会及び議会モニター意見交換について

２　調査結果

本委員会は、11月14日、11月16日に実施された議会報告会について、12月17日、１月21日及び２月21日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

（１）12月17日の委員会について

ア、報告会、報告書作成について。まず、報告書の概要及び内容を確認しました。

主な意見としまして、（ア）第４回報告会の報告者は改選前役職者が担当したが、報告書も前任担当と明記する。（イ）質疑、回答の部分については、委員長にて作成した報告書（案）により内容確認、誤字脱字から進め、正確さを図るため各担当者が当日回答に沿い確認、精査し、200文字以内で、ですます調にまとめると確認される。提出期限は12月末日とし、正副委員長にて再度精査、１月21日の次回の会議に再提出する。（ウ）当日回答できずに後日調査した部分については、当日回答、調査後の回答と分け、町からの回答が必要な部分は調査後にその内容を載せ、議会からの回答も意見一致ができたものについては記載をする。その時点での回答ができない場合、また今後さまざまな課題、要望が予想されることも含めて、議会も調査、検討、回答する対応システムの必要性が確認をされる（特別委員会検討、常任委員会調査、議員全員協議会検討など）。（エ）回答注意マニュアルを作成し当日配布する。町からも回答されなくて、議会としても統一見解がない場合は「検討していません」と答えることが確認をされた。

イ、報告会、参加者の主な意見。（ア）議会だよりを見ればわかるような報告より、意見を聞く部分を充実していただきたい。（イ）回答者が次々とかわるのは疲れる。概略説明の後、テーマを決めての意見交換方式がよいのでは。

ウ、報告会、議会の主な反省。（ア）参加者に文章で質疑文を求めることは非常に難しい。グループの話し合いのシステムが必要。（イ）事前に質問をいただき回答するシステムはどうか。（ウ）パワーポイント報告資料は非常に多忙をきわめ難しい面もある。議会だよりを中心に、不足分をパワーポイントで補い実施しては。（エ）グループ分けの案として、総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会によることが提案される。参加者の生の声を聞く時間も大切。

以上改善点をまとめると、予算、決算報告は概略のみとし、住民の生きた声を聞く。意見交換部分を長くする意思統一がなされた。

エ、議会モニターとの意見交換について。（ア）昨年同様アンケートを依頼をし、それをもとに意見交換されるべき。アンケートの内容については、昨年同様と確認をされる。（イ）議会モニターにさまざまな意見、提言をいただくべきところ、３月の定例会を待たずしてアンケートをとるのはおかしい。最大限考慮すべきとの意見があったが、今任期中での回答をいただければとの意見が多数を占めました。（ウ）アンケートは提出期限を１月15日までとし、正副委員長でまとめ、１月21日の委員会に提

出をする。（エ）さまざまな意見が出され一致には至らない部分もあったが、アンケートについては上記日程で進める方針で同意をされました。

（２）１月21日の委員会について。

ア、報告会、報告書について。（ア）各担当より再度確認をされた報告書を正副委員長、議長で事前に精査。改めて委員全員で確認を進めるが、回答の一部に再度協議する部分もあり訂正もされた。（イ）議会に回答を求められた部分においても、検討されていない部分については町からの回答のみでおさめる。また、理解しづらい部分、意味不明な部分について注釈を加える。

まとめとして、各部分の回答にさまざまな意見が出されたが、住民の方がより理解しやすいような表現にて記載することで意見一致となり、訂正も了解されました。

イ、報告会アンケートについて。意見等も確認され、了解されました。

ウ、議会モニターアンケートの結果、モニター意見交換会について。（ア）２月21日の意見交換に向けモニターアンケートで意見をいただいたが、結果的に回収数が少なく、危惧をされる。（イ）議会モニターの業務内容、立ち位置の考え方が議会側と意思統一がなされないと、モニターの力が発揮されないとの意見も出されました。（ウ）アンケートの意見、提言に対しては回答せず、話し合いの際、参考にする。（エ）基本的に当日の話し合いの方針は議会全般についての意見交換として進め、今回任期満了になるに当たり、総括的な意見をいただくようにする。

エ、議会モニターとの意見交換日程について。２月21日に正式決定。議員集合は１時30分とする。午後１時30分からは、議長より議会年間報告。午後２時から３時30分までを意見交換。

オ、次回の委員会について。最低限、議会報告会の日程までは決定をする。

（３）２月21日の委員会について。

ア、前回の議会モニター意見交換会について。まず、前回の意見交換会での主な提言を総括すると、

（問）議会に対する意見として、休憩後の再開時間を明言すべき。

（答）直ちに対応し、正確な再開時間を明示、対応しました。

（問）議会はさまざまな行政政策に対し、どう議論し対応しているのか。また住民要望を把握しているのか。

（答）全ての要望に対し把握しているわけではない。議員全員協議会、常任委員会、

一般質問等、さまざまな機会において議会または議員個人で対応しています。

（問）医療機関の移転及び企業誘致に対する議会の対応は。

（答）町からの説明に対し質疑のみで、議会対応はしておりません。議員の危機意識の度合いにより、一般質問等さまざまな対応が見られます。

イ、議会モニターアンケートに対する議会からの回答。議会報告会、意見交換会などでお答えできる部分については回答していますが、今回無記名でもあり困惑する質問もあり、お答えできない部分もありました。

ウ、主な意見交換の内容について。

（問）今回の想定外の雪害に対し、区長にも町の対応について説明がない。議会も率先した行動が必要ではないか。

（答）議会として何ができるかお約束はできませんが、緊急時には何かしらの行動も必要ではないかと議長回答もされました。また、若者から年配者までの自助、共助の確立が求められると感じています。

（問）モニター制度の充実を願いたい。また、魅力ある議会報告会を目指してほしい。

（答）本日、平日開催もあり、大雪の関係から参加者も少なくなってしまいました。議事日程には終始わかりやすく意見交換もしやすい雰囲気づくりに努めてまいります。

その他、下記の意見がありました。議員は役場の管理職以外の職員、特に住民に近い窓口の職員などの意見に耳を傾けてほしい。議員より細分化した報告会場設定の提案があり、意見交換されました。

エ、第５回議会報告会の日程について。（ア）前回の報告会での反省としてだけでなく、住民との話し合いを多くとり、提言されたテーマ等による意見交換方針が同意をされました。（イ）モニターの意見を重視した報告会を目指し、次回は主として予算を報告することで同意されました。（ウ）日程は下記のとおり決定する。５月17日（土）10：00～12：00、北部交流センター、５月18日（日）14：00～16：00、ふれあい交流センター。（エ）主な報告内容である当初予算部分は、議会だよりの内容をパワーポイントで作成し、報告者は１名で対応する。（オ）広報４月号、議会だより、公共施設掲示、ホームページにより広報する。

以上報告し、中間報告といたします。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

ここで休憩といたします。

再開の時間は11時ちょうどといたします。

休　　憩　午前１０時５１分

再　　開　午前１１時０２分

◎議員提出議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第７、小林朝光副議長のご逝去に対し弔意を表するため、議員提出議案第１号　哀悼決議の提出についての件を議題といたします。

提案者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11番　安藤欣男議員登壇〕

○11番（安藤欣男議員）

それでは提出をさせていただきます。

議員提出議案第１号

平成26年３月３日

嵐山町議会議長　青　柳　賢　治　様

提出者　嵐山町議会議員　安　藤　欣　男

賛成者　　同　　上　　吉　場　道　雄

賛成者　　同　　上　　川　口　浩　史

哀悼決議の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

小林朝光議員におかれましては、昨年９月24日より、本嵐山町議会の副議長として、その重責を担っていただいておりましたが、去る１月25日朝、不慮の事故によりまして負傷いたしました。その夜ご逝去されてしまいましたが、まことに痛恨のきわみであります。ご遺族の皆様方にお慰めの言葉もございません。ただただ心より哀悼の言

葉を申し上げるのみでございます。心からご冥福をお祈り申し上げ、議会として哀悼の誠をささげたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、裏面を朗読させていただきます。

哀悼決議

嵐山町議会議員小林朝光氏のご逝去を悼み、謹んでご冥福を祈る。

以上決議する。

平成26年３月３日

埼玉県比企郡嵐山町議会

○青柳賢治議長　哀悼決議でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第１号　哀悼決議の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、ありし日の小林朝光議員をしのんで、本会議中における映像を皆さんとともに視聴いたしたいと思います。ごらんいただく映像は、昨年12月第４回定例会での議員提出議案第12号　消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出についての賛成討論です。

それでは、よろしくお願いします。

〔小林朝光議員の映像を映す〕

○青柳賢治議長　改めてご冥福をお祈りいたします。

ここで、小林朝光副議長のご逝去を悼み、議員を代表して哀悼の意を表するため発言を求められておりますので、これを許可します。

吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　７番議員、吉場道雄でございます。議長のお許しをいただきましたので、今は亡き小林朝光議員に謹んで哀悼の言葉をささげます。

哀悼の言葉。梅花馥郁と香る去る１月25日、町政の進展と住民福祉の向上のため労

を惜しむことなく全力で議会活動をされていました小林副議長の思いがけぬ突然の訃報に接し、私たち議員一同言葉に尽くせぬ驚きと大きな悲しみに包まれました。

小林副議長は、正義感が強く、曲がったことの嫌いな、包容力に富んだお人柄でございました。もう二度と接することができないかと思うと、寂寥はひとしおであります。ご遺族の皆様方のご感傷に思いをいたすとき、心の中はいかばかりかと思い、申し上げる言葉もございません。嵐山町議会におきましても、高潔なお人柄と豊富な識見を有する、かけがえのないすぐれた人材を失いましたことは、まことにもって大きな損失であり、痛恨のきわみであります。

小林副議長は、昭和22年11月14日に平沢に生を受け、県立川越高校を卒業され、本田技研工業の勤務を経て、昭和45年に株式会社小林工業を設立し、英邁な経営手腕を発揮されました。平成15年には、地域住民、多くの有志から厚い信頼を得て町議会議員にご当選されました。以後、総務経済常任委員会副委員長、議会報編集委員会副委員長を経て、平成25年９月から副議長に就任され、青柳議長とともに町の発展と町民の負託に応えるべく全力で議会活動に取り組まれました。

小林副議長は、ライオンズクラブ、交通安全協会など、多様な奉仕活動にも精魂を傾けられ、多くの人から尊崇の念をもって慕われていたのであります。

議会活動の一般質問のことでありました。私は、ＡＥＤに関して質問しようと思い勉強していたところ、小林副議長は私以上に勉強を重ね、町にはどうしてもＡＥＤが必要であるとの強い信念で質問をしてくださり、その熱意と豊富な知識に感銘を受けました。

ライオンズクラブ会長に仕えていらした際、蘇生法教育人体モデル２体を寄贈され、今でも訓練に利用されております。

嵐山町の発展に一意専心した小林副議長のご功績は、我々議員の誇りとするところであり、町の議会史にさん然と輝くものと確信する次第であります。

私たちは、あなたの遺徳を引き継ぎ、町及び議会の限りない発展に全力を注いでいく所存でございます。小林副議長、これからも天国から私たちを見守ってください。そして、ご家族にとわのご加護を賜りますようお祈り申し上げます。小林副議長、安らかにお眠りください。心からご冥福をお祈り申し上げ、嵐山町議会を代表して哀悼の言葉といたします。

平成26年３月３日。嵐山町議会議員、吉場道雄。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

哀悼決議文、哀悼の言葉、並びに先ほどの映像録画されたＤＶＤは、お花とともに、この後私からご遺族にお渡しいたしたいと思いますので、ご了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

なお、午後の再開は通常でありますと１時半ということでございますが、今回は議会人事もございますので、午後１時からといたしたいと思います。

ただし、再開後は議会人事となりますので、執行側は議会人事終了後ご参集ください。

休憩といたします。

休　　憩　午前１１時１４分

再　　開　午後　１時００分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎副議長の選挙について

○青柳賢治議長　日程第８、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

〔「投票」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、投票により行うことに決しました。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○青柳賢治議長　ただいま出席議員は13名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に３番佐久間孝光議員、８番河井勝久議員及び９番川口浩史議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、立会人に佐久間孝光議員、河井勝久議員及び川口浩史議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○青柳賢治議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○青柳賢治議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔投　　票〕

○青柳賢治議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。佐久間孝光議員、河井勝久議員、川口浩史議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○青柳賢治議長　開票結果を報告いたします。

投票総数13票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち有効投票　　10票

無効投票　　３票

有効投票中　　松　本　美　子　議　員　　９票

河　井　勝　久　議　員　　１票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。

よって、松本美子議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○青柳賢治議長　ただいま副議長に当選されました松本美子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選告知いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休　　憩　午後　１時１８分

再　　開　午後　１時２５分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎副議長就任の挨拶

○青柳賢治議長　この際、松本美子議員に副議長就任の挨拶を求めます。

松本美子副議長。

〔松本美子副議長登壇〕

○松本美子副議長　議長の指名がございましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいまは副議長選挙ということで、皆様のご協力をいただき、私、とても大切な重責をいただくことができました。これからはもちろんですけれども、青柳議長が議長としての手腕をしっかりと前面に出して嵐山町議会の運営を遂行していくためにも、私、公正、公平な立場に立ちまして、どこまでできるかわかりませんけれども、副議長職をしっかりと務めさせていただきますので、今後とも皆様方のご支援とご協力をぜひともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　ありがとうございました。

◎施政方針表明

○青柳賢治議長　日程第９、町長の施政方針表明を行います。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　本日、嵐山町議会平成26年第１回定例会を招集申し上げましたところ、

議員の皆様にはご健勝にてご参集を賜り、感謝を申し上げます。

本議会においてご審議いただきます平成26年度予算案並びに関連諸議案を提案するに先立ちまして、平成26年度の町政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。

平成26年は大変穏やかな年明けとなりましたが、２月に入りまして３度の降雪に見舞われました。特に２月14日からの降雪は、これまでに経験したことのない大雪となりました。ほかの自治体では亡くなられた方もありました。被害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げます。

久寿元年、1154年に、木曽義仲公はこの嵐山町の地で生まれました。今から860年も前のことであります。その後、幾多の困難を乗り越え、倶利伽羅峠の戦いなど、これらを経て京に入り、歴史的な人物となっていきます。この義仲公の縁により、昨年嵐山町としては初めて富山県小矢部市と長野県木曽町の２市町と災害時相互援助協定を結びました。

また、埼玉県、長野県、富山県、石川県の４県内35団体で構成する「義仲・巴」広域連携推進会議を設置し、義仲公と巴御前のＮＨＫ大河ドラマ放送実現に向けて活動を行っております。大河ドラマ放送が実現すれば、全国的に嵐山町をアピールすることができる絶好の機会になると思われます。

これまでも異常気象がマスコミの話題になってまいりましたが、そのような現象が毎年起こるような気がしてなりません。昨年は、夏の記録的な猛暑、台風26号による伊豆大島の大雨、そして本年２月の大雪など、これまでに経験したことのない気象状況が続いております。

嵐山町は、これまで自然災害の少ない町でありましたが、だからといって、これからも災害がないとは限りません。前例にないことを前提とした体制づくりを行っていく必要があると痛感をしております。

町の２月１日の人口は１万8,329人となってしまい、前年度同月より97人減少をしております。比企郡市の中では人口減少率の少ない本町ですが、人口が減少していることには変わりはありません。そのため、平成26年度から町外から転入する子育て世帯に対し、転入促進事業を行ってまいります。

しかしながら、今後の施策には人口減少を見込んで行う必要があるとも考えております。

さて、第２次安倍政権が一昨年に誕生して以来、三本の矢による経済対策、いわゆる「アベノミクス」により、ＧＤＰの成長率は４四半期連続でプラス成長するなど、景気回復が進んでいると報道されています。政府は「この道しかない」と強い決意で引き続き経済の好循環を進めるため、95兆8,823億円という過去最大の積極的な予算案を編成しております。

昨年、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しました。2020年は６年後であります。長いようでもあり、短くもあるでしょう。東京オリンピックの誘致は「オリンピックとパラリンピックの価値を次世代に受け継いでいく」こと、これをビジョンに掲げております。2020年は、嵐山町の町政が施行されてから53年となる年になります。50年後の嵐山町も、これまでこの町を築いてこられた方々の思い、これを受け継ぎ、さらに次世代へと確実に引き継いでいくことができるよう、これからも尽力をしてまいります。

平成26年度の一般会計当初予算は、59億2,500万円と前年度比10.4％増の積極的な予算を計上いたしました。

ただし、小中学校空調設備工事等の学校施設整備事業は、国の平成25年度第１次補正予算に内定したため、町も補正予算により事業を行ってまいります。

国民健康保険特別会計は20億7,229万3,000円で、前年度比4.2％増、後期高齢者医療特別会計は１億6,736万9,000円で、前年度比4.7％増、介護保険特別会計は11億5,897万1,000円で、前年度比7.8％増、下水道事業特別会計は６億5,408万4,000円で、前年度比3.3％減、水道事業会計は７億8,820万円で、8.4％増で計上をいたしました。町全体では107億6,591万7,000円で、前年度比7.7％増でございます。

一般会計の歳入についてご説明申し上げます。

政府は、今後の景気回復を見越し、今国会に提出している平成26年度予算案の税収を前年度比16.0％増としております。また、同じく政府が作成した地方財政計画では、市町村の地方税収、これを前年度比2.9％増としております。

しかしながら、平成26年度嵐山町の一般会計の町税は、個人町民税の落ち込みが予想され、前年度比1.3％増で見込んでおります。

地方交付税は、国の方針により減額されることとなりまして、平成26年度の実質的な地方交付税を1.0％減と見込んでいます。引き続き、町にとりましては大変厳しい状況が続くものと思われます。

国庫支出金は、国の消費税対策に伴う臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金、社会資本整備総合交付金等を利用した道路・橋梁整備、学校施設環境改善交付金により、前年度比46.4％増で計上いたしました。

県補助金では、特別保育事業の増額に伴いまして、前年度比38.9％増で計上いたしました。

新規事業の増加に伴いまして、地方債も前年度比66.0％増の６億6,060万円となりました。

平成26年度も多額の財源不足を解消するため、基金から２億4,200万円を繰り入れ、予算編成を行ったところでございます。

一般会計歳出の性質別では、人件費が約2,365万円の減少、公債費も約3,378万円減少し、扶助費は若干増加したものの、義務的経費全体で約5,403万円の減少となりました。

投資的経費では、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、学校施設環境改善交付金等の補助金を活用し、町道整備事業、舗装修繕事業、小中学校空調施設整備事業、小中学校エレベーター安全装置設置事業などを行ってまいります。さらに、武蔵嵐山駅東西連絡通路修繕事業、小川赤十字病院建て替え建設負担事業などの単独事業を計上し、前年度比225.6％増の約７億9,900万円を計上いたしました。

物件費では約1,301万円増、補助費等は約5,725万円増、繰出金も5,840万円増で計上しております。

それでは、平成26年度の主な事業につきまして、第５次嵐山町総合振興計画の各種施策に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、「町民と行政の協働による調和のとれたまち」でございます。

福祉、防災をはじめ、まちづくりにはボランティア活動が大変重要な時代となってまいりました。ボランティア活動は、地域や社会をよりよくするだけでなく、活動を通じた感動、また充実感、達成感が得られるという効果もあると言われております。町では、平成24年度にボランティアの一元化を図るため、ボランティアセンターを設立いたしました。今後もボランティア活動を実践する皆様の支援を積極的に行ってまいります。

また、地域経営のまちづくりをさらに進めるため、住民参加の機会の拡充を図るとともに、地域住民等の皆様の意思を施策に反映させることができるよう、自治基本条

例制定のための準備を行ってまいります。

町の人口は、平成13年をピークに減少を続けています。人口は町の基礎となるものであります。２月現在１万8,329人の人口の減少を最大限に食いとめるため、町外からの子育て世帯等の転入に対し転入奨励金の交付、また町をアピールするパンフレットの作成等も行ってまいります。

町立吉田集会所は、耐震診断を行った結果、危険建築物という判定となりました。町立吉田集会所の機能を移転することに加え、北部交流センターの老朽化に伴う改修を行うため、埼玉県住宅供給公社資金を活用し、設計業務に着手してまいります。

次に、「健康で互いに支え合う活き活きとしたまち」でございます。

これまで町では、予防医療事業、また予防介護事業に積極的に取り組み、予防接種の対象も県内の他市町村に先んじて幅広く実施をしてまいりました。特にこども医療費窓口払代替事業として、ロタウイルス、おたふく、水痘、中学３年生へのインフルエンザの予防接種を行ってまいりました。平成26年度からは、感染すると重症化してしまうＢ型肝炎の予防接種への助成を新たに実施をしてまいります。

高度医療により医療費は増加をする一方でございます。こども医療、重度心身障害医療、ひとり親医療につきましては、医療費がどれぐらいかかっているかご理解いただくために、医療機関の窓口で一部負担額を支払っていただき、その後支給させていただく償還払いを行っております。その一手間をかけていただくことで生ずる財源は、保育料の引き下げや予防接種への助成、小中学校の学年費の助成、障害者事業に使用させていただいております。引き続き皆様方のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

がん検診につきましては、受診しやすい環境を整え、受診率の向上を図るため、自己負担分の引き下げを行ってまいります。また、健康増進と食育をさらに進めていくため、町民の皆様や関係者とともに健康増進、食育計画を策定をしてまいります。

小川赤十字病院は、比企地域をはじめ大里、秩父地域の中核的な病院でございます。さらなる医療体制の確保のため、老朽化した中央病院棟の建て替え費用に対し、近隣市町村とともに支援をしてまいります。

町の高齢化率は、２月１日現在27.5％となっております。既に高齢社会ではなく、超高齢社会になっています。今後、支援や介護を必要とする障害者や高齢者数は増加することは明らかでございます。こうした社会状況に対し、地域福祉に携わる人材を

確保、育成するため、福祉関係事業所に勤務する有資格者に対し、地域福祉人材育成基金を原資とした助成金の交付を行ってまいります。

平成27年度からは、第６期介護保険事業計画が開始されます。高齢者等の方々が安心して高齢期を過ごすことができるよう、町民の皆様の意見を踏まえ計画を策定してまいります。

障害者にとって住みよいまち、これは誰もが住みよいまちであります。障害者計画を検証しながら各種障害者施策を行ってまいります。

次に、「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」でございます。

水道は、生活の最も基幹となるライフラインであり、安全・安心を支えるものでございます。平成25年度から水道料金を平均で約4.9％の値下げを行いました。水道事業につきましては会計制度の改正が行われますが、さらなる健全化を図りながら、老朽化した送配水管等の整備を計画的に実施をしてまいります。

公共下水道事業におきましては、皆様のご協力によりまして、川島地区の一部を除き整備が進んだところでございます。川島地区の一部につきましては、今後の工業系土地利用地の整備、これと並行して行っていく予定となっております。

河川の水質向上のため取り組みを行っております市町村管理型合併浄化槽事業、この事業も引き続き力を入れてまいります。

役場敷地内のフィットネス21パークにつきましては、遊具の整備を計画的に行ってまいりました。平成26年度は、宝くじの助成金を活用し、健康遊具を設置をしてまいります。

次に、「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」でございます。

現在、平成27年４月から施行される「子ども・子育て支援法」に基づきまして、子ども・子育て支援事業計画を策定中でございます。保育・幼児教育制度が大きく変わる中、町の皆様の実情に合わせた計画を策定してまいります。

第２次安倍内閣では、女性が活躍できる社会をつくることが成長戦略の中核として位置づけられております。埼玉県もウーマノミクスプロジェクトを重要プロジェクトの一つとしております。女性が活躍する場をつくるには、保育所の整備が急務でございます。今後も民間保育園へ助成を行い、保育の充実を図ってまいります。平成26年度は、県の補助金を活用し、若草保育園の建て替えに対する建設費の助成を行ってまいります。

県内で先進的に取り組んでまいりました小中一貫教育推進事業におきましては、マスコミにも取り上げられるなど大変好評となっております。県の助成制度は平成25年度で終了いたしますが、平成26年度は町単独事業として、菅谷中学校区のみならず玉ノ岡中学校区にも広げてまいります。

学校施設につきましては、ここ数年、菅谷中学校、七郷小学校体育館の建て替え、菅谷小学校、志賀小学校体育館の耐震化など、安全面を重視をした教育環境の改善に積極的に取り組んでまいりました。平成26年度は、猛暑対策として国の第１次補正予算を活用し、避難所でもある小中学校の普通教室等や幼稚園の遊戯室に空調設備工事を行ってまいります。さらに、エレベーターに関する建築基準法の改正に伴いまして、各小中学校に設置をしているエレベーターの安全装置取りつけ工事を行ってまいります。

志賀小学校については、公共下水道区域内のため、こちらも国の第１次補正予算を活用し、下水道工事を行ってまいります。

こども医療費窓口払代替事業といたしまして実施をしている小学生・中学生への学年費補助も引き続き実施をしてまいります。

国指定史跡杉山城跡につきましては、平成25年度から国の補助金を活用して公有地化を図っておりますが、平成26年度も引き続き公有地化を図り、貴重な歴史的資産を後世に残してまいります。

２月７日から23日まで、ロシアのソチにおいて行われました冬季オリンピックが開催されました。アスリートたちの躍動する姿には多くの方が感動し、励まされ、勇気づけられたのではないでしょうか。平成25年度にはＢ＆Ｇ海洋センターの改修を行いましたが、これからもスポーツの振興を図ってまいります。

次に、「安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち」でございます。

現在、政府はＴＰＰの締結に向け、関係国と交渉を行っております。政府は、聖域なき関税撤廃を前提としないとしておりましたが、交渉はなかなか難航しているようであります。農業は国の基幹であります。平成26年度からは、減反の廃止や農地集積バンクなど、町の農業を取り巻く環境も大きく変わることが予想されます。今後も、嵐山町の新たな農業の進展に向けて取り組んでまいります。

農地の整備につきましては、越畑地内の台山沼上沼整備や土地改良施設維持管理適正化事業などの土地改良事業を行ってまいります。

道路の整備では、平成25年度に国の補助金を活用しながら、主要幹線道路の舗装修繕工事を行いました。平成26年度も引き続き補助金を活用しながら、10路線の舗装修繕工事を行ってまいります。

橋梁においても、これまで長寿命化計画の策定を行ってまいりました。さらに平成26年度には、10橋の耐震調査、診断と22橋の道路ストック点検を実施をし、平成27年度から順次修繕工事を行ってまいります。

幹線道路では、越畑地内の１―３号線の測量、鎌形地内の１―17号線の用地補償、将軍沢地内の２―26号線の工事を行ってまいります。

生活道路では、鎌形75号の整備に着手してまいります。

道路環境整備は、地域の安全・安心及び活性化につながるものでございます。優先順位を考慮しながら計画的に整備してまいります。

まちの玄関口である武蔵嵐山駅は、これまでもロータリー整備等を行ってまいりました。現在、東西連絡通路の老朽化が進んでおりますので、平成26年度に塗装、屋根修繕、鳩害対策、鳩の害の対策工事を行ってまいります。

多くの企業が嵐山町に来ていただくためには、企業の立地を促進していく必要があります。企業誘致条例を制定をし、税収の確保とあわせまして、町民の方の雇用の確保につなげてまいりたいと思います。

また、平成15年３月に策定をいたしました都市計画マスタープランを見直し、川島地区の工業系利用地の企業誘致を積極的に推進してまいります。平沢土地区画整理事業及び東原土地区画整理事業につきましても、住宅地の確保、これを図るため、引き続き支援してまいります。

嵐山町は災害が少ないからといって安泰としてはいられません。伊豆大島の例を見るまでもなく、昨今の気象状況は予断を許しません。防災対策のさらなる充実を図ります。平成26年度は役場庁舎を使用した防災訓練を実施をしてまいります。

86年前の昭和３年、埼玉県の偉人本多静六博士が嵐山町の地を訪問しました。本多博士は、嵐山渓谷やその中枢部を踏査をし、その風景が京都の嵐山に似ているため、「これは武蔵の嵐山だ」とつぶやきました。それが嵐山町の地名となっています。平成25年度から関係者や県と協議を重ねてまいりました「川のまるごと再生事業」による槻川の再生事業を平成26年度は本格的に実施をしてまいります。嵐山渓谷バーベキュー場から飛び石により冠水橋まで通行することができ、自然を生かしながら紅葉を

植栽することにより「武蔵嵐山」の再生を図ってまいります。

電算システムでは、平成25年10月に、町の住民基本台帳系システムを埼玉県町村会システム共同化事業によりクラウド化をいたしました。社会保障、税の共通番号制度の利用開始に向け、関連システムの改修を行い、引き続き電算システムの安定稼働とセキュリティーの確保、これに取り組んでまいります。

公平・公正のまちづくりには、徴収事務の強化が不可欠です。これまでも積極的に徴収の強化を図っております。徴収率は91.7％となっております。引き続き公平・公正のまちづくりを行うため、徴収事務に力を注いでまいります。

人件費は、前年度と比較をいたしまして約2,300万円減少しています。私が就任した平成16年度と比較いたしますと、約１億9,200万円も減少をしたことになります。職員が減少する中、よりよいまちづくりをつくるためには、職員一人一人の能力の向上、これが不可欠であります。人材育成を図るため、平成25年度から人事評価制度を管理職に導入し、平成26年度からは全職員に広げてまいります。

平成26年度は地方債の発行による積極的な予算編成を行ったため、プライマリーバランスを黒字化することができませんでした。しかしながら、持続可能な財政運営を行うため、今後の公債費に注視しながら計画的に事業を行ってまいります。

昨年11月に、キャロライン・ケネディ氏が在日米国大使に就任をしました。ご承知のとおりジョン・Ｆ・ケネディ元アメリカ大統領の長女でございます。

ジョン・Ｆ・ケネディ氏は大統領の就任演説で「国があなたのために何をしてくれるかを問うのではなく、あなたが国のために何をできるのかを問うてほしい」と述べたと言われております。誰もが知っている明言、有名な言葉でございます。

嵐山町第５次総合振興計画では、「まちづくりは誰のものでもなく、そこに住む人々のためのものであります。住む人々が、暮らしやすく、希望の持てるまちにするため、そして幸せになるためのものであります。それには、何よりも全ての人々が「私たちのまち」という自覚を持つことが必要です」としています。そして、将来像を「豊かな自然　あふれる笑顔　心の通いあうまち　らんざん」といたしました。

これからの人口減少社会、超高齢社会において、我々は何をしなければならないのでしょうか。

町では、平成26年度から新たに転入促進事業、また企業誘致事業、これらを行い、人口増、税収増という未来への投資を行ってまいります。しかしながら、それでも就

業者人口は減少し、税収も減少していくことになるかもしれません。簡単に解決する問題ではありません。

職員はもちろん、町民一人一人の方々が、これまで世界で経験をしたことのない成熟型社会でどうしたらいいのかを考える必要があるのではないでしょうか。そして、皆で同じ方向を向き、一歩を踏み出すことにより、明るい、住んでよかったと思える嵐山町がつくられるのではないでしょうか。

平成26年度は、人口増加事業、企業誘致事業、人材育成事業、教育環境整備事業、武蔵嵐山再生事業など、未来への投資を重点化した予算といたしました。

子供たちが誇れるまちにするために、今一人一人で何ができるのか考えましょう。子供たちの資産を今使うのではなく、未来にどう役立てるのかを考えましょう。

これまで、嵐山町は知見ある先達によりつくられてまいりました。その伝統を引き継ぎながら、未来の嵐山町民の負託に応えるようなまちづくりを行っていこうではありませんか。

以上、平成26年度の町政運営に関する基本的な考え方と平成26年度予算の概要を申し上げました。

今後も町にとって大変厳しい状況が続くと思われますが、嵐山町の限りない発展のため、議員の皆様並びに町民の皆様に引き続き特段のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成26年度の施政方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。これにて施政方針表明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開の時間は２時10分といたします。

休　　憩　午後　２時００分

再　　開　午後　２時１０分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１４号～議案第１９号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第10、議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第11、議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定の件、日程第12、議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

の件、日程第13、議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第14、議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び日程第15、議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上６件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。平成26年度の町政を執行するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2,500万円と定めるものでございます。このほか債務負担行為を３件及び地方債12件の設定、並びに一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものでございます。

次に、議案第15号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第15号は、平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。平成26年度の国保会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,229万3,000円と定めるものでございます。このほか一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものでございます。

次に、議案第16号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第16号は、平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。平成26年度の後期高齢者医療会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億6,736万9,000円と定めるものでございます。

次に、議案第17号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第17号は、平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。平成26年度の介護保険会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,897万1,000円と定めるものでございます。このほか歳出予算の流用について定めるものがございます。

次に、議案第18号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第18号は、平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件でございます。平成26年度の下水道会計を運営をするため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億

5,408万4,000円と定めるものであります。このほか債務負担行為２件及び地方債２件の設定、並びに一時借入金の借り入れの最高額について定めるものでございます。

最後に、議案第19号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第19号は、平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。平成26年度の水道会計は業務の予定量を給水戸数7,483戸、年間総配水量276万4,000立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を５億4,685万3,000円、事業費用を４億9,929万7,000円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1,650万円、資本的支出２億8,890万3,000円とするものであります。このほか一時借入金の限度額等について定めるものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長に細部説明を求めます。

まず、議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定について、細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、議案第14号の細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、予算案の参考資料をごらんいただきたいと思います。２ページをお願いいたします。

予算減額等の推移でございます。平成26年度を見ていただきますと、上から当初予算額、町税、人件費、普通建設事業費、町債の順でございまして、前年に比較いたしまして人件費を除き増額となっております。

平成26年度の当初予算額は59億2,500万円でございまして、対前年度伸び率はプラス10.4ポイント、５億5,800万円の増額となりました。町税につきましては25億8,488万円でございまして、対前年度伸び率はプラス1.3ポイント、3,430万2,000円の増額でございます。普通建設事業費は７億9,900万8,000円で、前年度対比で５億5,357万7,000円の増額でございます。人件費は12億4,180万9,000円でございまして、2,365万6,000円の減額でございます。町債につきましては６億6,060万円でございまして、２億6,260万円の増額となりました。

３ページをお願いします。歳入の財源別内訳表でございます。自主財源であります

が、予算額31億3,305万1,000円で、構成比は52.9％、依存財源につきましては27億9,194万9,000円で、構成比は47.1％でございます。平成26年度は国県支出金及び町債の増額等によりまして、依存財源が6.9ポイント上昇いたしました。

８ページをお願いします。歳出の目的別内訳表でございます。平成26年度の予算額と構成比を平成25年度と比較したものでございます。この中で、前年度対比で10％を超えて伸びておりますのは、第３款の民生費は１億8,757万3,000円の増額、第８款土木費は２億6,709万3,000円の増額、第10款の教育費につきましては１億8,667万4,000円の増額となっております。

次に、12ページをお願いします。基金の状況でございますが、積み立て基金の平成25年度末現在高見込み額でございますが７億893万1,000円、平成26年度の積立額は15万円、取り崩し額は２億4,485万円、26年度末現在高見込み額につきましては、資料作成後、先日の大雪対策のため専決処分をさせていただきまして、財政調整基金から1,700万円の取り崩しを行いましたので、財政調整基金の年度末現在高見込み額は２億596万3,000円となります。基金の計でございますが、４億4,723万1,000円という状況でございます。その他の資料につきましては、ご高覧いただきたいというふうに思います。

それでは、当初予算書に戻っていただきまして、３ページをお願いします。一時借入金第４条でございますが、平成21年度から25年度まで８億円とさせていただいておりましたが、まちづくり交付金事業も終了し、年度末に支払い現金が不足する事態も少なくなるということで、平成20年度と同額の５億円とさせていただくものでございます。

８ページをお願いします。第２表、債務負担行為でございますが、農業近代化資金利子補給、特別小口融資制度に係る損失補償及び北部交流センターの改修事業の３件でございまして、期間、限度額につきましては、ごらんいただいておりますとおりでございます。

次ページをお願いします。第３表、地方債でございます。保育所緊急整備事業から、下から２番目の杉山城跡整備事業まで新規11事業の起債でございまして、限度額等につきましては、ごらんいただいておりますとおりでございます。合計いたしますと３億4,960万円でございます。臨時財政対策債につきましては、３億1,100万円でございます。合計をいたしますと６億6,060万円となるものでございます。

16、17ページをお願いします。初めに歳入でございます。

第１款町税でございますが、個人分につきましては減額と推計しておりますが、法人税は前年度の実績見込みを考慮すると増額が見込まれるということで、3,033万2,000円の増額といたしました。

第２項の固定資産税1,127万2,000円の増額は、償却資産分でございます。

18、19ページをお願いします。

第２款の地方譲与税、自動車重量譲与税につきましては、新エコカー減税の影響もあり、平成25年度の実績も減額が見込まれることから200万円の減額といたしました。

第３款利子割交付金、第４款配当割交付金、次のページをお願いします。第５款株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と同額でございます。

第６款地方消費税交付金につきましては、県の試算に基づきまして3,000万円の増額とさせていただきました。

第７款ゴルフ場利用税は同額でございます。

第８款自動車取得税交付金につきましては、平成26年度の税制改正によりまして、取得税率が引き下げられることを考慮いたしまして、200万円の減額でございます。

第９款地方特例交付金100万円の減額につきましては、備考欄の住宅借入金の特別税額控除の実績見込みに基づきます減額でございます。

第10款地方交付税６億7,900万円でございますが、基準財政需要額及び基準財政収入額を試算するとともに、平成25年度の実績も考慮いたしまして2,700万円の増額といたしました。

22、23ページをお願いします。第11款交通安全対策特別交付金は前年と同額でございます。

第12款分担金及び負担金の衛生費負担金401万9,000円の増額でございますが、24、25ページをお願いします。比企医師会の在宅当番医制市町村負担金でございまして、概要にありますように、平成26年度は事業の幹事でございまして、各市町村からの負担金でございます。

第13款使用料及び手数料でございますが、26、27ページをお願いします。教育使用料の幼稚園保育料が、園児数の増加によりまして118万8,000円の増額でございます。

30、31ページをお願いします。第14款国庫支出金の社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金、これにつきましては、通所サービスに係る利用日数の増加等によ

りまして、前年比330万円ほど増額となっております。児童福祉費負担金の児童手当国庫負担金につきましては、対象人数の減少等によりまして1,310万円の減額でございます。

32、33ページをお願いします。第２項国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の臨時福祉給付金事業費補助金4,375万円、下の事務費補助金337万2,000円、一つ飛びまして、子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金1,817万円、事務費補助金130万9,000円につきましては、消費税引き上げに際し、町民税非課税世帯及び子育て世帯への影響を緩和するとともに消費の下支えを図るため、臨時的な給付措置として交付されるものでございます。

次に、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の狭隘道路整備等促進事業交付金550万円につきましては、鎌形75号線の測量設計、土地購入及び物件補償費でございます。防災・安全交付金6,798万円につきましては、34、35ページをお願いします。学校橋ほか９橋の橋梁耐震調査診断、道路ストック点検、町道１―14号ほか９路線の舗装修繕工事の交付金でございます。社会資本整備交付金825万円につきましては、町道１―３号線、950メーターの測量設計でございます。

学校施設環境改善交付金8,012万円でございますが、この交付金につきましては、平成25年度の各小中学校のエレベーター安全装置取りつけ工事を除きまして、平成25年度の国の補正予算の事業として該当することとなりましたので、６月議会で歳入歳出合わせて補正減をさせていただきたいと存じます。一つ飛びまして、文化財保存事業費補助金3,278万7,000円でございますが、公有地化事業の２年目でございます。

36、37ページをお願いします。衛生費委託金の環境騒音測定委託金150万円でございますが、環境騒音測定３カ所及び社会反応調査90戸を予定しております。

40、41ページをお願いします。第15款県支出金、児童福祉費補助金の特別保育事業費補助金１億2,789万4,000円で、前年対比１億1,159万3,000円の増額となっておりますが、保育所緊急整備事業として嵐山若草保育園の建て替えに対する補助金が、このうちの１億1,055万円でございます。おもちゃ図書館の開館日数につきましては、週３日から５日とするものでございます。

42、43ページをお願いします。ふるさと創造資金の地域づくり提案事業費補助金、それから一つ飛びまして、土木費県補助金の地域づくり提案事業費補助金、合わせますと1,500万円でございますけれども、これにつきましては、川のまるごと再生事業

の補助金でございまして、土地の購入費、工事費、測量設計委託等でございます。

48、49ページをお願いいたします。一番下でございまして、18款繰入金でございます。財政調整基金繰入金といたしまして２億4,200万円、50、51ページをお願いします。ふるさとづくり基金から200万円、公共公益施設建設基金から５万円、地域福祉人材育成基金から80万円の計２億4,485万円を繰り入れるものでございます。

52、53ページをお願いします。第20款諸収入の雑入でございますが、1,261万2,000円の減額でございますが、平成25年度には、改良センターの修繕等事業助成金が1,375万円ほどございました。それがなくなったこと、それから宝くじの交付金、これが実績見込みによりまして500万円の減額となっております。プラス要因もございまして、54、55ページをごらんください。概要欄のフィットネス21パークの健康遊具整備として、自治総合センターコミュニティー事業助成金ということで860万円、宝くじの助成でございます。

56、57ページをお願いします。第21款町債の保育所緊急整備事業債980万円につきましては、嵐山若草保育園建て替えに伴います町負担分でございます。

58、59ページをお願いいたします。小川赤十字病院建て替え建設負担事業債2,780万円につきましては、平成26年度分の負担金でございます。以下、歳入概要のとおりでございまして、この整備に対しまして起債をするものでございます。下から２番目の杉山城跡整備事業債まで合計いたしますと３億4,960万円でございます。臨時財政対策債３億1,100万円をプラスいたしますと、次ページをお願いします。町債の総額でございますが６億6,060万円となりまして、前年度対比２億6,260万円の増額となるものでございます。

続きまして、歳入に入らせていただくわけですが、その前に人件費についてでございますが、平成25年度の当初予算、これにつきましては人事異動前の予算編成のため、平成26年度と比較いたしますと大きな増減が出ている款もございます。また、継続事業の増減につきましては、平成25年度の実績見込みに基づくものでございます。それをご理解の上で説明を聞いていただければありがたいというふうに思います。

70、71ページをお願いします。第２款総務費の住民税情報システム運用管理事業の電算委託料5,588万8,000円でございますが、拡大分といたしまして、個人番号制度に伴いますシステム改修、子ども・子育て支援システムの保守、年金生活者支援給付金システムの改修費として1,029万円でございます。財産管理事業の機械器具借上料

315万円につきましては、再リースをしておりました財務会計システム、この機器を更新するものでございます。電子自治体推進事業の拡大分につきましては、情報系サーバの入れかえ及び新規ノートパソコン20台分でございます。

78、79ページをお願いします。男女共同参画推進事業の男女共同参画研修参加者補助金５万円でございますが、研修会の参加費及び交通費を助成するものでございます。

一番下の子育て世帯等転入奨励事業1,045万4,000円につきましては、子育て世帯等の転入増加促進を図り、人口の減少を抑えるための経費でございまして、印刷製本費ではパンフレットの作成1,000部を予定しております。子育て世帯等転入奨励金でございますが、1,000万円でございますが、町内に家を新築し、転入する世帯へ20万円、中古家屋を購入し転入する世帯へ10万円、加算額といたしまして、15歳未満の子供１人につきまして５万円を奨励金として助成するものでございます。

80、81ページをお願いします。自治基本条例制定事業13万5,000円につきましては、自治基本条例を制定するため委員会を設置するものでございます。

90、91ページをお願いします。第２項徴税費、資産税賦課事業の一番下になりますが、固定資産航空写真撮影業務委託料365万円でございますが、土地家屋の現況確認及び諸図面の基礎資料といたしまして利用するものでございます。

94、95ページをお願いします。第４項選挙費の県議会議員選挙執行事業232万円につきましては、平成27年４月に予定されております選挙の準備費用でございます。

100、101ページをお願いします。第３款民生費、社会福祉総務事業の消耗品26万2,000円につきましては、自殺対策の啓発用冊子等を作成するものでございます。

102、103ページをお願いします。一番下の介護給付・訓練等給付事業の1,265万2,000円の増額につきましては、通所サービスに係る利用日数の増加が主なものでございます。

104、105ページをお願いします。これも一番下の地域福祉人材育成事業の地域福祉人材育成助成金80万円でございますが、地域福祉に携わる人材を確保、育成するため、福祉関係事業所に新たに勤務する有資格者等に対し、助成金を交付するものでございまして、５万円の10人分と３万円の10人分、合わせますと20人分の予算を計上しております。

106、107ページをお願いします。一番上の臨時福祉給付金事業の臨時福祉給付金事業補助金4,375万円でございますが、事業概要のとおりでございまして、非課税者１

人につき１万円、老齢基礎年金受給者等１人につき5,000円の加算でございます。

118、119ページをお願いします。第２項児童福祉費、子育て世帯臨時特例給付金事業の子育て世帯臨時特例給付金、これにつきましては、対象児童１人につき１万円ということで1,817万円でございます。

120、121ページをお願いします。保育所保育事業の負担金補助及び交付金、保育所緊急整備事業補助金１億1,055万円につきましては、嵐山若草保育園の建て替えに対する補助金でございまして、補助基準額に対しまして県が12分の８、町が12分の１でございます。

122、123ページをお願いします。第４款衛生費の保健衛生総務事業でございますが、124、125ページをお願いします。右側の一番上でございますが、在宅当番医制事業運営費負担金436万8,000円、これにつきましては、26年度は幹事町村のため、９市町村分をまとめて嵐山町が支払うものでございまして、嵐山町分はこの中で34万8,000円でございます。フィットネス21パーク管理事業の工事請負費884万7,000円につきましては、宝くじの助成金で、フィットネス21パークの健康遊具を整備するものでございます。

126、127ページをお願いします。小川赤十字病院の建て替え建設負担金でございますが、平成26年度、27年度、２カ年で7,416万9,000円を負担することになっておりますが、26年度分として3,708万5,000円でございます。予防接種事業の予防接種医師委託料につきましては、こども医療費窓口払いの代替事業として、Ｂ型肝炎の個別接種を追加いたしました。120人分で283万7,000円でございます。がん検診等事業のがん検診委託料では、拡大分といたしまして、肺がんの個別検診の追加及び自己負担金の軽減ということで、500円を超えていた負担金を500円とするワンコイン化を図るものでございます。

130、131ページをお願いします。一番下でございますが、水質等調査事業の環境騒音測定及び社会反応調査委託料151万2,000円につきましては、環境騒音測定３カ所、社会反応調査90戸、これを予定しているところでございます。

140、141ページをお願いします。第６款農林水産業費、土地改良事業の工事請負費800万円につきましては、越畑地内の台山沼上沼、これの測量及び工事を行うものでございます。

142、143ページをお願いします。一番上の川のまるごと再生事業の伐採委託料400万

円につきましては、バーベキュー場から上流の枯損木の伐採を行うものでございます。

150、151ページをお願いします。第８款土木費、道路修繕事業の工事請負費１億1,570万6,000円につきましては、防災安全交付金事業でございまして、町道１―14号ほか９路線の舗装修繕工事でございます。生活道路整備事業1,187万9,000円につきましては、狭隘道路整備等促進事業として実施を予定しております鎌形75号の測量設計委託料、土地購入費物件補償費でございます。幹線道路整備事業3,695万7,000円につきましては、町道１－３号線の測量設計委託料が1,500万1,000円、町道２―26号の工事請負費799万2,000円、町道２―26号の工事請負費、それから町道１―17号線の土地購入費746万4,000円及び物件補償費が650万円でございます。

152、153ページをお願いします。橋梁改修事業1,103万7,000円につきましては、防災安全交付金事業でございまして、事業概要欄にございますように学校橋ほか、橋梁９橋の耐震調査診断業務委託料、これが453万6,000円、それから北田橋ほか橋梁21橋の点検業務委託料650万1,000円でございます。

154、155ページをお願いします。都市計画総務事業の都市計画マスタープラン改定業務委託料399万6,000円につきましては、川島地区の工業系土地利用を位置づけるため、一部改正を行うものでございます。その下の武蔵嵐山駅東西連絡通路駅前広場管理事業の東西連絡通路塗装修繕工事等負担金6,372万円でございますが、東武鉄道への負担金でございまして、連絡通路の塗装、屋根工事、防水工事等を行うものでございます。

158、159ページをお願いします。自然緑地管理事業の土地購入費408万円でございますが、大平山山頂公園等の借用地の一部5,099.9平米の土地の取得を予定しております。

160、161ページをお願いします。川のまるごと再生事業2,730万1,000円でございますが、測量設計委託料1,080万円につきましては、遊歩道の整備、冠水橋の修繕等の一体的な測量設計でございます。これに伴いまして、工事請負費が1,000万1,000円でございます。固有財産購入費630万円につきましては、6,246平米の土地の購入を予定しております。

170、171ページをお願いします。第10款教育費、小中一貫教育推進事業の463万9,000円につきましては、中１ギャップの解消等を目的とする小中一貫教育推進事業を県のモデル事業といたしまして、菅谷中学校区で実施してまいりました。26年度は

単独事業といたしまして、玉ノ岡中学校区まで拡大をし、実施してまいります。

178、179ページをお願いします。小学校施設改修事業の工事請負費１億6,448万2,000円でございますが、概要欄の工事を計上いたしましたが、空調設備工事及び志賀小の下水道工事につきましては、国の補正予算の事業に該当いたしましたので、６月議会で補正減をさせていただくものでございます。各小学校エレベーター装置取りつけ工事につきましては2,227万5,000円でございます。

186、187ページをお願いします。中学校施設改修事業の工事請負費7,638万1,000円につきましても、空調設備工事は小学校と同様でございます。菅谷中学校エレベーター安全装置取りつけ工事につきましては702万円でございます。

192、193ページをお願いします。第４項幼稚園費、嵐山幼稚園改修事業の工事請負費236万8,000円につきましては、単独事業として遊戯室の空調設備工事を行うものでございます。

200、201ページをお願いします。第５項社会教育費、杉山城跡整備事業の土地購入費4,017万2,000円につきましては、公有地化の２年目でございまして、４万172平米を購入するものでございます。歴史資料等保存管理事業32万1,000円につきましては、博物誌編さん事業の終了に伴います維持管理経費でございます。

210、211ページをお願いします。第12款公債費につきましては、６億4,964万5,000円でございまして、前年度対比3,378万9,000円の減額でございます。

13款予備費でございますが、1,731万6,000円とさせていただきました。

212ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　続いて、特別会計などの細部説明を担当課長に求めます。

議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について及び議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長　議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部についてご説明させていただきます。

最初に、平成26年度予算案の参考資料により、ご説明をさせていただきます。参考

資料の26ページをお開きください。

１の歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は20億7,229万3,000円であります。構成比の大きな順に、前期高齢者交付金６億7,612万3,000円で、構成比32.6％、次に国民健康保険税４億5,231万9,000円で、構成比21.8％、次に国庫支出金３億7,321万円で、構成比18％となっております。平成26年度当初予算では、前期高齢者交付金が国民健康保険税及び国庫支出金を上回る予算額となっております。

次に、27ページ、２、歳出の構成でございますが、構成比の大きな順に保険給付費13億7,680万円で、構成比66.5％、次に後期高齢者支援金等２億9,070万4,000円で、構成比14％、次に共同事業拠出金２億3,217万4,000円で、構成比11.3％となっております。

28ページをお開きください。次に、３、世帯数、被保険者数の推移の表でありますが、平成26年度の見込みは、世帯数3,073世帯、被保険者数5,390人で、前年度比較ではそれぞれ若干の減少となっております。

次の29ページ以下は、年度別医療費の推移等の資料ですが、説明は省略させていただきたいと思いますので、後ほどご高覧ください。なお、29ページの一般及び退職被保険者のグラフは各年度の当初予算額の比較であり、30ページ以下の資料は実績額及び見込み額をもとに作成しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思います。

それでは、これからは予算書によりご説明させていただきます。予算書の234、235ページをお開きください。

２、歳入ですが、１款国民健康保険税１項１目一般被保険者国民健康保険税は４億639万1,000円で、前年度比較588万9,000円の増額となっております。積算内訳としては、１節医療給付費分から３節介護納付金分までの現年度課税分については、それぞれ収納率を91％と見込み計上しております。

次に、２目退職被保険者等国民健康保険税は4,592万8,000円で、前年度比較1,609万3,000円の減額となっております。これは、１節医療給付費分から３節介護納付金分までの現年課税分について、収納率を25年度より１％高い99％で見込んでおりますが、26年度に新たに退職該当になる被保険者は少ないと見込まれるため、被保険者数が減となることによるものです。

236、237ページをお開きください。次に、第３款国庫支出金ですが、１項１目療養給付費等負担金は３億271万3,000円で、前年度比較1,719万9,000円の減額となっております。これは、本来、一般被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費等の所要額の32％が交付されるものですが、この計算過程において前期高齢者交付金分が控除されるため、その影響により減額となっております。

この内訳ですが、１節現年度分は療養給付費分１億8,046万8,000円で、前年度と比較して減額となりますが、３節介護納付金分3,858万3,000円及び４節後期高齢者支援金分8,366万円は、前年度と比較して増額の予算計上となっております。

次に、２目高額医療費共同事業負担金936万円は、標準高額医療費共同事業拠出金に対して国、県より４分の１ずつが交付されるものであります。

また、３目特定健康診査等負担金168万7,000円は、特定健診、特定保健指導に対しての補助であり、国、県より補助単価の３分の１ずつが交付されるものであります。

次に、２項国庫補助金でありますが、１目財政調整交付金は5,902万3,000円で、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものであります。前年度比較3,026万6,000円の減額となっており、その内訳として医療分は増額、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は減額となるものであります。

また、25年度は、２目特別調整交付金分900万円を計上していましたが、今年度は計上していないため、減額となっております。

次に、２目災害臨時特例補助金42万7,000円は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国保税の減免及び一部負担金の免除に係る財政負担に対して交付されるもので、補助率は10分の８となっております。

238、239ページをお開きください。次に、４款療養給付費交付金ですが、１億2,128万3,000円で、前年度比較2,645万1,000円の減額となっております。これは、退職被保険者等に係る医療給付に要する費用として交付されるものであり、退職被保険者数の減による医療給付費等の減額を見込んでの計上となっております。

次に、５款前期高齢者交付金ですが、６億7,612万3,000円で、前年度比較１億5,194万5,000円の増額となっております。これは、65歳から74歳の前期高齢者の加入率に応じて保険者間の負担の不均衡を調整する目的で交付されるものですが、前期高齢者の加入見込み数の増加及び平成24年度の医療給付費が多かったので、その確定に伴う追加交付が多くなるため、大幅な増額となっております。この前期高齢者交付金は国の

療養給付費等負担金、財政調整交付金のほか、この後説明させていただきます６款２項１目第一号県調整交付金及び７款の共同事業交付金等にも影響しており、それぞれの減額の要因となっております。

次に、６款県支出金ですが、１項１目高額医療費共同事業負担金及び２目特定健康診査等負担金は、それぞれ国庫負担金と同様に県負担分として交付されるものであります。

次に、２項県補助金１目第一号県調整交付金ですが、6,402万3,000円で、前年度比較1,404万7,000円の減額を見込み、計上しております。定率国庫負担は減少されてきており、平成24年度からは32％となっていますが、その減少分も補填され、交付されているものであります。

次に、２目第二号県調整交付金は1,066万8,000円で、前年度比較229万5,000円の減額となっております。これは、人間ドック等健診助成事業及びレセプト点検等の医療費適正化対策についてそれぞれ助成されるものであり、減額の理由として、平成25年度はその他特別調整交付金の計上をしていましたが、今年度は計上していないため減額となっております。

240、241ページをお開きください。７款１項１目共同事業交付金は5,049万9,000円ですが、これはレセプト１件80万円を超える高額療養費に対し、交付基準に基づいて交付されるものであります。

次に、２目保険財政共同安定化事業交付金は、２億3,349万3,000円であります。これは、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト１件10万円を超える療養費に対し交付基準に基づき交付されるものであります。

この共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の両方が前年度比較で増額となっておりますが、26年度は国保連合会で試算を行い、金額が示されましたので、その金額を計上しております。

次に、９款繰入金ですが、１項１目一般会計繰入金は5,796万1,000円であります。内訳として、１節保険基盤安定繰入金2,147万9,000円は、一般被保険者に係る保険税軽減分を繰り入れるものであり、この財源の負担割合は県が４分の３、町が４分の１であります。

２節出産育児一時金繰入金448万円は、出産育児一時金支給額の３分の２を繰り入れるものであります。

３節国保財政安定化支援事業繰入金772万2,000円は、国保財政の健全化、税負担の平準化に資するために、地方財政措置されたものを繰り入れるものであります。

４節その他繰入金1,598万5,000円は、人件費、事務経費及び保険事業に要する経費等についての繰り入れであります。

242、243ページをお開きください。５節保険基盤安定（保険者支援分）繰入金829万5,000円は、一般被保険者の保険税の軽減対象人数に応じて、国が４分の２、県及び町が４分の１の負担割合で繰り入れるものであります。

次に、10款繰越金ですが、１項２目その他繰越金は、前年度繰越金を2,000万円と見込み、計上しております。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

246、247ページをお開きください。次に、３、歳出ですが、１款総務費は、事務的経費、賦課徴収に要する経費及び国保運営協議会運営経費等を計上しているものであります。

248、249ページをお開きください。次に、２款保険給付費１項１目一般被保険者療養給付費ですが、11億1,253万6,000円で、前年度比較7,635万1,000円の増額となっております。

次に、２目退職被保険者等療養給付費ですが、9,481万円で、前年度比較2,792万5,000円の減額となっております。60歳から64歳の退職被保険者として、25年度は560人分を見込んでおりましたが、26年度は430人分を見込み、計上しております。

250、251ページをお開きください。次に、３目一般被保険者療養費1,772万8,000円及び４目退職被保険者等療養費157万9,000円につきましては、柔道整復師等の施術料や治療用装具等に要した費用について給付するもので、過年度の給付実績に基づき積算計上しております。

次に、２項高額療養費１目一般被保険者高額療養費は１億2,439万1,000円、２目退職被保険者等高額療養費は1,360万円ですが、それぞれ被保険者の一部負担金が一定限度額を超える場合に、その超える額について負担するものであり、平成24年度及び25年度支払い実績に基づき計算し、計上しております。

252、253ページをお開きください。ページ中段になりますが、４項出産育児諸費１目出産育児一時金は672万円で、１人当たり42万円の16人分を計上しております。

次に、５項葬祭諸費１目葬祭費は175万円で、１件５万円の35件分を計上しており

ます。

254、255ページをお開きください。３款後期高齢者支援金等１項１目後期高齢者支援金は２億9,068万3,000円で、前年度比較253万3,000円の増額となっております。これは、加入者１人当たりの後期高齢者支援金負担額の5,453人分と、24年度の精算分を見込み、計上しております。

256、257ページをお開きください。６款介護納付金１項１目介護納付金は１億2,057万4,000円で、国保加入者のうち介護保険の第２号被保険者分を診療報酬支払基金へ納付するものであります。

次に、７款共同事業拠出金、１項１目共同事業医療費拠出金は3,744万2,000円で、レセプト１件当たり80万円を超えた高額医療費に対し交付される共同事業交付金に要する費用として、一定割合を国保連合会へ拠出するものであります。

次に、４目保険財政共同安定化事業拠出金は１億9,473万円で、県内の市町村国保間の保険料の平準化、保険財政の安定を図る制度として、レセプト１件当たり10万円を超える医療費に対し交付される保険財政共同安定化事業交付金に要する費用として、一定割合を国保連合会に拠出するものであります。

この共同事業医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金も、交付金同様、26年度は国保連合会で試算を行い、金額が示されましたのでその金額を計上しております。

258、259ページをお開きください。８款保健事業費、１項１目疾病予防費は2,126万6,000円で、主なものとしては13節の委託料で、人間ドック350人分、併診ドック50人分及び各種がん検診等でございます。

次に、２項１目特定健康診査等事業費は1,296万9,000円で、主なものとしては13節の委託料で、特定健康診査等委託料であります。

262、263ページをお開きください。12款予備費は、594万9,000円を計上させていただきました。

以上、細部説明とさせていただきます。

○青柳賢治議長　山下町民課長、細部説明の途中ですが、暫時休憩したいと思います。

再開の時間は３時20分といたします。

休　　憩　午後　３時１０分

再　　開　午後　３時２２分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告いたします。清水議員が所用のため、ここで退席いたしましたので、ただいまの出席議員数12名となっております。

それでは、山下町民課長に細部説明を求めます。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長　続きまして、議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部についてご説明させていただきます。

予算案の参考資料には、歳入歳出の構成、被保険者数の推移及び年度別、月別医療費の状況等を載せさせていただいておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

予算書の274、275ページをお開きください。２、歳入ですが、１款後期高齢者医療保険料は、１目特別徴収保険料9,146万1,000円及び２目普通徴収保険料4,139万9,000円で、合計して１億3,286万円を計上しております。保険料率は２年ごとに見直すことになっております。平成26年度が見直しの年になり、改定された保険料率をもとに広域連合で見込んだ１人当たり平均調定額に基づき積算し、計上しております。現行の保険料率は均等割額４万1,860円、所得割率8.25％、賦課限度額55万円でありますが、新保険料率では均等割額４万2,440円、所得割率8.29％、賦課限度額57万円となります。均等割額が580円、所得割率が0.04％の増加になり、賦課限度額も２万円の増加となります。埼玉県では、急速に高齢化が進んでいる状況の中で、増加する医療費に対応するため、保険料率を改定するものであります。

２款、３款は省略させていただきまして、次に、４款繰入金１項一般会計繰入金は１目事務費繰入金が60万2,000円、２目保険基盤安定繰入金が3,330万3,000円で、合わせて3,390万5,000円を計上しております。２目の保険基盤安定繰入金は、所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を県が４分の３、町が４分の１の割合で負担するものであります。

５款、６款は省略させていただき、以上で歳入の説明とさせていただきます。

278、279ページをお開きください。続いて、３、歳出ですが、１款総務費、２項１目徴収費60万2,000円は、保険料徴収に係る事務経費であります。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は１億6,616万6,000円で、前年度比較796万8,000円の増額であります。特別徴収、

普通徴収による保険料及び保険料の軽減分を合わせて広域連合に納付するものでございます。

３款は省略させていただきます。

280、281ページをお開きください。４款予備費ですが、49万9,000円の計上でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　続いて、議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木　務長寿生きがい課長登壇〕

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、議案第17号の細部につきましてご説明を申し上げます。

当初予算書の294、295ページをごらんいただきたいと思います。歳入の１款保険料の１項１目第１号被保険者保険料でございますが、２億4,436万6,000円で、前年度比1,704万3,000円の増額となっております。現年度分特別徴収保険料につきましては収納率を100％と、現年度分普通徴収保険料は88％として計上をいたしました。

次に、２款分担金及び負担金の１万8,000円につきましては、要介護認定におきまして非該当となりました高齢者がショートステイを利用した場合の本人負担分でございます。

３款国庫支出金の１項１目介護給付費負担金でございますが、１億9,909万4,000円で、前年度比1,547万9,000円の増となっております。平成26年度の保険給付費の予定額となる標準給付費を11億2,445万2,000円と推計し、そのうちの居宅介護サービス費分につきまして６億853万7,000円の20％、１億2,170万7,000円を見込んだところでございます。また、施設介護サービス費分につきましては、５億1,591万5,000円の15％、7,738万7,000円を見込んでございます。

次に、２項１目調整交付金につきましては、市町村間の財政力格差を調整するため、標準給付費に対して全国平均で５％が交付されるところでございますが、各市町村の後期高齢者の割合と所得階層の状況等によりまして交付割合に変動がございまして、本町では1.73％と試算をし、1,945万3,000円を見込んだところでございます。

続いて、２目地域支援事業交付金の介護予防事業分でございますが、事業費の25％

が交付されるもので、269万6,000円を予定しております。

３目地域支援事業交付金の包括的支援事業任意事業分につきましては、事業費の39.5％が交付されるもので、209万5,000円といたしました。

４款支払基金交付金の１項１目介護給付費交付金でございますが、３億2,609万1,000円で、前年度比2,474万円の増額となっております。これは、40歳から64歳までの第２号被保険者の保険料相当分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、積算の基礎となります標準給付費の見込み額が伸びていることから、増額となっております。

２目の地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業費の29％が交付されるもので、312万7,000円を計上いたしました。

296、297ページをお願いいたします。５款県支出金の１項１目介護給付費負担金でございますが、１億6,635万2,000円で、前年度と比較をいたしますと1,224万7,000円の増額となっております。なお、県の負担率といたしましては、居宅分が12.5％、施設分が17.5％でございます。

２項県補助金の１目地域支援事業交付金でございますが、介護予防事業にあっては補助率12.5％で、134万8,000円、包括的支援事業任意事業にあっては補助率19.75％で、104万7,000円となります。

次に、７款１項一般会計繰入金の１目介護給付費繰入金につきましては、標準給付費の12.5％となっておりまして、１億4,055万6,000円を町負担分として繰り入れるものでございます。

２目地域支援事業繰入金の介護予防事業の町負担分といたしましては、事業費の12.5％、134万8,000円、３目包括的支援事業任意事業の町負担分といたしましては、事業費の19.75％、104万7,000円を繰り入れるものでございます。

また、４目その他一般会計繰入金といたしまして事務費、賦課徴収費等で1,512万8,000円の繰り入れをお願いするものでございます。

２項基金繰入金の１目介護保険介護給付費、支払準備基金繰入金3,510万円につきましては、介護給付費の支払いに充当するため基金から繰り入れるものでございます。これによりまして、平成26年度末の支払準備基金残高は約9,563万円となる見込みでございます。

300、301ページをお願いいたします。歳出の１款総務費中３項１目の介護認定審査

会費524万7,000円でございますが、前年度比27万7,000円の減であり、これは比企広域市町村圏組合で行っております介護認定審査会に要する負担金の減額によるものでございます。

302、303ページをお願いいたします。４項１目の運営協議会費24万円でございますが、介護保険事業計画策定年に当たり、年４回会議を開催するため18万円の増といたしました。

２款保険給付費の１項１目居宅介護サービス給付費でございますが、４億2,055万6,000円で、前年度と比べますと3,774万円、9.9％の増となっております。主な給付といたしますと、訪問介護が7,036万1,000円、通所介護が１億5,627万9,000円、短期入所生活介護が6,731万3,000円でございます。

次に、３目の地域密着型介護サービス給付費が5,761万5,000円となっておりますが、主に認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に係る給付を予定しております。

304、305ページをお願いいたします。５目施設介護サービス給付費でございますが、４億4,585万3,000円で、前年度比2,212万1,000円、5.2％の増額となっております。主なものは、介護老人福祉施設が３億1,807万4,000円で、前年度比1,519万6,000円の増、介護老人保健施設が１億2,234万4,000円で、前年度比628万9,000円の増額でございます。

９目の居宅介護サービス計画給付費でございますが、4,976万円で、前年度比566万3,000円の増額となっており、これはケアプランの作成報酬といたしまして10割を給付するものでございます。

306、307ページをお願いいたします。２項１目介護予防サービス給付費につきましては5,148万4,000円で、前年度比356万1,000円、7.4％の増額となっております。これは、要介護認定におきまして要支援１、あるいは２と判定された方に対しましての保険給付費でございまして、介護予防訪問介護1,420万5,000円、介護予防通所介護1,881万5,000円、介護予防通所リハビリ1,125万9,000円が主なものとなっております。

310、311ページをお願いいたします。４項１目高額介護サービス費につきましては1,935万8,000円で、前年度比176万1,000円の増額となっておりますが、介護保険の利用者の負担軽減を図るための経費として計上をいたしました。

312、313ページをお願いいたします。６項１目の特定入所者介護サービス等費につ

きましては、低所得の方が施設利用に当たり負担が重くならないよう、居住費と食費の軽減を図るものでございまして、5,295万2,000円といたしました。

314、315ページをお願いいたします。３款の地域支援事業費でございますが、１項１目の二次予防事業費につきましては、358万3,000円を計上させていただきました。前年度と比べますと44万1,000円の減額となっておりますが、平成25年度の実績見込みを勘案し、計上したものでございます。

次に、２目一次予防事業費でございますが、高齢者みずからが介護予防に向けて取り組んでいただきますよう支援等を行う経費といたしまして728万6,000円を計上させていただいたところでございます。このうち拡大分といたしまして、次のページになりますが、介護予防啓発事業中のコバトンお達者倶楽部事業につきましては、利用対象施設に役場と活き活きふれあいプラザを加えるため、報償費を新たに計上したものでございます。

318、319ページをお願いいたします。２項包括的支援事業・任意事業費でございますが、介護予防ケアマネジメント事業をはじめ、高齢者やその家族に対する総合相談や支援、権利擁護事業等を推進する経費でございます。

320、321ページをお願いいたします。５目任意事業費の485万4,000円につきましては、配食サービスや高齢者の見守り訪問に係る経費が主な内容となっております。

322、323ページをお願いいたします。６款の予備費でございますが、299万1,000円とさせていただきました。

324ページの給与費明細書につきましては、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　最後に、議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について及び議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定について、細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　それでは、議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算について、細部説明をさせていただきます。

予算書の330ページをお願いいたします。債務負担行為について説明させていただきます。内容は、水洗便所改造資金利子補給について、債務負担行為を設けるもので

ございます。期間は、平成26年度から平成29年度までの３年間で、限度額は、水洗便所改造資金融資あっせん条例に基づき利子補給する額でございます。それから、水洗便所改造資金損失補償について債務負担行為を設けるものでございます。期間は、平成26年度から平成30年度までの間で、限度額は、水洗便所の改造をしようとするものが金融機関から借り入れた資金のうち、その元本及び利子について、最終弁済期到来後６月を経過しても償還できない額を限度額とするものでございます。

予算書の331ページをお願いいたします。第３表、地方債ですが、流域下水道事業について、限度額を2,290万円とするものでございます。利率につきましては４％以内でございます。浄化槽市町村整備事業について、限度額を4,810万円とするものでございます。利率につきましては４％以内でございます。

次に、338、339ページをお願いいたします。歳入ですが、第１款１項１目浄化槽事業分担金1,110万円としています。前年度より87万6,000円の減でございます。内容は、浄化槽設置申請者が事業費の一部を担う分担金でございます。減額の理由は、浄化槽設置目標基数の減によるものでございます。

２項負担金１目下水道事業負担金ですが、843万9,000円としています。前年度より955万4,000円の減でございます。内容は、下水道事業の受益者負担金でございます。減額の理由は、前年度の付加面積よりも平成26年度は１万1,369平方メートルほど付加面積が減になっているものでございまして、その影響でございます。

次に、２款１項１目下水道使用料ですが、２億2,500万6,000円を見込んでいます。前年度の納入実績等から勘案をいたしまして、予算計上をさせていただきました。

次に、２目浄化槽使用料ですが、1,456万5,000円を見込んでおります。２項手数料は説明を省略いたします。

第３款国庫支出金ですが、１項１目浄化槽整備事業費国庫補助金ですが、5,176万1,000円、前年度より1,432万1,000円の増でございます。内容は、浄化槽の目標基数に応じた補助金額を計上しております。前年度より増となっておりますが、前年度当初予算では補助率を３分の１に見ていたことによるものでございます。低炭素社会対応型浄化槽設置事業に対し、２分の１の補助率で交付されるものとし、算定し、計上しています。

第４款県支出金ですが、１項１目浄化槽整備事業費補助金2,400万円は、前年度より300万円の減でございます。減額の理由は、浄化槽設置目標基数の減によるもので

ございます。平成26年度は転換浄化槽を80基と見込んでいますので、補助対象基数が前年度と比較し、10基の減となっている関係でございます。

次に、第５款繰入金の１目一般会計繰入金ですが、２億4,587万2,000円としています。前年度と比較し、4,677万2,000円の増額となっております。公共下水道事業及び町管理型浄化槽設置事業を推進するために、一般会計からの繰入金でございます。

次に、340ページ、341ページをお願いいたします。第６款繰越金ですが、200万円を見込んでおります。

第７款諸収入の説明は省略をさせていただきます。

第８款町債ですが、１項１目下水道事業債として7,100万円を見込んでおります。前年度より3,240万円の減でございます。町債の内容は、市野川流域下水道事業債及び浄化槽市町村整備事業債でございます。

次に、342、343ページをお願いいたします。歳出ですが、第１款公共下水道費１項公共下水道総務費１目一般管理費は3,176万5,000円でございます。前年度より137万6,000円の減でございます。主な支出でございますが、人件費のほかには、13節の委託料として、内容は、下水道台帳作成委託料などでございます。

344、345ページをお願いいたします。第２項公共下水道事業費の１目建設事業費は2,710万円で、前年度よりも3,171万円の減となっております。建設事業費の主な内容は、市野川流域下水道事業建設負担金の支出が主なものでございます。

次に、２目維持管理費ですが、１億3,366万7,000円で、前年度よりも130万3,000円の増でございます。主なものとしましては、19節負担金補助及び交付金の市野川流域維持管理負担金でございます。汚水処理量予定量につきましては、約138万4,000立方メートルを予定しております。

346、347ページをお願いいたします。第２款浄化槽費１項浄化槽総務費１目一般管理費は527万7,000円でございます。前年度より315万円の減でございます。主な支出は人件費の関係でございます。

第２項浄化槽事業費の１目建設事業費は１億3,970万2,000円で、前年度より1,205万9,000円の減となっております。

348、349ページをお願いいたします。建設事業費の主な内容は、17節の公有財産購入費でございます。内容は、転換浄化槽、新設、増改築等浄化槽施設の買い取り費用でございます。

次に、２目維持管理費ですが、4,345万7,000円で、前年度より2,100万2,000円の増でございます。主な内容は、13節委託料でございます。町管理型浄化槽の適切な維持管理を行うため、浄化槽の保守管理委託料及び浄化槽内部の清掃委託料などでございます。

次に、第３款公債費ですが、１項１目元金が１億8,497万8,000円と見込んでおります。前年度より866万2,000円の増でございます。内容は、公共下水道事業及び流域下水道事業の元金償還金でございます。

次に、２目利子7,101万円と見込んでいます。内容は、公共下水道事業、流域下水道事業及び浄化槽事業の利子償還金でございます。

公債費全体額ですが、２億6,398万8,000円と見込んでおります。

350ページ、351ページをお願いいたします。第４款予備費でございますが、912万8,000円を計上させていただきました。

358ページをお願いいたします。358ページは地方債に関する調書でございます。前年度末現在高見込み額でございますが、合計が31億1,567万6,000円でございます。当該年度末現在高見込み額は、30億169万8,000円になる見込みでございます。

352ページにあります給与費明細書以降の資料につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上で、下水道事業特別会計の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算について、細部説明をさせていただきます。

361ページをお願いいたします。業務の予定量等につきましては、説明を省略させていただきます。ページの中段にあります第４条の資本的収入及び支出ですが、「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億7,240万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金１億9,344万8,000円、減債積立金2,580万円、建設改良積立金3,444万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,871万5,000円で補填するものとする）としています。

376ページ、377ページをお願いいたします。平成26年度水道事業会計予算執行計画書につきましてご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出でございますが、収入でございます。第１款事業収益１項営業収益１目給水収益でございますが、水道料金収入を４億7,246万6,000円と見込み、前

年度より2,089万8,000円の増と見込んでいます。内容は、年間総有収水量を263万立方メートルと予定し、その料金収入でございます。消費税が５％から８％に変更になる影響として、年間総有収水量を263万立方メートルで積算した場合、消費税が５％の場合と比較し、約1,098万円ほど消費税分が増加すると見込まれております。

次に、２目受託工事収益でございますが、20万円とし、前年度と比較し80万円の減額としています。内容は、公共下水道の布設工事に関連する水道管の移設工事を予定しております。

３目その他営業収益でございますが、3,205万6,000円で、前年度より1,446万1,000円の増額となっております。内容は、２節の新設加入金の収入を見込んでいるためでございます。

次に、２項営業外収益１目受取利息及び配当金ですが、85万円とし、前年度より57万8,000円の減でございます。内容は、預金の利息を見込んでいます。

次に、２目長期前受金戻入につきましては、地方公営企業法の一部改正により、会計基準の見直しから新たに設けられた項目であります。償却資産の取得または改良に伴い、交付される補助金や一般会計負担金等については、長期前受金として、負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化するということになっております。減価償却見合い分として4,027万5,000円を長期前受金戻入として収益化するものでございます。

３目雑収益につきましては、33万6,000円とし、前年度より119万1,000円の減でございます。前年度は、有価証券の売却益が127万8,000円計上されておりましたが、現在有価証券を保有していないため、有価証券売却代金が減額となっております。

次に、４目消費税還付金が67万円でございます。内容は、平成26年度の営業行為によりまして還付金が生じるという予測をしまして計上をしたものでございます。

次に、377ページ、収益的収入及び支出でございますが、第１款事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費でございますが、１億1,327万円、前年度より1,093万3,000円の増でございます。主な支出としましては、９節委託料が2,061万8,000円、12節労力費が2,941万6,000円、14節受水費が4,599万円となっております。地方公営企業法の一部改正により、会計基準の見直しから新たに設けられた項目としまして、３節賞与引当金繰入額が新たに追加されております。

次に、２目排水及び給水費ですが、１億319万9,000円で、前年度より2,997万8,000円

の増となっております。会計基準の見直しから、３節賞与引当金繰入額が新たに追加されております。排水及び給水費の主な支出としましては、378ページをお願いいたします。７節委託料が1,900万1,000円、８節修繕費が3,700万2,000円、10節路面復旧費が2,750万円となっております。

次に、４目総係費ですが、7,798万8,000円としています。前年度より464万9,000円の減でございます。総係費の主な支出としましては、人件費関係費用及び13節委託料が2,224万2,000円でございます。総係費におきましても、地方公営企業法の一部改正により新たに設けられた項目としまして、４節賞与引当金繰入額と、379ページにあります20節貸倒引当金繰入額が新たに設けられております。

次に、５目減価償却費でございますが、１億5,968万1,000円を計上しております。前年度より145万8,000円の増となっております。内容は、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置の有形固定資産減価償却費を計上しております。

380ページをお願いいたします。６目資産減耗費ですが、423万1,000円を計上し、前年度より75万5,000円の減でございます。内容は、老朽管の布設替え等に伴う固定資産の除却費を計上しております。

次に、２項営業外費用１目利息及び支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、1,045万9,000円で、前年度より91万4,000円の減でございます。内容は、企業債の利息の償還でございます。

次に、３項特別損失ですが、2,294万8,000円を計上しております。特別損失を当初予算に計上するのは、地方公営企業法の一部改正により、会計基準の見直しから新たに特別損失の項目を設けることになったものでございます。１節手当等の期末勤勉手当と２節法定福利費の共済組合負担金及び３節退職給付費を計上しております。

４項予備費でございますが、700万円、前年度と同額を計上しております。

381ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。第１款資本的収入１項１目負担金は150万円でございます。内容は、公共下水道の工事に関連する水道管の移設に関する負担金を予定しております。

次に、２項補助金、１目国庫補助金1,500万円でございます。ライフライン機能強化等の事業費補助金として国の補助金を予定しております。内容は、第１浄水場から配水池までの間の導水管及び排水管の布設替え、耐震化工事の補助金でございます。補助率につきましては４分の１でございます。

382ページをお願いいたします。支出の第１款資本的支出、１項建設改良費、１目事務費ですが、1,451万7,000円でございます。主な内容は、人件費と委託料でございます。５節委託料につきましては、排水管の布設工事の測量設計等の委託費でございます。会計基準の見直しから、３節賞与引当金繰入額が新たに追加されております。

次に、２目浄化槽布設費930万円は工事請負費でありますが、内容は、第１浄水場にあります倉庫が老朽化していることから、解体撤去し、跡地に給水タンク格納庫として新たに倉庫の建築を行う工事費でございます。

３目配水場施設費550万円は工事請負費でございますが、内容は第３配水場にあります配水タンクの屋根修繕工事を計画しております。第３次拡張工事当時の設備でございますが、配水タンク屋根については補修の必要が生じたことから予算計上したものでございます。

次に、４目配水本管施設費２億3,290万円は、前年度より1,490万円の増でございます。内容は工事請負費でございまして、老朽管の更新及び管網の整備工事を予定しております。なお、工事場所等につきましては、予算の参考資料56ページ等をごらんいただければと思います。

次に、２項企業債償還金ですが、予定額は2,588万6,000円で、前年度より91万4,000円の増となるものです。企業債の平成26年度末の残高予定でございますが、２億4,884万1,307円になる予定でございます。

次に、戻っていただきまして370ページをお願いいたします。平成26年度嵐山町水道事業予定貸借対照表ですが、資産の部、１、固定資産の（１）有形固定資産のイ、土地からチの建設仮勘定までの有形固定資産合計額が39億5,276万9,287円となります。（２）無形固定資産の合計が68万5,900円となり、固定資産の合計額は39億5,345万5,187円となります。

２、流動資産ですが、（１）現金貯金から（６）貯蔵品までの流動資産合計は11億3,185万4,658円となります。流動資産において、会計基準の変更から（３）貸倒引当金が新たに追加されました。引当金の内容は、債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込み額を計上しております。

資産の部（１）固定資産合計と（２）流動資産合計を合わせた資産合計は、50億8,503万9,845円となります。

続きまして、371ページ、負債の部ですが、３、固定負債として（１）企業債と（２）

引当金に区分されております。以前は、固定負債として（１）引当金だけを計上していましたが、会計基準の見直しから、固定負債として企業債と引当金を設けることになったものでございます。固定負債合計は５億6,353万2,084円となります。

４、流動負債ですが、（１）企業債と（４）引当金が、会計基準の見直しから新たに設けられました。（１）企業債から（６）浄化槽使用料までの流動負債合計は4,756万5,379円となります。

５、繰延収益ですが、（１）長期前受金と（２）長期前受金収益化累計額が会計基準の見直しから新たに設けられました。補助金等の会計処理としまして、補助金等は長期前受金として計上し、減価償却見合い分を収益化することが、今回の会計基準の見直しにおいて大きな変更点でございます。繰延収益合計ですが、８億3,375万4,484円となります。負債合計は14億4,485万1,947円となります。

次に、資本の部ですが、６の資本金は、今までは（１）自己資本金及び（２）借入資本金という項目でしたが、会計基準の見直しにより（１）は固有資本金となり、（２）は組入資本金と変更になりました。資本金合計は22億381万3,769円となります。

７の剰余金ですが、（１）資本剰余金は、イの受贈財産評価額からチ国庫補助金までの資本剰余金合計額が２億3,863万2,691円となります。（２）利益剰余金は、イ減債積立金、ロ建設改良積立金、ハ当年度未処分利益剰余金の合計が11億9,774万1,438円となります。（１）資本剰余金合計と（２）利益剰余金合計額を合わせた剰余金合計が14億3,637万4,129円となります。

６の資本金合計と７の剰余金合計を合わせた資本合計は、36億4,018万7,898円となりまして、負債資本合計が50億8,503万9,845円となりまして、資本合計と一致するものでございます。

370ページ、371ページの下段に記載しています内容は、会計基準の見直しから会計処理の方法を注記として記載しております。

365ページの水道事業予定キャッシュ・フロー計算書及び366ページ以降にあります給与費明細書等、資料につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

これにて平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件ほか５件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、予算議案６件を一括して行います。

どうぞ。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

本予算議案６件の審査に当たっては、委員会条例第５条並びに会議規則第39条の規定により、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案６件は、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案６件につきましては、会議規則第46条の規定により今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算議案６件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○青柳賢治議長　続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第７条第３項の規定により議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　４時０９分

再　　開　午後　４時３７分

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○青柳賢治議長　休憩中に、先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、松本美子議員、副委員長、佐久間孝光議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

松本美子予算特別委員長。

〔松本美子予算特別委員長登壇〕

○松本美子予算特別委員長　ただいまは、予算特別委員会委員長ということでご推薦をいただき、皆様とともに特別委員会を、職務をしっかりと遂行していきたいと思っておりますので、ぜひとも皆様方のご協力をよろしくお願いをし、ふつつかではございますけれども、お願い申し上げます。

○青柳賢治議長　ありがとうございました。

◎議案第２２号～議案第２５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○青柳賢治議長　日程第16、議案第22号　町道路線を廃止することについて（林道）、日程第17、議案第23号　町道路線を認定することについて（林道）、日程第18、議案第24号　町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)、日程第19、議案第25号　町道路線を認定することについて（開発行為）、以上４件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第22号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第22号は、町道路線を廃止することについて（林道）の件でございます。林道

を町道へ用途変更することに伴いまして、道路法第10条第１項の規定に基づき町道路線廃止をするものであります。

次に、議案第23号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第23号は、町道路線を認定することについて（林道）の件でございます。林道を町道へ用途変更することに伴いまして、道路法第８条第１項の規定に基づき町道路線を認定するものであります。

次に、議案第24号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第24号は、町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）の件でございます。町有財産払下申請に伴いまして、道路法第10条第１項の規定に基づき町道路線廃止をするものであります。

最後に、議案第25号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第25号は、町道路線を認定することについて（開発行為）の件でございます。川島地内の２カ所における開発行為の帰属に伴いまして、道路法第８条第１項の規定に基づき町道路線を認定をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

〔田邊淑宏まちづくり整備課長登壇〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長　それでは、議案第22号、議案第23号、議案第24号及び議案第25号の細部説明をさせていただきます。

議案書をごらんください。初めに、議案第22号及び議案第23号でございますが、この２議案は関連しておりまして、林道を町道へ用途変更することに伴いまして路線を整理する必要があるため、廃止及び認定させていただくものでございます。

まず、議案第22号をごらんください。議案第22号でございますが、町道路線を廃止することについてでございまして、町道路線廃止調書の表中に記載しております町道杉山273号線は、町道と林道杉山明神前線をつなげて一つの路線として認定したいため、一度廃止させていただき、改めて認定させていただくものでございます。この路線の廃止させていただく延長は82.36メートルでございます。

次に、議案第23号をごらんください。議案第23号でございますが、町道路線を認定

することについてでございまして、町道路線認定調書の表中に記載しております４路線は、道路台帳の整備を行い、林道を町道へ用途変更し、町道として維持管理していくため認定させていただくものでございます。

表中の町道越畑304号線は、林道越畑第２線でありまして、延長838.03メートルです。

町道越畑305号線は、林道越畑大木入線でありまして、延長301.49メートルです。

町道吉田409号線は、町道吉田鶴巻線でありまして、延長296.37メートルです。

町道杉山273号線は、議案第22号で廃止させていただく当該路線と林道杉山明神前線を一路線として、延長284.83メートルを認定させていただくものであります。

次に、議案第24号をごらんください。議案第24号でございますが、町道路線を廃止することについてでございまして、町道路線廃止調書の表中に記載しております町道越畑159号線は、隣接する土地所有者から道路敷地であります行政財産の払い下げ申請に伴いまして廃止させていただくものでございます。

なお、廃止する路線延長は61.94メートルでございます。

次に、議案第25号をごらんください。議案第25号でございますが、町道路線を認定することについてでございまして、町道路線認定調書の表中に記載しております３路線は、土地所有者から嵐山町大字川島字新田前と川島字天沼の２カ所の開発行為により、築造された道路の帰属に伴いまして、新たな道路として認定させていただくものでございます。

表中の町道川島210号線の延長は、62.46メートルです。

町道川島211号線の延長は、49.95メートルです。

町道川島212号線の延長は、54.85メートルでございます。

なお、関係いたします路線を表示した図面につきましては、議員控室に掲示してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑を。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　林道から町道に変更になると、何か有利な点とかあるのでしょうか。ちょっと説明がなかったので、伺えればと思います。

○青柳賢治議長　田邊まちづくり整備課長、答弁を求めます。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　お答えさせていただきます。

交付税の関係で有利になります。

以上です。

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第22号　町道路線を廃止することについて（林道）、議案第23号　町道路線を認定することについて（林道）、議案第24号　町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）、議案第25号　町道路線を認定することについて（開発行為）、以上４件につきましては、会議規則第39条の規定により総務経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第22号　町道路線を廃止することについて（林道）、議案第23号　町道路線を認定することについて（林道）、議案第24号　町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）、議案第25号　町道路線を認定することについて（開発行為）、以上４件につきましては会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により３月４日及び５日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、３月４日及び５日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時５０分）

平成２６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

３月６日（木）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第４番議員　　長　島　邦　夫　議員

第３番議員　　佐久間　孝　光　議員

第６番議員　　畠　山　美　幸　議員

第12番議員　　松　本　美　子　議員

第２番議員　　大　野　敏　行　議員

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人 議員	２番	大野敏行 議員
３番	佐久間孝光 議員	４番	長島邦夫 議員
６番	畠山美幸 議員	７番	吉場道雄 議員
８番	河井勝久 議員	９番	川口浩史 議員
１０番	清水正之 議員	１１番	安藤欣男 議員
１２番	松本美子 議員	１３番	渋谷登美子 議員
１４番	青柳賢治 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
山下次男	町民課長
岩澤浩子	健康いきいき課長
青木　務	長寿生きがい課長
植木　弘	文化スポーツ課長
大塚　晃	環境農政課長
内田孝好	企業支援課長
田邊淑宏	まちづくり整備課長
新井益男	上下水道課長

内　田　　勝		会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一		教　育　長
簾　藤　賢　治		教育委員会こども課長
大　塚　　晃		農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成26年嵐山町議会第１回定例会第４日の会議を開きます。

これより開会いたします。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇　長　島　邦　夫　議　員

○青柳賢治議長　それでは、最初の一般質問は、受付番号１番、議席番号４番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項１の環境保全と町ブランドについてからです。どうぞ。

〔４番　長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○４番（長島邦夫議員）　おはようございます。４番議員の長島邦夫でございます。議長から指名をいただきました。今回、私の質問は、大項目で３つでございますが、順次質問しますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。まず初めに、環境保全と町ブランドについてということで大項目にいたしました。要旨としまして、新居を嵐山町に構える選定の基準には、「自然の美しさ、緑と清流」を挙げる方は多いというふうに思い

ます。この大切な自然の環境を守ることは、町の命といいますか、町のブランドを守ることにつながるのではないかなというふうに思います。

今、この大切な大地のポイ捨てが減らない。農作物をつくる神聖な田や畑に、ごみをポイ捨てする、投棄する、全くこの行為は許されるものではないというふうに思っています。製造業の方が工場の中に、フェンス越しでもごみをぽいぽい捨てられたら、たまったものではございません。全く許されない行為であります。

個人でいろいろな方がいらっしゃいますが、散策のときにごみを拾う、または最近の言葉でございますが、アダプトプログラムの活動で率先的に清掃活動を行う人、そのような方を本当に否定する行為でございます。決して許されることではないというふうに思っています。その捨てたごみが、その後どのようになっていくのか、どんな影響を引き起こすかというのは、この世の中の一人一人が真面目に考えるべきものであり、またマナー教育の重要性を言われる発端、協働のまちづくりとしても進めるべき、いわゆるマナー教育が必要ではないかというふうなところから町のブランドというふうに結びつけておりますが、よろしくお願いしたいというふうに思います。

（１）から（５）までありまして、ポイ捨て禁止の条例制定について、以前にも、随分昔だというふうに思いますが、そのようなことを質問していた方もいらしたように思います。

あと、不法投棄の罰則強化について、３番目としまして、環境美化推進委員の活動の状況についてから質問をしたいというふうに思います。

４番として、ロードサポート、いわゆる道路の環境を守るロードサポート、河川の環境を守るアダプトプログラムという団体がたくさんあるというふうに聞いています。私も２つほど入っておりますが、そのような現状について、または、あとは最後に、どうしてもこの自治体の境界、嵐山みたいに盆地ではないですが、盆地と山と接しているところには、他の町村と境界が山と山に挟まれているようなところ、非常にごみが多いのが現状でございます。そういうふうに広域的な対策も必要だというふうに思うのですが、町のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

以上４点、最初に質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（３）について、大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　私からは、小項目（１）から（３）についてお答えさせてい

ただきます。

質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。ポイ捨てを含む全ての不法投棄につきましては、町の環境保全条例の第６節において不法投棄の規則が定められております。今後は、これらの条項が行為の規模やごみの多寡にかかわらず、適用されているものであることを周知して、ポイ捨ての防止に努めてまいりたいと思います。

続いて、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。不法投棄の罰則につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第25条において、「５年以下の懲役または1,000万円以下の罰金」と定められております。これまで広報への掲載やチラシの配布を行ってまいりましたが、さらにこの罰則の存在の周知を図り、県や県警と連携を強化して、行為の防止と摘発に努めてまいります。

続いて、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。現在、各地区の環境美化推進委員の方々には、年２回の美化清掃運動の実施とごみの集積場の管理を中心に、町の環境行政にご協力をいただいております。特に後者につきましては、ごみの分別の仕方、出し方、地区外からの投棄などの問題が多く、各地区住民の苦情対応や役場への通報など、年を通じて大変ご尽力をいただいております。ただし、これらの問題には、地区によってかなりの差があり、また役場に連絡のない問題も多々あると思われることから、今後さらに委員の方々と協力体制を整備して、町の環境美化を推進してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（４）について、田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　質問項目の１の（４）についてお答えいたします。

埼玉県で行っております彩の国ロードサポート制度に登録して、国道・県道の美化清掃の活動を行っているボランティア団体につきましては７団体ございます。また、河川では、川の国応援団、美化活動団体に登録して、県が管理する一級河川等の美化清掃の活動を行っているボランティア団体が４団体ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（５）について、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　質問項目１の（５）についてお答えをいたします。

現在、近隣自治体の間では、境界付近で不法投棄を発見した場合は、隣接の自治体に不法投棄がある旨、連絡をしております。しかし、当該自治体の連絡のみにとどま

り、全体的な対策、あるいは記録、これらをとっておりませんので、今後は合同のパトロール、あるいは監視カメラの共同設置、また情報の記録、これらの共有などの対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ありがとうございます。

それでは、（１）から質問をさせていただきます。ポイ捨ての禁止の条例の制定ということで、どんなお考えをお持ちでしょうかということでお聞きをいたしました。

近隣の、もう同じような、ポイ捨てというのは禁止条例といいますか、しないでくださいという啓発は、今までも随分なさっているというふうに思います。私自身も、そのような看板を他の団体をある、ないを通じて知っておりますが、なかなか看板をすれば、その下にわざわざ置いていく人もいますし、どういう神経をしているのかなというふうに疑う面もあるのですが、この条例、啓発は別として、啓発は啓発でまたお聞きしますが、他の自治体で、この制定の状態、不法投棄で、環境の基本条例といいますか、町にも先ほど答弁をしていただいたように、大まかでは載っておりますが、環境保全条例、ポイ捨てをしない、しては困りますよ。特に細かく、その条例で規定しているところがないわけでございまして、他のこの周りの自治体で、このポイ捨てに限って、どこか制定をしているところが何カ所かあるのではないかと思うのですが、その点わかりましたら、わかる範囲で結構ですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　近隣ということでございますので、東松山市では、東松山のまちをみんなで美しくする条例、こちらのほうが平成24年の12月20日に公布されております。

この条例の中では、路上喫煙や、あるいは空き缶等のポイ捨ての禁止、こういったことがうたわれておりまして、罰則といたしましては、過料ということで１万円以下の過料に科すというふうな条例になっております。

以上です。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　その自治体には自治体のお困りのところがあって、その制定

をしているのだというふうに思います。ですから、我が町に全て通じるということではないというふうに思いますが、私が見る限りでは、このポイ捨てについては、町内の人が捨てているのではというふうには思えません。多分この町を通過する人が捨てているのではないかなというふうに思うのですが、もしこの町の中の人が自分の町の中に捨てているとしたら、ちょっと考え違うのではないですかと言いたくなりますが、何かこの町の中の人が捨てているとしたら、この回収システムに何か問題があるのではないかなというふうに疑ってしまうのですが、環境農政課長、何かその回収システムの中で改善をすべきようなところ、そのようなところがお考えの中に思われるとこがございますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　今、はっきりしたこのシステムというふうなものはございませんが、不法投棄等の連絡がありますと、職員が不法投棄の現場に行きまして、そういったものを処理したり、あるいは誰が不法投棄したかというふうな証拠ですか、そういったものがあれば、また警察等とも連携をとりながら、そういう対応に当たっております。

それから、いろいろそういった不法投棄だとかポイ捨てについては、いろいろそうする方々のマナーだとか、そういったことに起因することが多いと思いますが、今できることは不法投棄の看板等を設置するというふうな、そういったことで今対応をとっているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ポイ捨てのちょっと通常思うのに、ポイ捨てというのは、缶だとか瓶だとか、簡単なものをぽっと捨てるというふうなこともありますが、最近の家電では小さいものもございますよね。ドライヤーですか、手に持ってぱっとそれも使えるようなものについても、ごみの中でよく見かけます。

そういうものについては、不法投棄というわけでは、不法投棄の部分にある程度の大きさになれば入るのではないかなというふうに思うのですが、よくこの粗大ごみについては小川衛生で扱っていますから、その前に役所のほうで申請をして、そのまま持ち込んでくださいというふうなシステムをとっていますよね。

何か違う自治体でも聞きましたら、こういうものがあるのだけれども、車もないから、ぜひ運送屋さんに、何か町が提携しているのだかどうだかわかりませんけれども、こういうものがあるのだけれども、トラックでないと運べないだとか、そういうものについては、町のほうが紹介をして運送屋さんに引き取っていただいて、それで運搬をして小川衛生に持っていくのだというような話も聞きますが、町ではそのような必要性を感じたことはございませんか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　現在のところ、そういった車を貸し出ししたりとか、そういったことは実際やっていないところでございますが、そういった町で紹介したりだとか、そういったことも、ちょっと私承知していなかったものですから、そういうこともやっている自治体があるということであれば、ちょっと研究というか、してみたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　もしそういうふうにお困りの方がいたら、不法投棄をされるよりは、気持ちがあっても自分の中で行動できないということであれば、助けてやるのも一つのあれではないかなというふうに思いますので、お願いをしたいというふうに思います。

とにかく簡単な、今ここではポイ捨てということでお聞きしていますが、ポイ捨てをする、正直私は気持ちがわからないのですよね。いわゆる作物をちゃんと一生懸命つくるようなところへ、河川なんかに捨てるのは、それを飲み水でみんな使うわけですよ。そういうところに捨てないでほしい。啓発の看板を立てる、これは今までずっとやってきたことですが、この条例を制定をすることによって、嵐山町は環境については厳しいのだと、そういうことは許さない町なのだというアピールを、条例をつくることによって、条例をつくったからといって、いろいろこういうふうにアンケートも私引っ張り出して見ましたですが、なかなか条例をつくったからといって効果が上がったというふうな話は、実際ないのですよというふうなアンケートの結果も出ているそうです。

ですけれども、やはりその町の姿勢というか、そういうものについては、嵐山町は

環境を売りにしているのだと、そういうふうなところの一環から、ぜひ私は制定をして、町の姿勢を示すのがいいのではないかなというふうに思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

大変、このポイ捨てというのが、車に乗っても、また町内の中を歩いても、目についたり気がついたり不快な思いをしたりというようなこと、多くの人が感じているのではないかと思うのです。

それをどうするか。大変簡単な、ポイ捨てというのだから、ぽいと意識なくやってしまう、それを条例でということなのですが、それが町の姿勢になるかというようなお話ですが、一つの姿勢にはなると思うのですね。ですが、このぽいとやってしまうというこの意識をどう抑えるか、大変難しい問題で、なかなかどこでも効果的なものが出ていない。

それで、場所によっては、今言ったように、このポイ捨てに、ポイ捨てというような感じの条例を制定をして罰則を強化するというようなこともやっているわけですが、嵐山町では、答弁させていただいておりますように、今までやっているものについては、環境のここの環境条例の中で対応をしてきて、そしてそれらについて警察とも連携をしながら、いろいろやってきているわけです。

それで、答弁にもありましたけれども、ポイ捨てというのも、確かにそれに対して言うのもあれですが、ポイ捨てというのは不法投棄なのだと。全然ポイ捨てではないのだよという意識をしっかり周知をしていくのも必要なのではないかなと思うのですね。

それが町とすると、やってきたつもりですが、さらに進めていく必要はあるのではないだろうかというふうに答弁をさせていただいたわけなのですが、当面は、ポイ捨てではないのだ、不法投棄なのだと。そして、嵐山町では、警察とも連携をとりながら、地域の委員さんとも連携をとりながら見守っているのだと、しっかり見ているのだというようなことをもっと発信をする。当面そういうような形でやらせていただいたらどうかなというふうに思っているのですが、議員さんのおっしゃる、新しく条例をつくってということも、これから念頭に置きながら、そして今答弁させていただい

たように、今の条例を不法投棄なのだというのをしっかり周知をする。こういうこともやりながら様子を見させていただければなと、そんな感じが今しております。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　私も、この啓発の看板を仲間と一緒につくって、これで掲示をしたり、倒れたものをまたもとに戻したりやっているのですけれども、なかなか本当にどうしたらいいのかなというふうに自分でもよくわからないです、減らないので。

ですから、一考として、やはりもうそろそろさんざん今までやってきたので、条例も考えたほうがいいのではないかなということで、制定についてということでお聞きをしました。

ぜひ前向きに、もうそういう時期が来ているのではないかなというふうに思いますので、町のほうの何としてもイメージを守っていくというのは大切なことだというふうに思いますので、ぜひ前向きに進んでいただければというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　（２）番の不法投棄ということですが、これは今のポイ捨てとは、ちょっと若干ニュアンスが違うというふうに思うのですが、それでお聞きしましたが、私が前調べたのと、もう以前から５年以下の懲役、1,000万円以下の罰金ということで、これは変わっていないですよね。ですけれども、この1,000万円という数字が非常に大きな金額ですけれども、それでもする人はいるのですよね。

ここら辺が、実際この不法投棄、何か私が見る限りでは、最近は幾らか少なくなっているのかなというふうに、町のほうで対応しているものについて、私、感じは思うのですが、町のこの実際の不法投棄の連絡だとか対応したものについてはどうなのですか、少なくなっているのですか、以前と変わらないのか、ふえているのか、ちょっとお聞きできればと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　数字的に件数だとか回収した不法投棄の量については、ちょっと持ち合わせていないのですけれども、町では月１回、職員で町内のほうを一斉に回りまして、町内の不法投棄を回収するようなこともやっておりますので、そういったことで全体を見回しますと、そういった不法投棄として見かけられるようなものは、

少なくなっているのではないかなというふうには感じております。

以上です。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ここ３年ぐらいの間、私も役所に連絡して、２回ぐらい警察にも来てもらったことがありますよね。

安易な考え方なのですよ。自分の仕事で詰まってしまって、このあれを次の会社に行く前に、このトラックを清掃しなくてはならない。このごみをどうしたらいいか。事業ごみですから簡単に町へ持ってきて処理してくれるわけではないので、それが小川衛生へ持っていけるわけではないですから、困って捨ててしまったということなのですね。

困るのは、困って捨てるのは、捨てられたほうはたまらないので、そこら辺のところが、もう全然接点というかあれが見当たらないのですよね。私は、その考え方には、全然一致することができないのですが、そういうふうな考え方があるのですよ。

やはりこれは、大体不法投棄というものは、ある程度事業的なものも、事業所的なものも含まれているというふうに思うのですよね。ですから、事業で必要なくなったものについては、必ずその事業所内で処理していただく、産廃業者を使って処理していただくというあれも、やはりこれもまた一つの啓発だと思いますが、商工会なり、またはそういうところを通じて、いまだかつて、いまだ減りませんと、そのようなアピールもしていただくというのも必要なのではないかなというふうに思うのですが、企業支援課長、どうですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　ちょっと用意はしていなかったので、お話しされたものですから、ちょっと答えがぱっと出ないので申しわけないのですが、商工会を通じていろいろなことで、商工会員の皆さんにいろいろな啓発をされております。

そういう中で、企業誘致も含めて、あるいはまた各種相談等についていろいろお話もしながら進めてまいりますので、そういった中で、一応、今言ったそういった会員の皆様が不便に感じていることということも、またその中でお話もできるのかなと思いますので、今後そういったところも含めながら、商工会のほうと連携をとっていければなというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　事業ごみというのは、会社の中で産廃業者に処理してもらうということは当然のことなのですけれども、守られていないということについては、こういう現状がありますよということも、ご自分でというか、そのようなものをよく把握してからお願いをしていただきたいというふうに思いますが、ぜひそういうこともあると思いますのでお願いをしたい。

罰則の強化ということであれば、1,000万円ということであれば、それ以上、幾らか変わっているのかなというふうに私思ったものですから、強化ということもしましたですが、そういうことも、そういう罰則があるのですよというあれも、前にも広報では出ていますよ。私も見ています。

随分昔の広報ですが、ぜひごみについても多少なりとも取り上げていただいて、そういう現状からの打破をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　はい、どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　（３）番なのですが、環境美化推進委員の活動状況についてということでお伺いをしました。

やはり年２回の集中的にやっているわけです。嵐山町の住民であれば、大体皆さん、その時期になると出るのではないかなというふうに思います。

私も、今年たまたま役員をやっていましたから毎回出ましたし、特にごみについては気にかかるのかな、そのような役職にも関係しているのかななんて思ったりなんかしますが、そのときの現状としまして、大人が、うちの地区の場合なんかですと大人が大体各家１名ずつぐらい出て、周辺の大体決められたところを美化推進委員さんが中心になってやっているわけですが、一時期、ちょっと子供たちが出てきた家庭の中で、では一緒にお母さんと行こうよというふうな感じで子供たちが出てくる、そういう光景も見られたのですよね。

ああ、これはあれだな、ごみを捨てるのは大人といいますか、中学、高校生あたりから上の子が多いように思われますが、やはり子供たちのうちから、そのごみについてのあれを学校の中でも、いろいろそういうふうなお勉強の中で、そういう教育もなされているというふうに思うのですが、ぜひ教育の一環というそんな重く考えていま

せんけれども、子供たちも一緒に、家族で一緒にやっているところもあるかと思いますよ。

ぜひ、そういうふうな活動というのも必要ではないかなというふうに思うのですが、課長、いかがでしょうか。ぜひ、これはどなたでしたっけ。３番目は。

○青柳賢治議長　環境農政課長ですけれども。

○４番（長島邦夫議員）　では、お願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　お答えいたします。

町の環境農政課のほうからも、学校のほうへ同時期に、そういった美化清掃を実施するようにということで案内を出しております。

それから、自分のところのふるさとの例を申し上げますと、大人の人たちと一緒に子供会も協力してやっているような状況もございます。

以上です。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　いい例があるのではないですか。そういう例を全庁的に広めていただいて、ぜひ進めていただけば、子供のほうがよくわかりますよ。通学路を見ても、毎朝夕通学するところに紙がいっぱい落ちているのですよ。子供はそのところを一生懸命歩いて学校へ通うわけですよね。決していい気分ではないと思いますよ。

昔、私なんかそういう記憶が、捨てるようなごみもなかったし、そんなに豊富な時代ではないですからごみも出ませんでしたけれども、やはり通学路にごみがあるというのは、子供たちもそういうあれを見れば、お母さん、あそこにごみが大きいのが落ちていたよ。今度は拾おうねとか、そういう言葉も、多分そういうところから一環で出てくるのではないかなというふうに思うのですよね。そういういい例があるのであれば、ぜひそれを町内全体に、そういう活動もできればいいのではないかなというふうに思いますが、町長いかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ごみの問題というのは、終局的には、さっきから言っているように、モラル、自分たちがどういうふうに考えるか、それに尽きると思うのですね。

これちょっと話が違うかもしれませんが、ボランティアという観点から、嵐山町の職員にもいろいろ協力をお願いをして、除草作業、それから清掃作業、こういうものをお願いをして、道路の、あるいは庁舎の周りのということ、それとまた、今話の地域の清掃作業、そういうものにもしっかり出るようにということでやってきております。

やっぱり親御さんも、地域の人たちも、その子供さんに、今恥ずかしいではないかという話もありましたけれども、やっぱり背中を見せる、範を示す、もうこれっきりないと思うのですね、意識を啓蒙するためには。ですから、そういったものをいろんな機会に、どうやって、どう捉えていったらいいのかということになると思うのです。

ですので、もうそれぞれその地域の中で、そしてそれぞれその地域を構成する人たちとの話し合いの中で、意識の中で、どうやっていったらいいのか、町がこういうふうにしろと言ったから、やれというみたいなことだと絶対にうまくはいかないと思うのですね。

ですから、そういうものをどう醸成をしていくか、そういう意識を、空気を、どう醸成していったらいいのかということは、議員さんを含めていろいろご指導をいただければというふうに、町でも努力してまいりたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　いい例をお聞きしたので、ぜひ課長のほうから、その推進委員の方がお集まりになったときにも、そういうふうなことも進めていただければなというふうに、いいなというふうに思うのですが、これは町の考え方ですから、私はいいと思うのですが、ぜひいい案であれば取り上げていただければなというふうに思います。

次に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　（４）番のロードサポート、河川のサポートの関係に移らせていただきますが、私も今年になって、河川のサポートのほう、さくらまつりの実行委員会がありまして、たまたま私会議に出たときに、前から思っていたこと、ぜひ年に、さくらまつり始まる前と、終わった後については河川のサポートというのですが、ごみを拾うと。自分たちで事業をやったのだから、そのごみについては処理をするというふうな考えのもとに今までずっとやっていたのですが、ぜひ河川サポートに登録

をして、課長にもお聞きを、どんなものでしょうねというふうにお聞きもしましたが、あれは登録が決まりまして、この間、何か委員会があったときにお話は来ました。

やはり率先的に、道路であれ何であれ河川であれ、一定の区間でありますから、槻川を全部しろと言っているわけではない、町の流れている部分を全部しろというわけでもないし、細切れでもいいのだと思うのですよね。とりあえず、どこからどこまでと私聞いていないですが、何か決まりまして、その中でやっていくことになりました。

いろいろあそこを利用する、都幾川を利用する人は、非常にいろいろな目的があるのですけれども、やっぱり少しでもここにかかわった人に、かかわる人に、細切れと言ったらなんなのですけれども、ここからこまでは、できたらこの団体の方に、こっちのところは違う団体の方に。

また、道路でも、いろんな方がロードサポートというのが、あれは県のほうで、ここからここまでお願いしたいと言っているのか、それとも自分ができる範囲で、ここからここまでは、では私清掃活動をしますよですとか、何かそのようないろいろ規制、何か決まり事があるのかどうか。

もし決まり事がないのであれば、細切れというか、ある程度の区間を町のところで、ここはぜひどなたかに管理をしていただきたいというふうなあれを、こちらから発信をしてもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺はどんなものでしょうね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　ロードサポート事業でございますけれども、これについては、先ほど申し上げましたように７団体の方が清掃活動をやらさせていただいております。

それで、この７団体につきましては、場所が皆違います。要するに県道でいくと、武蔵―嵐山停車場線、それと深谷―嵐山線、熊谷―小川―秩父線、それと最近、24年に登録してもらったのが、千手堂２区の川枝会というところで、これは国道254の、多分、千手堂２区のところにこう、きれいに植栽がしてあるかと思うのですけれども、あの周辺の清掃と美化活動、要するに道路の清掃と植樹帯とかそういうところの美化活動という、２つ登録してやらさせていただいております。

ですから、場所的には、自分でこうやりたいところをやらさせていただくというよ

うな形になります。

それで、このロードサポートにつきましては、清掃活動につきましては100メートル以上の区間を年４回、そして５人以上の団体で登録してもらうということ、これが清掃活動。

それと、美化活動というのがございます。美化活動につきましては、植樹帯、10平方メートル以上の植樹帯に、花の苗を植えたり、水をやったりということで管理していただける５人以上の団体、そういう団体が登録ということになっております。

それと、ですから場所的には、自分でやりたい部分について選定して、登録してやっていただくという形になります。

河川の関係ですけれども、川の国応援団ということで、この登録につきましても100メートル以上の、要するに５人以上の団体で美化活動を行っていただけるボランティア団体が登録していただくということでございまして、これにつきましては、先ほどお話がございましたように、嵐山町では４団体登録してございます。この４団体につきましては、ＮＰＯ法人自然の会・オオムラサキ、それとニッコールクラブ彩の国支部、それと嵐山町観光協会、そしてこの間登録していただいた嵐山町商工会嵐山さくらまつり実行委員会の４団体に登録してやっていただいております。

ですから、今後も町のほうとしましても、企業のほうに呼びかけたりとかＰＲして、こういうところをやっていただきたいというふうなことでＰＲしていければ、少しでも団体をふやしていければいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　いろんな方が率先的に活動なさってくれているというのは、ふえているというのはわかっています。ただ、どこを誰がやっているのかというのはわからないわけなのですよ。

自分は、では、この間、さくらまつりのあれでは、では、さくらまつりやっているここからここぐらいはやりますよねと私が言った場合に、やったほうが、皆さん、いいと思うのですけれども、どんなものでしょうかと言ったら、皆さん、反省していただいて決まったわけだけれども、どこからどこまでというのは、ではどこからどこまでをどこの団体がやっているかというのはわからないわけなので、やっぱりもしここに虫食いみたいに、ここからここまでは決まっているけれども、真ん中は全然あいて

いて、嵐山町で管理している部分で、管理というか、道路の部分なんかでも、ここからここまではどこの団体がやっているけれども、ここからこの先については、いろいろな障害物があったり何かする場合もあるでしょうけれども、決まっていない場合があれば、そういうものをある程度、住民の方にもわかっていただいて、こういうところのロードサポートをぜひいろんな団体がふえているのだけれども、どなたか請け負っていただけるような団体はございませんかというふうなあれを、ＰＲというか、お願いをしてもいいのではないかなというふうなことで言っているのですが、どんなものでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　美化活動を行っていいただいている団体につきましては、実際その行っている場所に、美化活動を行っている団体の名前の入った表示板を現地に設置していただけるということになっております。

以上です。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それはわかっているのですけれども、もし、ここからここは誰かやっているのだというふうにわかっていれば、ではもう自分たちの団体がやるつもりだった、ではどこからどこまでがあいているのだったら、そこをではやらせてもらうだとか、そういうふうなあれもあるのではないかなというふうに思うので、そういうところも、一応さっき言ったように、いろんな障害物があったり、交通が激しいところで、ここはちょっといろいろな問題も難しいかなと思うようなところもあるかと思うのですよ。

ここだったら可能だというふうなところも、ぜひ町のほうで広報なりなんなり、ここのところのロードサポートをぜひどなたかお願いできないでしょうかというふうなあれをしてみたらどうでしょうかというふうな、私は、一つの提言ですけれども、もしできるようだったらお願いできればというふうに思います。

○青柳賢治議長　よろしいですか。

○４番（長島邦夫議員）　お願いで結構です。

それでは、最後の（５）番に入らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　境界って、自治体との境界がある、そういうところについては、けさも私見てきたのですけれども、これは嵐山と鳩山を結ぶ赤貫道路、あそこを見てきたのですが、相変わらず啓発の看板は立てているのですけれども、なかなか本当に減らないのですよね。

それで、ちょっと視点を変えて、河川の関係では、槻川をきれいにする会、町長、副会長さんですからよくご存じだというふうに思うのですが、私も監視員を今までやらせていただいていますが、東秩父と小川と嵐山のそこをきれいにする人間というのが集まって、いろいろ意見が出ますよね。

だから、ああいうふうな河川についてあればいいのですけれども、やっぱり道路なんかではそういう集まりというものは、当然ないですよね。

だから、ああいう意見を述べ合うようなところというのは、境界、嵐山町たくさんありますから、そこにではどういうふうな機会をつくって、いろいろな委員さん等を募って意見を言い合えればいいのか、それはわかりませんけれども、槻川をきれいにするような団体の意見を述べ合うというのは、非常に私もいいなというふうに思うので、ああいうふうな機会をつくれるような機会はなかなか難しいでしょうか。

首長さんの中でいろいろお会いしたときに話を出せば、それはそれでいいのかもしれないですけれども、ふだん使っている住民の人たちの例えば嵐山と鳩山、嵐山と滑川、嵐山と小川、そういうふうなところのこの道路については話し合う、意見を出し合うような機会というのはつくれないものでしょうか。ちょっと難しいでしょうか。

私は、槻川をきれいにする会のイメージが非常に強いものですから、こういう機会があれば、都内の町の人ともいろいろなこの河川についてお話ができるし、河川の状態もわかってくるし、いいなというふうに思っているのですが、何かお考えがあるようでしたら、お答えできるようでしたら、お願いできればというふうに思いますが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　話し合いというのはできないことはありませんで、話を申し出たり、あるいは向こうから来たり、そうすればいつでも話し合いはできると思うのですね。

ただ、道路の中で、今までその話し合いがそういうところでなくてというのは、なくて済んだと言うと何か無視をしているような感じになりますが、それほど大きな問題にならないで、それぞれの自治体で対応を図っていてどうにか進んできたというよ

うなことだと思うのです。

それで、私、一番その線であれなのかなと思うのは、東松山、鳩山、嵐山、山の境、あそこのところなんかに、今までとすると一番問題が発生しやすいかなというような感じがあって、何回か見に行ったことありますが、それぞれのところの自治体が自分のところの整理をして、それで今まで来たわけなのですね。

ですから、そういったその道路にしても、河川にしても、山にしても、その境目のところが、ごみ、そのほかのことで、頻度がどんどん上がってくるとかいうようなことになれば、当然その話し合いをしたり、答弁にもさせていただきましたが、監視カメラですとか、警察との連携を常駐してでもするとかいうようなことに発展をしていくと思うのですけれども、これからのその状況をしっかり見ながら、それと各自治体が自分の持ち分をしっかり責任を持って処理をしながら、それでどうするということになったときには、当然話し合いの場を持ったり、今後の解決策を話し合う機会をどんどんつくっていかなければいけないというふうに考えています。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ご提言をいただいた冒頭のパトロール、また監視カメラということ、これができれば非常にいいなというふうには思うのですけれども、やはり境界であっても、特に今町長がおっしゃったように、この笛吹峠のこの一環のあたりは観光のメッカでもありますよね。東松山、そして鳩山、この嵐山においても、重要なところでありますので、たとえ山の中であっても、嵐山のブランドと言われるところで、そういうところにもあるわけですから、ぜひ近隣の首長さんともお話をしていただいて、ぜひいい環境に、観光の環境にもなればいいだろうし、ブランド的なものにでも、より上に上がっていくように話し合いをしていただければ、いい方向を見つけていただければというふうに思います。ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に、大項目の２番に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　緊急時の行政情報の発信についてということでお伺いをしました。さまざまな緊急の放送が防災無線より流れる。「よく聞こえない」、「緊急なことだろうと心配になる」、留守を預かる高齢者の方には非常に気がかりなところです。若い人でもあれば、後で応答サービスのほうにも電話してみようというふうなことに

なりますが、なかなか高齢者で留守を預かるような人は、そこまで気が回るような人も、そう多くはないというふうに思います。

それで、これから以下のものについて質問をしたいのですが、現行でのこの緊急時の情報発信については、防災無線が第一だというふうに思いますが、それについてどんな対応をなさっているのか、お伺いしたいということ、１点目です。

２点目が、携帯の端末に、メールの発信で、どこにいても嵐山町の情報が入るようなお願いを、発信はできないものかどうか、その可能性についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、質問項目２の小項目（１）についてお答えをさせていただきます。

現在、防災行政無線は、町内55カ所に設置をしました屋外拡声子局を通じて放送しております。また、拡声子局ではどうしても届かない地域の方につきましては、戸別受信機を貸与しております。その数は現在85台となっております。屋外拡声子局、つまりスピーカーを通じての放送は、雨、風の強さによっては聞こえづらくなったり、また地形や子局間の距離によっては、音の反響などにより聞きづらくなるなどの弱点がございます。

これに対応するため、ふだんは放送の区域を町内３地域に分けて時差放送を行っているほか、スピーカーの方向調整なども適宜行っております。しかしながら、全ての問題解決は難しいと考えております。

そこで、よく聞こえなかった、聞き漏らしたなどのご意見に対応するため、平成23年12月１日から放送内容を電話で確認できる電話応答サービスを導入し、開始をいたしました。この利用件数は、昨年１年間で1,016回でございました。町民からの苦情もこの制度の開始により大幅に減少していると感じているところでございます。

続きまして、（２）についてお答えを申し上げます。携帯電話へのメール配信として、現在町では、ＮＴＴドコモ、ａｕ、ソフトバンクのエリアメールサービスは登録済みでございます。このエリアメールは、嵐山町付近にいるユーザーへ町が緊急メールを配信するサービスですが、その利用につきましては、避難情報、特別警報、噴火情報、大規模テロ情報、ミサイル情報など、一刻を争う緊急時のみ配信できるという

一定の制限がございます。

そこで、今後の課題といたしまして、このエリアメールとは別に、もう少し幅広い情報をメール配信できるサービスの導入を検討していきたいと考えております。

それは、例えばＮＴＴドコモの「ｉトピックス」というサービスを利用し、メール配信を希望される方に登録をいただき、防災情報等をメールでお知らせさせていただくものでございます。このようなサービスを導入する自治体もふえてきておりますので、本町においても導入に向けて検討を進めたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は11時10分といたします。

休　　憩　午前１０時５７分

再　　開　午前１１時０９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

長島議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項２の緊急時の行政情報発信についての再質問からです。

長島議員、どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　（１）の現状については、この現状ですから了解いたしました。もうこれ以上なかなか聞こえないという部類ですから、これ以上対応は、応答サービスもありますので、これ以上の対策はないのではないかなというふうに思います。

ですけれども、最近応答サービスの前に、電話型のやつもお貸しできますよというふうな話を聞いたことがありますけれども、あれの普及というのはどんな状態になっているのか、その１点だけお聞きをできればと思いますが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今、各家庭には戸別受信機というものを設置させていただいているというふうに申し上げました。それとは別に、実はラジオ型の防災無線の子局というのでしょうか、そういう通常ラジオも聞けるし、防災無線も聞けるというようなものが、もう少し安くできたという情報がありまして、その導入も検討したことはございます。

しかしながら、ちょっとそちらにはいろいろとマイナス点もありまして、ちょっと導入を見合わせたという経過がございます。各家庭において置いていただくのは、今の現状ですと、やはり戸別受信機、それを置かせていただくというのが一番有効かなというふうに思っています。

ただし、この戸別受信機も、ではいつも聞こえるからいいかといいますと、これにもちょっと課題もありまして、特に高齢化が進んでおる中で、逆に言うと、防災無線が屋内にあって、いつも聞こえる、うるさいということになると、そのボリュームを下げたり、あるいは切ってしまったりということで、中にはそれが故障したということで問い合わせいただくケースもたまにはあります。

それが、行ってみますと、うるさいので切ってしまったということでそのままになっているというようなケースもありまして、本当に防災無線、拡声器、スピーカーですので、それなりの問題もあるし、また戸別型を全てということになりますと、値段的な面、それからそういった切り忘れというか、そういったような対応の問題、そういったこともあるということで、完全なものにはなかなかできないというのが現状でございます。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　そのラジオ型、またとにかくその防災無線が聞けなかったという苦情の多いところには、その器具を町でお貸ししているわけですよね。それで、これで対応をしてくださいというふうなお願いをしているのだというように思うのですけれども、大体どのくらいのあれが、余り聞いたことがないので、私もお借りしようかなと思ったこともあるのですけれども、どのくらいの台数が町内にはそれが出ているのですか、大体で結構ですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今現在、その貸し出している台数については85台でございます。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、（１）番については結構でございます。

（２）番目に入らせていただきたいと思います。いろいろなこれから対応していくのだというふうなお話がございますけれども、ある方から、うちの親も留守番をして

いるのだけれども、防災無線は何か鳴ったような気がするのだけれども、わからないからそのままにしたよと。家に帰ってきてからせがれさんに聞いたら、そうかい、では応答サービスで聞いてみようかといって聞くと、それはそれで一連で済むわけですけれども、よく振り込め詐欺なんかの小川警察からこういう連絡が入っています、お知らせをしますと防災無線で流れますよね。あれをだからせがれさんがたまたま、普通のときにいたときに聞いたらしいのですよ。あれ、これは家へ帰ってから聞いたのでは、その話を聞いたのでは全然意味がないなと。

これは、私が、例えばその方が仕事をしているときでも、嵐山のこの防災無線で、エリアメールというのはこのエリアのことですから、そう会社までは届くわけではないですから、ぜひこれはその内容が聞きたいなと。それで、もし何かあったら電話で、こういう今あれが防災で流れたのを今俺メールで見たけれども、うちはどうだいと。そういうふうなことができるのではないかというふうな逆に提言をいただいたのですよ。

それで、メールといえば、今、若いというか、ごく一般の方は、最近大分使っていますよ。使わないという人もいますけれども、電話で話すのが一番だよという人もいますけれども、仕事中に電話するわけにはいかないですし、メールで鳴ったら、あっ、では会議が終わったら、その後家に電話してみようかと、そういうことができるのだけれどもというふうなことで、今回この発信についてお伺いをしたわけです。

実際、この「ｉトピックス」と、私よくわかりませんが、エリアメールについてはわかりますけれども、エリアメールは、今言ったように、ここに書いてある本当に特別なときのあれですよね。防災というか、最近の災害の発生状況だとか、そのようなものに限っているのではないかなというふうに思うのですが、戸別にこの何か「ｉトピックス」も登録していただければ、大丈夫だというふうな話なのですが、通常のメールと同じような登録している方には、ドコモだけではなくてどこのメーカーでも可能なのか、まずそこをお聞きします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　どこのメーカーでも大丈夫でございます。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、登録をなされば、防災無線に流れている情報が、

リアルでその登録した方に届くというふうなことでよろしいですね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今、その登録していただいた方にどのようなメールサービスするかということについては、今後検討をしてまいりますけれども、基本的には防災無線で流したような情報は、基本的には流すということを考えております。

それ以外にも、防災情報以外にも、使い方とすると、例えば観光的な情報であるとか、はっきり言えばツイッター的な使い方、そういったような町からの情報を災害防災情報以外でも流すことはできますので、そういったことまで含めて検討して、なるべく情報を流すということを基本にして考えたいなと。

防災情報だけですと、ちょっとどうなのかなと。なれていただくためにも、登録しておいてよかったなというためにも、それ以外の情報も流すようにして使えたらいいのかなというふうには考えております。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　よいシステムだというふうに思いますので、ぜひ早目に取り組んでいただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

最近、いろいろな情報を受けるだけではなくて、自分のほうから情報を発信すると、自分が持っている情報を違う方にも提供すると、そのように何か携帯電話、大きくＳＮＳ変わってきています。いろいろなやり方を、今ツイッターとお話ししましたですけれども、フェイスブックでも同じですし、これからそういう分野では、随分変わっていくのかなというふうに思います。

ぜひ最低限、このメールでわかるように、文字でわかるようにしていただければいいのではないかなというふうに思いますので、前向きによろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、（３）番目に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　中心市街地の活性化ということで、大項目３番、載せさせていただきました。

国は、来年度より中心市街地の活性化に取り組む市長村を支援するため、基本計画の認定条件を緩和、補助金などを受けられる条件を緩和するなど、少子高齢化で疲弊

が進む地域経済の下支えを進めると言われる。

現在商工会などでも、駅乗降客の増加による駅西活性化事業を進めるが、なかなか厳しいところがございます。しかし、ふれあい交流センターなどの新しい公共施設の利用者もふえ、新しいにぎわいといいますか、人がそこに集中してくるようないい傾向が、現象があります。

駅周辺での公的施設の移転構想、あるいは民間企業の誘致について、そういう考え方があるかどうか、スモールシティーと最近よく言われますけれども、中心地になるべく持っていって昔のにぎわいを取り戻す、そのような考え方もあるみたいですが、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

国は、中心市街地の活性化に関する法律の一部改正を今国会に提出いたしました。背景には、少子高齢化の進展、また都市機能の郊外移転、これらによって中心市街地における商業機能の衰退、あるいは空き店舗、未利用地の増加等に歯どめがかけられない状況から、民間投資を喚起する成長戦略を中心市街地の活性化、これに取り入れることが有効と、こうした考え方から、重点施策として民間プロジェクト、税の優遇措置など、基本計画の認定要件を緩和することとしています。

これまで認定された中心市街地活性化基本計画は、全国で117市、基本計画では全国で117の市ですか、がありますが、埼玉県では川越市のみが認定をされております。

なお、嵐山町におきましては、旧制度に基づく基本計画を平成15年に策定をし、市街地の整備改善、商業の活性化に取り組んでまいりましたが、新制度での対応は、これまでの事業選択の状況から難しいのではないかと思われております。

しかしながら、中心市街地への来訪者の増加、就業者の増加、売上高の増加などなどのにぎわいづくりをつくる活性化対策は、今後も重点的に取り組んでいかなければならないと考えております。

駅周辺への公共施設の移転、これにつきましては、今後の公共施設の総合的な管理のあり方、これらを踏まえ検討をしてまいります。また、民間企業誘致につきましては、今議会にも提案をしております企業誘致条例、これらに対象業種を広げ、また面積要件も緩和をしております。これらの状況から、小型スーパーなどの小売業が出店

をしやすい環境づくりが整備できたかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　町長の考えの中には、勤労福祉会館、昔ありました、今は形が変わっていますが。旧の役場もあそこにありました。そういうものの老朽化ということがあるのだというふうに思うのですが、町の中心地に役場機能がここに移転する、150名から200名の方がその菅谷の中心地にいたわけですよね。

いろいろその人たちが購買をする、近場で購買するですとか、食べ物を食べるですとか、そういう機能というのは大きいものがあったのではないかなというふうに思います。よく我々なんかも言われます。

町長の中には、ふれあい交流センターをつくり、少しでも中に人を呼び込みたい、そういう狙いがあったのではないかなというふうに、少しは思ったのではないかなというふうに思うのですが、それが当たったのだと思いますよ。本当に私、この中にいろいろな利用する方がいっぱい来てくれます。

やはり駅からはちょっと離れていますが、中心地は中心地ですから、やはり公的なものというのが、今スモールシティーをつくっていくには、もう欠かせないものになってくると、そのようないろんなところでそういう情報も、国交省の中の出しているものの中にもそのようなことが書かれています。

郊外については、やはり車の移動というものが今は重点的になっていますから、駅よりは車で通る人がもう多い。そうすると、今まで何もなかったところに郊外のスーパーができたり何かすると、そこはそこのにぎわいで、また人を呼び込むにはいいかと思うのですが、では駅の周辺はこのままでいいのかいといったら、そういうわけにはいかないですから、いろいろな対策を町長の中にもお考えだというふうに思います。

それで、今お話がありました、今町の中に老人ホーム的なものもできていますよね。これからそこに移り住んでくる人もいるのだというふうに思います。または、駅の周辺に今公園も、前も私質問したことがありますけれども、そのとき町長は、この公園をさらにいい町の活性化につなげていきたいということで、東西線道路もできました。

何か町長の中に、公的施設を中心地にあるものを、例えば老朽化した介護施設だとかそのようなものを中心地に持っていって、少しでもそこに人を呼び込みたいというふうな、さらにしたいというふうな考えはございますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

議員さんご指摘の市街地の活性化、これは全国的な課題で、なかなかこの成果をあらわすというところが少ない、難しい問題です。それで、何かこういうことをやったらこういうふうになるというその正解というのが、地域によって全く全部違うのだと思うのですね。この地域にあっては、こうやったら成果が出るかなと。こっち側は幾らかいい成果が出ているから、うちのほうもまねしたら出るかな。それで出るものではないというふうに思っております。

それで、人が動くというのには理由があると思うのですね。ここのところでは生活がしづらい、あるいは自分の勤め先が変わったからどうする、あるいは進学先がここのところに行ったからどうする、あるいは親がこういう状況になったから、看病、看護が必要になったからどうだとか、人が動くにはそれなりの理由があると思うのです。

ですから、人を呼び寄せるのにも、その理由が一つ一つ取り除ければ、またもとの状況に戻れるかもしれないです。そういう状況あると思うのです。

ただ、もう一つ問題なのは、これが大きな問題で、人口減少、これが今までの人口がどこかに行ったとか戻ったとかという問題ではなくて、どんどん人口が少なくなっていってしまう、こういう状況があるわけです。

ですので、それをどうやってそういうことのないようにしていくのかというのが、冒頭申しますように大変難しい問題だというふうに私は認識をしております。

そして、先ほどの答弁でちょっと述べさせていただきましたが、15年に町がつくったという、こういう計画があるわけですよね。それで、この計画の中で課題として挙げられているのが、国道254が町を二分してしまっている。都市基盤の整備が進んでいないよと。そして、嵐山駅の玄関口である町、駅、そういったものが、商業施設、集積がちょっと欠けているよ。そして、観光事業との連携がおくれているよ。

それと、昼間人口が、昼間勤めで出ていってしまって、それで市街地の少子化が進んで、昼間人口、夜間人口の差が出ていくもののほうが多いよと。こういうのを課題としてこの計画では挙げて、これらを対策を講じなさいということを行政のほうにも突きつけられてきたわけです。

それらに対して、駅の近く、一番最初に書いてあるのが、駅前のロータリーを整備

してくださいよ。駅のところにも、送っていくにも迎えに行くにも、お客さん来るにもだめではないかと。駅のところで幾らかくるくる回れるようにしたらどうかというようなこと。

それから、駅の前の公衆のトイレ、それから駅西から菅谷館跡、嵐山渓谷へのこの道路の整備、行きやすい、わかりやすい、そういうようなものをしたらどうかとかいうようなことが提案をされてきました。

それで、行政とすると、そういうことに全て対応ができているわけではありませんけれども、そういうのを念頭に置いて、通学路の整備というようなものと絡めながら、市街化中心と言われている駅周辺のにぎわいづくり、これに対応をしてまいりました。

道路の整備も、生活道路、通学路も含めて、もう画期的にというぐらいに何本も整備が進みました。ですので、歩きやすさというのには、前と大分違ってきているのかなというような感じもいたします。

そして、その中で、このにぎわいづくりをつくりなさいと言われているわけですね。それで、商工会の中では、ボックスショップでございますとか、朝市、夕市というようなものを企画、計画をして実施をしてきていただいている。それで、観光客をふやしたらということなのですが、なかなかこの成果が上がってこない。

ですので、議員さんご指摘のように、公共施設を駅のところ、駅の近く、あるいは中心市街地の中に、もっと張りつけたらどうかとか、あるいは今あるものをもっと活用したらどうかというご提言で、現状では全くそのとおりだと思うのです。

それで、この計画の中でも、責任逃れをするわけではないですが、行政のほうでは、かなり町の財政の中を考えると、頑張ってきているのかなという感じはするのですね。

それで、一緒に書かれているのが、地元の人たち、地域の業者というか、そういうような人たちも一緒に、お店の人たちは、こういうふうにしたらどうでしょうか、こういうふうになさいよというようなことが書いてあるわけですけれども、そちらと相まってやると、商工会でご指導いただいている部分というのがちょっと弱いかなというような感じがいたします。そういうものと相まって両輪を回していかないと、なかなか商店街、中心市街地の活性化になかなか結びつかないのかなというような感じがあります。

それで、ここのところで、ちょっと名前忘れてしまいましたが、ベストセラーになって随分売れた本があります。それは、どんなことが書いてあるかといったら、いろ

いろこの失われた20年とか、こう言われている期間があったり、デフレ経済で物が売れない、物の値段がどんどん下がってしまう、拡大基調に経済がならないというようなことで売り上げが上がらないのだということで、どこどこの、青森の青森市近辺がいいよとか、あるいは新潟はどうだとか、どこの町はどうだとかいう具体例を挙げてやっているのですが、そういうことではありませんよという本なのですね。

そうではなくて、そこのところでやる購買力が下がったというのではなくて、景気が悪くて下がったというのではなくて、購買をする人が少なくなってきている。人が少ないから、購買をする購買力、購買の全体的な金額、これが下がってしまっているのだということを意識すべきだということでその本が売れたのですね。

ですから、やっぱりそこのところが難しいのだと思うのですね。ですから、今言われているのは、どんどんその郊外型というか、町が広がっていって大きくなってきた、都市が大きくなっていく、地域を大きくしていく。ですから、人口が少ないのに大きくするから、ぱらんぱらんにどうしてもなってくる。これをスモールシティーとか言いますが、もう少し前のように小さくして、コンパクトシティーとかと言いますが、そういう方向にしたらどうなのだ。

それには、やっぱり道路の整備、橋の整備、いろんなことをやるのにもいいのではないかと。公共施設も、だから中心のほうに集めていきなさいよというような考え方が今主流かなと思うのですね。

ですから、そういう形を念頭に置きながら、嵐山町でも、この公共施設の統合というようなものをそういう方向で進めていく必要もあろうかなと、そういう形でできるものはやってきておりますが、そういう方向でこれからいかなくてはいけないのか。

結果とすると、それが正解になるのかな。正解にならなくても、それ以外やりようがないのかなというような状況も、何か悲観的な形を言うとそういうこともあるかな、そんなふうに思っています。

ですが、おっしゃるように、何としても、このにぎわいづくりというのをつくり出さなければいけない。それにはどうしたらいいのだということで、ご提言いただくような内容、またいろんなご指導をいただきながら、そしていつも話していますように、嵐山町の中のもう資源の一元化、オール嵐山というような形で、商も工も観光も、いろんなものを、人力も歴史も文化も含めた総合力で嵐山町の活性化が図れないかなということで、新年度の予算編成も、そういうものを考えた上で組ませていただいてお

ります。

これからもいろんな形でご指導をいただければというふうに思っています。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ありがとうございました。私の考えていることと町長が考えていることは、そう変わらないというふうに受けとめました。

今、この西については、商工会に何か動きを出してほしいとか、いろいろな話がありますが、やはり人口減少がある中、さりとて、そこに住んでいる方は実際こういうふうにいるわけでございますので、歩いて行動できる、暮らしやすい空間といいますか、駅の近くにあるのだから、どこに行くのだって便が一番あっていいではないですかというふうに外から見えるけれども、いざ買い物をしようとしたら、買い物するところが見つからないと。

そういうふうなところの何とか外には見えないところが、住んでみないとわからないところもある。だから、それ以上に、そこの中心地に人を入れるということも必要ですけれども、それを公的な施設も私は提言をしました。

ですけれども、さっき言ったように、東に行けばコンビニと言われる買い物するところが幾つもある。だけれども、何で西にはないのだよという。そうだよね、西はないよねと。それは私のところもそうですけれども、このコンビニがなくなってしまったらうちの地域は困るのだよという地元意識もありますよね。そういう意識が少し欠けているのではないかな。

やはり自分の住んでいるところは自分たちで少しよくしていこうという気がないと、それがちょっと欠けているのではないかな。コンビニ１個だって、うち近くありますけれども、これがなくなったら困るのですよ、本当に。でも、よくあるな、やってくれているなというふうに思うぐらいなので、やっぱり地元に住んで、そこを利用する方は、よくある存在感というものを認識していただきたいなというふうに、逆に思うのですよね。

ですから、みんなでつくっていく町、地域づくりはまず住民が動かなければだめなので、ただその支えを住民の町のほうでいろいろなものを進めていっていただいて、インフラ整備もということも必要でしょうけれども、最低限、生活、歩いていろんなものができる生活づくりが必要ではないかなというふうに思います。

いろいろ町長からも話をしていただいて、納得するばかりで、大した再質問ができ

ませんが、いいお答えが聞けたというふうに思っています。ぜひ町の活性化、嵐山町の中心でございますので、いいまちづくりを進めていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。これにて終わらせていただきます。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　佐久間　孝　光　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号２番、議席番号３番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項１の災害時相互応援協定の活用についてからです。どうぞ。

〔３番　佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○３番（佐久間孝光議員）　議席番号３番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、大項目１番、災害時相互応援協定の活用についてでございます。平成25年10月30日、富山県小矢部市と、また同年11月４日、第32回嵐山まつりにおきまして長野県の木曽町と、それぞれ災害時相互応援協定を締結いたしました。この内容でありますけれども、食料、飲料水及び生活必需品の提供、医療及び防疫活動の提供、復旧対策に必要な車両等の提供、職員の派遣等々、いろいろな項目が盛り込まれております。

また、これだけの大きな災害が発生したときには、当然通信網を寸断されるだろうということも想定をされておりまして、こちらのほうから応援要請をしなくても、自発的に応援をしていただけるというような条項も盛り込まれております。我々、嵐山町の町民にとりましては、本当に心強い協定だなというふうに私は考えております。

しかしながら、これはあくまでも文面上のことでありまして、これが本当に機能的になる、あるいは実質的なものになるというふうにしていくには、協定を結んだ後にどうやってこれを育てていくのか、どうやってそこに血を通わせていくのかということが非常に大切なことだというふうに考えております。

そこで、今後の展開についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、質問項目１についてお答えをさせていただきます。

県外自治体との災害時相互応援協定は、東日本大震災を教訓に、大災害時には遠隔地自治体からの速やかな支援が必要かつ有効であることが認識され、本町としてもその締結を模索してまいりました。

その締結先は、実質的に援助体制をとり得る距離であること。また、単なる書面上の協定ではなく、通常時においても、情報交換やさまざまな交流の図れる自治体であることが望ましいと考えておりました。

昨年締結できました富山県小矢部市と長野県木曽町は、ご承知のとおり、義仲巴広域連携推進会議の代表幹事を嵐山町とともに務める市町であります。応援協定締結について訪問させていただきました際にも、両市町ともに協定に快諾いただいただけでなく、これを縁として、文化的交流をはじめ、さまざまな分野の交流につなげていきたいとの意向も伺いました。

既に木曽町については、昨年、嵐山まつりに物産の出店をいただき、また小矢部市は、26年度に防災担当課から本町においでいただく予定にもなっております。

なお、小矢部市及び木曽町は、それぞれ友好都市提携を行っている市町がありまして、その提携を行っている市町とは、中学生の相互訪問交流や農産物の交流を行っておられるようであります。

本町でも、災害時応援協定を契機として両市町との交流が深まり、ともに応援協定以上の成果につながることを期待しているところでございます。

なお、つけ加えますと、今回の大雪の際にも、小矢部市さんからは早速こちらにご連絡をいただきまして、嵐山町の状況はどうですかということをお尋ねいただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

今、課長のほうからの答弁の中にもありましたけれども、通常的に情報交換をしていく、また文化的な交流も視野に入っているということ、その方向性は確かにいい方向性かなというふうに思っております。

ただ、この交流というのは、公的なことだけではなくて、それプラス、やっぱり住民と住民との交流、こういったものができれば、さらに深みが増してくる、お互いの意思疎通がスムーズになっていくというふうに考えております。

嵐山町には、いろいろな団体が何十とあります。この団体一つ一つは、必ず年に１回ぐらいは視察研修ですとか、いろいろな旅行ですとか、そういったことをやっているわけですね。

それで、2015年には北陸新幹線が開通の予定であるわけですから、それまでの期間は、いろんな団体さんに声をかけて、もしそういったことがあるならば、木曽町をぜひそのルートに入れてください。小矢部市までちょっと足を延ばしていただいて、それで交流をしてくださいというような呼びかけをしていくというのは、非常に効果があるのかなというふうに思っております。

また、逆に町のほうで、この災害協定の相互応援協定ツアーではないですけれども、そういうものを企画して、そして嵐山町の住民の方々をあちらのほうにお連れして、それで表敬訪問をしたり木曽義仲にゆかりの地を訪問する。そしてまた、あちらのほうでいろいろな買い物を楽しんでいただいて、個人的なつながりをどんどん、どんどんふやしていただく。

そんな形で、積極的に交流を図っていくということは、この協定をもっと実りあるものにつなげていくことに、欠かせないことかなというふうに思いますけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおりだと思うのです。それで、契約、この締結上、あれを締結する際の事務局レベルの話の中でも、ほかの状況も、ほかの状況というのは、ほかの市町村で行っているこういう災害遠隔地の提携では、どういう状況でやっているか。

そして、小矢部市さんとかほかのところでは、どういうふうにやっているかというような状況も集めまして、今、お話があったような状況に、嵐山町でもしやったら、どういうふうにやったら、本当にその親しい関係のつながりができるかということを担当係のほうでは研究をしていただきました。そして、いざ契約締結ということになって連携をスタートいたしました。

大変ありがたい話を今課長から報告があったわけですが、「あんたのほうの雪はどうだったい」と、こういうこの気持ちがあるかないかが、これはバロメーターだと思うのですね。

向こうで雨が降った。何が降ったといったら、こっちからまた連絡をする。そういうようなものをいかに醸成をしていくか、気持ちを高めていくか、お互いに連携をとっていくか、これが今、皆さんおっしゃるように、人と人との交流がどう深められるかにかかっていると思います。

おっしゃるとおり、これから担当も含め、そしていろんな嵐山町の中にある会の中でも、こういった連携協定が結んであるし、そして研修の機会を捉えたときには、こういう場所もどうでしょうかというような情報発信も、町としても、係としてもやっていきたいというふうに思っております。

もうおっしゃるとおりでございまして、いかに締結をした、契約を提携した、これが成果が生まれてくるようにしていくのは、これからでございますので、いろんなご指導をいただければというふうに思っております。

○青柳賢治議長　佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　ぜひ機会を捉えて、町長のほうからも、そういった呼びかけをお願いいたしたいと思います。

まだ、嵐山の中には、この協定を結んだということも知らない方が本当にまだまだたくさんおられるのですね。ですから、いろいろな機会を捉えてお願いをいたしたいと思います。

今、一般の方のことでお話をさせていただきましたけれども、これが例えば嵐山町の小学校、中学生、こういった児童生徒が、いろいろな遠足ですとか社会科見学、あるいは夏休み等もありますから、何かそういった企画をして、嵐山の子供たちが木曽の町のほうに行って、一緒に木曽義仲のことを勉強するとか、あるいは小矢部市のほうに行って、小矢部市のすばらしいところを作文に書いて、向こうに贈呈してくるとか、そういった交流をする。

そうすると、大人だけではなくて子供たち、またその保護者全体にも、そういった雰囲気ですとか、あるいはそのお互いの理解、信頼関係では深まっていくのかなというふうに思いますけれども、教育長、そんな展開は可能でしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

お互いの町の歴史とか、あるいは文化、また偉人等、しっかりと認識するというこ

とは学校教育の中でとても大事でありますし、郷土愛を深め、また将来を担う人材を育成するという観点から、ただいまの佐久間議員のご質問は、検討していければいいなというふうに教育委員会としては考えております。

例えばこの応援協定とか、応援協定を縁に、可能であれば、例えば木曽町を例に挙げれば、義仲も結んで、例えば小中学生文化交流事業、仮称ですけれども、そういったことを実現、今後していくと、今言ったような目的が少しずつ達成されるかなというふうに考えております。

まず、やはりこちらから教育委員会や、また代表の学校等を訪問させていただいて、両町でどんなことができるか、まず相手側の教育委員会の意向を伺うことが大事かなと。

こちらから、こうしたいというのではなくて、意向を聞いて、お互いに無理のない、できるところから交流が始まればよろしいかなというふうに考えております。決して急ぐということでなくて、例えば、今議員さんがおっしゃったように、お互いに作文を交換するとか、あるいは我が町では木曽義仲ではこんなことがあるのだよというのを児童生徒からあちらの小中学校に伝える。それを教育委員会が、それをお互いにパイプ役になりまして、そういった交流も考えられるかなと。

そういった中で、例えば木曽町を例にとれば、木曽町との縁を、今後交流する形で進められればいいかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　学校のほうも、いろいろな昔はなかったような問題ですとか、あるいはまた新たに取り組まなくてはいけないこともたくさんありますので、そういったこともよくバランスをとりながら、ぜひそういったことも念頭に置いて進めていただけたらと思います。

雪の話ですけれども、これは、もう今回本当に想定以上の大きな雪が降りました。ただ、雪に関しては、例えば木曽町、あるいは小矢部市というのは、少なくとも嵐山町以上にいろいろなノウハウだとか経験は持っていると思うのですね。

今回、雪が降ったときに、私の自宅と事務所の間、何百メーターしかないのですけれども、旧の254の国道のところで、もうあそこだけで、もう10台ぐらいスリップしてしまっているのですね。そういうときに、ちょっと私も聞いた話があったものです

から、段ボールを持っていって、段ボールを少しかってあげるとすっと出ることができる。

あるいはまた、農業者にこれは聞いたのですけれども、ビニールハウスの大変な被害が出ましたけれども、ある程度雪が積もったときにはビニールを切ってしまったほうがいいのだと。そうすれば雪は落ちるから、最終的な損失は減じることができるのだとか。

あるいはまた、もっと経験がある方は、必ずもう雪が降るものは当然だから、共済保険に入っているとか、そういったものがあるわけですね。ですから、小矢部市さんですとか木曽町のほうに、そういった情報交換をして、それで、それを今度は防災訓練だとかそういったときに、住民の方たちにぜひお伝えをしていただく。それで、基本的には今までは地震の災害で、いろいろな防災訓練等を行われたと思うのですけれども、それプラス雪対策のことも含めて提供する。

これは、今度は雪対策だけではなくて、そこに集まった住民の人たちは、「ああ、木曽町はそうなのか」と。「ああ、小矢部市は、こうやってそういう情報提供をしてくれたんだな」と、非常に親近感が湧くような形になると思うのですけれども、そのようなことも含めて防災訓練をお願いをしたいと思うのですけれども、地域支援課長、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

今、佐久間議員さんおっしゃったように、今回の大雪については、小矢部市さん、それから木曽町さん、こちらについては、はるかに嵐山町よりも雪の多いところでございまして、一例を申し上げますと、木曽町さんのホームページを見て、定住促進の、定住の促進のホームページがあるのですね。そこの中には、木曽町では平均１メーターの積雪量があると。雪が降ると30センチから40センチの積雪がある。その中で、除雪はしてありますというふうに書いてあります。ですから、ご安心して木曽町においでくださいと。ただし、通年、積雪期には１メートルぐらいの雪はありますよと。そういう中での生活ですよというふうにうたっております。

ということは、その除雪対策ですとかそういったものが、何らかの方法があるのだろうというふうに思いますので、その辺は、今後、この大雪を嵐山町も検証していく

わけですから、小矢部市さんや木曽町さんの知恵をおかしいただいて、どのような対策があるのか、ぜひご意見を伺いたいというふうに考えております。

また、小矢部市については、「嵐山町では、どのような被害がありましたか」、「カーポート等が大変倒壊してしまいました」、「小矢部市さんはどうですか」、「うちのほうにはカーポートはありません」とおっしゃっていました。

結局大雪の多いところは、ふだんからのそういった対策がとられていて、もう雪に弱いものはつくらないと、そういったところが全く嵐山町等と考え方が違った備えをしているということでございます。そういったことも含めて、今後ぜひ小矢部市さんや木曽町さんに、その辺の知恵をおかりしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　よろしくお願いいたします。今回、雪、多分役場の職員の方々も本当に大変な思いをされたかなというふうに思います。また、私のところにも、大変多くのお叱りの電話、心配の電話、いただきました。

しかし、悪いことばかりだけではなくて、２月の16日の日曜日の朝だと思うのですけれども、私の家の前の道路の雪かきをしようと思ったら、もう１人か２人出ていたのですけれども、私がやる。また、あっちでも、こっちでもと、どんどん、どんどん出始めてきたわけです。

近くに高齢の方で、お一人で住んでいる方もおりましたので、みんなでそのおうちのところは雪かきをしたりして、その方が、「本当に申しわけないですね。ありがとうございます」と、「自分のところをやるだけだって大変なのに」というようなお言葉をいただいたり、あるいは１本の道路があっても、こっち側は日なた、こっち側は日陰。日陰のほうに、どんどん、どんどん雪を積んでしまうと、なかなか解けないと。

ただ、日なたのほうにもおうちがありますから、余り向こうに極端にやるというわけにいかないのですけれども、そのときには、向こう側に住んでいる方が、「どんどんこっちに出してください。そっちだと積もって、なかなか解けませんから」というようなお話をいただいたり、あるいはまた、向こうのほうで、ご夫人の方が、「お茶が入りましたよ。どうぞ飲んでください」ということでお声がけをしていただいた。

もう皆さん、その雪かきをずっとやっていますから、くたくたで大変だと思うのですけれども、そのときに集まった方たちは、皆笑顔なのですね。それで、その中のお

一人の方が、「町がこれだけ降れば、なかなか手が回んねえだろうな」って、「でも、俺たちはみんな出てきて、こうやりゃ、どうにかなるものだいな」というようなお話があったわけですね。

私、地域支援課のほうで、今まで防災の中で大きな災害が起こったときには、町がまず行くというわけになかなかいかないから、自分でどうにかしてくださいよという自助、そしてまた、どうにかなったら、今度は隣近所で力を合わせて、その場は乗り越えてくださいよというような共助、まさにその自助と共助のその状況がそこにあったのかな。

そして、もう誰言うともなく、そういう言葉、そしてそこのところは笑顔でなっているということは、町と、それから住民一人一人の心と心の協定が結ばれた、そんな瞬間でもあるのかなというふうに私は感じました。

ですから、この防災協定も、ぜひ嵐山町の住民の方々と、それから木曽町、そしてまた、小矢部市の住民の方々の心と心がしっかりと結ばれるような、そんな防災協定のほうへ育てていっていただきたいと思います。

答弁は結構です。

○青柳賢治議長　佐久間議員の一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

再開の時間は１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５９分

再　　開　午後　１時２９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

佐久間議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項２の国際化教育について、佐久間議員、どうぞ。

○３番（佐久間孝光議員）　それでは、大項目２番、国際化教育について。嵐山町には、世界とつながる女性教育会館が存在し、それと同時に歴史上の偉人はもとより、日本を代表する本多静六先生、安岡正篤先生と深いゆかりがあります。日本人としてのアイデンティティーを持ち、世界に目を向けられる真の国際人を育成していく上において、嵐山町はまさにふさわしい地であると私は考えております。

また、語学教育を考えていく際、時代の流れ、国際社会における日本の立場等を無視することはできません。

平成25年12月の13日、この記事は、一般質問の資料として皆さんのところにコピーを配付させていただいておりますけれども、内容は、英語教育を中学校においても英語で実施をしていくというような方向性を検討しているというものであります。

また、記事の線を引いたところでありますが、教員に関することですね。「教員の指導力向上のため、都道府県ごとに英検「準１級以上」などの教員の割合を定期的に公表する仕組みを設ける。中高の全英語教員に、英検準１級や英語力テスト「ＴＯＥＦＬ」などの受験を促し、一定以上の成績を求める。外国語指導助手（ＡＬＴ）の拡充のほか、高い英語力を持つ一般の人も、小学校で英語の授業を行えるよう、特別免許状を新設する」というようなものでございます。

また、その下の記事でございますが、これは県の経験者採用162人が全員不合格であったということであります。私は、この162人、県のほうの採用を受験する方は、ほとんどの方が本当に優秀な方かなというふうに思っております。しかしながら、全員不合格、その中で求められたのは、やはり国際性であります。

それから、今年に入りまして、平成26年の１月の６日、「世界で活躍できるグローバル人材を育てる英語教育改革プランを決定」と。

次のページに移りますけれども、「小学校で英語を学ぶ年齢を早め、中学から英語で教える授業を実施、高校では討論や発表を通じ、より高度な表現力を養う計画だ」。

この記事のところに、下村大臣のほうからのコメントもありまして、「中高の６年間勉強をすれば、会話が成り立つはずだが、我が国では成り立たない。受験英語から、外国人とコミュニケーションがとれる英語への大きな転換だということを強調された」というようなコメントも載っております。

それから、１週間後です。26年の１月の11日、これも下村大臣のコメントですけれども、「国際化対応、英語と日本史に力」。「英語力を高めることも必要だが、真の日本人としての意識、アイデンティティーがないと世界で通用しない。今まで以上に、日本の伝統や文化について教育を行うべきだ」と。

このコメントを見て、やはり下村大臣も、日本人としてのアイデンティティーをしっかり持つこと、これはもう第一であることということが十二分にわかっているわけであります。

しかしながら、国際的な流れ、またグローバルな世界での日本の立場というものを考えたときにでは、ここのところで大きな転換を図らなければいけないというような

思いかなというふうに推測をいたしております。

また、その２月に入りまして、２月の３日、中学英語、学力別に授業、文部科学省が公立中学校の英語に習熟度別指導の導入を検討する背景には、家庭環境や小学校の取り組み、自治体の財力などが生徒の学力に影響を及ぼし、差を広げている現状があるというような内容の記事でありますけれども、この私立は、学力別のクラス編成というのは余り珍しいことではありません。

しかし、公立の中学校において、こういった学力別、習熟度別ということを導入したときには、本当にどれだけ大きな反発があるかというのは、ある程度容易に予期できるかなというふうに思います。

しかし、そういうことも踏まえて、やはり今の段階で大きな転換を迫っていかないと日本は世界から取り残されてしまう。世界でやっぱり活躍できる日本人の人材を育成していくことはできないという、そういった危機感のほうが上回ったために、私はこのような方向転換が一つあるのかなというふうに考えております。

そういった国の流れ、また県も含めてですけれども、時代背景を踏まえた上での嵐山町における国際教育への取り組みの方向性をお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　質問項目２についてお答えさせていただきます。

今、世界で活躍できるグローバル人材を育てることが、国を挙げての教育改革の喫緊の課題の一つと考えます。文科省は、昨年12月から本年２月にかけて、矢継ぎ早のスピードアップする英語教育改革プランを提示しました。

先ほどいただきました参考資料も、その一つのところでございます。従来の授業では、英語による会話力が不十分で、グローバル化に対応できないためと、下村文科大臣が強調されました。受験英語から外国人とコミュニケーションをとれる英語への大きな転換と受けとめています。英語教育における平成の大改革と言えるのかもしれません。

一方では、現場の教員からは、正直、期待と不安の声が上がっていることは、否めない状況にございます。なぜならば、文科省は、2020年度から、小学校の英語教育の開始時期を現行の５年生から３年生に引き下げ、５～６年生で正式な教科となる方針を決定しています。中学校からは、英語による授業の可能、英語の習熟度別指導の拡

大を検討しているところでございます。

これらの動向に対応するには、今、英語をほとんど行っていないと思われる小学校教員の英語力アップ、ＡＬＴの増員、高い英語会話力を持つ指導者の小学校への導入等も視野に入れて検討していかなければならないと考えています。今後、国による計画的な小学校専科の英語指導教員の養成、配置が望まれるところでございます。

嵐山町といたしましても、英語で授業を展開するに当たって、来年14年度から計画的に、例えば夏季休業中等に、中学校英語担当者全員及び小学校の先生方を対象に、ＡＬＴ等も加わって英語教育集中セミナーを開催し、英語による授業の展開方法と指導力アップに役立てていかなければならないと考えております。

今以上の英語教育の改革、施策を踏まえまして、嵐山町における国際化教育の取り組みの方向性については、非常に重要な課題と認識しております。平成26年度、30年度、来年度からの５カ年間でございますが、第２期埼玉県教育振興基本計画施策の柱の一つに、伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進が掲げられております。「グローバル化」という言葉が入りました。

嵐山町でも、26年度、来年度の教育行政の重点施策の基本目標に掲げ、努力してまいります。方向性は、次の３点を考えています。

１、現在のＡＬＴを一層活用し、児童生徒のコミュニケーション能力を高める外国語教育の充実に努めます。例えば英語で嵐山町が紹介できる、英語で観光ガイドができる、そこまで高めていきたい。

２、現在使われております、嵐山町でつくっております社会科副読本、これはすばらしい副読本でございます。これを一層活用し、郷土にゆかりのある偉人、先賢や文化、歴史、風土等を尊重し、郷土嵐山を愛する態度を養います。

３、ＮＷＥＣ、国立女性教育会館でございます、においでになられる外国人教育者を小中学校に積極的に受け入れ、国際理解と友好・親善・交流に努めます。

幸い嵐山町は、偉人・先賢の宝庫であり、歴史と文化が豊かであり、グローバル人材を育てるよい教育環境にあります。小学校の段階で、嵐山町ゆかりの偉人・先賢を知り、興味を持たせ、中学校では、歴史・文化・自然を誇れる魅力のある嵐山町を作文や英語で発信させる機会をつくりたいと考えます。

児童生徒に対してグローバル化への対応が求められる中、実践的な英語力を一層高めるとともに、日本の伝統文化の教育、国語教育、日本語教育と言ったらいいのでし

ょうか、にも力を入れ、そして国際性豊かな児童生徒の育成及び意欲や志を持って学ぶ人材の育成に一層力を入れていきたいと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今、教育長のほうから、私が思っていたというか、期待していた以上に、具体的な施策までご紹介をいただきました。中学校、小学校の教員とＡＬＴによる集中セミナーの開催、そういう中で、そういった指導を検討していくだとか、大きな流れの中では本当に共通点があろうかなと思いますけれども、もう既に来年度からそういったことまで検討していただく。本当にありがたいことかなと。これが本当に実現をして、そしてだんだん浸透していけば、必ず何年か先には、そういった成果が見えてくるかなというふうに私自身も思いました。

こういった国の流れ、それから県も含めて、また教育長の今の答弁をお聞きして、岩澤町長のほうから所見を一言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

ご質問が、嵐山町における国際化教育ということでご質問いただきました。嵐山町の教育、ですから教育長さんにお答えさせていただいたような方向で嵐山町の教育委員会は進むのだなというふうに思います。

それと、国が2020年から小学校のもそうですが、中学校も含めて、今とちょっと変わっていくのですよという方向にありますというような方向が出されてきているということですね。ですから、国もそういうふうに決める。それから、嵐山町では、そういう考え方で進めていくということです、町では。

ただ、前々から言っているように、私は、その教育の現場に口を出す考えは毛頭ありませんということで、議員さん、前に質問をいただきましたけれども、全くそういう考えがありませんというふうに思っています。

ただ、個人的な考え方は、ちょっとそれとは違っておりまして、前回お答えをしたような内容で、私とすると持っています。ですから、ちょっとこれとは違いますということです。

○青柳賢治議長　佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今、国のほうは、そういった英語教育の改革とともに、教育委員会制度の改革も、これはもう抜本的な改革、同時並行で行われています。その中の改革の目玉は、やはり首長権限の強化ということが、私は目玉になっているのかなというふうに感じております。

そういった意味においては、今までも、もちろん首長の一言一言というのは町民に対して大きな影響力を持ちますけれども、さらにそれは大きなものになっていくのかなというふうに感じております。

これは、一般的なことのみならず、教育に対しても、私はそういったことが言えるのかなというふうに思っておりますので、先ほど教育長が言われた方向性をぜひそういった方向性に順調に進むように、町長からも、ぜひ明確なメッセージを出していただいて、そして嵐山町の子供たちが、本当に自信を持って社会に、世界に飛び出していけるような、そんな教育体制をぜひ確立をしていただきたいと思います。

これは私からの要望ですので、答弁は結構です。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　畠　山　美　幸　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号３番、議席番号６番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１の消費税率アップに伴う負担軽減策についてからです。どうぞ。

〔６番　畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○６番（畠山美幸議員）　議席番号６番、議長のご指名がございましたので、一般質問を始めさせていただきます、畠山美幸です。

まず、大項目の１番からお願いいたします。４月の消費税８％に伴う負担軽減策として支給される、低所得者向けの臨時福祉給付金や子育て世帯向けの臨時特例給付金について伺います。

（１）低所得者の人数と給付金額は。（２）対象子育て世帯数と給付金額は。（３）申請手続は。（４）周知について。以上、お願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをさ

せていただきます。

臨時福祉給付金につきましては、対象者を市町村民税が課税されていない者から、市町村民税が課税されているものの、扶養親族等と生活保護制度の被保護者を除いた者としております。給付額につきましては、１人につき１万円というふうになっております。

人数については、国において人口の約20％の2,400万人を見込んでいるところから、本町でも人口の約19％の3,500人を見込んでおります。

また、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金、遺族基礎年金等の年金ですとか、児童扶養手当等の受給者につきましては、１人5,000円が加算されることになっておりまして、こちらにつきましても、国と同様に、給付金の対象者の半数となります1,750人を見込んでおります。

給付金の支給増額につきましては、4,375万円というふうになってございます。

以上です。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　（２）の子育て世帯向けの臨時特例交付金につきましてお答え申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、対象世帯といたしますと、平成26年１月１日時点で平成26年１月分の児童手当受給者世帯が1,164世帯いらっしゃいます。そのうち、臨時福祉給付金の対象として1,164世帯掛ける20％、232世帯になるかと試算してございます。その1,164世帯から232世帯を引きました932世帯になるかと想定しております。これに公務員分106世帯を加算し、今回の子育て世帯臨時特例給付金の対象となる子育て世帯の対象者は、一般住民分932世帯と公務員分106世帯を合わせて1,038世帯となるかと思います。

以上のことから、給付金額につきましては、世帯数1,038世帯、1,817人と捉えておりまして、支給対象となる世帯の、平成26年１月分の児童手当の対象となる中学校修了前の児童１人当たり１万円の支給となり、給付金額は1,817万円を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（３）、（４）について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。

申請は、対象者が、平成26年１月１日の基準日におきまして、住民基本台帳に記録されている市町村に対して行うことになっております。同一世帯内に複数の対象者がいる場合には、１枚の申請書に連名で申請することを基本としておりまして、なお申請手続等の詳細につきましては、現在国において検討中のため、決定次第、町の広報紙、ホームページ等でお知らせする予定となっております。

次に、質問項目１の（４）につきましてお答えをいたします。給付金につきましては、町広報紙の３月号においてお知らせをしております。また、町のホームページにも同様のものを掲載しておりまして、今後も具体的な申請方法等が決定次第、適切にお知らせをし、申請漏れがないよう周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　（１）と（２）のほうの人数と金額のほうは、わかりました。

それで、この総額なのですけれども、まず（１）のほうの総額は4,375万円、そして（２）のほうの子育て世帯には1,817万円が見込まれているというお答えでしたけれども、こちらは国のほうから給付をされるわけですよね。はい、よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　この給付金と、そのほかに事務経費等がかかりますけれども、その全体の10割が国からの補助金が参ることになっております。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　先ほど岩澤課長がお答えしたとおりで、同じ状態になると思っています。

以上です。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　それで、周知の件ですけれども、給付なのですけれども、低所得者への臨時給付は、自治体から課税情報の守秘義務により、対象世帯に確実に通

知できないという声が上がっておりますということで、国会では税務課の業務として周知する方法が示されました。

ほかにも課題があると思いますけれども、嵐山町におきましては、この周知に、通知につきまして、税務課のほうでやっていただけるのかどうなのか、町長にお伺いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　町長ではないほうがいい。

○青柳賢治議長　担当課。

○６番（畠山美幸議員）　では、担当課に。そうですか。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　お答えさせていただきます。

ただいまの畠山議員さんからお話がありましたように、この非課税者に対しての助成金というような形でございまして、健康いきいき課のほうから、いきなり非課税の通知を差し上げて、この臨時福祉給付金が対象になるというふうな形を出しますと守秘義務違反というふうになりますので、その点につきましては、税務課の協力をいただきまして、税務課の名前で非課税になるというふうな通知とあわせて、臨時福祉給付金に該当するのではないかということで、個別通知を差し上げるというふうなことを考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員、どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　わかりました。広報の体制や申請、また審査の方法など一つ一つ確認して、準備をお願いしたいと思います。

厚生労働省によれば、多くの自治体は、６月ごろから申請を受け付ける見通しです。職員の皆様にはご苦労をおかけしますけれども、できるだけ早く対象者に給付金が届くよう、作業を急いでいただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。これは要望です。

そうしましたら、２番のほうに移らさせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の。

○青柳賢治議長　２番ですよね。消防団支援法についてですね。

○６番（畠山美幸議員）　２番、はい。いいのですよね。地域防災力の強化が近々の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。

総務省消防庁は、大規模災害時の消防団の対応力を強化するため、26年ぶりに消防団装備の基準を一新とあります。また、団員の処遇改善の拡充も図られるとあります。そこで伺います。

（１）装備内容はどのようになりますか。（２）退職報奨金は。（３）ここに「報償」と書いたのですけれども、こちら「報酬」の打ち間違いです。報酬・出勤手当金は。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、質問項目の２の（１）からお答えをさせていただきます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆるご質問の消防団支援法につきましては、平成25年12月13日に公布、施行されております。この第14条で、「国及び地方公共団体は、消防団の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする」と規定されております。

この規定を受けて、消防庁では、平成26年２月７日に、消防団の装備の基準、これは昭和63年消防長告示第３号でございます。及び消防団員服制基準、こちらは昭和25年国家公安委員会告示第１号を改正いたしました。

また、同日付で、消防庁次長から各都道府県知事宛てに、この改正内容について通知が出されております。この中で、今後各市町村にあっては、改正後の消防団の装備の基準を踏まえ、安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の装備について、なお一層の充実強化を図っていただくことが必要となるとされております。

本町におきましては、具体的には比企広域消防本部で検討されることとなりますが、この装備基準等の改正の趣旨に基づき、必要な改善が図られるものと考えております。

続きまして、（２）についてお答えをさせていただきます。消防団員の退職報奨金

は、団員として５年以上勤務して退職した者に、その者の階級及び勤務年数に応じて支給されております。この支給額は、比企広域市町村圏組合の条例で定められており、その基準となる額は消防庁から示され、全国的に統一をされております。

このたび、消防団支援法の施行に合わせて、消防庁より新たな金額が提示されました。具体的には、全階級において一律５万円の増額となっております。一例を申し上げますと、勤続年数10年の団員が退団した場合の報奨金は、現在21万4,000円から今後26万4,000円に増額がされることとなります。比企広域消防本部では、今後４月以降の退団者に適用できるよう条例を一部改正する予定とのことでございます。

続いて、（３）についてお答えをさせていただきます。消防団支援法第13条では、「消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練、その他の活動に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」と定められております。

ご質問の消防団員の報酬・出動手当等については、退職報奨金と異なり、全国的にも、また埼玉県内においても統一されておらず、高いところと低いところの差が出ているのが実情です。比企広域管内の消防団については、比企広域市町村圏組合条例によりその額が定められております。

この中で報酬額は、階級に応じてそれぞれ支給額が定められておりますが、例といたしますと、まず団員の年額報酬は７万5,000円、団長が21万円となっております。そして、埼玉県内の平均では、この団員が５万5,671円、団長は18万1,349円となっておりまして、比較すると、団員が２万円ほど、団長については３万円ほど、比企管内のほうが県平均に比較し高い状況となっています。

また、次に、出動手当金につきましては、比企管内では、全団員一律の額で１回2,500円となっております。これも埼玉県内の平均は１回2,170円となっておりまして、比較すると300円ほど上回っている状況でございます。

このような中で、比企広域消防本部では、現時点で直ちにこの額の改定予定はないということでございますが、今後、他の消防団の動向も注視しながら検討をしてまいりたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ありがとうございました。

それで、今、団員の減少に歯どめをかけるために、高校生の１日体験入団の実施を考えてみてはということで、ちょっとほかの町でやっているところがあるというので記事を見ました。

本町におきまして、この１日体験入団というのは、いかがなものでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今回のこの消防団支援法、今、議員さんご質問のとおり、まず一つは、東日本大震災の際に、活動において装備品、特に災害、瓦れきの中で災害救助に当たるという中での装備品の不足、それから通信網の整備、そういったものが大きな理由でございますけれども、もう一点は、消防団員の確保、この対策を市町村が務めるというものが大きな内容でございます。

今回示されましたのは、一つは、まず市町村の職員、こちらについて、積極的に消防団活動に団員として活動ができるように、市町村長は、その兼職、そういったものを十分配慮しなさいというのが盛り込まれております。

それから、もう一点は、大学生についても、大学等と共同しながら、大学生が消防団員活動にも取り組めるように努力をしなさいという内容が書いてございます。それを含めまして、今、議員のご提案の高校生の１日体験入団というものを今、現実的にすぐにするという考え方は持っておりませんが、要は高校生の時代から、その消防団員に対する理解を深めていただくと。そういう防災力の強化、地元での活動に理解を深めていただくということは非常に重要なことだと思っております。その１日体験入団も含めて、そういった意識を持っていただくような取り組み、それを町として何ができるのか、それについては十分考えていきたいというように考えております。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　前後してしまうのですが、先ほど装備の中のいろんなものを買っていただく、装備をそろえていただくことがあると思うのですけれども、その中に携帯用無線機というものが入っているのですが、これは停電の際でも何でも使えると思うのですけれども、どういった内容のものが入るかお話は何っていますでしょうか。まだお伺いでないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　こちらの携帯用無線機、いわゆるトランシーバーというもの、トランシーバーをある程度想定しているのではないかなと思います。

というのは、東日本の災害の際に、いわゆる防災行政無線も壊れてしまいましたし、携帯電話も通じにくい、そういった中で消防団がいわゆる救助活動に当たった。その中で、お互いに連絡をとり合う方法がなかったということもございます。そういった中で、消防団員相互で連絡をとり合うようなそういった通信施設、それをぜひ充実強化をしろというのが今回の狙いだと思っております。

嵐山町の消防団にありましては、消防活動を行う際に、消防団員同士が連絡をとるように、ある程度の一定数のそういったトランシーバー、無線機等が貸与されておりまして、その中で消防団活動を行っております。

そういった中で、今後さらに大規模的な災害があった場合に、そういった広域的なそういった通信施設が必要になってくるかというのは、今の実態等を考えると、検討はされると思うのですが、今の段階では、それなりの装備が今整っているというようには聞いております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　私も、比企広域行っていながら、こちらで質問していて、ちょっとおかしいかなと思ったのですけれども、すみませんけれども。

今回、いろんな装備で、これは海のあるほうだろうけれども、救命胴衣ですとか、エンジンカッターですとか、安全靴、灯光器、ＡＥＤ、タブレット型端末、これは今回、比企広域でも予算に入っておりましたので、そういうものなどがいろいろ装備になるということで、消防団いろいろと充実するなということで、安心安全のために本当に頑張っていただきたいと思います。

先ほど高校生の提案をしましたのは、何か今、消防車の運転をされる方々が、今、割と若い子はオートマチックで免許を取ってしまうということを伺いました。しかしながら、消防車はマニュアル車でないといけないですとか、中型免許でないといけないとか、そういうことも伺ったことがありましたもので、高校生のうちから免許を取る前に、こういう１日体験入団をしておけば、今後、僕は消防車に乗るのだということであれば、前もってマニュアル車の免許を取る、また中型も取ろうと思ってくれる

方がいるかなと思って、一応１日体験入団ということで、今課長の答弁ですと前向きなお考えでいらっしゃいますので、こちら答弁結構です。

では、次に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　次は、３番、先月８日に45年ぶりの大雪となり驚かされ、また２月14日から降り出した大雪は、嵐山町では60センチを超え、カーポートや雨どいなどの住宅被害や農業被害も多く発生しました。

この日の雪は、山梨県、長野県、群馬県、埼玉県、東京都で、市町村の孤立、道路封鎖による自動車の立ち往生と、これまで余り見たことのない光景を目の当たりにしました。ニュースでも映し出されました。

市町村では、物流が止まったことから、生活物資などが枯渇してしまいました。そういう中で、友達とのメールの中で、「3.11を思い出しちゃった」なんていうメールもお友達から来ました。

車中に泊まることを余儀なくされ、３日間も車中泊した人もいるというニュースも見ました。今後、地球温暖化の影響などで、集中豪雨や猛暑といった極端な気象は増加する傾向にある。今回の教訓を踏まえ、大雪への想定外に備えた防災対策が必要と思います。そこで、次の４項目をお伺いいたします。

（１）今回の雪害時に災害対策本部の設置はしましたか。（２）防災無線の活用は。（３）自治防災倉庫に除雪道具（スノーダンプなど）と書こうと思ったのですけれども、「など」が抜けてしまいました。融雪剤保管が必要では。（４）地域除雪箇所地図の見直しが必要ではないでしょうか。

以上４点、お伺いします。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（３）について。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、小項目の（１）からお答えをさせていただきます。

今回の大雪に対しまして、災害対策本部は設置しておりませんが、14日からの対応状況についてご説明をさせていただきます。

議員のご質問にありますとおり、嵐山町地域防災計画の中では、地震や風水害に対する職員の動員や災害対策本部の設置基準はありますが、このたびのような大雪に対

する基準は設けてございません。

そこで、今回の対応につきましては、２月14日に協議をいたし、14日金曜日の夜からは、まちづくり整備課職員が泊まり込み、夜間の対応に備えるとともに、地域支援課は15日朝から出動し、駅ロータリー内の歩道確保のため、除雪作業に入ることといたしました。

しかしながら、15日朝の状況は、予想をはるかに上回る大雪となったため、まちづくり整備課に加え、地域支援課と総務課、さらに副町長も庁舎に登庁し、対応に当たりました。

また、翌16日の日曜日には、町長、副町長、教育長及び各公共施設を管理運営する担当課を中心に、10課の課長及び副課長を招集し、対策会議を行うとともに、各公共施設の被害状況の確認及び月曜日からの対応などについて対策を図ったところでございます。

続いて、小項目（２）についてお答えをさせていただきます。今回の大雪に伴う防災行政無線の放送を、２月15日から17日までの３回行っております。その放送内容ですが、２月15日土曜日の放送では、落雪への注意及び除雪への協力依頼について放送をしております。16日日曜日、それから17日の月曜日につきましては、路面凍結への注意及び通学路の子供たちの通学見守りへのお願いの内容について放送をさせていただきました。

続いて、小項目（３）についてお答えをさせていただきます。現在、各地に設置されております防災倉庫の備品につきましては、主に地震による災害を想定し準備されており、ご質問のスノーダンプ等、除雪用具はほとんどない状況と思われます。また、融雪剤につきましては、まちづくり整備課が整備保管をしておりまして、必要なときには区等へも供給をしております。しかしながら、各防災倉庫には保管をしておらない状況となっております。

このたびのような大雪の際には、ご質問のような除雪用具の装備も必要であることは十分に考えられます。町では、現在区長さんにお願いし、建築物等の被害状況の調査をしております。この調査がまとまりましたらば、自主防災会の代表者にお集まりをいただきまして、今回の大雪に対する検証及び課題について協議をさせていただきたいと考えております。このような機会におきまして、ご質問の除雪用具等の必要性については十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（４）について、田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　質問項目（４）についてお答えいたします。

除雪する箇所につきましては、シーズン前に除雪作業を受けていただける業者を選定いたしまして、各業者と打ち合わせて除雪する箇所を決めて委託しております。

今回の大雪では、事前に業者に依頼しておりましたが、除雪箇所の除雪作業が進まず、大変ご不便をおかけいたしました。今後、積雪量に応じた効率的な除雪を考えた上での除雪箇所、除雪方法等について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　再質問をさせていただきます。

今回の対策本部の件ですけれども、私はもうやっているのでしょうねと思って、15日の土曜日の朝ですか、こちらの本庁のほうに電話を差し上げて、屋根の上からおっこってきた雪がうちのテラスを直撃をして倒壊してしまいましたので、その様子を見て、ああ、屋根から雪というものは落ちてくるのだと思いまして、朝10時ごろでしたか、役場のほうにお電話を差し上げたら、日直の方がお電話にお出になりました。

それで、人数のほうが、今、まちづくりの方が泊まっている方が、２人だか３人しかいなくて、いろんな電話があって、てんてこ舞いをしていますけれども、では、ちょっと担当の人にかわりますということで、日直の方が電話をまちづくりのほうに回していただきました。

そうしまして、まちづくりの方に、我が家の今、落雪を見て、きっと町内の方々も、下を向いて作業をされるのに一生懸命になってしまいますから、ぜひ落雪注意の防災無線を流してほしいということでお願いをしましたら、その日の午後、落雪の注意を流していただいたので、ああ、よかったなと思いましたけれども。

何せ午前中、そのお電話差し上げたときに、職員の方々、忙しい中対応していただいたのですけれども、これは防災対策本部はできていないのだというのを目の当たりにしたものですから、今回ちょっと確認の意味で載せさせていただきました。

しかしながら、やはり今回は本当に想定外でしたから、８日のときの対応はとても早くて、文化村のほうにもいち早く除雪車が入ってくださったりしたものですから、今回もまた同じような対応があるのだろうって、皆さん、分譲地の中の方々は思って

待っていたようなところもあったのですけれども、自分たちでやるしかないということで最後はやったのですけれども。

その防災対策はとっていらっしゃらなかったけれども、地域支援課の課長のほうからお話ありましたけれども、やはり自分は自分の持ち場のところでしっかり仕事をされていたのだなというのは重々承知しましたけれども、ぜひ次回、やはり天気予報をよく確認していただいて、大雪が降るということがまた想定されるときは、前の日から、今回２～３人の方しかお泊まりでなかったのですけれども、やはり役場のほうも、何人か人数をふやして対応できるような対策をしていただきたいと思いますけれども、町長、どのように次回、こういうことがあったときにはどういう対策をお考えでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今回の降雪、大雪に対しまして、町民の皆さんに多大なご迷惑を結果としてかけてしまった。これは本当に申しわけなく思っております。

特に除雪に関してなのですけれども、除雪がおくれてしまった。それで、除雪に対する問い合わせが大変多く来ました、当然のことですけれども。それで、議員の皆さん方も地域の中にあって、いろんな注文ですとか苦情ですとかいうことも来たと思うのですが、それらに対しましても、町のほうの対応が十分でなかった。結果として十分でなかったということで、こちらもおわびを申し上げる次第です。

それで、それらに対する対応ということですが、特に除雪に関しては、ご承知のように国も県もできておりませんでした。それで、国、県ができないので、町道に行くまで時間がかかったというようなこともあるのですね、重機が。というような状況で、町の中の状況も私は聞かれたときには、そういう状況を話しております。

国道が東松山から嵐山に来るのに４時間半かかったということなのですね。それで、前の広い通りをやらないで、何で脇の細い道だけやるのだというような苦情も来たと聞いています。

というのは、前は、広い道路というのは国道、県道ですから、やっていないのですね。狭い道が町道、これを何でそっちだけやるのだということなのですが、そういう状況だったわけです。

国道というのは、ご承知のように、動脈であるあれの高速道路が完全にストップし

てしまった。それで、広いほかの国道でも通りが通れなくて、何日も閉じ込められてしまったというのが大きな記事になっています。

こういう状況で、国の対応も当然間に合わなかった。県も、さらに間に合わなかった。その中で町道を嵐山町でやったわけですが、これも苦情たくさんいただきましたけれども、道路の半分きり、１車線きりあけないということで、これはもう最初から指示をして、１車線だけ確保してください。歩くところを確保してください。どうにかあけてくださいということでやりました。

そんなようなことをやって、役場は自分たちのところを最後ということで、車で来た人も、職員も途中で車を置いて、あとは歩いてくる。みんな歩いて上ってくるというような状況で、何としても生活道路をあけるのだということにかかってやったわけですが、こういうような惨たんたる状況になってしまったわけです。

ですので、今後の対応ということですが、今後の対応も、どこまでやったらいいのかというのも想像もつかないような状況なのですね。ぜひ皆様方とご相談いただいて、議員の皆様方、議会の皆様方も、どうしたらいいのだというようなご提言、ご指導いただいて、それでこれからの対応をとっていかなければいけないなというふうに思うのです。

それで、いろんな装備というのがあるのですね。では、重機をブルドーザーを買うのかということになるわけですよ。ですから、そういうところをどこまでこうやったらいいのかということになる。

大島の大雨もそうですけれども、やっぱり何か町民に対して不都合が出れば、どうやったって行政には、議員の皆様には、いろんな形で苦情もあれも来ると思うのです。ですから、そういうものが少しでも来ないような形を、これからしっかり連携をして、とっていくようなことをやっていかないといけないし、そういうことに係も、十分勉強もこれからしていかなければいけないというふうに思っています。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今回のこの大雪の中で、嵐山町におかれましては、孤立箇所があったのか、また停電箇所はあったのか、教えていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えをさせていただきます。

孤立箇所という定義がどこまでかということになるわけですが、実際、15日の時点では、家の外に出られないという方は、かなりおられたということは事実でございます。町のほうにもいろいろな電話がございました。停電をしている。要するに引き込み線から電気が切れて電気が来ないので、電気屋さんを何とかならないかとか、今、１人で住んでいる地域の方たちが来てくれているのだけれども、どうしたらいいだろうかというようなこともございました。

ですから、15日というその１日を限りに基本的に考えれば、家の中に閉じ込められたという方は非常に多かったのではないかというふうに思っております。しかしながら、２日なり３日なりという形での孤立というところはなかったのではないかというふうには思っております。

停電に関しましては、志賀、それから平沢の一部について、15日、停電がございまして、深夜までその停電の状態が続いたということでございます。戸数にすると300戸にわたって停電がございました。

東電にもなかなか、はっきり言って連絡ができない状態であったということでございまして、東電も復旧に当たりまして、深夜には復旧がなされたという状況でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　本当に孤立箇所でしたよね、どこもね。

停電の話なのですけれども、今回は今、志賀と平沢の一部で300戸という話がありましたけれども、このくらいで済んでよかったなと。全町にわたって停電されたところもあったというのも聞いた中で、300戸の方は大変な思いをされましたけれども、このくらいで今回は済んだのですが、また今度、もっと戸数がふえてしまったときのためには、先ほど消防団の質問の中で、デジタル無線の活用というか、無線が入るというお話がありましたので、やはり消防団の方もその地域にいらっしゃると思いますので、何らかの、こういうデジタル無線の活用方法というのかな、対策本部を次回、大雪のときに立ち上げたときには、やはりこの消防団の方々のこのデジタル無線というのも、大いに活用させていただければよろしいのではないかなと思いますけれども、この辺のお考えはどうでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　先ほどの消防団の装備の中での無線機、トランシーバー、こういったものが、基本的には使える有効距離というのは、500メーターなり１キロということでございます。

今回のような形で、例えば役場の庁舎にいる職員と各消防団との連絡体制をとるということになると、基本的には、防災無線の個別の移動系というのがあるのですけれども、それは例えば海洋センターですとかそういったところでは相互通信ができるようになっております。そういったものを各消防団に配置をするとか、あるいはその消防車に積載をするとか、そういったことをすれば、相互通信での双方向の通信ができるというふうにはなろうかと思います。

まだそこまでの装備はされておりませんので、いずれにしても、今回、消防団との連絡体制というのも、もう一つの課題だと思っております。これについては分署も含めて、消防団ともこのような際での情報収集を町もしたいと。

今回は、実際、職員が情報収集に当たろうと思っても、公用車は一台も出ません。結局、この上がってくる我々が、この庁舎に来るについても徒歩でございまして、車で来ることはできませんでした。

そういった中で、情報収集をするにも、公用車で回って、そしてどこの地域がどうのということは、とてもできない状況でございました。そういう中で、地域からどういうふうに情報を上げていただいて、適格な今の情勢を町が把握するかというのも課題でございまして、その中では、やはり議員さんご質問の消防団との連携というのは、やはり欠かせないものだと考えております。

この辺も、ぜひ分署、消防団と協議をさせていただいて、どのような連絡体制がとれるのか、協議を検証していきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　私の手元に、消防団に関する制度の概要というものがございまして、その中に、「主要な業務は、火災の警戒及び鎮圧並びに災害の防御及び被害の軽減の活動、近年においては、地域住民の支援・啓発など、業務範囲は拡大する傾向」ということで書いてございます。

そして、消防力の整備指針第38条の中には、「消防団における人員の総数及び副団長等の数は、次の次号に掲げる業務を行う場合において、当該業務を円滑に遂行する

ために必要な数とする」ということで、（1）、（2）、（3）、（7）まであって、（4）のところに、「地震、風水害などの災害の予防・警戒・防除等に関する業務」というのがあるのですけれども、ここには「雪害」とは書いていないのですけれども、今後、今、課長のほうからも、いい答弁いただきましたけれども、消防団のほうをぜひご活用いただけたら安全なまちづくりに役立つと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、防災無線の活用ですけれども、今回は落雪注意を入れていただきましたけれども、やはり雪に弱い首都圏において、住民に対して狭い歩道でゆっくり歩きましょうとか、冬用タイヤの装備が不十分の場合は運転を控えましょうとか、場合によっては、こういうことも流さざるを得ないことがあるのかなと思いました。

そして、２月の16日の日の月曜日は、町長のご判断で、やはり歩道が雪で埋もれておりましたから、子供たちが休校になりました。その日の午後から、何か地域の方々が出て、子供たちが登校する歩道を除雪したという話は伺っております。

しかしながら、私も、もしその場にいられればお手伝いできたなと思ったのですけれども、やはりこういうことも皆さんでやっていただければ、何人かで出るよりはみんなで出たほうが、２時間かかるところが１時間で終わったりとか、30分で終わったりすることもあるので、ぜひ大雪が降って、子供たちに歩道が埋もれて支障があったのであれば、学校応援団や地域の人がいますので、防災無線で学校、子供たちの歩行するための歩道の確保のために、除雪作業にお願いしますというような防災無線を流してもよかったのかなって思うのですけれども、今後また、こういうことが絶対ないとは限りませんので、今度学校に行く子供たち、もしかしたら休校しなくても済んだのかもしれないかなと思ったのですね。

日曜日の午後からでも、歩いて、自分たちのところぐらいはできたわけですから、せめて子供たちの通るところは、皆さんで出て除雪作業をお願いしますという無線を流していただけたら、学校応援団、地元の方が協力するというところで、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりだと思うのです。大人の人がそういう行動を起こせば、もう子供

たちは、そういうのを見ているわけですから、その次のときには、そういうような動きになると思うのですね。

それと、今回の防災放送については、課長のほうから答弁させてもらいます。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　私のほうから答弁させていただきます。

今回、防災無線の情報提供、それから町民への呼びかけというのは、非常に検証しなければならないなというふうには、まず一つ思っております。

しかしながら、１点、非常に苦慮したのは15日の放送でございます。今、畠山議員から、「落雪に注意」というこれを流したほうがいいよというご意見をいただいて、それは流させていただきました。

一方、区長さん方からは、「今、町は除雪をやっているのか」と、あるいは町民からそういうお話がありました。そして、「もし除雪が進まないのであれば、地域の皆さんのご協力をいただくように、そういったことを防災無線で流せばよかったではないか」、こういったご意見をいただいております。

ここで、15日の朝の状況を考えたときに、非常に逡巡したのは、あの状態の中で協力をしていただきたいという放送をしたときに、町民の方が外に出て協力していただいた。あの雪が落雪をしてけがをした。そういった状況も考えられる中で「協力をお願いします」という放送をすべきだったのか。あるいは、ためらったのが正しかったのか、この辺は、今でも非常に難しかったなというふうに考えておりまして、ただ、多くの町民の皆様から、あるいは区長の皆さんからは、除雪をやっているのだよと、こういう状況でやっているのだよということを放送し、なおかつ町民の協力を求めるということを放送したほうがよかったのではないかというご意見は、いただいております。

この辺は、先ほども申し上げましたように、今、状況調査をやっておりまして、自主防災会の会長さん、あるいは区長さん等も含めて検証をして、どのタイミングでどういう放送を流すのが、一番町民にとってよかったのか。あるいは、こういう情報が知りたかったのだということをしっかりと検証させていただいて、今後の対策について方向を出させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○青柳賢治議長　一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は

２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時３３分

再　　開　午後　２時４１分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項３の雪害対策についての（２）防災無線の活用の質問からです。

畠山美幸議員、どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　（２）の無線の活用は、もう先ほど答弁いただきましたのでいいです。

○青柳賢治議長　そうですか。はい、どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　次、（３）の自治防災倉庫の除雪道具の管理ですけれども、それは先ほど答弁で、いい答弁が返ってきました。私なりにいろいろと調べまして、皆様に別の資料として差し上げてあります家庭の除雪道具ということで、今回スノーダンプが一番、町内の狭隘道路をやるには一番やりやすいかなと思いましてスノーダンプを書かせていただいたわけなのですけれども、それ以外に、四駆の軽のトラックですとか、ジムニーとかという車であれば、このように車に設置をして除雪のできる簡易的なものもありましたので、別にこちらの企業の回し者ではないのですが、載せさせていただきました。金額も書いてありましたので、これ参考になるかなと思って載せていただきましたので、今後このような道具を、庁舎のほうで四駆の車が何台かあると思いますので、そういうものにつけていただきますとか、あと場合によりまして、消防車は今、庁内の消防車は四駆の車は何台ございますか。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長

○中嶋秀雄地域支援課長　ちょっと教えていただきまして、２台だそうでございます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　私もこの間２台と聞いたと思うのです。２台あるということですので、ぜひこういう四駆の消防車などにも設置できるものも販売しているようですので、ご検討いただければと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。

次に、（４）に移らさせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　地域除雪箇所地図の見直しなのですけれども、これは一番地元の区長さんがよくわかっていらっしゃると思いますので、ぜひ区長さんとよく再確認をしていただきまして、利用頻度の高いところの除雪をやるという、除雪車に入ってもらってやってもらうという方向でお願いしたいと思いますけれども、見直しのほうは区長さんとやっていただきたいということでよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　お答えさせていただきます。

今回の大雪でございますけれども、これにつきましては、15、16、17。土、日、月、３日かかってやっと地域がつなげられる状況でした。そういう状況の中での今後の大雪のときの除雪ということになりますと、本当に集落の入り口とか、そこまでの除雪ぐらいしか多分いかないと対応し切れないと思います。実際、今回16日ですね、日曜日、２日目ですけれども、そこでやっと志賀２区のメーン道路が口があいたと。堂ケ谷戸も口があいたというような状況の中の除雪でした。

何といっても、除雪の量が多くてはかどらないという中で、この除雪につきましても、９社うちのほうで依頼しているわけなのですけれども、当然その９社では間に合わないということで手当たり次第、重機を持っているような建設業者とか電気屋さんだとかということにお願いして、結局14社で対応してもらったのですけれども、そういう状況の中です。

実際に除雪してもらっているのも、朝から晩までやってもらっていると。そして、昼休みも、昼もろくに食べないような状況の中でやっていただいたというような状況でございました。

うちのほうも、14日の晩から泊まらせてもらったのですけれども、14日が２人、15日が３人、16日が２人ということで、要は緊急時に対応できる、夜でも緊急時に対応できるような形で職員をつけておこうということで対応させていただきました。

実際に15日の晩、１時、12時過ぎ電話がありまして、東電のほうから電話がありまして、ここを除雪してくれないかということで、２時ごろから朝方まで除雪した箇所もあります。そういうような対応をさせてもらったということでございまして、雪の

量、それによっても除雪の箇所も変わってくるだろうし、それについてはまた先ほど区長さんという方、お話もございましたけれども、当然区長さんを交えた中で、ここまでだったら何とか区でやってくれるよというようなところがあれば、そこまでとか、そういう形で除雪を考えていったほうがいいのかなというふうには考えました。

今回のように本当に15日の段階だと、もう家から出られないと。実際に車が動かないことには対策もとれないというような状況の中ですから、あくまでも早く通れるようにしたいというのが一番の課題でございました。

そういうふうな状況でございました。

以上です。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　私、自分の文化村のことしか言えないのですけれども、広野２区は本当に区長さんの判断が早くから、班長さんから区長代理に除雪をしてくださいということで、連絡網を流してもらって、それで文化村もいち早く除雪をみんな共助でやらせていただきましたので、本当に中は割かし早く除雪ができたかなと思います。

そういう体制がとれて、先ほど佐久間議員さんからも共助のお話がありましたけれども、本当に自分もご年輩でいらっしゃるのに、おひとり暮らしのご年配のところに俺がやらなければ誰もやってくれないからとか言って、シャベルを持って掘りに来た方もいらっしゃいました。そういうことで、本当にいい経験、地域のチームワークというか、いい経験をさせていただいたと思います。

先ほど言った除雪機、道具を用意していただければ、そんな公助を頼らなくても共助で何とかできる場所もあるのかなというのを実感しましたので、ぜひ道具のほうをしっかりそろえていただきたいと思います。また、今回の大雪の被害では、本当に農業者の方にも多くの方々に被害が出ております。私もいろいろ調べた中で、農業者対策のいろんな費用が、400万のところが7,000万に上がったりとかしておりまして、こういう農業対策のところの部分は、皆様のほうにいろんな対応が順次変わってきているのですけれども、この辺はどういうふうにお知らせをなさっていただいているのでしょうか。よろしくお願いしたいと思います。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員、今の質問については、質問項目にも載っていないのですよ。今後の中にも被害関係が出てくるのですが、いかがいたしましょうか。

○６番（畠山美幸議員）　わかりました。いいです。

〔何事か言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　ちょっと聞くだけいいではない。

〔何事か言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　では、あした皆さん聞いてください。ではいいです。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、次に移りたいと思います。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　大項目の４番、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な介護状態になっても住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を地域の特性に合わせて作成とあります。

伺います。（１）小規模特別老人ホームなどの施設整備の促進、スタッフの確保は。（２）認知症の患者、家族を支援する施策は。（３）地域医療構想は。（４）介護予防は。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　質問項目４の（１）につきまして、まずお答えをさせていただきます。

平成26年度までを期間とする第５期介護保険事業計画におきましては、新たな基盤整備といたしまして、認知症対応型共同生活介護の整備目標を設定をしておりますが、その他の施設は見込んでございません。

来年度策定をいたします第６期介護保険事業計画では、日常生活圏域ニーズ調査等によりまして町民ニーズを把握するとともに、嵐山町の地域特性に合った地域包括ケアの実現を念頭に置き、基盤整備につきまして検討をしてまいります。

また、生産年齢人口の減少とともに介護に携わる人材の不足が懸念をされるところでございますが、町といたしましても地域福祉人材育成基金を活用し、人材の育成、確保を図るなど努めてまいります。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。認知症となっても本人の

意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができる社会の実現が重要です。

現在町では、認知症高齢者施策として、認知症高齢者の見守り体制の構築を目的に認知症サポーターの要請、広報紙による啓発活動及び「地域支え愛運動」に取り組み、より多くの方に認知症への理解を深めていただくよう努めております。

国では、認知症施策推進５カ年計画を策定し、平成25年度から各種施策に取り組んでおりますが、今後ますます増加すると予測される認知症高齢者に適切に対応するには、市町村においても制度的に位置づける必要があります。

このため市町村においては、介護保険制度における地域支援事業の包括的支援事業に、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置などの施策を今後策定する介護保険事業計画に位置づけることが求められます。

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業は、認知症施策のほかに在宅医療、介護連携、地域ケア会議等の取り組みも掲げられており、これらの事業を包括的に実施できる仕組みを構築することが必要であり、今後、高齢者のニーズを把握するとともに、国のモデル事業で実施した先進地の事例等を参考に、町の特性に則した施策となるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（３）について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　質問項目４の（３）につきましてお答えいたします。

地域医療につきましては、平成25年３月に第６次埼玉県地域保健医療計画で平成25年度から29年度の５カ年として定められておりますが、2025年を展望したときに、医療介護サービスの供給体制のさらなる見直しが急務の課題となっております。

このため国では、平成26年度から地域医療構想の策定に向けたガイドラインを策定することとしておりまして、これを受けて都道府県ではそれぞれの地域医療構想を平成27年度から策定することとなっております。

また、サービスの供給体制の見直しに向けた財政支援制度として、消費税の増収分による財政支援制度を創設するということで、医療については平成26年度から実施というふうに聞いております。

地域医療構想の策定に当たりましては、地域の医療需要の将来推計等が必要となってまいりますので、この点につきましては、医療機関が医療機能の現状と今後の方向

について県へ報告する制度を設けることや、二次医療圏ごとに将来の必要量を推計することになりますが、具体的には各保健所を中心に進められていくというふうに思われます。詳細につきましては、まだわかっておりませんけれども、市町村においても医療費の分析等が必要になってくるのではないかというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（４）について、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　では、（４）につきましてお答えをさせていただきます。

現在町では、元気高齢者を対象とした一次予防事業と元気度チェックリストで介護予防が必要と判定された方を対象とする二次予防事業を実施をしております。これらの事業は、運動や口腔機能を回復させるだけではなく、楽しみを持って参加をしていただき、生きがいづくりの場となるようなプログラムとしております。

また、町で要請をいたしましたボールボランティアにも教室運営の補助をしていただき、ボランティア活動の場ともなっております。さらには、一次予防事業を終了した方を対象に、自主グループの育成、支援にも取り組んでおります。

今後の介護予防事業といたしましては、昨年末に国の社会保障審議会の介護保険部会で取りまとめた意見では、機能回復訓練だけではなく、地域の中に生きがい、役割を持って生活できるような居場所と出番づくり、あるいは元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることのない住民運営の通いの場の確保、こうしたことを踏まえた介護予防事業展開の考えが示されました。

こうした方向性は、現在実施している事業にも通じる点があり、今後、国の方針に基づき地域包括ケアの一翼を担う事業運営が可能となるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　（１）のほうから質問、再質問はないのですけれども、小規模特別老人ホームの考えはないということで、こちら調べてみますと30人程度の介護施設ということで、嵐山町では厳しいのかなと思いました。

しかしながら、今回、あそこのひだまりの丘が、今まで通所型ではなくてお泊まりができる、ちゃんとそこに住まわれるタイプのひだまりの丘の施設がなくなって、今度どちらかに移行するというお話を伺いましたけれども、どちらに移行して何床ぐらいになるのかお伺いをしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　最初、小規模の特別養護老人ホームでございますが、ご案内のとおり、嵐山町は広域型の特別養護老人ホームが２施設ございます。それぞれ定員が80人ということで合計160人定員ということでございまして、近隣の自治体と比べましても大変充実しているということがございますので、地域密着型の小規模の特別養護老人ホームについては、現在のところは考えておらないという状況でございます。

ひだまりの丘につきましては、現在町の社会福祉協議会が運営をしているところでございますが、来年度から運営主体が、嵐山園を運営しております社会福祉法人幸寿会さんのほうに変わるということでお話は伺っております。

先ほど答弁をさせていただきましたが、今の計画上、グループホームの増床を計画上予定をしておりますが、そういったものを加えて将来的には18人定員のグループホームを運営をしていただけるということかと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　スタッフの確保なのですけれども、嵐山町ではいち早く今回、予算のほうに載っております地域福祉人材育成事業で、福祉医療系資格者育成女性は2025年を見据えた上で大変評価のできる事業かなと思いますけれども、そちらのほうで人材を育てていただけるということなので、こちらは結構です。

（２）のほうは、認知症の患者、家族を支援する施策ということで、現在嵐山町では、認知症のご家族のいらっしゃる方を対象に何か事業を行っていらっしゃるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

認知症の家族を対象にということでございますと、なかなか限定をせざるを得ないところでございますが、昨年、平成24年と今年度、公益社団法人認知症の人と家族の会という組織がございまして、そちらと連携をいたしまして、介護者の集いというものを庁内において開催をしております。こういったところにも町の職員のほうも同席

をさせていただき、いろんなご相談のほうに乗らさせていただいたということを行っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今、介護者の集いということで、そういう運動というか、事業もやっていただいているようなのですけれども、何人ぐらいの方がこちらには参加をされたか、おわかりでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

ちょっと資料が手元にないものですので、正確な数字はお答えはできませんが、たしか今年度は十数名の方がご参加をいただいたと。家族の方も参加をし、認知症ご本人の方も参加をいただいたということで伺っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　認知症のケアで、先日、クローズアップ現代、ＮＨＫの番組で「ユマニチュード」というフランスの方が考えられたケアの仕方がテレビで報道されました。あれは、認知症の方を病人扱いをしない対応をするということで、認知症の高齢者の暴言、暴力や徘回など、いわゆる周辺症状の対応に悩む医療や介護の現場で、「ユマニチュード」と呼ばれるフランス生まれのケアを導入する動きが広がっている。「見詰める、話しかける、触れる、立つ」を基本に、病人ではなく、あくまで人間として接することで、認知症の人との間に信頼関係が生まれ、周辺症状が劇的に改善するというような内容がございました。今後やはりこのケアはとてもいいなと思ったので、先ほど介護の集いに10数名の方が参加をされているというお話でしたけれども、今後このクローズアップ現代が、ユーチューブを見ますとビデオが見られるようになっておりますので、もしかしたら存じ上げている方もほとんどかなと思いますが、ぜひこういうのをこの介護の集いとかで紹介していただけるというのはいかがなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

クローズアップ現代をたまたま私もそのとき見ておりまして、ああこれはすばらしいなというふうに思った次第でございますが、こういった介護につきましては、基本的には事業所での対応ということが主かと思います。そういったことでございますので、今後機会があれば、例えば町のケアマネジャーが集まるような機会もございます。そういったところで話題として出すということは可能かというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　次の地域医療構想についてなのですけれども、私の手元にある資料によりますと、「基金は、４月の消費税増税分で生まれる財源から約900億円を投入して、2014年度に創設し、施設設備やスタッフの確保などに使う。医療分野では、都道府県が域内のベッドの必要量などを示す地域医療構想を策定、病院関係者も交えた協議会で各病院の役割分担を決めることにしている」とあります。

先ほど、まだこれ27年からということでお話がございましたけれども、こういう動きはまだないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　ただいまご質問いただきました関係でございますけれども、まだ市町村に対しての細かい説明等はございませんので、詳しいことは申し上げられないのですけれども、先ほど医療関係者やなんかの協議の場というのがございましたけれども、これは今度の地域医療構想の中にうたってございます、医療機関が医療機能の分化を進め、医療機関同士の連携を図るというふうなことが盛り込まれるような状況になっておりまして、この医療機能の分化というのが、各医療機関がその患者さんの状態に応じて、急性期にあるかとか回復期にあるかとかというふうな状態に応じて分化をしていこうというふうな形になっております。

例えば、その急性期にある患者さんが回復期に向かった場合には、機能を持っていない病院のところは次の病院に移るというふうな形で、連携を図っていこうというふうな形ではないかと思うのですけれども、こういったことを決めていく中で、今後、県が医療関係者や医療保険者等を集めて協議の場を持っていこうというふうな形をと

っていくようでございます。

そういった話は、正式な情報では来ておりませんけれども、いろんなネット等で調べますと、そういったものが今載っているというふうな状況でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　まだまだ先のことで、今年度中には、でも次の介護保険が決定をする中で、やはり少しずついろいろなものを、いいものになっていくように協議のほうをよろしくお願いしたいと思います。

では、今の地域医療は大丈夫です。

（４）の介護予防なのですけれども、日ごろから介護予防にいろいろ取り組んでいただいておりました、今お話を聞いたら。ほとんどの町で取り組んでいる体操は、ロコモティブシンドロームという名前で呼ぶらしいのですね。運動器症候群と言うそうです。ロコモは、骨や関節、筋肉など、衰えると寝たきりになります。ロコモ対策が必要です。健康増進の基本方針である健康日本21で、ロコモを知っている人の割合は、2020年までに80％にふやすことを目標としています。

ロコモの７つのチェック表というのがあるのですけれども、今、メタボリックというのは、おなかの、腹部が何センチ以上と決まって、メタボという言葉はもう皆さん知っていると思うのですけれども、このロコモというのも今後、いろいろこの健康日本21という中で多々出てくるというので、周知をぜひお願いしたいと思いますので、本町でやっていただいている健康体操はほとんど下肢を鍛えていただく運動がほとんど入っておりますけれども、それをロコモ対策というような名称にしていただきながら、７つのロコモチェックということで、読売新聞に載っていたのですけれども、一生歩いて生きていくということで、ロコモの７つの項目が、片足立ちで靴下が履けなくなった、家の中でつまずいたり滑ったりする、階段を上るのに手すりが必要である、家のやや重い仕事が困難である、２キロ程度の買い物をして持ち帰るのが困難である、15分ぐらい続けて歩くことができない、横断歩道を青信号で渡り切れないなど７つの項目があって、こういうものをチェックしていただきながら健康に従事していただけるということで進めていっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをいたします。

今、議員さんのほうから、ロコモティブシンドロームですか、そういったものを普及をということでお話をいただきました。

現状の介護保険事業計画の中には、そういった言葉は出しておりませんし、今のところそういった考えでということではございませんが、実質的には運動器をいかに維持をするか、低下を防ぐかということを主眼として、今いろんな事業を行っているところでございます。

こういった言葉については、世の中に、例えば今メタボというお話ありましたが、メタボという言葉が出た当初というのはなかなか普及しなくて、今は一般的にメタボでも通用するかと思うのです。そういった社会の趨勢というものを捉えながら、今後の計画等に生かしていければいいかなというふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　よろしくお願いいたします。

では、大項目の５番に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　東日本大震災以降、エネルギーやインフラのあり方について、人々の意識が根本から変わり始めました。

私たちのライフスタイルを大きく変える新エネルギー社会が産声を上げました。今後どのような社会がやってくるのか。新しいテクノロジーが市場に広がるには何が必要なのか。

平成19年４月、嵐山町里地里山づくり条例が施行になりました。その中の里地里山環境ということで、嵐山町は市街地周辺に里地里山環境が多く残されています。この里地里山環境とは、人が農林水産業に携わりながら維持管理することで保ってきた日本特有の自然環境です。この環境には実に多くの生物が生息し、生物多様性の確保という観点から、その保全が重要視されています。

また、山菜やキノコ、木の実、魚介類など、生活の糧となる多くの幸をもたらし、人々の生活に密接した自然という意味からも、私たちにとって懐かしくかけがえのない自然と言えるでしょう。

このように人の手で維持されてきた里地里山環境ですが、今日では人々を取り巻く

社会情勢の変化に伴い、生活とのかかわりが薄れ、またこれまで管理を行ってきた人々の高齢化により、十分な管理が行き届かずに衰退しつつあるのが現状です。

かつて薪炭林として活用されていた雑木林は放置され、しのやぶとなり、谷津田の奥にある水田は耕作放棄地として荒れ、外来植物などが繁茂しており、ため池も土砂の流出などで浅くなり、かつての面影はなく、次第に里山自体が崩壊しつつあります。早急に保全対策をとらなければなりません。そこで、間伐材利用を促すために、まきストーブの購入経費に補助金制度のお考えを伺います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　それでは、質問項目５につきましてお答えいたします。

嵐山町は、面積の約32％を森林が占め、人工林の割合は約17％と低く、雑木林が多く存在しています。しかしながら、林業をめぐる環境は、木材価格の低迷や造林等の経費の増大、従事者の減少、高齢化により、間伐などを行える状況にありません。

また、創エネ、省エネの観点からは、嵐山町ではヒートポンプ型熱給湯器や潜熱回収型給湯器といった高効率給湯器等の設置に補助金を交付しており、まきストーブにつきましては補助金制度の導入は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　考えておりませんということですけれども、現在、先ほど課長の答弁にもございました太陽光発電、高効率給湯器等設置補助金制度があります。制度概要に、嵐山町では新エネルギーの導入促進を図り、地球温暖化防止に配慮した設備を新規に設置する町民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付しますとあります。

では、新エネルギーというものは何なのかということで、新エネルギーとは再生可能エネルギーと従来型エネルギーの新利用形態の２つに分類されます。さらに、再生可能エネルギーは自然エネルギーとリサイクルエネルギーに分けられます。ということなので、森林は入ってまいります。

そして、ただいま、ときがわ町では、新エネルギー導入事業ということで、まきストーブ、ペレットストーブ、太陽光発電の補助金制度を行っております。そういう観点から、町長、どのようにお考えになりますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

答弁の答えというか、内容は、今課長のほうから答弁したとおりでございます。ただ、内容といいますか、お考えというか、状況というのは、全くそういう状況にあるわけです。山の木だけでなくて、田んぼ、畑、里地がもうどうになるのだというような状況にあるわけです。ですから、それを、嵐山町の今の原風景を何としても維持をして、それで次世代につなげたいというこの熱い思いというのは誰もみんな同じように持っているわけですけれども、それをまきをつくって、そして山を守っていこうと、それに補助金をというお話ですけれども、それだけで山が守れると、まきにするだけでどうにかなるというような状況には、まだ今のところいっていないのかなというような感じがいたします。

それで、まきというか、もっと大規模に使っているペレット、ペレット状にするとかいうような状況のところも勉強に、視察に行ったこともあります。ただ、そういうところは、埼玉の秩父のほうもそうですが、やっぱり周りがそういう状況で、材木と、製材所がしっかりあるとか、材木のまだ使い方が全く違うような状況のところは、そういうものが近場でそこの工場に搬入ができたりというようなことで、地の利というのがあるのです。ですから、そういうようなところを、例えば嵐山町で考えたときに、どこからそれだけの大量の材木を運んでくるのかというようなことを考えたときには、そういった経済性も今やっている視察によく皆さんが行くようなところと比べたら、確かに経済性は落ちてしまうのではないかと思うのです。だけれども、やはり議員さんおっしゃるように、何とかしなければという考え方というのはあるわけで、全くお考えとするとあれですけれども、嵐山町の今の予算の優先順位の使い方ということになったときに、議会の皆様方のご賛同をいただけるかどうかというようなことも考えたりして、答弁のとおりでございます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　先日、まきストーブ業者のところに行って話を聞いてまいりました。嵐山町は大変若い世帯の、これから子供を産み育てていく方々が、購入を考えている人が嵐山町には多いのですよというお話をいただきました。

そういうふうにして、今町も定住促進をやっていこうということで、26年度の予算

にはうたってあるようですけれども、そういう定住促進の中のことを考えても、今若い人たちはまきストーブを、さっき私が東日本大震災以降というお話をしました。やはり今までとエネルギーの使い方が、若い人たちがいち早く変わってきているのですよ、ライフスタイルが。

私なんかは、ちょっとまきストーブどうなのかなと思うのですけれども、若い人たちというのは、やはりそういうあるものを再利用していくような考え方、やっぱり若いというのはそういう柔軟性があるのかなと思うのですけれども、古いものに、私たちみたいに電気でしょうと思わないで、やはりそういう新しいものに飛びつくというのですか、昔からまきストーブあるのですけれども。そういう今需要が伸びているという話を伺ったわけですよ。嵐山町の人が購入をしたいという人がふえていますよと。

そういう中で、里地里山条例、さっき読ませていただきましたけれども、その定義の中に、里地里山町内に所在し、町民の生活に身近な樹林地とその周辺の農地、草地、湿地、水辺などで人々の生活や農林業などと密接なかかわりがあり、古くから地域住民がなれ親しんできたと認められる地域をいう。２項には、里地里山づくり、里地里山を保全し、整備及び活用をするということがうたってあります。

それと、あと基本理念というところには、町及び町民などは、里地里山が前世代から引き継がれた貴重な財産であることを認識し、共同の姿勢で守り育て、将来の世代に引き継いでいくことを基本理念とし、次に掲げる指針に従い里地里山づくりを推進しなければならない。

１項には、里地里山の置かれた自然環境や社会的状況に配慮した保全整備及び活用を図ることというふうにうたってあります。

先ほど、そういう環境ができていないのだよというお話でしたけれども、今、まきストーブも、木材を選ばないで燃やせるまきストーブも出ていると伺っております。そういう中で、若い世代の方がこういうものを、うちに置いてあるものでエネルギーをつくりたいと思っている方がふえているというところで、せっかくこれだけの環境があって、うちも金皿山がございまして、広野２区にも。一生懸命里地里山のメンバーでボランティアで木を伐採している方もいらっしゃいます。

たまたま町内で、まきストーブをお求めになっているお母さんとこの間お話ししたのですけれども、せっかくこんなに樹木があるのに嵐山町内では買えないのですよというお話でした。こんなに木があって、たまには主人も金皿山にお手伝いに行っても

らってきたこともあったけれども、やはりそう毎回毎回は出られないのだけれども、そういうボランティアの場所がまだほかにもあるのならば、曜日がまたいでいろんなところがあれば、そういうところに出ていただく。または、嵐山町には、里地里山の寄附条例というのもできていますよね。寄附募集規則。こちらには、事業の区分けとして、里地里山づくりの普及啓発、体験学習及び将来の人材を育成する事業ということで、寄附金を募集しているのもあります。

里地里山づくり寄附募集ということで、個人だったら１口1,000円、法人だったら１口１万円ということで、こういうものもつくっています。

例えば、今回、小千代山ですとか、金皿山ですとか、大平山ですとか、伐採したときに出た枝、材木、そういうものがあったときには、こういう１口1,000円という募金をした人には優先的にお分けしますよとか、何かそういうような対策だってできるのではないのかな。ただごみで捨てるのではなくて、引き取ってくださる方がいるのならば、そういうところに1,000円の寄附をしていただいている方には優先的にお配りしますとか、何かそういうような対策もできるのではないのかなと思うのですけれども。

○青柳賢治議長　畠山議員、申し上げます。

まきストーブの補助金制度についてでございますよね。

○６番（畠山美幸議員）　そうです。

○青柳賢治議長　質問は。

○６番（畠山美幸議員）　そうです。だけれども……。

○青柳賢治議長　その中で、今の質問に対して答弁を求められるのですか。今の質問で。

○６番（畠山美幸議員）　やっぱりまきストーブと樹木はちょっと一つなので、お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　よろしいですか。では、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　大変、まきストーブ聞いているだけで暑くなってきているのですが、地域の環境を守るという、全くそのお考えというのはそのとおりだと思いますし、私ももっと熱い考え持っているかもしれません。

しかし、今ここの段階でまきストーブ、要するにまきですよね。まきを買うものに補助金を出すということですよね。そういうものがどうなのだろうなというのが、出

せればいいと思うのですよ。だけれども、そのほかにそれと同じようにこういうことにというのはほかにもあるのではないのかなというような感じもいたします。

それと、ちょっと視点を変えるために少し調べてきたのがあるのですが、町の固定資産、これの総評価見込み額というのがあるのです。宅地651億円、田んぼ3.1億円、畑2.1億円、山林3.4億円なのです。それで、その評価の広さですけれども、宅地が359万平米、田んぼが300、畑が471、山がその倍なのです。836万平米なのです。そういったこの評価が物語るように、さっきも議員さんおっしゃったように山が手入れがいっていない。そして、木を切っても、経済性に見合った形の利益を生まないというようなことで荒れてきている。ですから、今使っている人がこの嵐山町多いのだよ、この地域多いのだよという話ですけれども、多いとおのずと経済の中で動いていくのです。材木屋さんにしてもどこにしても、まきはもっともっと積まれると思うのですよ。嵐山町で間に合わなければ、ときがわにも行くでしょうし、小川にも行くでしょうし、そういうことだと思うのです。

だけれども、嵐山の材木屋さんでもまきをつくるという話もなかなか聞かないし、ということは思ったほどなかなかふえない。それで、若い人がというお話ですけれども、若い人というのは結構いろんな経済性だけで動かないわけですよ。自分の趣味だとか考え方だとかということで、高くても数が少なくても欲しいとなると、そこのところに行く。ネットもやるぐらいな感じのそういうものを持っているわけで、もっと何か強い熱い流れが、もしそうやると出てくるのではないかなというような感じはするのです。お考えというのは全くそのとおりだと思うのですが、ただ町の貴重な財源をそこのところにやるというのは、いかがなものかというのを答弁させていただいたような状況だと思っております。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ちょっとまきのほうに行ってしまったのですけれども、まきストーブとまきが一体なものですから申しわけございませんが、本当にまきストーブを使っている、さっき嵐山だけでは賄えなくてあっち行ったりこっち行ったりしているというお話町長今したのですけれども、このお母さんも町内では調達できないので、インターネットで調べて買ったりとか、あと小川町に行ってみたり、ときがわ町に行ったりして今買っている状況なのですよね。ですけれども、やり方次第では嵐山町、何とかできるのではないのだろうかと思って今回これを提案したのですけれども、ま

きストーブのではコストはではどのぐらいかかるのだということで調べました。１束が長さ36センチまたは45センチで、高さが直径22.5センチ、このくらい22.5センチで、高さが40センチ前後のまきですよね。大体300円から500円ぐらいで買えて、一般的な価格がそれなのですけれども、では今灯油で、これで例えば、灯油１リットル今、約100円近くしています。安いときだと94円とかというときもありますけれども、大体今99円、100円ぐらいになっていますけれども、熱量が8,200キロ、時間にして8,200キロぐらいあった、出す場合に必要なまきの量は２キロと言われておりまして、２キロですと106円ということで、昔は灯油が40円だったときは全然2.26倍ぐらいあったのですけれども、今、まきストーブだろうが灯油ストーブだろうが値段が変わらなくなってきているのです。値段が。

ですので、本当に今、若い人たちがそういう震災以降、いろいろ熱源のことをいろいろ考えている人がふえてきている中で、嵐山町ではお求めになる人がふえているというお話も聞いたものですから、ぜひこの補助金をという思いで質問させていただいたわけですけれども、最後にもう一度確認しますけれども、太陽光発電、高効率給湯器等設置補助金はやっておりますけれども、同じエネルギーで平等ではないのかなと思うのですけれども、あくまでもお考えは変わらないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　先ほどの課長答弁のとおりでございます。

○６番（畠山美幸議員）　終わります。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩とします。再開の時間は、３時45分といたします。

休　　憩　午後　３時３１分

再　　開　午後　３時４５分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　松　本　美　子　議　員

○青柳賢治議長　本日、４番目の一般質問は、受付番号４番、議席番号12番、松本美子

議員。

初めに、質問事項１の町立吉田集会所についてからです。どうぞ。

〔12番　松本美子議員一般質問席登壇〕

○12番（松本美子議員）　12番議員、松本美子です。議長の指名がございましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、項目１といたしまして、町立吉田集会所についてお尋ねをさせていただきます。吉田集会所につきましては、昭和49年の開所以来39年ほどの経過がたっていると思います。そこで、施設の耐用年数と老朽化によりまして、耐震診断が実施され、12月に診断結果が出ました。そうしまして、26年の１月の中旬より吉田集会所につきましては、危険な建物ということで全面的に使用禁止というふうな運びになったと思っております。

この吉田集会所につきましては、同和問題の差別の解消をするために、特別措置法がありましたときに、33年間の施策の事業の実施がそこで行われてきたと思っております。

また、各種の人権教育の推進や文化の向上と啓発の拠点施設として、約40年余りのそういったものに対しまして役割が果たせたのかなというふうに思っております。その役割は、格段の成果が嵐山町にとりましても上がったのではないかというふうに思います。ここがもとになりまして、あらゆる差別問題のいろいろな分野での施策等が行われてきたというふうに私たちは考えております。

そういった中ではございますけれども、まだまだ目に見えないいろんな分野での差別が起こっているわけでございますが、これはやはり偏見といいましょうか、そういった中でいまだに戸籍とか、あるいは住民票の不正の取得というものがございます。また、それ以外にはインターネット、あるいは土地の差別でしょうか、そういったようなものも身元調査等が入りまして、現状でもこれが起こっております。そういった観点から、①と②と③というふうに質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

まず、①ですけれども、25年度集会所事業ふれあい講座、あるいはふれあい塾、講座というふうな取り組みが、吉田集会所が老朽化ということの耐震が行われましている状態ですので、集会所では実施できないということで、北部交流センターでの実施でございました。このときの内容、あるいはメリット、あるいはデメリットというも

のは、どうしてもつきものだというふうに思っておりますのでお尋ねをさせていただきます。

②ですけれども、26年度からのことになりますが、議案等も出てまいりましたけれども、集会所としての位置づけ、あるいは人権教育と、それから啓発、啓蒙というふうになってくると思いますが、その辺のところ、あるいは今後の26年度からの事業や予算の確保、またはその目的であります趣旨や目的ということになりますけれども、そういった部分、または今後の方向性を伺わせていただきます。

③ですけれども、県の教育委員会では、２月に人権教育実施方針を発表しました。そういった中で、町は人権施策の推進指針や人権教育実施方針を、これらを踏まえまして、同和問題あるいは女性、それから子供、高齢者、障害者、外国人、ＨＩＶとかいろいろございまして、これは13分野に分かれると思っておりますけれども、これを踏まえた上で学校、あるいは地域、あるいは職場に、これは積極的に取り組んでいくということで、現在でも取り組んでいただいているということはある面では承知いたしておりますけれども、どのような取り組み方をしてこられたか、これからはどんなふうに取り組んでいくのか、その辺のところをお尋ねをさせていただきます。

それと、④でございますけれども、町は人権尊重のまちづくり宣言が行われております。そういった中で、町民に対しまして宣伝だけでなくて、どのような意識の調査、あるいはこれに附属するようなものを今までに実施してこられたのかお尋ねをさせていただきます。

⑤ですけれども、人権教育を推進する上では、やはり啓発用の図書、あるいは啓蒙用の問題、あるいはこういったことが必ず重要ということになってくると思います。まず、各学校への対応でございますけれども、学校、それから図書館とか、いろいろな場所にはこういったものも置いてあるというふうに思っておりますけれども、これをしっかりと活用しなければ、ただ棚に置くだけでは何にもならないというふうに思っておりますので、この辺のところにつきましてお尋ねをさせていただきます。

よろしくご答弁ください。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①、②について、植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　それでは、質問項目１の①につきましてお答えをいたします。

町立吉田集会所の事業として、小学生を対象としたふれあい塾と成人を対象としましたふれあい講座を行っております。活動の中心拠点として利用してまいりました吉田集会所は、平成24年度の耐震診断調査によりまして建物構造の危険性が指摘をされ、25年度に継続して詳細な診断と最終判定が行われることになりました。そこで、本年度は吉田集会所の使用を控え、北部交流センターに実施の場所を変更いたしました。

また、ふれあい講座の受講者の募集対象範囲を大字吉田地区から七郷小学校区に拡大いたしました。ご質問の北部交流センターで実施した事業の内容とメリット、デメリットについてお答えをいたします。

まず、小学生のふれあい塾では、学校に隣接する施設であることから、児童の移動に要する時間の短縮、あるいは交通の危険性がなくなりました。また、学校の校庭を利用したレクリエーションの取り組みができたことなど、児童や教職員、保護者からはおおむね好意的に受け入れられたというふうに考えております。

次に、成人を対象としたふれあい講座では、従来から一部の事業を北部交流センターで行っておりましたので、大きな混乱はなかったように見受けられます。集会所事業以外の利用者との競合もほとんど見られませんでした。駐車場のスペースが広がったので、自家用車での参加が容易になったという感想の一方で、高齢者の徒歩での参加には入り口の坂が負担になったという声も聞かれました。また、物品を収納する専用スペースがなくなったことで教材等の運搬が負担となったという声も聞かれました。しかし、総じて参加者からは好意的に受け入れられたのではないかというふうに認識をしております。

引き続き、質問項目１の（２）についてお答えをいたします。吉田集会所は、耐震診断の結果、耐震強度を満足しない危険建物と判定をされました。また、改修には、多額の経費を要することも明らかとなりました。

一方、本年度に吉田集会所の代替施設として事業を実施してまいりました北部交流センターについても、施設の経年劣化等により大規模な改修が必要な時期を迎えております。このため少子化による町の人口減少傾向、こういった将来像を考慮した公共施設のあり方等を検討すれば、施設の統廃合は避けて通れない課題であります。

この際、吉田集会所につきましては廃止とし、北部交流センターの改修による施設の充実を図ることで、従来の吉田集会所が実施してきた事業をこの施設に移し、人権教育の拠点施設として担ってきた役割を継承することとしたいと考えております。

従来の吉田集会所事業につきましては、これをより地域に開かれた事業として発展、拡大して実施するよう、必要な予算措置や北部交流センターの施設設備の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目③、④について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、③のほうからお答えをさせていただきます。

町では、平成25年４月に嵐山町人権施策基本方針を策定いたしました。この中で、人権施策の推進方向として、町の行政のあらゆる分野において次の３つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開するとしております。

その３つとは、その１にあらゆる場を通じた人権教育、啓発の推進、その２に相談、支援の推進、その３に町民、企業、ＮＰＯ等と協働した地域づくりであります。町では、その推進方針に沿ってさまざまな取り組みを行っております。

例えば幼稚園、小中学校等の人権教育では、子供たちの発達段階に応じて各学校では年度当初に人権に関する教育目標を定め、年間を通じてさまざまな取り組みを行っております。

また、当課の事業を例として挙げさせていただきますと、全職員を対象にした人権問題職員研修会の実施、花見台工業団地工業会及び商工会と共催しての人権問題、企業研修会の実施のほか、啓発事業としましては人権尊重を目指す県民運動強調月間に合わせての広報による啓発、人権尊重のぼり旗の設置、さらに比企郡市同和対策協議会で作成しましたパンフレットを各世帯に配布をしたほか、人権標語入りポケットティッシュを町内各公共施設にて配布いたしました。なお、男女共同参画に関するパネル展示も役場正面玄関にて実施しております。

また、相談事業につきましては、迷惑相談員による総合相談、人権擁護委員による人権相談、顧問弁護士による法律相談を開設しております。

以上のような事業のほかにも、ＤＶや児童虐待への対応や高齢者の人権に関する対応、また住民票や戸籍に関する不正取得の防止対策及び人権問題研修会の開催などにも関係各課において取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、人権施策基本方針の理念に基づきまして積極的に施策を展開していきたいというふうに考えております。

続きまして、④についてお答えをさせていただきます。人権意識調査につきまして

は、町では実施しておりませんが、埼玉県が県内全域を対象に平成23年２月に実施をいたしました。この調査は県内在住の満20歳以上の男女3,000人を対象に、人権全般に対する意識のほか、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、外国人などさまざまな人権問題について、記述を含め32項目にわたるアンケートを実施したものでございます。

このアンケート結果を参考に、県では平成24年３月に埼玉県人権施策推進指針の改定がなされました。本町におきましても、平成25年４月の嵐山町人権施策基本方針の策定に当たりまして、この県の調査結果を参考として人権施策推進審議会のご審議をいただいたところでございます。

この調査の中では、地域の分類として、川越比企地域として分類がなされ、地域ごとの意識の差異も分析されております。このような経過から、町独自の人権意識調査の実施を現段階では考えておりませんが、今後他市町村の取り組み状況等も踏まえて検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目⑤の学校での対応について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　⑤の、私どものほうとすると、各学校の対応につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

平成24年度におきまして、町の予算で埼玉人権・同和センター発行の「人権啓発シリーズ№.５部落の歴史、№.８武州派の騒動」を購入し、中学校に40冊ずつ配布し、社会科の授業で活用しております。

また、平成25年度には、玉ノ岡中学校より２年生に１人１冊ずつ持たせたいとの要望がございまして、不足分25冊を急遽追加いたしました。

それから、各校の図書購入費でございますが、平成25年度の予算といたしますと、菅谷小学校50万円、七郷小学校20万円、志賀小学校44万2,000円、菅谷中学校10万円、玉ノ岡中学校35万円でございまして、この中から関連図書を購入し、図書室で活用したり、総合的な学習の時間やその他の授業での調べ学習に活用しております。

なお、関連図書といたしますと、例えば「子どものためのバリアフリーブック障害を知る本」や「調べて学ぶ日本のしくみ」等々を購入しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目⑤の図書館での対応について、植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　⑤の図書館にかかわる部分につきましてお答えをいたします。

町立の図書館では、埼玉県人権・同和センターなどが刊行しました人権教育・啓発に関する図書、あるいはＤＶＤ等の資料につきまして閲覧できるように開架をして、小コーナーを設けて利用をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、①から再質問させていただきます。

ただいまのご答弁でもうほとんど私もよくわかってはおりますけれども、25年度につきましては、対象範囲を拡大をしたということで、受講生を小学校区に改めて実施したということで、なかなか好評だったというようなお話も今、課長さんのほうから答弁をいただきましたけれども、やはり場所的にも広いし、駐車場といいますか、そういうものもしっかりと北部交流センターですからありましたので、私も受講生になりまして幾つかの受講には入りましたけれども、和気あいあいとできたのかなというふうにも感じております。

そういった中で、やはり最後のほうに答弁されておりましたけれども、どうしても多少ですけれども、物品等が収納できるところが１年間なかったので、その辺のところが少し残念だったかなというふうな受講生の声がかなり多かったというところですが、これから北部交流センター等の改築等があるということで、その辺の対応に入ってくるのだというふうに思っておりますけれども、位置づけといたしますとあれですか、吉田集会所の関係が廃止になり、交流センターのほうへ人権教育そのものがそっくり入っていくという考え方ですか。ちょっとわからないですか。吉田集会所での実施してきたものがそっくり北部交流センターのほうへ26年度からはしっかりと入って、そこでの事業展開をしていくという考え方でよろしいですか。

○青柳賢治議長　松本議員、申し上げます。

２番のほうに触れていますけれども。

○12番（松本美子議員）　ちょっと１番から、ちょっと全体的にこう流れが同じようなので、すみません。ちょっと入ってしまったかもしれないのですけれども。

では、まず、①ですから……。

○青柳賢治議長　１点目の、では……。

○12番（松本美子議員）　物品収納の関係だけをお尋ねさせていただきます。

物品の収納場所。

○青柳賢治議長　わかりました。

○12番（松本美子議員）　すみません。

○青柳賢治議長　では、答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　若干２のほうの項目と関係するかと思うのですけれども、25年度につきましては、やはり急遽場所を移動していただきまして、専用スペースでない北部交流センターで使っていただいたということでご不便をかけたところがあったかと思います。

今後、先ほども答弁させていただきましたように、北部交流センターのほうに拠点を移すということで、しかも大規模な改修を計画をしております。改修に当たりましては、利用者の方のいろいろなご意見、それから今までの吉田集会所で行っておりました運営委員会等の皆さんの意見等も伺いながら改修を進めてまいりたいと思っておりますので、その中でそうした問題も解決をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、この辺で結論を。吉田集会所は廃止というふうにつけたということで、耐震の結果がということですから、わかってはおりますけれども、これの収支の関係も出てきたかなというふうに思っています。25年度は使えませんよと、１月中旬から使えなくなったわけですよね。だから、その辺を周知を多少はしたのだと思うのですが、その辺をお尋ねします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　吉田集会所をお使いいただいておりました関係の皆様、区長様、関係区長様等に周知をさせていただきました。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そのときに、周知をされて、こういう結果なのだから仕方な

いというふうにそれぞれが考えたのかというふうに思いましたけれども、あえて意見というか、ああそうですかというふうに、周知された側は、何のご意見というか、なかったのでしょうか。長年やはりここ、活動センターということで差別解消の拠点でしたので、その辺では何かの方向性が、危険であるからということですけれども、ではあるいは補強してくださいよとか、あるいは建てかえてくださいよとか、いろいろなそういったご意見等は余り出なかったという考え方でよろしいですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えさせていただきます。

松本議員さん、よくご承知かと思うのですけれども、もう既に25年の７月あたりかと思いますが、とりあえず安全面を考えて吉田集会所の使用を控えましょうということで交流センターのほうに移っていただいたという経緯がございますので、今回の使用を中止しますという回覧の周知の段階では、余り混乱といいますか、具体的なご意見はいただいておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、あちらの集会所につきましては、運営委員さんが15人ほどいるわけですけれども、その運営委員さんについてはこの結論はいつお話ししたのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　２月の26日だったかと思うのですけれども、集会所の運営委員会がございまして、そこで正式には運営委員さんには報告をさせていただきました。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、耐震の結果が出たのでということになりますので、どこかほかに入っているのかな。

次に入ってしまっていたらすみませんけれども、結果的なものをちょっと伺いたいのですけれども、判定結果でしょうか。その辺をすみませんが、それでこういう結果

が出たので危険な建物なので廃止しましたというところをちょっと答弁いただければと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　耐震の結果でございますが、さまざまな調査を行ったわけですけれども、一番わかりやすい指標としましては、耐震強度の指標となります、いわゆる専門的に言いますとＩｓ値という数値がございまして、これは構造耐震指標と言われている、国土交通省が安全の目安としているものでございまして、この数値が、0.6という基準数値がございます。これは、震度６から７の地震が来ても、ほぼ100％安全であろうという数値でございます。

今回、吉田集会所の耐震、このＩｓ値でございますが、一番低いところでは0.18とか、0.38とか、0.37とか、そういった大きく下回る数値でございました。建物そのものの構造上の問題がありまして、これを改修するとなると、わかりやすく言えば、新しい建物をつくるくらいの経費が必要となるというような診断の結果、判定の結果でございました。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、①につきましてはわかりましたのでありがとうございました。

②のほうへ移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○12番（松本美子議員）　今後のことに、集会所の関係につきましての今後のことですけれども、町といたしましては、集会所事業にもかなりの経費等がかかって、約40年近くがたち、そこでの事業展開をなされてきたわけですけれども、この辺の考え方を町といたしまして、どのように差別解消の拠点の建物ということですけれども、費用対効果でしょうか。そういったようなものにつきましてどんなふうに締めくくりとしては、事業は継続して場所も変わりますよということはわかっていますけれども、考えているのか。

ちょっと外れていますか。何かその辺のところが、あの建物はやはり同体協のほうで、補助金をいただいていろんな施策をしながら、あそこの建物ばかりではなくて道

路関係でも随分、何本、何十本というほどつくってきたというふうに思っていますけれども、町そのものも町民に対しても、かなりの効果が出たのではないかなというふうに思っているのですよね、国や県からの補助金が来ましたから。それを踏まえて町の捉え方というか、どんなふうな考え方というか。現時点で振り返ってもらって、どんなふうに思っているのかなと。ちょっと質問のあれがわからないかな。わかる範囲で結構です。私のほうもすみませんけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　特別措置法等が一応法律の役割を終えたということで、国でも実態的な差別は解消されたというような見方があります。

一方で、その意識の面では、まだまだ差別意識は残っている。そのために、法律の有無にかかわらずこういった人権教育は進めていくと、従来どおり進めていくというような考え方でございまして、吉田集会所で行っておりました、特にふれあい講座、失礼、ふれあい塾もふれあい講座も両方でございますけれども、地域を徐々に拡大をしていって、昨年からは大字吉田地区から七郷小学校区に拡大をいたしました。その結果、ふれあい講座では14の講座がございまして、延べ60回の講座を実施したわけですけれども、64人の方に参加をしていただきました。そのうちの20人の方が新たに地域を拡大によって新たに参加をしていただいた方でございます。延べ435人の方に参加をしていただきました。

こういう形で事業も拡大をしていきたい。地域に開かれた事業としていきたいと。その中でしっかりと人権意識、人権教育というものを位置づけていければいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　②の関係ですけれども、26年度からはこちらのほうで事業、あるいは講座とかいろんなものも、今までどおり以上にしっかり取り組んでいくというような答弁だというふうに解釈いたしました。そうしますと、今後の方向性ということになってくるのですけれども、それが塾になりまして、北部交流センターで26年度からも正式にはそこらへ入りまして実施をしていくということになるわけですけれども、先ほどの答弁の中にも、交流センターそのものがやはりある程度は劣化的なも

のが、大規模改修が必要だというふうになっておりますけれども、議案等も出てきておりますけれども、これからの審議ですが、ここである程度の方向性が答弁いただくことができればなのですけれども、議案ですから、議案が通らないと難しいということでしたら結構なのですが。

26年度はどんなふうな形で、27年度はどんなふうか、その辺のところがお話ができればしていただければ。無理でしたら、町長ですか。結構なのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　交流センターにつきましては、町長の施政方針にもありましたように、これから北部交流センターについては改修をしていきたいという計画でございます。埼玉県住宅供給公社の基金を活用して、それで事業を進めていきたいということでございまして、具体的にはこれからいろいろ利用者のご意見、町民のご意見を伺いながら意見調整をして計画をまとめていく予定でございますが、26年度につきましては計画、立案、設計ができればいいかというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、あちらのところがいろんな団体さんももちろん当たり前ですけれども、使うわけですが、これだけの大規模的な改修が行われるということになりますと、差別解消の活動拠点が、吉田集会所が嵐山町ではたった１カ所でしたけれども、町にあったわけですが、それが今度はここで廃止になってなくなるわけですよね。そうしますと、その代替というような形で北部交流センターというふうな、意識的に私、そう今感じているのですけれども、もちろん名称というか、そういったようなものもこれからのことですけれども、変更になっていく考えでいるのでしょうか。

まだそこまでお聞きになると早いですか。もしご答弁いただけるなら、町長。町長、お願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　私のほうから答えさせていただきたいと思いますが、今、課長の答弁

で、25年度、26年度、そして耐震検査をして使用にたえない、そして北部の交流センターに移してというような形で、それでしかも事業は拡大をしながらやってきた。それで、参加人数もふえているというような報告がありました。

町もまさに今までそういう方向で人権問題の啓発活動を行っていく。そして、これからもそういう形でやっていきたいということで、今までも話をしてきたわけでありまして、今後においてもその方向というのは同じ方向で行くと。それで、同和問題にしても、ほかの人権問題にしても、今までと同じように町として啓発教育活動を続けていくのだということでございます。

それと、もう一つ別の角度からのが集会所の関係です。それで、集会所、公立の集会所というか、公立の施設、いろいろあちこちにあるわけですが、公民館があったりするわけですが、今回今話もありましたように、北部の交流センターが老朽化というようなことで、そしてこの北部の交流センターの改築といいますか、やるに当たっても、南部の交流センター、あるいは菅谷の交流センター、それから北部の交流センター、同じものをどんどんつくっていくという考え方というのは、統合していく中では考えていかないほうがいいのではないかというふうに思っているのです。どんどん人数が少なくなってくる、これから。そういうことを考えたときには、この施設はこういうような形で特に使ってもらえるようなこと。ここはこういうのがいいのではないか、ここはこういうのがいいのではないか。ですから、北部のほうの人も南部を使ったり、南部の人たちも北部ではこういうことをやるので北部がいいだろうというような形で、交流センター全体で施設として考えていただく。そういうその整備統合というのがこれから必要なのではないかなというふうに思うのです。

それで、今回もそういうようなことを考えていったらいいのかなというふうに思っています。それは、一つには、建設費、修理費、そういうものを価格を考える。そして、利用効果というものを考えていくというふうなことが重要になってくるのではないかというふうに思うのです。川島町が、よそのうちのことですけれども、川島町が今、庁舎の建設をやっているわけですけれども、当初計画をしたものが大幅に修正をしてくださいという町民の考え方、意見が出てきているようです。それは、今まで人口がどんどんふえていくときの考え方と違うのではないだろうかというのが町民の今度出てきている意見なのです。ですから、そういうようなものを当然今度のあれにも考えを入れてやっていく必要があるのではないかなというふうに考えています。

ですから、それに合った形の事業に合った場所を選んでいただいてこれからは使っていただくというような方向がいいのかなと。ですから、今回もそういう方向でいければなというふうに考えています。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　町長さんのご答弁もいただきましたので、方向性が見えましたのでありがとうございます。

そういった方向で人権教育、子供、大人も、やはり必ずしも重要であり、必要な問題だというふうにどなたもが思っているというふうに考えていますけれども、特にこういった先ほど申し上げました13分野のこういった方たちが、どこかにかこう、それぞれ残念なのですけれども、入っていながら差別意識を持たれつつ生活をしていっているというような方たちのこともしっかりと捉えていただき、今後とも後退をすることのないように取り組んで町全体でいっていただきたいというふうに考えております。

それと、子供の関係にしてもお年寄りの関係にしても、もちろん差別的なものは必ず起きているわけです、学校関係にしても。そういったことをしっかりと見据えていただきながら実施が、いろんな事業ができればいいなというふうに考えておりますので、担当の部や部署の各課長さんにはよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、③に移らせていただきますけれども。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○12番（松本美子議員）　③につきましては、今もちょっと触れてしまっていましたけれども、各分野での13分野以上あると思いますけれども、この辺の取り組みを具体的にもう少し、答弁はいただいたのですけれども、地域支援課長さんに、それはまずは人権ののぼり旗とかいうようなものも公共施設には立っているのも承知はしておりますけれども、今度は吉田集会所に立てていたものは北部交流センターのほうへ立てるというお考えになってくるのか、その辺のところは、まず１点どうなのでしょうか。

それと……。

○青柳賢治議長　結構です。それで答弁を求めましょう。

○12番（松本美子議員）　続けて。では、一つずつですみません。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　のぼり旗の掲示については、現在も北部交流センターにも置いておりますので、継続してまた置きたいというように考えております。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それと、企業とかＮＰＯの関係ですけれども、町はこの辺の、もちろん職員さんの関係も人権教育のほうはやっていて講演等開いているようですが、そのときの参加人数というか、そういったものは、かなりの方たちがそれぞれ参加をして、町職員さんにはわかっていますから結構ですけれども、企業を対象にして花見台ですか、その辺、商工会ですか。そういった形でもやっているというご答弁もいただいていますけれども、割合的にはどのぐらいの方たちが参加して、どんなような呼びかけをしてこれを実施しているのでしょうか。お尋ねします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　企業の人権問題の企業研修会については、実は２月の19日に実施をいたしております。こちらについては、場所が花見台工業団地の管理センターで行っておりまして、花見台の工業会、それから商工会のほうでこういった研修会を行いますよと、ぜひご参加をくださいという形で啓発をしていただいて行っておりまして、今年については参加者は25の企業が参加しているという状況でございます。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　ちょっと今、受け取り方がどうだったのか、私のほうはわからないですけれども、これは企業が呼びかけて町がそこへ入ってきているというふうな捉え方ですか。逆ではないのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　花見台工業団地の工業会と商工会と嵐山町が共催をして行っている事業でございます。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それで、25の企業というと商工会さん、花見台もっと、花見台そのものはいっぱいありますよね。ＰＲ的なものが少し少ないのではないですか。毎年これやっていると思うのですけれども、では25年度についてはどうだったのです

か、24年度と比較して。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　ちょっと昨年の資料を持ってきておりませんが、昨年はもう少し多かったのかな。実はと申しましたのは、この２月の19日という日でございまして、大雪でまだ工業団地の花見台管理センターの駐車場も前日にやっと除雪ができたという状況でございました。その中で、25の企業に集まっていただいたというのは、この日程的には今年かなり集まっていただいたのではないかなというふうに思っております。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、もちろんこれには講師というような方がいらっしゃったと思うのですけれども、どちらの方をお願いしたのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今年の講師につきましては、埼玉人権啓発企業連絡会の代表監事の吉田行雄氏にお願いをいたしました。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　続けて聞けばよかったのですけれども、演題につきましてはどんな演題だったのでしょう。

○中嶋秀雄地域支援課長　もう一度おっしゃっていただけますか。

○12番（松本美子議員）　すみません。

このときの講師が吉田行雄氏ということですけれども、講演の内容といいましょうか、演題というのでしょうか。すみません。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　失礼しました。

演題につきましては、「企業の人権啓発活動、なぜ企業は人権問題に取り組むのか」というテーマで講演をいただきました。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、講演が終わりますともちろん質問時間という

ようなものも出てきたかなというふうに思っているのですけれども、何か企業からは、この講演を聞きまして質問等があったでしょうか。聞きっ放しだったでしょうか。ちょっと聞きっ放しだと、せっかくの講演だと寂しいかなと。どれだけ受けとめてくれたのかなという分野にちょっと入らせていただきますので、あえて聞かせていただきます。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　大変申しわけございません。私は、この日は、この企業研修の開始があった後に、ちょっとその後の都合がございまして最後までおりませんでした。そういったことで、質疑についてはちょっと承知いたしておりません。申しわけございません。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それと、町の相談事業のご答弁いただいていますけれども、これは総合相談、人権擁護委員会の相談では、顧問弁護士さんとかいろいろ法律相談とかいろいろ解消していることは承知しています。

そういった中で、住民票と戸籍に関することなのですけれども、これを不正に取得が行われているということはご承知していただいていると思うのですが、これの予防対策ということで、町のほうでは受け付けの時点ではきちっと対応してくれていると思いますけれども、どのような予防を、メモ的なものが用意してあるのか。あるいは、何か具体策があるようでしたらお尋ね、町民課になってしまうかな。すみませんけれども、お願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

町民課のほうで、戸籍ですとか住民票等が第三者にとられた場合に、本人に通知する本人通知制度という登録制度を実施しておりまして、現在登録者数につきましては110名前後の登録だったと思うのですけれども、もし第三者の方が不正とか、ちゃんととってもらうのですけれども、もしとられた場合にはその登録している方に、こういうことでとられましたと、発行しましたという通知を発行して、それでもし疑問な点とかがありましたら、また開示請求等をしていただくというような制度がございま

す。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　これは、８業種の方が、資格者ですよね、が来て書類が整っていれば、やっぱり発行せざるを得ないという分野があるわけですよね。それを今言ったようにガードしているということですけれども、では１点だけ町そのものでは今答弁していただいたようなことがありましたでしょうか。25年度で結構ですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　今、町ではあったかということなのですけれども、それは不正に捉えたような事実があったかということでよろしいでしょうか。

嵐山町では、そういうことはございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　これは、個人的なものにかかわってきますので、必ず受付のところでブロックしていただくということで、よろしくすみません、お願いをします。

それでは、④のほうに移らせていただきます。④では、人権尊重のまちづくりの宣言ということで私お尋ねをしておりますけれども、これは町そのものは25年度の４月には基本方針を策定したということですけれども、その後につきましては、約１年たつわけですけれども、そうした基本方針をもとに１年間に何かこう実施はするというところまではまだ動きがないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えをさせていただきます。

人権施策の基本方針につきましては、今、最初のご答弁でちょっと申し上げましたけれども、基本的な推進方向というものを３点申し上げました。

こういった方針に基づいて幾つかの具体例を挙げさせていただいて、各小中学校においてもそれぞれの人権に対するいわゆる教育目標を定めて、授業等を通じて実施をいたしております。

また、当課といたしましても、今議員さんからお話をいただきましたような迷惑相

談事業ですとか法律相談、あるいは啓発事業、こういったものに取り組んでいるのは、この基本方針に基づいて、それを実現すべく取り組んでいるということでございまして、基本方針ができてから何かを改めて始めるということではなくて、人権問題というのは議員さんご承知のとおりでございまして、新たな問題もさまざま起こってきております。

東日本の大震災でも福島の原発の事故がありまして、そういった中でもいわゆる人権問題は起こってきております。

こういったことがなくなるように、今議員さんからお話がありました嵐山町の人権尊重都市宣言、この中にもあらゆる差別をなくし、一人一人が人権を尊重し合い、自由と平等にあふれて平和で明るい社会を築く、これを宣言していただいておりまして、その中で一人一人が個人として尊重される社会、あるいは機会の平等が保障され、一人一人の個性や能力が発揮できる社会、一人一人の多様性を認め合い、ともに生きる社会、こういったものが実現されて初めてこの宣言の方針が貫かれるということになるわけでございまして、これも交通事故等と全く同じようにエンドレスの中で啓発や相談や一つ一つの事情に取り組んでいくと、これが続くものだというふうに考えております。

具体的には、先ほど申し上げたような事業のほかにもいろいろとございますが、基本方針に沿って今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　ちょっと私寂しいかなというふうに感じたので、もう一度質問をさせていただきますけれども、町で、④にも私お願いしてあるのですけれども、意識調査ですか、考えはないというふうに答えられてしまったので、ちょっと残念だなと思っていますけれども、これは他町との取り組み状況を踏まえてということですから、今後検討するという考え方でよろしいですか。それとも、現段階ではそういう考えは意識調査は実施することはありませんというようなことなのですけれども、その続きに、他町の取り組み状況も踏まえて検討ということで、この文書どおりのお考えだというふうなことでよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

現在までは、この基本方針の策定段階において、埼玉県のこの意識調査というのが非常に参考になりました。それに基づいてやってきたということでございまして、ただこの基本方針の埼玉県の意識調査でよかったところは、ちょっと申し上げたのですけれども、埼玉県内を10地区に分けまして、それぞれの地域のその意識調査の結果を分類しているのです。そういった点で、しかも県内共通した質問項目で行っているということで、嵐山町独自、単独ではございませんけれども、嵐山は川越比企地域というグループに入っております。そういったところとほかとの同じ設問項目の中での意識調査のレベル、それが比較できるというところが非常によかった調査かなというふうに考えております。

ただ、今現在、大体24年に埼玉県が、そして25年の４月あたりから各町村も基本方針を、やはり県に倣って定めております。そういった中で、中には単独で意識調査をやってくるところも来ております。あらわれております。そういった中で、できれば比企とすれば、嵐山町だけではなくて、比企管内だったら比企管内、そういった中で同じ質問項目でアンケート調査をやっていくということになると、それぞれの比較もできるというようなこともちょっと検討されておりまして、そういったことで今後の意識調査というのは検討をしてまいりたいという考え方でございます。

ですから、今後やらないということではなくて、他町村とのそういった意識調査の実施の、そういったことを話し合った中でやりましょうということになれば、ぜひ一緒にやりましょうというような考え方を持ってございます。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、比企管内ということで同じような設問を一緒にアンケートというようなことで方向性を位置づけるということのようですけれども、これをやるについて具体的にはまだ会議とかそういうところまでは進んでいないということですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　具体的に、こういった内容でやりましょうとか、そういったところまでは話はしておりません。

ただ、この意識調査ということでの協議といいましょうか、テーマはありまして、埼玉県の意識調査はよかったねと、今後もしやるのなら、そういった形で他と比較で

きるような形の意識調査をやっていければいいですよねという話は出ております。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　できましたら、一日も早く、比企管内で同じ方向性を見出していただきながら、一歩でも進んでいただき、多くの皆様にアンケートをとりながら町独自の意識調査ができればいいというふうに思っていますので、足並みをそろえていただき、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、⑤のほうへと移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○12番（松本美子議員）　図書の関係になってくるのですけれども、金額的には随分買っていただいて、それぞれに分掌のところの学校関係、あるところにも購入がなされているというふうな答弁をいただきました。

これをそれぞれ社会科というようなところで生かしていただいているようですけれども、この部数的なものなのですけれども、24年度の予算では購入をした結果、40冊ずつ配布ということですから、２校ですから80冊というふうな解釈でよろしいということですか。中学校に40冊ずつ配布ということで答弁いただいているのですけれども、そこのところをもう一回すみません、確認させてください。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

各校２校がありますので80冊、社会科の授業で、クラスで１回使って、２クラスなら２クラスの授業にはバッティングしていないですから、この資料を使って１クラスの社会科でやって、違うクラスはその使い回しと言ったら言葉は悪いのですけれども、共有しているという解釈をしていただきたいと思います。

ただし、玉ノ岡中学校におきましては、２年生全員にとりあえず常に持たせていただきたいという希望がありましたので、特別に25年度に急遽配布したという経過になります。

以上でございます。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　使い方につきましては、同じ時間帯ではないので間に合っているということで、また玉ノ岡中学校には２年生に１人１冊ずつというようなことで

すけれども、これを急遽追加できたということだからよかったなと思いますけれども、菅谷中につきましてはそういう要望は改めてなかったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

玉ノ岡中学校につきましては、２年生でずっと持たせてみたいという希望があったのです。それで、菅谷中学校につきましては、先ほどお答えさせていただいたように、社会科の時間で勉強するときにというようなことだったと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、玉ノ岡中と菅谷中では温度差がかなりあるというふうな捉え方になってくるかなと思っているのですけれども、この40冊をそれぞれの中学生でやるときに、社会科のときにも、間に合うと言えば間に合うでしょうけれども、できたら玉ノ岡中と同じような形で、１人１冊で、なぜ同じ学校でありながらこういうふうな開きができて取り組みの関係が違ってきてしまうのかなというのがちょっと疑問の一つなのですけれども、改めて学校側からはそういうお話は何か特別には伺っていないということですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

ご存じのとおり、社会科の先生いろいろいらっしゃいます。温度差が多少は違ってくるのはやむを得ないところかと思います。ただし、議員さんご案内のとおり、学校においては年度計画、人権教育に対して年度計画を立てまして、それに基づいて実施、１年間ずつやっていくと。それが２年、３年と続いていくというような経過をとっておりますので、表面的にこの教材につきまして、多少の温度差はあるかなとは思いますけれども、基本的なところにおいては、同校ともに、授業計画等を見ましても結果を見ましても、積極的にやっていると、私どもはそういうふうに捉えております。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　どちらの中学校もしっかりと取り組んでいただいているとい

うふうなご答弁で、私もそんなふうに思っております。

ですけれども、できましたら玉中と同じような方向性で今後、予算等もかかるとは思いますけれども、菅谷中でも各自が１冊ずつきちっと持って、これは人権教育の関係、差別の関係ですから、この中学生の、もっと本来なら低学年のときからそういうものを身につけていくことが普通なのですけれども、その辺も取り組みとしては同じ町内ですのでやっていただければというふうに思っておりますので、学校側と一度、しっかりとお話し合いを、新年度になりますのでやっていただければと思いますが、要望という形になると思いますけれども、お願いいたします。

それから、図書館の関係なのですけれども、関連図書ということで、「子どものためのバリアフリーブック障害を知る本」と、あるいは「調べて学ぶ日本のしくみ」とか、こういったものを購入しているということですけれども、これは何冊ぐらいでどのぐらいの貸し出しがあったのでしょうか、お尋ねします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。図書館。

○植木　弘文化スポーツ課長　閲覧ができるようになっておりますが、貸し出しはしておりませんで、館内で閲覧をしていただくようになっております。

ですから、ちょっと貸し出しの数についてはちょっと把握しておりません。閲覧の数も自由に見ていただけるようなコーナーでございますので、ちょっと数は把握しておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　閲覧のみなのですか。私もちょっとよく自分で把握し切っていないので申しわけないのですけれども。これを、では閲覧のみというのは何か問題とか、何か貸し出しはできないというか、何かそういう方法があるのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

資料コーナーというところで置いてございまして、資料コーナーは館外持ち出し禁止ということで、そういう位置づけに今はさせていただいております。これから徐々にコーナーを広げていって、あるいは外に貸し出せるものも分けて考えていきたいと

思います。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　せっかく図書館のほうでこういったものを、関連図書ということで用意がしてあるのでしたらば、私は今答弁いただきましたけれども、ぜひ貸し出しのほうもこれからは考えていけたら早急にお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。要望になると思いますけれども、すみません。

○青柳賢治議長　松本美子議員に申し上げます。休憩に入りたいと思いますが。

◎会議時間の延長

○青柳賢治議長　なお、皆様に申し上げますので。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○青柳賢治議長　休憩時間、５時までといたします。５時から再開いたします。

休　　憩　午後　４時５０分

再　　開　午後　５時００分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

松本議員の一般質問を続行します。２番の団体助成金についてからでよろしいでしょうか。お願いいたします。どうぞ。

○12番（松本美子議員）　それでは、大項目といたしまして２に移らせていただきます。

団体助成金についてお尋ねをさせていただきます。この件ですけれども、25年度から各種団体の助成金の制度が変わりまして、嵐山町ではいろんな団体につきましての活動事業費補助というふうに変わってまいりました。

そこで、交付要綱等に基づいての補助対象となる事業につきましては、25年度に助成がされたと。そういうことの観点からお尋ねをさせていただきますけれども、まず①ですが、事業費補助によりまして、結果、もう廃止になっても大丈夫かなというような問題点と、それから、そういった考え方でもし廃止になった団体等がありましたらお尋ねします。それから、基準とか助成金はどのような形で事業費補助に定めて助成を行ったのか伺います。

②ですけれども、この助成金につきまして削減がなされますと、事業の活動そのものが停滞するのではないかなということでお尋ねをしているわけなのですけれども、積算の関係がきちっと出てくれば、それは対応できるというふうな考え方もあるかもわかりませんが、②でお尋ねいたします。

それから、③ですけれども、監査の関係になりますけれども、これは団体の中の監査のみでしょうか、あるいは町のほうが、きちっと担当課のほうが関与して監査を実施しているのか伺います。

④ですけれども、26年度につきましての団体の見直し、あるいは助成金の削減の方向性がありましたらお伺いをさせていただきます。

○青柳賢治議長　それでは、小項目の①から④の答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　それでは、質問項目２の①につきましてお答えいたします。

団体補助金につきましては、平成25年度予算から本格的に団体に対する補助金等交付要綱を改正し、補助を行っているところでございます。

改正内容につきましては３点でございまして、１つとして、個別に要綱をつくる団体と提案型事業補助金対象団体に分ける。２つ目として、提案型事業補助金は上限を10万円とする。３つ目として、新規団体を公募するとしたものでございます。

その結果、提案型事業費補助金交付要綱をはじめ、12の要綱を整備したところでございます。

なお、廃止した団体はございませんが、辞退した団体が１団体ございました。

続きまして、②につきましてお答えいたします。助成金の削減額につきましては、平成24年度と比較いたしますと、既存団体で266万5,000円の減額となっております。増額分といたしまして、公募団体用として15万円ございます。なお、公募団体につきましては、現在１団体申請され、交付決定をしております。

事業の実績報告につきましては、多くの団体が３月末を期限としておりますので、現時点ではほとんどの団体から報告書が提出されておりません。平成26年度になりましたら補助金等適正化委員会で検証してまいりたいと考えております。

続きまして、③につきましてお答えいたします。会計の監査につきましては、これまでは各団体の皆様の監査をもって実績報告を受理してまいりました。平成25年度からの新要綱におきましては、交付決定、実績報告につきましては、公平、公正の観点

から審査マニュアルを作成しておりまして、事業内容の適正化、事業経費の適正化を審査することとなっております。

団体監査はもちろんでありますが、町としても事業内容や領収書の確認をするように指示をしているところでございます。

質問項目２の④につきましてお答えいたします。平成26年度の当初予算につきましては、補助対象事業が変更になった団体の補助金の増減はありますが、特に大きな変更はございません。先ほども申し上げましたとおり、平成25年度が終了しておりませんので、平成26年度に入り、実績報告の内容を補助金等適正化委員会で検証してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長。③は、監査の事務局は、議会事務局の扱いになっているので、そこのところを注意して質問してもらってください」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　はい、わかりました。

〔「議会事務局長は答弁者になっていない」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　それについては、担当課での監査という扱いです。よろしいですか。

〔「町監査って書いてある」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　この用紙にはそう書いてありますけれども、捉え方としては担当監査という捉え方をしております。

松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、２の団体助成金につきまして、随時①から再質問をさせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○12番（松本美子議員）　何かごちゃごちゃ言っているようですけれども、私のほうがミスのような関係になっていますので、そこのところ訂正させていただきます。

各課の担当監査というふうに変えさせていただければありがたいと思いますので、どうぞここを直していただきます。それを踏まえまして、では再質問をさせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○12番（松本美子議員）　既存の団体、増額分といたしましてということですけれども、266万5,000円ほどの減額があったということですが、かなり大きな金額だったなというふうに思っています。そういった中で、町の事業に対してどこまで低減できたり、歩調を合わせたりできるのかわかりませんけれども、適正化委員会等の関係でこういうふうな減額というふうになってきたと。ですけれども、まだ３月末が終わりませんので、なかなかこの実績の関係につきましてはこれからだということですから、それは仕方ないなというふうに思っていますけれども、少し残念です。

それから、交付の関係の団体ですけれども、１団体が申請がされて交付決定ができたということですけれども、これは１団体ということになりますと、どのような団体だったのかお尋ねします。

○青柳賢治議長　そうすると、松本美子議員に聞きますが、質問の２のもう②でよろしいですね。

〔「２個質問したの」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　公募団体の１団体がどの団体かという質問でよろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　ですから、（２）に入るのですよ。

○12番（松本美子議員）　そうですね。

○青柳賢治議長　よろしいですか。

○12番（松本美子議員）　はい、結構です。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　新たに事業費補助で申請をなさった団体は１団体ございまして、その団体では子育て支援、あるいは高齢者福祉、文化振興をするための事業を出資するということで申請をしていただいた団体でございます。名前は「デザイン21」という団体でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　ごめんなさい、「デザイン21」ですか。これでよろしいでしょうか。すみません。

○青柳賢治議長　答弁を求めますか。
○12番（松本美子議員）　すみません。では、もう一回確認で。聞き取れませんでした。
○青柳賢治議長　井上総務課長。
○井上裕美総務課長　はい、そのとおりです。
○青柳賢治議長　松本美子議員。
○12番（松本美子議員）　ありがとうございました。
この一覧……。
〔「マイクのスイッチ」「マイクが遠いんじゃない」と言う人あり〕
○12番（松本美子議員）　そうですか、わかりました。もっと近づけましょう。
それでは、ゆっくりとお話しさせていただきますけれども、時間等がちょっとないので焦っています。
その辺のところで、この新しくできました団体等のこれからの活躍といいましょうか、町民に対して、あるいは町に対しての関係を期待していきたいかなというふうに思っております。ぜひともこの助成金につきましては、それぞれの団体等がしっかりと活躍をしながら町へ提言をしていくというふうなことになっております部分もあるので、今後とも助成金は、適正化委員会ということもありますけれども、組んでいただきたいというふうにお願いをしたいと思います。
③のほうに移らせていただきますけれども、監査の関係になってきますけれども、先ほどから指摘されたように、私のほうで町監査というふうに書かせていただきましたけれども、これはもちろん担当課というものがありますので、担当課というような解釈でやっていただければというふうに思います。そこが事務局になっていますので、こういった形は今後事業費補助ということになれば、町もしっかりと領収書、あるいは事業内容を見てということですから、町のほうで監査をしていくのが当たり前の形になってくるかなというふうに思っていますけれども、これは３月を過ぎましたら即25年度からしっかりと実施をしていくということでよろしいでしょうか。
○青柳賢治議長　答弁を求めます。
井上総務課長。
○井上裕美総務課長　お答えします。
先ほどの私の１回目の答弁がちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、事業内

容や領収書の確認をするように、これは各担当課に指示をしているということでございます。

それから、その実績のことについてでございますけれども、３月末が事業終了年度というのがほとんどの団体でございますので、終わりましたら、１回目の答弁でも申し上げましたけれども、補助金等適正化委員会がございますので、その中で今後のことにつきましては検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、担当課での監査ということではなく、適正化委員会のほうへということになりますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

監査をしていただくのは、それぞれの団体はもちろん今までどおり実績報告を出していただくわけでございますので、会計の監査をしていただきます。そして、それを提出していただくのはそれぞれの担当課でございますので、それぞれの担当課のほうでそれを正しく確認をしてもらうと。それは、監査と正確に呼ばれるものではないかもしれませんけれども、領収書でありますとか事業内容、そういったものを確認をしていただく、そして受理をすると、それで交付決定、最終的な確定通知、それを出していただくことになるというふうに思っています。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　わかりました。

それでは、④ですけれども、補助金の対象事業は変更は大きなものはないというふうな答弁でしたと思いますので、これはわかりましたので結構です。

それでは、３のほうへ移らせていただきますけれども、よろしくお願いします。振り込め詐欺や悪質訪問の販売についてということでお尋ねをさせていただきます。

まず、これは不正な手段でとった個人情報というようなものがありますけれども、そういったものをとりまして、振り込め詐欺あるいは訪問販売等にこういった形で悪用されているということがありましたので、改めて質問をさせていただくわけなので

すが、これはそれぞれの報道関係でもそういった報道がされたこともありますし、あるいは小川警察にしても嵐山の防災無線にしても、振り込め詐欺の関係につきまして、あるいはそれ以外のものでも注意を呼びかけたりなんかはしていることでございます。そういった中で、現在、①なのですけれども、町全体での状況というか、この防災無線ではわかりますけれども、それ以外でのきちっとした取り組み、あるいはどういうふうなデータが出ているのかお尋ねさせていただきます。

○青柳賢治議長　②はいかがですか、②は。②はおっしゃっていないですよ。

○12番（松本美子議員）　はい、すみません。

続けて②へ、すみません、お願いします。特に高齢者世帯というような世帯数もかなりふえていますし、独居の関係、あるいは老老世帯というようなことにも入ってきますけれども、この辺の人たちにも特に注意と配慮が必要かなというふうに考えております。改めてその世帯につきましての呼びかけ、あるいは注意を、町独自できちっと、全体ではなくて呼びかけているのか、あるいはどの辺のところまで実態把握ができているのか、お尋ねをします。

以上、２点です。

○青柳賢治議長　それでは、小項目①、②の答弁を求めます。

初めに、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　私のほうからは、振り込め詐欺関係で①、②についてお答えをさせていただきます。

まず①についてお答えいたします。嵐山町では、昨年、残念ながら２件の振り込め詐欺の被害が発生しております。被害額はそれぞれ400万円であり、２件で800万円となっております。なお、被害者はともにご高齢の方でいらっしゃいます。

昨年の埼玉県全体における未遂を含めた振り込め詐欺の認知件数は700件で、被害総額は18億6,856万479円、前年に比較するとプラス７億1,533万円と大幅に増加しております。被害者の年齢層は、60歳以上の方が全体の93.7％を占め、また女性の被害が75.3％を占めている状況でございます。

小川警察署においても、さまざまな被害防止対策に取り組んでいただいております。例えば防犯講話等の高齢者対策、振り込め詐欺撃退チェックシートによる声かけ実施の依頼、毎月15日の制服警察官によるＡＴＭ警戒の実施、防災行政無線を活用した広報による注意喚起、交番、駐在所で作成するミニ広報紙による注意喚起、振り込め詐

欺被害の現状等の情報提供であります。

特に今後の防止対策として強化するのは、振り込め詐欺の被害者の９割は銀行等から直前に被害金をおろしているという実態に鑑みまして、その段階での被害食いとめ策を講じていきたいとのことであります。

町では、小川警察署との協議の中で、特に防止効果が高いと言われる防災行政無線による注意喚起放送を、昨年は14回、今年は２月27日現在で１回実施しております。また、小川警察署との合同での防犯キャンペーンの実施、交通安全運動街頭キャンペーンの際の啓発チラシの配布、嵐山夏祭りの際の啓発品の配布等を実施しております。

今後におきましても、小川警察署と一層連携を深め、町民が貴重な財産を奪われることのないよう被害の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、②についてお答えをいたします。振り込め詐欺の被害者は、60歳以上の方が大部分を占めております。町では、嵐山町交通安全母の会で高齢者世帯訪問を実施しておりますし、また、これは母の会が地区の民生委員のご協力をいただき、町と連携しながら毎年実施している事業で、本来の目的は高齢者の交通事故防止ですが、近年ではこの際に警察官に同行していただき、啓発チラシを配布して振り込め詐欺防止の注意喚起も行っております。平成25年度は、菅谷２区を対象に高齢者世帯53軒を訪問していただきました。このような取り組みを継続できるよう努力してまいります。

また、小川警察署では、高齢者が集まる地区の会合等に積極的に出向き、振り込め詐欺防止の講話を実施しております。本町におきましては、昨年４回、延べ44人に対して実施していただきました。本年は大雪の影響で中止となりましたが、目指せ100歳事業の会場でも講話をしていただく予定でございました。今後におきましても、小川警察署や関係団体と連携し、被害防止に努めてまいります。

以上でございます。

○青柳賢治議長　次に、内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　質問項目３の②について、消費者センターのほうの関係で消費者相談の事例のほうでお話をさせていただきます。

消費者相談の事例を見ますと、振り込め詐欺の事例はありませんが、悪質な訪問販売では、一昨年の８月に70歳代の男性がマッサージ器を強引に勧誘され購入した事例があります。しかし、クーリングオフにて返品、返金を済ませたことや、同じく11月に80歳代の女性宅に訪問したリンゴの押し売りに、一旦は断ったが、業者の態度が一

変して怖くなったと、購入した事例があります。後で、家族が業者名や連絡先を聞いたが、連絡先を教えないため、参考になればと情報提供がありました。

なお、相談者の60歳以上の相談は平成23年度全体で39件で、60歳以上が22件で56％、平成24年度全体では27件で、60歳以上が11件で40％、平成25年度２月まで全体で26件で、60歳以上が15件で57％となっています。

また、平成25年度、消費者相談の事例で、情報サイトなど携帯電話、こういった電話などの相談が９件、お店での品物の購入によるトラブル相談が６件、新聞などの情報により購入したトラブル相談が３件、アダルトサイトのパソコンによるトラブル相談が２件、その他闇金、税金の支払いなどの相談が６件ありました。

毎月の広報誌にて消費者啓発参考情報、暮らしの110番、トラブル情報として事例や消費者へのアドバイスを載せた啓発を行っています。消費生活講座を毎年行っており、平成23年度は地域社会における高齢者の見守りについて民生児童委員を対象に行い、平成24年度は高齢者を狙う悪徳商法、「目指せ100歳元気！元気！事業」、大蔵、根岸、将軍沢地区を対象に行い、平成25年度は脳の健康教室を長寿生きがい課の包括支援センター職員を対象に「活き活きふれあいプラザなごみ」などにおいて行いました。今後とも消費生活センターを維持継続して進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、①から再質問をさせていただきますけれども、残念なことに２件あって800万というような金額が被害に遭われたということですけれども、町のほうはこれらの方に対して何らかの投げかけというか、言葉というか、そういった対応はなさったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　町からどんな形で呼びかけているかということでございます。

振り込め詐欺の一番怖いところは、振り込め詐欺というのは、皆さんわかっていらっしゃるのです、振り込め詐欺があるというのは。しかしながら、わかっていながらひっかかるというのが振り込め詐欺の一番怖いところでございまして、小川警察ともどんな形で振り込め詐欺の防止ができるのか、常に協議をしております。その中で、

町で一番防止策として、警察としても効果があるというのは、いわゆるその電話が、予兆電話というのですけれども、そういった電話がかかってきた際に、防災無線でぜひ流していただきたい。今、この防災無線が流れているときは、嵐山町にそのような電話がかかってきていますよというような状況の中であの防災無線が行われているということでございまして、それが今一番の広報としては必要なことかなと。

しかしながら、それが流れていてもやはりひっかかってしまうというところでございます。警察のほうにお話をしますと、銀行に警察官が駆けつけて「あなたはだまされているのではないですか」と、「私は警察官ですけれども、確認してください」と言っても、80歳、年齢を言っては大変失礼なのですが、大体80歳以上のご高齢の方になりますと、警察官が言っても聞かないそうです。「絶対に大丈夫だ」と。「間違いなく息子なのだ」ということで、そのぐらい巧妙な手段で話をかけてくるということだと思います。

そこで、町としては防災無線をまず中心にやっていくと。それから、もう一つは、今議員さんのご質問のとおりでございますが、高齢者の方については、警察官のほうから今訪問していただいて、例えばゲートボールであるとか、グラウンドゴルフであるとか、そういった会があれば、そこへ来て、そういう説明というかお話をさせてもらいますよということで、出張していただけることになっていますので、その旨を区長会等にもお話をさせていただきました。そういったことで、ぜひ来ていただいて実際に話を聞いていただくというのが一番有効かなと。

もう一つは、来年以降警察のほうが年度かわりまして、24年度以降一番やはり力を入れていきたいというのは、銀行の窓口でとにかくチェックをすると。ですから、ある程度の金額をおろしに来た方については、銀行で幾つかの質問をしていただいて、これはどういうようなことでおろされますかと、もちろん任意ですけれども、そういった形でチェックをしていただいて、すぐに警察に連絡をして、そこで水際で阻止をすると。これが一番の有効策ではないかということで考えておりまして、これからも警察と十分協議をしながら町ができること、これを団体へのそういった講習会の案内ですとか、そういったことを含めてご案内をしていきたいというように考えております。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　防災無線対応がまずは第一だということで、町はそれの対応

をしているということと、小川警察署との連携だというようなことですけれども、ちょっと私が何ったのは、２件で、400万円とで800万円の被害があったということでしたので、その方たちへ何か言葉というか、何かそういったことは、町はそこまでは何もやらなかったのでしょうかということが聞きたかったのですけれども、すみません。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　詐欺に遭われた方に、遭われた後に、町のほうでお話をしていることはございません。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　かなりこの振り込め詐欺につきましては、北部のほうでも何件か連絡が来て、２日間にわたって電話がかかってきて、非常に大変だったと。その後すぐに七郷駐在所さんですけれども、来てくれたりなんかして、被害には遭わなかったけれども、そういったような気持ちにさせられてしまったというようなお話もついこの間うち何ったりしたので、あえてここでお尋ねさせていただいたのですけれども。でも、被害に遭わなかったのでよかったと。「どんなふうにして最後断りました」と言ったら、「息子だということなのだけれども、息子がどうなってもいいから勝手にそっちでやってくださいよ」というようなことでガチャンと切ってしまったら、すぐまたかかってきて、「それでいいのかね」とかといろいろ怖い思いもしたというようなお話も実際的には何っていましたので、少し聞かせていただきましたけれども。

それと、吉田集会所の関係ですけれども、そこでも毎年のごとくに県警のほうが来て、ひまわり隊が来てくださいまして、実際には振り込め詐欺の関係も実施していますから、現状25年度では学校区七郷小という形ですから、前の七郷地区ということになりますけれども、その方たちを対象にしてやはりやっていただいたので、少し浸透はしてきているかなというふうにも感じています。

それでも、まだまだそういうことが、現実に電話がかかってくると、非常にどぎまぎして大変だというふうな考え方を皆さんが持つようですから、やり方が巧妙というか、うまいというか、そういう形だったのかなというふうに思っています。今後とも、こういうふうなことが非常に起きているようですから、しっかりと取り組んで、それぞれが自覚していかなくてはいけないかなというふうにも思っています。大いに隣近所の人同士でこういう話し合いを事あるごとにしていくということも大事なことなの

かなというふうに私のほうでは考えております。

それでは、②のほうに移らせていただきますけれども、先ほど課長さんのほうから答弁をいただきましたので、ある面ではよくわかりましたけれども、悪質な訪問販売は、つい１カ月ちょっと前だったと思いますけれども、私ちょうど家におりましたらば、航空写真の関係でちょっと来てくださいまして、それで私そういうものは要りませんからと、お断りしますよと言ったのですけれども、ちょっと怖いような方だったので、「要らないのなら、最初から言えよ」とか、バシャンと閉めたりとか、「警察のほうに届けますよ」と言ったら「届けるものなら届けてみろ」ぐらいの話をして帰られて、そういう経験もありまして、そのときはかなりうちのほうの支部のところを歩いて「うちは何年前に買ってありますよ」と言ったのだけれども、「新しいのをつくったからどうだい」とかいろんなことで来られたというようなことがありましたので、この訪問販売もやはり怖いものだなというふうに実感もしたことがあります。そういう点で、そのときに毅然とした態度で断るというのがなかなか難しく、どうしても後ろへ引いてしまうというような部分があるので、この辺の取り組みも随所に取り組んでいるということですから、しっかりと町民の皆さんに自覚をさせていくためには、繰り返し繰り返し、いろんなことをやっていくということが一番必要なのかなというふうに思っていますので、ぜひとも26年度もよろしく、すみません、お願いしていきたいと思っております。

要望になりますけれども、答弁は結構です。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　大　野　敏　行　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号５番、議席番号２番、大野敏行議員。

初めに、質問事項１の鎌形野球場の整備についてから、どうぞ。

〔２番　大野敏行議員一般質問席登壇〕

○２番（大野敏行議員）　議席番号２番、大野敏行、議長のご指名をいただきましたので、通告書に基づきまして質問いたします。

大項目１番、鎌形野球場の整備についてでございます。今回の質問は、鎌形野球場の中の整備ではございません。鎌形野球場の外の整備について質問させていただきま

す。

町営鎌形野球場は、壮青年もスポーツに親しめる数少ない運動施設です。壮青年が何の準備運動もせずに急に野球を始めると、肩を抜いてしまうことが多々あります。肩を抜くということはなかなかわからない方もいらっしゃると思うのですけれども、本当にキャッチボールとかしないで急に遠投なんかしてしまうと、肩が抜けた状態になってしまって、痛くて使えなくなってしまうことがあるのです。

試合前のキャッチボールは重要な準備運動ですが、現野球場には試合中のチーム以外のスペースがありません。そこで、次の点について伺う。

鎌形野球場周辺の開発、改善計画はあるのか。また、せめてキャッチボールのできるスペースの確保は可能なのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長

○植木　弘文化スポーツ課長　それでは、質問項目１の（１）についてお答えをさせていただきます。

鎌形野球場は、町内唯一の野球専用施設であります。施設の利用状況を見ますと、ここ数年は町内の団体よりも、やや町外の硬式野球の少年野球チームなどの利用が多くなっております。敷地内には、キャッチボールなどの準備運動を行うことのできるサブグラウンドなどはございません。また、そのスペースを確保する敷地の余裕もございません。お尋ねの件は、恐らく年に２回行われる町の野球連盟の大会のことかと思われますけれども、大会の日程等によっては、試合と試合の間に十分なキャッチボールの時間がとれない場合もあろうかと思われます。その点はご指摘のとおりかと思います。

町では、スポーツ施設用地の公有化を進めておりますが、財政的な事情もありまして、鎌形野球場につきましては現在借地となっております。したがいまして、公有化の済んでいない状況では、施設の稼働状況から見た費用対効果という面から見ても、周辺の開発や改善の計画については当面考えられないというのが実情であります。

大会は年に２回行われますけれども、その際のサブグラウンドとして、そのかわりとしては、近くにあります総合運動公園を連盟の大会であれば無償で提供できますので、こちらのほうをご利用いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　回答いただきました。

実は、この回答の中で、サブグラウンドのかわりとして総合運動公園を提供させていただきますということを私もお願いしようかなと思っておりました。野球は審判というのがおりまして、球審がいて、塁審がいたりしまして、審判が野球の試合中は全て責任を持って試合を運営していくのです。私も野球の審判の大分仲間がおりまして、その野球の審判が、試合中にこの町内大会でも肩を抜いてしまった者が何人かいると、それを自分の目で見ていると。選手には、とにかく準備運動をよくしてくれと、こういう状況なので自己責任でやってくれとはいっても、社会人の野球の場合は、いろいろ仕事を抱えておりまして、場合によっては、大体日曜日にあるものですから、奥さんに子供の面倒を見てくれよと頼まれてずっと見ていて、急に試合時間になったから駆けつけるというような方があったりなんかしまして、大変そこいらのところを審判が危惧されまして、私のところにも訴えてまいりました。何とかそこいらの場所が確保できないものかねと。

昔、私も20代、30代、40代と、鎌形野球場で志賀１区の選手として野球をやっておりまして、当時はバックネット裏の道の反対側の会社に広場がありまして、それを貸してくれたのです、会社が。そこでキャッチボールをしたり、トスぐらいできたのです。今それができない状況になってきているということでございます。

それで、今回の回答、総合運動公園を提供させていただくということでございますので、このときには特に次の試合のチームが逐一Ｂ＆Ｇのほうに、事務所に伺って、これから始めますとかというのではなくて、大会中はやらせてもらえるということでよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

大会の日程に合わせまして、鎌形野球場も施設の予約をされるわけですので、同時にサブグラウンドとして総合運動公園のほうも確保をさせていただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　了解いたしました。

ただ、やっぱりこの嵐山町に在住する壮青年が地域のチームとして、地域が一体となってこういう活動をできるのはなかなか野球以外に、子供たちは少年サッカーとか少年野球とかやっていますけれども、大人がやる機会というのはそうはないのです。ぜひ、そこいらのことを考えていただきまして、今この鎌形野球場が借地であるということで、できれば別の町が持っている土地、もしくは購入できる土地があればそっちに移転もしていきたいというような考えもあるということをここに書いてございます。そこにつきまして、いつまでということは約束はできないのでしょうけれども、嵐山町のそういう壮青年がスポーツに親しめるグラウンドをできるだけ早く取得してつくるというような、そういうお気持ちを町長のほうからも一言ご回答いただければ大変ありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今議員さんおっしゃるような状況で、スポーツの振興というのを嵐山町でも図っているところであります。そういう中で、専用の野球場というのは少ないのです。そういう状況もあって、ぜひ整備を図りたいわけですけれども、今答弁のような状況でございます。ですので、できるだけ専用の球場は、まして大会の最中ぐらいはなお使いやすい状況をとっていかなければというのはおっしゃるとおりでございまして、野球の関係者、あるいはスポーツを愛する人たちにも理解をいただいて、大会の期間中には向こうと連携をとった形で使えるというような態勢がとれればというふうに思っております。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　わかりました。この件はこれで終了いたします。

２、町の景観整備についてに移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○２番（大野敏行議員）　全国規模で問題となっている竹やぶについては、当町においても少なからず手をこまねいています。私が子供のころは、竹は貴重な農業、水産業の道具の資材でした。現在はプラスチックに置きかえられ、存在意義がなく、竹を伐採する人がいません。わずか竹炭を焼かれる数人がおられるだけです。ただ、このまま放っておいてよいわけはありません。竹やぶの地主に対しまして、町は次の点での

お願いをするべきと思います。

まず、タケノコの時期にタケノコとして掘るか、掘れないまでも切り倒す。このタケノコの時期は、乱暴な言い方ですけれども、蹴り倒しても倒れるのです。竹になってしまうと、もうのこぎりで切らなければ切れないのですけれども。ですから、そんなに労力がなくてできるのです。ただ、やる気持ちがあるかないかだけ。

その次には、地主が高齢または身体的苦痛等で掘れない場合、掘り倒せない場合、他者が、嵐山町に在住でもそれ以外でもいいのですけれども、登録制でもって、掘ってもよいとの同意を事前にとっておくと。

その２つがあってから、次のタケノコの再利用というのが出てまいります。加工品等で町の特産品として売り出す研究や検討を積極的に行うと。嵐山町には、加工グループ、それから直売所、学校給食等ございます。そういった人たちの協力も得ながら、こういった形で竹やぶをできる限り整理していくということ。この件について質問したいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　それでは、質問項目２につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町では、手入れのできない山林や畑において、農林業者の減少や高齢化等により、荒廃した竹やぶが各地で見受けられます。町では、農地の耕作放棄地につきましては、毎年農業委員さんと町職員で現地調査をしており、田30.1ヘクタール、畑116.4ヘクタール、計146.5ヘクタールあります。今年度は、埼玉県の里山・平地林再生事業により、町内の山林約5.9ヘクタールを整備しております。その中のほとんどが竹やぶやしのやぶでありました。町では、竹やぶの状況については把握しておりません。ご質問のタケノコの時期に掘るか、掘れないまでも切り倒すこと、地主が高齢または身体的苦痛等で掘れない場合は、他者が登録制でもって掘ってもよいとの同意を事前にとっておき、タケノコの再利用、加工品等で町の特産品として売り出す研究、検討を積極的に行うことということではございますが、議員さんから３点のご質問がありましたが、町といたしましてはどんな対応ができるのか検討するとともに、関係機関や関係団体等とご相談してまいります。

また、埼玉県の里山・平地林再生事業を活用し、嵐山町の景観整備、農村地域の環境保全に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　実は、２年前に、６次産業化勉強会という組織を立ち上げました。その会でも竹やぶが問題になりまして、竹をうまく利用して竹やぶを減少させていこうではないかということで、いろいろ会議を重ねたりして、とりあえず自分たちの手で竹を切ってみようではないかということで、玉ノ岡中学の庭球場の裏の竹林を地権者の方に話をして承認をいただいて、それからその地権者がある方に実はお願いして、ここも整備してもらっているのだという方のところにも行ってお断りをして、300本ぐらい切りましたか。そのときに、ここにいらっしゃる吉場議員さんや安藤副町長さんもお手伝いに来ていただきまして切りました。切ったものを再利用しようというので、いろいろ検討して、しかむら農園でもその竹を運んではモニュメントをつくったり、竹垣をつくったり、いろいろしたのですけれども、何としても竹はもう手に負えないのです。

そして、それを受けてくれたのかどうか、町ではこの里山・平地林再生事業で今まさに竹を、県の金を使ってだと思うのですけれども、整理を始めていただいているのです。これは、ありがたいことだと思います。こうなっている、このものをやっぱりそれだけでは終わらせないことが大事かなと私は思っております。あそこの竹やぶきれいになったねと、今はもう玉ノ岡中学の裏の竹やぶは３分の２ほど切られております。すっきりしております。それから、その裏のほうの内田コンクリートさんの裏のほうはすっかりもうきれいになっております。そういったものを見るにかねて、やっぱりみんなで力を合わせてきれいにしていかなくてはいけないのではないかなというふうに思っております。

ここにも「農業委員さんの協力を得て」というようなことが書かれております。まず、農業委員さんというのは、各地域から代表者が出ております。代表の組織からも出ておりますけれども、各地域から出ておりますので、やっぱりそういった方のお力をかりて、地域の竹やぶはどこにあって、その持ち主は誰なのだということの調査はできないでしょうか。それはいかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　こちらの答弁書のほうにも書かせていただいたのですけれども、田んぼや畑については毎年調査をしておりますが、竹やぶにつきましては畑に侵入してきているような竹もございますし、あるいは山に侵食していったような竹もございますので、そういった面で来年以降の調査で調べられるようでしたら、またそういったことも調べていけたらなと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　町でできますか。要するに農業委員さんの組織ではなくて、町でできますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　今の環境農政課の中の組織でなかなかそういった全町の竹やぶの生えている状態ですか、茂っている状態を調査するのはなかなか難しいかなと考えます。

以上です。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　わかりました。全町を一気にやれと言ったって、それはできっこない話です。ですから、できるところから始めるというのもやはり一考であるかなというふうに思います。

その６次産業の会でも、そのことに対しては積極的にそれに取り組んでいこうというようなことも打ち出してもおりますし、そういう会ならそういう会がまずは始めてみるということも必要なのかなと。何もしないでこまねいていると、またもとに戻ってしまうと思います。やっぱり何かしていかなければいけないということです。

次に、竹やぶの持ち主に急に話に行っても、それは地主はいいですとは言いません。やっぱり町としても、こういう思いがあって、こういう計画があって、ぜひ竹やぶを縮小していきたいのだというようなことを、こちらから例えば「この竹やぶはこの地主なので話をしていただけますか」とお願いしたときには、町は話をしていただけますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　荒れた竹やぶにつきましては、そういったことで何か直接ご相談等があれば、そういった対応はさせていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　わかりました。

次に、竹やぶを整理しながらタケノコを掘っていく。何にも生産的な仕事でないと疲れてしまうのです。やっていても長続きしないのです。ところが、タケノコを掘って、そのタケノコを利用するというようなことが生じてくれば、タケノコを掘る楽しさも出てくるわけです。また、それが加工できて売り上げにもつながっていくという形になれば、では私たちもやってみようかというグループもあらわれてくると思います。その辺のことに対しましても、積極的にそういう加工業者に対する依頼といいますか、そういったことも町のほうは一緒に一体となってやっていただける気持ちがありますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　タケノコを使っての６次産業化ということだと思うのですけれども、こういったことにつきましては、現在、嵐山町の農業未来会議等もありますので、そんな中でちょっと議題に上げてみんなで検討していただければなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　前向きな回答をいただきました。すぐに、すぐにと言っても、なかなかそうできることではありません。いろんな課題を抱えております。そんな中で、やはりできるところからやっていく。できる組織にはお願いをする。そういったことで、町と町民とそういったグループが一体となって町の景観を守っていく。特に今回私が打ち出した竹やぶ問題に関しては、そういう形で一体となって対策をしていくということを決意をいただきましたので、これでこの件は結構でございます。

３番目に入ります。クレーマー対策について。質問用紙を読む前に申し上げておきます。嵐山町の行政にクレームがあったとか、嵐山町の学校にクレームがあったとか、そういう事実に基づいての今回質問ではありません。質問のクレーマーについては、

このような傾向にあるという形の中で、町はどのような形で対策をしていかれるのか、そこいらのことでございます。

日本は、もはや西欧諸国と同じような訴訟社会となってしまいました。ただ、降ってわいたように急に訴訟に入るわけではないと思います。最初の応対がどのようであったのかが大きな問題であると思われます。クレームは、自己防衛や思いを通さんとするために、特に公の立場に対しては威圧的になることさえあります。町は公平、公正の上に立ち、これに対処する必要があります。そして、最初の対処をする人は、職員全員であります。そこで、次の点について伺います。（１）クレームに対して対応マニュアル等があり、職員に徹底しているのか。（２）教育現場におけるクレームをどのように対応しているのか（特に保護者対応）。（３）町として関係者全員の研修会等の計画はあるのですかということでございます。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、関連性がありますので、小項目（１）及び（３）については井上総務課長。

○井上裕美総務課長　それでは、質問項目の（１）及び（３）につきましてお答えいたします。

クレーム対応マニュアルにつきましては、平成16年に嵐山町不当要求行為等対策要綱を制定いたしました。また、同時に、不当要求行為等対策マニュアルを作成し、全職員を対象に研修を実施して周知しているところでございます。

クレーム対応の基本姿勢といたしまして、90％が初期対応が鍵とされておりまして、的確な接遇で応対することが不可欠であると考えております。町独自の研修といたしましては、職員の新採用時研修に当要綱及びマニュアルを使用し、不当要求行為等対策研修、接遇研修を行い、臨時職員の採用時研修においても接遇研修を実施しているところでございます。また、参加型研修といたしまして、ＮＴＴの電話応対診断、彩の国さいたま人づくり広域連合におけるクレーム対応接遇講師養成研修への参加を行い、基本スキルの習得と能力の向上を図っているところでございます。今後もこれらの研修への参加を継続するとともに、全職員を対象としたクレーム対応、接遇研修につきましても実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　質問項目３の（２）につきましてお答え申し上げま

す。

クレームに対する学校の対応でございますが、まず大切なことは組織として早期に対応することでありまして、１つとして、教頭が窓口になり組織的に対応する。２番目として、電話でのやりとりではなく、学校または家庭で直接顔を合わせて話し合う。３番目として、その際、担任、これは当事者ということでございますけれども、担任に任せるのではなく、校長の指示を受け、教頭みずからも入り複数で話し合う。４番目として、保護者の真意を酌み取り、事実関係を明らかにする。５番目として、内容が生徒自身に及ぶ場合には、さわやか相談員や養護教諭とも連携し、フォローに努める。６番目として、内容は正確に記録し、校長への報告や教職員への情報提供に生かせるようにするということになっております。

教頭が窓口になっておりますので、保護者や地域との良好な関係を学校運営の基本としつつ、信頼関係を損なうような苦情等に対しては毅然とした姿勢で対応し、無理難題な要求にならないように日ごろから取り組むようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　それでは、（１）の再質問をさせていただきます。

平成16年に制定をされたということで、マニュアルも制定しているということでございます。また、職員の新採用時に、研修でこの要綱及びマニュアルを使用しているということでございます。

この近年で、町に対して苦情、クレームがあった事実はありますでしょうか。あるとすれば何件ぐらいあったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

まず、クレームの件数でございますけれども、これにつきましてはちょっとこの場所で何件というふうにお答えすることはできません。そのクレームにつきましては、主に直接私ども職員が伺う場合、それからある違う方を通していただく場合、それから直接町民の声のボックスに入れていただく場合、そんなような場合があろうかと思います。町民の声ボックスに入れていただいた、そういった町へのクレームにつきましては、あるいは手紙でいただく場合もございますけれども、そういったものにつき

ましては課長会議等でももちろん検討もいたしますし、町長宛てに来たもの、あるいは副町長宛てに来たものについては目を通していただきますし、そういうものはある程度の数は来ております。

対策といたしましては、氏名、住所、電話番号、そういったものがはっきりしているものについては、その方に対してちゃんと連絡をし、電話で済むものについては電話で、あるいはそれでは済まないものもありますので、文書で差し上げる場合もございます。そういったような対応はとっているところでございます。

ただ、モンスタークレーマーというような言葉があるわけでございますけれども、そういったようなことで最近、ここ数年で２件ほど警察官に来ていただいて公務執行妨害、そんなような、あと器物損壊ですか、そういうような形で警察に連絡をし、そういったことでも警察とは連携を密にするようにしているわけでございますけれども、そういう例もございました。

以上です。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　電話でのクレームだとか、書面でのクレームだとかに関しては、いっときの時間が置けるので、その対応というのはかなりしやすくなるのです。一番大変なのは、窓口に来てクレームを言う場合。これは、最初に応対した人の一言で、本来はクレームでなくて来たのがクレームに変わってしまうことが結構あるのです。ですから、例えばカウンター側には、どちらかというとベテランの職員よりも、より新しい職員が並んでいてカウンターで対応するというようなことがかなりの課で多いのかなと思います。ただ、以前と違って、垣根を取っ払って見渡せるような形になっていますので、皆さんが関心を持ってやってはおると思うのですけれども。

まず、もしクレームがあった場合には、その一職員に１人だけに対応させてしまうのか、すぐ飛んでいって上司が一緒に対応するのか、もしくはそこでなくて、中に入って「どうぞお座りください」と言って対応するのか、その辺だけちょっとお尋ねしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

まず初めに、まず来ていただいたときの第一印象と申しますか、応対がキーである、

それは先ほども申し上げたとおりでございます。そういったこともございまして、町では「親切・スマイル・スピード」という形で標語を張っていまして、自分のスマイルがわかるようにということで鏡も設置しております。そういったことから、まず接遇というのは始まっていくのだろうというふうに思っています。名札の着用ですとか、身だしなみ、あるいは的確な説明、そういったことで常に注意をしていただくような形でお願いをしているところでございます。

仮にそういったところで問題が発生した場合には、もちろん組織として取り組むことになっております。余り大きな声を出すようでございましたら、もちろん他のお客様にも迷惑になるわけでございますので、別室に、個室が北側の一番、１階ですと西側の一番奥にありますので、そちらに案内をして話をさせていただく。その中でも、こちらが厳正な態度で臨むのはもちろんなのですけれども、職員の連携でありますとか、複数での対応、記録をとる、人数を制限する、録音する、あるいは短時間で対応する。そういうもろもろの、これがマニュアルなのですけれども、そのマニュアルに基づいた対応をさせていただくように。これも先ほど申し上げましたように平成16年に作成をいたしましたので、若干職員の意識の中で薄れている部分もあるかもしれません。ただし、先ほど申し上げた新採用時研修には、新たに入ってくる職員にはそういう形でよく理解してもらうように説明しておりますので、今残っている職員、ここ数年に入った職員は多分まだ十分頭に入っていると思いますけれども、中堅ぐらいの職員以降についてもうちょっと再確認のため、何らかの方策をとらなければいけないなというふうには思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　苦情も日々進化しているということだそうでございます。町のほうは、かなりしっかりとした対応、対策をされているし、そこいらの研修も研鑽しているということでございます。なお一層、日々の研鑽といいますか、クレームというのは、その時々で変わってきますので、一過性ではなくていろんなタイプがありますから、ぜひそこいらのクレーム対応をしっかりと今までのようにやっていただければと思います。

（２）のほうに移ります。教育現場におけるクレームにどのように対応しているかということでご回答いただきました。

教頭が窓口になって組織的に対応しているということでございます。私が一番ここはどうなのかなと思っていたところがございまして、それも書いてございます。クレームでクレーマーが学校に来たとき、担任、当事者に任せるのではなく、校長の指示を受け、教頭みずからも入り複数で話し合うと。これは、全くこの対応が理想的なのでございますが、実際には先生というのは自分のミスを出したくないので、自分の教室にまず保護者を連れていってしまって、２人で話し合って、それでこじれるケースが多々あることらしいのです。だから、一番最初に申し上げましたように、嵐山であったよということではないです。そういう傾向にあるということでございます。

皆さんに参考資料としてお配りをさせてもらいました資料、ごめんなさい、2009年発刊の国立国会図書館をはじめ全国の図書館に収蔵されている「日本苦情白書」というものがございます。この「日本苦情白書」というのは、苦情に関する14の質問に対し、5,000人以上の方々にアンケートに回答していただいたものです。対象者を８つの職業別、性別、年代別、勤続年数別、関東と関西を比較したものです。この分析結果を比率、グラフで見やすくしたことで、一般の人が簡単に判断できるようにしてあります。また、業界間の差が一目でわかるものになっています。分析に当たっては、独自の判断に頼らず、それぞれの業界の学識経験者８名の方からご指導をいただいてまとめました」と。「「日本苦情白書」というのは800ページに及ぶＡ４判２冊にまとまっていて、大型書店等で扱っています」というようなことで、こういう設問がありまして、14の設問の中の一つ、「自分の職場では苦情がふえていると思いますか」、これは全領域の回答は39.7％で「ふえている」と。職業別で見ると、学校の教師が突出して感じているようで53.7％の教師が苦情がふえていると感じていて、さらに女性教師が58.9％の回答をしていると。逆に、最低は、福祉に従事する人たちが一番最低ですと。常にいろいろ、福祉に携わるのですから、ベッドを上げたり起こしたりするときに「そんなんじゃ痛いよ」とかなんとか文句を言われながらやっているから、なれもあって、そういう傾向にあるのかなというふうに思います。

第２の設問で、「何がその原因だと思いますか」と。「こちらの配慮不足」とか「相手の勘違い」とか「いちゃもん」とかいろいろあります。「こちらの配慮不足」と回答したのは、流通サービス業がトップで61.5％、次に金融サービス業が２位と、最下位は何と苦情が一番ふえたと痛感している学校ですと。「こちらの配慮不足」は31.2％になっており、「相手の勘違い」が30％と全職業の中で最高を示していると。これは

このアンケートの中ですけれども。

実際にマニュアルどおりの対応を学校ではしているとお思いですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

クレームといっても、いろんな捉え方がさまざまあるかと思うのです。それで、先ほどお話ししたクレームの対応の仕方ということなのですけれども、教頭はもちろんいないときもあります。教務主任もいますし、そういった形で複数、誰がという職名は、いわば教頭を中心にということなのですけれども、それぞれのケースによって教頭に限らないということは現実的にはあるかと思います。

今、私どもが把握している学校の記録に残ったクレームという解釈でいきますと、ほとんどが指導に対するお子さんのとり方、言葉不足ということもあるでしょうし、勘違いということもある場合もあるかと思うのですけれども、そういったようなことがほとんどのもので、特にモンスターペアレントとかそういう形のものはありませんので、先ほどもお答えしたように電話だとか、会ってお話をして、言葉の勘違いというか、指導の言葉が足りなかったとか、そういったものをクリアしていくということでほとんど解決しているのかなと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　学校の苦情は、先生対親だけの苦情ではないのです。そこに介在する子供というのがいまして、お子さんを通じていろんな情報が行ったり来たり、行ったり来たりして、私も小さい子供のころがあったものですから、自分が損になるようなことは平気でうそをつくのです。子供ですからうそをつくのです。それは、別についたうそがいけないというのではなくて、やっぱり自分はいい子になりたい、悪い子になりたくないという意識が働くのです。そこいらをやっぱり的確に捉まえるという先生方の意識がないと相談がクレームになってきて、モンスターペアレントになっていくというようなこともあります。

ぜひ、学校だけに任せるのでなくて、従来教育委員会が一体となってクレームについては行っていらっしゃるとは思うのですけれども、もっともっとやっぱりそこいらのところの情報交換等はされているとは思うのですけれども、されていかれることが

大事かなというふうに思います。

その点、教育長、いかがでございましょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　ただいまのご質問に対しまして、教育委員会の対応というのは、やはり日ごろから庁内で考えますれば、指導主事が教頭さんとそういったことについていつも連絡をとり合っております。そうった中で、やはり教委のほうが一緒になって考えたほうがいいなというときには、教委のほうがそっちへ伺って対応していくという形をとっております。ほとんどが、学校側のほうで今までもクレームというのはほとんどないのですけれども、学校側のほうの対応が１対１というのはまずありませんので、了解をしてお帰りになる場合が多いように聞いております。ただ、子供さんの先生のとり方、また教育委員会も学校ばかりサポートしてしまってはいけないので、教育委員会が入ったときも親御さんの意見をよく聞いてあげて、そしてやはりまずかったことはまずいと謙虚に反省する必要があるかなと思っています。

先日、校長先生方と５校のお子さんと全部ヒアリングが終わりまして、今年の１年間のいろいろな評価をお互いにさせていただきました。それを聞いて、やはり児童生徒とのかかわりが学校教育でもちろん一番大事ですけれども、そういったクレームに対しても、今後対応に対しては慎重にというよりも、心を開いて聞いていく姿勢で対応してまいりたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　回答いただきまして、嵐山町において、本当にこの行政においても教育業界においても、しっかりと対応されているということはよくわかりました。

３番のほうに移らせていただきます。（３）です。町として関係者全員の研修会等の計画はあるのかという質問を私いたしました。実は、私、以前埼玉中央農協の非常勤の理事をしていたことがありましたけれども、埼玉中央農協でも、全職員が一堂に会して夜の７時からクレームについての研修をしたことがございます。なぜ全職員が一堂に会してかというと、クレームはクレーム担当だけではないよと、全て一人一人のところにクレームというのが来るし、「俺のところには来ないからいいや」「私のと

ころはいいや」「私は新人だからいいや」というわけでもないし、「私は上司だから下の者にやらせておけ」というわけでもない。必ずどの人にもクレームは来るのです。隣町のときがわ町は、やはり全職員対象で研修を行っております。それは、この本の「苦情学」というのを書かれた関根眞一さんという人なのですけれども、この人は越生に住んでいるのです。何を隠そう私の松高時代の同級生なのですけれども、そんなことで、今行政に対しては、これから行政に苦情の嵐が来るよと。少子高齢化に向かっていく中において、町はしっかり仕事もされているし、職員も一生懸命仕事をされているし、１人以上のことをしているのだと思うのですけれども、民間の見方は違うのです。民間の我々の仕事量と比較して、まだまだ少ないと、だから人数を減らしてもいいのだというような考え方を持っている民間人がいっぱいいるのです。そんなこともあって、行政にはこれから苦情の嵐が来るぞと。この人が言っているのです、私が言っているのではなくて。

そんなことで、やはり全員の者が、みんなが一堂に会してそういう研修会をするということは、１回でいいのです、絶対大事だよと。同じ思いを、同じことを、同じ講堂なら講堂で、みんなが寄ってやるという、そういうことは必要だよということを私言われたのですけれども、それはそうすると金もかかることなのですけれども、講演をしてもらうとなると。その辺の方向性については、町長のほうはどのような考えをお持ちでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

先日、議員の研修会で小川で受けました。それで、「人は見た目が９割」という本がベストセラーなのです、「人は見た目が９割」。それで、それが本が売れたものですから、第２弾目が出たのです。「やっぱり見た目が９割」という本がまた売れているのです。それで、この間も講習会の冒頭で見た目の大切さというのを言いました。一番大切なのは、声だという話がありました。もうそれで失格だなと思っているのですが、その声、それから表情、そういうのが上位で何10％、何％という話がありました。そういうのを聞いて、それで今のクレームの話のあれで、やっぱり相手に対してどういう印象を与えてしまうかという、この勉強というのはやっぱり一番大切だと思うのです。私も米屋でずっと長く経験してきましたから、このクレーム対応というのはで

きるだけ早く行くと、早く行って顔を見ながら話をするということで私の場合には対応をしてきましたけれども、そういうことだなと。

ですので、さっきもちょっと話がありましたけれども、スマイル、スピード、この接客のあれの中で、外からは見えない柱の中に鏡を張れと言って鏡がついているのです。そこのところを通って自分鏡を見て、こんな顔しているのではないぞということで、鏡が張ってあります。そういうような対応を町ではやってくださいよということでやっているのですが、さらに今おっしゃるように、やっぱりこれはこれから一番大切なことだと。この間講習を受けて、あの女性のにこやかな方から講習を受けて、その感を強くいたしました。そして、今はクレームの話です。

それで、もう一つ印象的だったのが、「目をつぶってください」と言われて、「どういう態度で話をしているか想像してください」という話で、それでその人が電話をするわけですけれども、こういうふうにして電話をしたり、こういうふうに腰を前にしながら電話をしたり、いろんな形で同じことを言う。しかし、黙って聞いていると全く違う感じに聞こえてしまうというのを先生に実演をしていただきました。あれを聞いて、同じことを同じように同じ言葉で同じ声質で言ってあんなに違うというのは、もうびっくり仰天でした。

ですので、そういうことも踏まえて、ちょっと話もしたのですが、そんなような講習会をぜひこれから考えていきたいというふうに、どういう形のどういうものが今一番庁舎の中に必要なのかなということも考えまして、内部でいろいろ検討していきたいというふうに思います。嵐山町にはそういったクレームが少なくなるように、対応がとれるように努力はしていきたいと思っています。

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　町長から、ぜひ積極的にこの研修は全職員でしていきたいというような回答をいただきました。ぜひ、ますます町の対応が町民に対して、町はいいなと、安心できるよと、いつ行ってもにこやかだし、俺が１年に１回しか行かないのにちゃんと挨拶してくれるのだよというような形になっていけるように、仕事に没頭しているときはなかなか顔も上げられませんけれども、皆さんがそんな気持ちになっていただけるというようなことで期待を申し上げまして質問を終わります。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　６時２５分）

平成２６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

３月７日（金）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第９番議員　　川　口　浩　史　議員

第13番議員　　渋　谷　登美子　議員

第10番議員　　清　水　正　之　議員

第８番議員　　河　井　勝　久　議員

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人	２番	大野敏行
３番	佐久間孝光	４番	長島邦夫
６番	畠山美幸	７番	吉場道雄
８番	河井勝久	９番	川口浩史
１０番	清水正之	１１番	安藤欣男
１２番	松本美子	１３番	渋谷登美子
１４番	青柳賢治		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
山下次男	町民課長
岩澤浩子	健康いきいき課長
青木　務	長寿生きがい課長
植木　弘	文化スポーツ課長
大塚　晃	環境農政課長
内田孝好	企業支援課長
田邊淑宏	まちづくり整備課長
新井益男	上下水道課長

内　田　　勝		会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一		教　育　長
簾　藤　賢　治		教育委員会こども課長
大　塚　　晃		農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成26年嵐山町議会第１回定例会第５日の会議を開きます。

これより開会いたします。

（午前　９時５９分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　川　口　浩　史　議　員

○青柳賢治議長　それでは、最初の一般質問は、受付番号６番、議席番号９番、川口浩史議員。

初めに、質問事項１のデマンド交通についてからです。どうぞ。

〔９番　川口浩史議員一般質問席登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

初めに、デマンド交通についてであります。人口減少により、採算の合わない地区の交通権が今全国的にも問題になっております。そうした交通権を保障したまちづくり、この嵐山町でも大事だというふうに思っておりますので、そこで３点について伺いたいと思います。

（１）として、デマンドの試行では、どんな意見が上がっているのか伺いたいと思います。

（２）として、助成券は中心地より離れるに従ってふやしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

（３）として、デマンド交通の本格実施はいつごろになるのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

平成23年７月から試行開始いたしました高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業に関しては、平成24年度の助成券の交付時にアンケートを実施をいたしました。回答者からは、外出する機会がふえた、家族に送迎してもらう機会が減ったなどの制度実施を歓迎する声が多く寄せられました。

また、制度の内容につきましては、73.5％の方から、利用しやすいので、このままでよいといった肯定的な意見をいただく一方、９％の方からは、利用方法の改善等の意見をいただきました。25年度からは、こうしたご意見を踏まえ、利用方法の一部を見直し、当該事業を実施をしております。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。

平成24年度の事業実績におきまして、利用された方のうち、交付された助成券を使い切った方の割合を見ますと、町全体では10.4％、37人。に対して、七郷地区では12.1％、４人であり、必ずしも中心地から遠方であることをもって、枚数が不足するとは言い切れない状況でございます。

先ほど小項目１でお答えをさせていただきましたが、助成券の利便性の向上を図るため、今年度から制度の一部を見直し、迎車利用時の初乗り運賃超過の場合や相乗り時の複数枚利用を可能といたしました。今年度、利用者数、利用枚数ともに増加をしており、当面は現行制度で実施をいたしますが、必要に応じて、再度機会を捉えて利用者へのアンケート等を行うなど、町民ニーズを把握し、よりよい制度にできるよう検討してまいります。

次に、（３）につきまして、お答えをさせていただきます。

試行開始から３年を経過しようとしていますが、武蔵嵐山病院の町外移転をはじめとして、高齢者を取り巻く状況は今後も大きく変化をしていくことが予想されます。今後、こうした変化に柔軟に対応し、問題や課題を解消できる制度を構築できた時点が本格実施への移行というふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　アンケートの結果では、約、約というか４分の３の方が利用しやすいと、このままでよいというお答えだったということですよね。ただ、このお答えは、アンケートは、平成24年度の交付時であると。そうすると、まだこれ、１年もたっていない時期のアンケートで、ほとんどの方が市街化区域にお住まいの方の意見になってしまうと思うんですよね。だから、そういう方から見れば現行でいいというような、私も理解をするわけです。問題は、この市街化区域から離れていくに従って、どういう意見が寄せられているのかと、ここは大事になってくると思うのです。何かありますか。離れるに従っての、こういう意見があったとか。準備がなければいいのですけども、いいですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

ただいまの平成24年交付時のアンケートにつきましては、利用者からの意見ということで、当然その中にも七郷地区の方のご意見も含まれております。そのご意見を地域別に分析ということはしておりませんが、24年のアンケート以降、特に当課に対して、この制度について、こういうような改善点が必要だとか、そういったようなご意見は現状ではいただいておりません。おおむね今のそういう制度が受け入れられているものというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　どうなのでしょうね。どうなのでしょうというか、どこに行っているのが一番利用者が多いのか、それはつかんでおるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

行先の利用状況ということかと思いますが、この制度につきましては、利用時にアンケートということで記入をしていただいています。それは、使途なのですけども、買い物、通院、帰宅、娯楽、失礼しました。ちょっと途中で制度変更しておりまして、現状では、買い物、通院、娯楽、その他というような４つの区分で利用目的を記載を

していただいておりますが、その中で最も多いのは通院でございます。通院が約４割の利用という形になっておりまして、その次は、その他ということで、これ、内容のほうはわかりませんが、次が買い物というような順の利用という状況でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　病院が多い、これは嵐山病院が多いということなのでしょうか。駅を利用して、それとも日赤が多いのか、直接日赤に行くのか、そこはちょっとつかんでいるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今議員さんがお話しのようなところまでは、正直申し上げて統計のほうはとっておりませんが、この制度の利用状況を見ますと、初乗り運賃内あるいはプラス、初乗り運賃を含めて合計で1,000円以内の金額の利用が、たしか７割程度あったかと思います。ですから、さほど遠方への利用がされていないというような状況が見えるかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　それで、それでというか、町内の病院、医院が、医者が多いのではないかなというふうに思われるわけです。町外超えますと、もう1,000円を超えるというのは普通ですけども。

そこで、２番にちょっと入っていきたいと思うのですが、１年で36枚と、これ、対象者全員がそういうものですね。平等に36枚ということですよね。まず、この平等の考え方なのですけども、これが公平だというふうにお考えなのかどうか、ちょっと初めに伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

36枚というのは、一月当たり３枚で、年間にすれば36枚と。ただ、申請時期が例えば５月ということであればそれ以降でございますので、年間33枚というような形にな

ります。今地域にかかわらず３枚が平等かというようなご質問かと思いますが、現状ではそのように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　消費税もそうなのですが、これ、みんな同じ金額を払うのが平等であり公平だという考え方があるわけですけども、消費税でもそうですし、今回の問題でも、平等だから公平ではないということが言える面があるのです。消費税の場合、何が一番平等かといったら、所得に応じた累進の課税制度になっている今の制度ですよ。こっちのほうが公平性があるわけなのです。それは、多く所得を得ている人は多く税金を払う、少ない税金の人は少なく税金を払うという、水平型の平等もありますけども、垂直型の平等もあるわけです。考え方としては、このデマンドの助成券の配布は垂直型の平等にしていかないと、公平ではないのではないかなというふうに私は思っているのです。つまり中心地から、お医者さんが集中しているこの市街化から離れるに従って利用が、利用枚数どうしてもふえてしまいますから、これふやしていかないと平等にならないというふうに、公平にならないというふうに思うのですけれども、ちょっと課長、課長ではあれかな。町長、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　平等という話ですけれども、嵐山町ではこの今のタクシー券の形でデマンドやっているわけですけれども、そんな考え方ではなくてバスでということになったら、停留所が遠い人はもっと近くへ持ってこいとかいう話から始まってしまうわけですよね、今の論法ですと。だから、そういうことも含めて、嵐山町ではできるだけ利用しやすい形でタクシーを使って、自宅の前から、そして、しかもこれ、これが完璧というのが当初のときから見つからなかったわけですね、使い方が。それですので、使っていただく方に、あるいは使う希望がある方にアンケートをいただきながら、どういうふうにしたらいいでしょうかねというこのアンケートをもとに、いろんな形で試行錯誤しながら現在に至ってきているわけです。ですから、今度こういうふうにしたほうがいいのではないだろうかという意見は、どんどんお聞きをしているわけですし、話を出していただきたい。それで、できるだけ誰にも、どこからも、どう使っても使いやすいような形のものをつくっていきたいということに尽きると思うのです

けれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　その方は、町に意見上げたというふうに言っているのですけれども、ちょっと市街化から離れたところで利用しているということなのです。遠いのだから、当然俺はほかの人よりも多くもらえて普通ではないかという、こういう意見なのです。私は、もっともな意見だというふうに思って、そういうふうに改善をしていってほしいということで、今回ご質問をしているのですけれども。使いやすいようにしていくために言っているので、平等に年間36枚というのは、これは公平ではないのではないですかということなのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ちょっとどこの、括弧何番のあれになるかわからないですが、先ほどもちょっと話出ました、２番のほうのところに入ってあれなのですが、36枚の中のあれが、使い切った人が１割、それで、あと余ってしまっているという見方なのか、あるいは使い勝手が悪いので、それ使えねえよ、要らねえよというのかわかりませんが、その不平不満というアンケートの結果というのは少ないわけですよね。ですから、結果として36枚を使い切った人というのは１割、それで北部の七郷地区のほうでも12％、１割ちょっとなのですね。ですから、そういう様子をこう今見ていって、さらにという方向があったらそれに変えていきましょうというのが現在の状況かと思うのですけれども。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　全体で見れば使っていないと、使い切っていないという人が多いわけですから、そこだけで見ればそうなのだと思うのです。私が問題提起をしているのは、年間36枚でみんなに渡すのが平等なのかということを提起しているわけなのです。段階に応じて、ここに住んでいる人は例えば40枚だと、ここは40何枚だと、ここはちょっと近いからもう少し少なくても、少なくしてしまってはまずいですね。36枚が基本で、そういうふうにしていく考えが必要ではないですかと。余っているのでしたら、別に結果的に余るわけですから、ふえるわけではないでしょう、予算の支出につながるわけではないでしょう、このパーセントでいえば。いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　その平等という捉え方だと思うのですけれども、全体が完璧に平等というのはどういう形なのか難しいと思うのですけれども、その今の見方からすると、その10％のほうを見るか、90％のほうから見ると90％は平等なわけですよ、使っていないのですから、間に合ってしまっているのですから、あるいは要らないと思っているのかどうかわかりませんが。ですから、10％の人たちがどういう状況でどうなのか、ですから、ここのところは改善の余地があると思うのです。それをどうしていったらいいのか、ご意見をお聞きをしたいと言って、ですから、完全な状況でスタートしているわけではないわけです。試行中だというのは、最初から試行中でこう来ているわけでして、それで柔軟にできるだけ対応していきたい。課長、答弁しているように、そういう形で進めていきたいということなのです。ですから、行政とすると９割は言われたような形で、平等かといえば平等だと思うのです。ですから、問題なのはそこのところがどういうふうにしたらいいのかというところではないかなというふうに思うのです。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　いや、全くそのとおりです。これ以上、もうやってもしようがないというか、いい返事もないでしょうから、ぜひご検討いただきたいと思うのです。この12％の人たちのことを考えた、どういう平等なことが公平なのかということをぜひお考えいただきたいと思います。

（３）に入ります。本格実施、これが要はちょっと先になるなということの答弁なわけですよね。どうなのですかね。今の利用状況ですと、市街化がほとんどの利用者ですから、仮に本格実施しても市街化の人が利用するのではないかなと思うのです。そうした場合の支出というのは、そんなにふえないのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

確かに市街地の方の利用状況というのは高いものがあります。しかし、それというのは、やはり人口の分布が当然市街地に集中をしておりますので、対象者も多いですし、利用者も多いですというような形になって、これ当然の結果なのかなというふう

には思っております。これまでの過去３年間、ことしを含めて３年間の利用状況を見ますと、順調にふえてきていると。今年度はまだ途中でございますが、１月末までの時点で昨年の数字を若干上回っているということでございます。今後もこれはふえていくということが見込まれるとは思いますが、ただ、この制度自体は運転免許証をお持ちのない方ということを対象としています。今後、対象者になってくる方の中には、やはり免許を持っている方の割合というのが年々ふえてくると思いますので、対象者自体の増加率というのは、それほど大きくないというふうに思っていますので、予算的にはそんなにこう急激にふえるということは考えておりません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですね。そんなにふえないですよね。私がちょっとお聞きしたのは、本格実施してもそんなにはお金ふえないのではないかなというふうに思っているのですけれども、そこでもそういうお答えでよろしいのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

これは本格実施というもの、何をもって本格実施ととるかというところにあるかと思います。今考えているのは、先ほども答弁をさせていいただきましたが、今行っているものを少しずつよくしていく。その時期時期に合わせたような形で、使いやすい制度にしていくということで考えておりますので、これが例えば、ではこの時点で本格実施ですとなったときに急激にふえるということは、これはないというふうに考えています。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　本格実施は何をもってというと、お住まいのときがわ町の形なんかを、私なんかこう描いているのですけれども、ご存じですよね。ああいう小型のバスというかマイクロバス、マイクロバスですね、の実施なのですが、そんなにふえないということでよろしいのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今、ときがわ町の例をお出しになりましたが、嵐山町のこの交通弱者に対する外出支援というものを、ではどんな形でつくっていくかということを、これは平成22年くらいでしょうか。庁内の職員のプロジェクトチームで検討し、嵐山町では、今やっている制度をその時点で選択をしました。それを今続けているということでございます。現状の考え方といたしましては、今ある制度を先ほども申し上げましたが、よりよい制度にしていき、外出支援を行っていくというふうに考えております。

ちょっとずれているかもしれませんが、以上でございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今ですと、月３回までの補助ですから、どうしても制限されるわけです。病気のなり始めというのは、医者にかかる回数もふえますから、ですから、変わるわけですよね。ふえたときにも安心して利用できることが必要だと思うのですが、そういう面では、今のではまだ不足しているなと。ときがわ町さんのような型がいいのではないかなと思っているのですけれども、そうした場合に、予算的にはそんなにふえないということでよろしいのか、ちょっともう一度伺いたいと思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

私、ときがわ町の実態というのは正直わかりません。今行っているときがわ町のデマンド事業というものの、例えば財政状況がどうだとか、利用状況がどうだとかということについては詳細は把握をしておりませんが、あのような形で実施をした場合には、現状と比べますと、大きな財政負担があるというふうには思っております。ただ、現行では、嵐山町で考えているのは、ときがわ町方式ではない形で今移行をしているということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　いや、財政が大幅にふえてしまうのであれば、もう少しちょっと見ていかなければならないと思うのです。本格実施もどういうのが、ときがわ町のような形が本格実施なのかとおっしゃったので、まだ違う形があるのかなとも思う

のですけれども、これもともと私は要望で終わらせようと思っていましたので、できるだけ住民の交通権を保障したという形を嵐山町もとっていただきたいと。特に採算の合わない地域というのが、ここにお住まいの方が大変なのですよね。今の制度ですと２枚使えるという、平成25年度から変更になりましたけれども、別に枚数がふえているわけではないですから。２枚を使えるというだけのことで、負担はやっぱりふえてしまうわけですよ。ふえるというか、１回の出る負担は、まあ、ふえてしまうわけですよね。やっぱりそういう面では使いにくいわけですから、そういう採算の合わない地域を中心に考えてやっていただきたいということをお願いしたいのです。

きのうもコンパクトシティーなんていう話があって、これは市街化区域にだけで、嵐山といえば、みんな住んでもらえれば、嵐山の予算、大幅に削減できると思うのです。でも、それでは、そんなことは不可能なわけですので、やっぱり畑も田んぼもやってもらわないと困るわけですから、野菜もちゃんとつくって、町民に提供してもらわないと困るわけですからね。やっぱり地域に住んでいただくということがそれは必要なわけで、そういった人の交通権をきちんと保障するということを考えたデマンド、これ本格実施を強く望みたいと思います。町長何かありましたら、いや、そのお考えおかしいよということあれば、ちょっとお願いしたい。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　考え方を先ほどから言わせていただいているわけですけれども、嵐山町には嵐山町のやり方がいいだろうということで、そういう了解をいただいて、試行でこれ始めてきているわけです。それで、それを先ほど平等かという話ありましたけれども、私のほうでは９割が平等だというふうな感じで思っておりますよ。それでもし不平等あるいは使いづらいということがあったら、それをどう直していったらいいのかという、そういう過程のところにあるわけです。ですから、そこのところでもっとこれが使いたい、もっとこれが多くなくてはしようがないだろうというようなご意見とか、そういうような形が多ければ、もっと違った形をとらなければいけないな。しかし、お配りをしているというか、そういうようなものが１割の人っきり全部消化というか使わない、あとは余っているという状況であるとすると、どういうものかな、どうしたらいいのかなというのが今の状況だと思うのです。

だから、何度も言って申しわけないですが、そういう状況ですので、それと足の不

自由な、足のどうにかしなければという、足を確保する、これが目的ですから、最終的なこと考えると、ベッドからベッドになるのです。それで、今はドアからドアなのです。それで、バスみたいなもので回すとなると、停留所から停留所ということになるわけです。ですから、嵐山町の場合には、今停留所からというのではなくてドアからドアまで、ちょうど中間のところを試行をしているわけですので、ちょっとバスに乗ってどこかに行くというのとは、不便な、足がちょっとあれな方には利用しやすいかなという感じがあるわけです。それをですから、もっと広げろとか、こういうふうにしたらいいとかというようなものというのは、また別の意見で、現状ではそういう状況でご意見を伺いながらやらせていただいていますよ。ちょっと答弁というと、そこまできり言えなくて現状はこういうことで、それでこれだけの数値の今の状況で満足していますよという返答をいただいているということでございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ちょっと本格実施は先なのでしょうけれども、本日提案したことをぜひご検討いただきたいと思います。

２番目に移りたいと思います。新焼却炉建設についてです。

（１）として、広域自治体で新焼却炉が吉見町内に候補地が挙がっております。住民説明会も行われておりますが、強引な進め方になっているようであります。もっと丁寧に進めていくことが必要ではないかと思いますので、考えを伺いたいと思います。

（２）として、新焼却炉には、附属の施設として足湯を設置するというが、どういうことから足湯を設置することになったのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　必要項目２の（１）についてお答えをさせていただきます。

埼玉中部広域清掃協議会では、現在建設予定地について、建設検討委員会において選定作業が進められております。その中で、吉見町と協議会事務局は、吉見町内の８地区を建設候補地として抽出をした建設候補地評価書案を作成し、建設検討委員会に提出がされています。また、昨年の10月22日に要望書が提出された地域を対象に、２月１日、19日に吉見町全域を対象に説明会も実施をしているとのことでございます。説明では多くの意見が寄せられ、反対の意見もあったようです。現在、どの地区が建設予定地になるか決定されておりませんが、建設検討委員会の部会として吉見町議員

や住民の代表、識見者、吉見町職員などによって地元の連絡会議が設置をされ、地元の意見や要望の取りまとめ、さらには課題の抽出や整理、これらに努めていくということでございますので、嵐山町といたしましては、今後もスケジュールに沿って、きめ細かな説明をしながら進めていくものというふうに期待をしているところでございます。

質問項目の２番でございますが、埼玉中部広域清掃協議会、ここでは平成25年７月26日に開会された協議会において、一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に係る基本理念、これを決めました。基本理念では、新焼却施設はごみ処理から発生する熱エネルギーを有効利用する一般廃棄物処理熱回収施設として整備をし、エネルギーセンターの機能を持つ循環型社会のシンボルと位置づけております。

ご質問のありました足湯につきましては、ごみからエネルギーを回収する仕組みの象徴として、また利用される皆様にごみエネルギーの活用を体感できる施設として、現在策定中の施設整備構想（案）に掲載されているものでございます。いずれにいたしましても、足湯を含め、具体的な内容については、今後検討される中で決定されていくものと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　（１）からですが、今建設検討委員会で選定をされているわけですけれども、町長は吉見町のこの８カ所の中で、ここがいいのではないかなということのお考えがあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今答弁させていただきましたように、その選定地の話ですよね。選定地は今選定、地元の説明会、８カ所の中のこういうところを決めましたよ、そしてそれらに沿って、地元で説明が欲しいというところに説明していますよという説明を私どもは聞いている、そういうことでございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、町長自身は選定検討委員会で決定されたことを尊重するということでよろしいわけなのですか。ちょっと確認ですので。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　どういう形のものが出てくるかわからないわけですけれども、８カ所ですよという説明を聞いていて、その中で地元の、その中で一番ここのところが適地だろうと言われるところが中で決定をされて、地元の了解を得ましたよというようなことは報告が来ると思う。その時点で、私どもはそれでよかろうとか、あるいはおかしいのではないだろうかということをその中で、委員会の中で検討していくということになると思います。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　それでは、町長が選定の委員になっておられるわけですよね。ぜひ、こういう視点でご発言なり、反対なりしていただきたいというふうに思うのですけれども、現状の中部環境が今建って、焼却しております。あそこも８カ所の中にこう入っているわけです。今現状の焼却施設は、前に裁判がありまして、和解をしたのです。その和解の第10項にこういうふうにあるのです。「吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町内にごみ処理施設を新設または増設しない」、こういうふうにあるのです。この大串地区、ホームページで見ますと、吉見町大串ってあるのです。ですから、まさにこの地区が入っているわけです。この地区を中心とした周辺にごみ処理の新設または増設はしないということが、和解の中であるわけなのです。これはいつかというと、昭和61年の２月25日です。ですので、あそこの地区はうまくないというふうに思うのですけれども、ちょっとご意見を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　今ご質問いただいた件ですけれども、そのような具体的なお話は会議の中で出ておりません。今後出てくれば、今川口議員さんおっしゃったようなことを内容については聞いてみたいと思いますけれども、今のところそこまで掘り下げた、検討委員会では内容は提示をされておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今後といっても、あと１回で決めてしまうわけですからね。あと１回の会議が大事なわけですよね。ですので、その最後の会議の中で、こういう

問題のところはまずいのではないですかということをおっしゃっていただきたいというふうに思うのです。

それともう一つ、これ、吉見町の洪水のハザードマップなのです。大串というのがここの地域なのです。青色になっておりますから、この青色というのは５メートル、２階の軒下までつかることを想定している地域なのです。自然災害が今いろんなとこで発生しておりますが、そういうときに、ここは洪水の危険性があるということを吉見町のハザードマップでつくられているわけです。やっぱりそういう点でもまずいと思うのですけれども、先ほどのご意見とあわせて、やっぱりここはまずいのではないかなというお考えにならないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　この洪水のハザードマップのことも８カ所評価をする10項目の中の一つに入っております。その中で、総合的にこの10項目の中から評価をするということになると思いますけれども、ご指摘のようなことがあるとすれば、当然この洪水における危険性という面では、評価をする時点で評点が下がってくるのだろうというふうに思っております。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そのようになればいいのですけれども、もう出来レースではないかというふうに言われているのです。もう吉見町長は、先ほど10月22日の地元説明会で町長にありましたけれども、そのときのこの会議録なのです、これが。ここの吉見町長は、質問を、いろいろありますけれども、ちょっとほかのところは飛ばしてしまって、どこにつくるかはっきり言ってくださいと質問者はしているわけですね。それに新井町長が、「場所につきましては、この地元につくらせていただきたいと考えております」、こういうふうに、10月22日に答えているわけです。

吉見町は、この裁判で、もうつくらないと言ったところにつくろうとするし、洪水の危険があるというところにつくろうとしているわけです。やっぱりこれは周りの人が反対をしていかないと、吉見町長が動いているのですからね。これはかなり強い力だと思いますよ。周りの人が反対をしていかないと、これはまずいのではないかと。焼却炉が５メートルの洪水の中でなったらどういう結果になるのか、私も想像つかないわけですけれども、やっぱりここは外すべきだというふうに思うのですけれども、

ぜひその主張をされていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　吉見町長さんが地元でどういう発言をなさったか、把握してございません。建設検討委員会では、繰り返しになりますけれども、今候補地、８カ所挙がっておりまして、この８カ所について現地踏査を行い、客観的な評価基準に基づいてその評価を行い、そして適地がこの評価の上では、どこが一番いいのだろうかということがこれから建設検討委員会に示されるわけでございまして、そういったご心配をされている、ご懸念をいただいていることについては、念頭に置きながら会議には臨みたいと思いますけれども、決して吉見町長さんが言われたことが果たしてどういう趣旨なのか、我々推察することはできませんので、しっかりこの建設検討委員会としての役割を果たしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　その役割をしっかり果たしていただくためには、やっぱりそういう地に、裁判でもうつくらないといった地に建てるのはまずいのではないですかということを主張していかないと、責任を果たしていくと、役割を果たしていくということにならないと思うのです。自然災害のおそれのある地域につくるというのはまずいのではないですかということを、吉見町の町長がこう動いているわけですから、これはかなりの力になりますよ。どうもちょっとそこの、副町長からこう、わかりましたという答弁がいただけないので残念なのですが、町長はお任せなのでしょうけれども、町長のお考え伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ご承知のような状況で組織づくりができました。それで、それにのっとって地域の皆さんからお話を聞いたりというような専門委員会もできて、そういう一歩一歩階段を上っていってつくっていきましょうということが決まって、それに沿って動いているという状況です。それはご理解、それでよろしいわけですよね。そうですよね。ですから、そこのところにそれぞれ、構成市町村の、それぞれの立場として、議会の代表の皆さんにも行っていただいていますが、そういう中で、そこのとこ

ろで検討をしていると、現在していると、そういう状況です。そして、いざ、そこの決まるというか、そういうときになったら、地元の皆さんに対する丁寧な説明、議員さんおっしゃっていますが、そういうようなことも当然していくでしょうし、していかなければいけないですし、そういう中で一歩一歩進めていく。その進めている今最中であるということでご理解いただきたいと思いますけれども。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　町長は、協議会委員として責任あるお立場で、今度のこの新焼却炉が余り問題なくつくっていただくことが、いただくように責任あるお立場であるわけです。そういうお立場ですから、できたものが裁判でつくってはもういけないのだと、つくらないという和解をされたところにまたつくるというのはやっぱりまずいのではないかということをお考えいただきたいと思うのです。そして、自然災害で５メートルにもなる水が来ることが予想される、そういう地域につくるということが自分の責任上、ここはまずいと思いますよということをやっぱり言わなければいけないと思うのです。それが責任だと思うのです。ここを仮に地元が要望したって、これは断るべきですよ。自然災害だけで、こういう地域にはつくれないのですということを、そうしなければおかしな話ですよ。そうではないですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めますか。

○９番（川口浩史議員）　うん、そう、答弁を求めます。

○青柳賢治議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　答えは何回聞かれても同じで、それ以上のことは考えていませんし、それでそういうステップを踏んで、それで最終的に決めていって、こういうものをつくっていきましょうという形で、積み上げていきましょうという話し合いを今まで続けてきているわけですので、それ以上にどうジャンプをするのも、飛びおりるのもありませんので、一歩一歩進めていく、そういうことでございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　本来なら、この８カ所の候補地の中に挙がること自体がおかしな話なのですよ。それを挙げてきていると。そして、吉見町長は10月の22日の地元説明会で、ここにつくらせてもらいますということを表明しているわけです。そういうことからも、あそこにつくろうとしていることはもう誰が見たってわかるわけですので、そういうところにつくっては困るということを、この協議会に入っている人、

入っている自治体の人は、委員は、これは言わなければならない、言う責任があるということを私は思います。ぜひよくお考えいただいて、３月18日ですか、ご主張していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○青柳賢治議長　（２）はよろしいのですか。

○９番（川口浩史議員）　ああ、そうか。すみません。２番が……ちょっと熱くなって。

○青柳賢治議長　どうぞ、では（２）を進めてください。

○９番（川口浩史議員）　２番を忘れて……

○青柳賢治議長　許可します。

○９番（川口浩史議員）　失礼しました。

足湯は、今使われるのかって。蔵の湯だってやめてしまったわけでしょう。こういうものを我々の税金で結果的にはつくるわけですから、無駄な施設になるのではないかと。どういう経過でつくろうとしているのか私はわからないのですが、コンサルタントのほうがいろんなものをつくってもうけようとしているのか、いや、そうとしか思えないですよ。こういう無駄な施設はやめるように、これからの問題ですけれども、主張していただきたいというふうに思うのです。

プールもつくるということで、健康に確かにいいのですが、パトリアおがわもプールの利用というのはそんなに多くないというふうにも聞いておりますので、プールのほうもつくる段階になって、どうなのだろうかということは、これも検討していかなければならないと思うのです。少なくとも足湯は、そうやって民間でもやめているものをつくって利用者がいるのかということをぜひご主張していただきたいと思います。

終わります。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１０時５２分

再　　開　午前１１時０１分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号７番、議員番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項１のひとり親家庭への支援のあり方についてからです。どうぞ。

〔13番　渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、渋谷登美子です。まず最初に、ひとり親家庭への支援のあり方についてご質問します。

日本では、今子どもの貧困対策基本法が制定されましたが、貧困の子供が６人から７人に１人います。その貧困の子供の50％が母子家庭の子供であるというふうに言われておりますので、それでまずひとり親家庭への支援のあり方について質問いたします。

（１）です。乳児、就学前、小学校、中学校、高校生、10代後半の中学卒業生などのひとり親家庭の把握と、現在の町の支援体制を聞く。

（２）未婚のひとり親の現状と町の支援を聞く。

（３）未婚の母子家庭に対しての所得税に関しては、税法の改正が必要であるが、町民税に関しては、みなし寡婦控除制度を求める。考えを聞く。

（４）ＤＶの訴えのあるひとり親家庭ないしはＤＶ相談のある家庭の支援について聞く。

（５）ひとり親家庭に対しての就労支援について聞く。

（６）全国的にもひとり親家庭がふえています。ひとり親家庭についての支援のガイドブックと生活支援講習が今後必要であり、町ができなくてもＮＰＯに委託することもできるが、考えを聞く。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

町では、ひとり親の把握については児童扶養手当受給者数からとなりますが、平成25年４月１日現在での児童扶養手当の支給対象児童となっている乳幼児数が16名、就学前の児童数が33名、小学生の児童数が96名、中学生の児童数が49名、高校生の児童

数が47名となっております。

現在、町といたしましては、国・県の支援制度の案内を行い、ひとり親家庭医療費の助成、保育所への優先入園や保育料の減免、ファミリーサポート事業利用料の補助等を実施しております。

続きまして、（２）についてお答え申し上げます。

平成25年４月１日時点での児童扶養手当受給者が合計154名となっております。そのうち、未婚のひとり親の受給者につきましては、現在11名となっております。

町の支援についてでございますが、ひとり親に限りませんが、養育支援を行っており、その中にひとり親もいらっしゃるということになるかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（３）の答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。

個人住民税、県民税、町民税になりますが、この寡婦控除は、地方税法第23条第11号及び第292条第11号の規定に基づいて所得控除を行っております。税法上の寡婦とは、夫と死別、離婚した後、再婚していない者や、夫が生死不明などの者で、扶養親族または所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子がある者及び夫と死別した後、再婚していない者や夫が生死不明などの者で、所得金額の合計額が500万円以下の者を寡婦といいます。所得税同様、個人住民税についても地方税法の改正が必要となります。

なお、個人住民税については、低所得層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方をできるだけ非課税としようとする制度があります。均等割の非課税限度額の所得金額ですけれども、28万円掛ける世帯人員数、これは本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数です。そして、扶養がいますと、加算額プラス16万8,000円以下が均等割の非課税限度額になります。それと、所得割の非課税限度額の所得金額ですが、35万円掛ける世帯人員数、扶養がいる場合はプラス32万円以下の場合は非課税となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（４）の答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　質問項目１の（４）についてお答えいたします。

ＤＶＤ相談につきましては、健康いきいき課やこども課などに相談があった場合に、職員による訪問を実施しており、相談内容によりましては、西部福祉事務所内に設置されております母子福祉センターや埼玉県男女共同参画センターの専門相談員など、専門機関と連携しながら対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（５）の答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　質問項目１の５について答弁させていただきます。

町独自の雇用労働政策としては、ハローワークから月２回の求人情報を提供していただき、必要としている町民の方々へ配布を行っている状況となっております。

ひとり親家庭への就労支援につきましては、国・県の支援制度の照会は行っておりますが、町独自の支援策は現状では対応できておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（６）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

大項目１の（６）でございます。ひとり親支援につきましては、現在は国や県の事業パンフレットの配布をしております。町では、総合的な子育て支援ガイドブック、これを配布をしております。また、生活支援につきましては、今後とも積極的にできるように検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　調べていたら、嵐山町の場合は母子家庭に関しては、未婚の母とそうではない方との差が余りないということがわかったのですが、今現在、町長にお伺いしますけれども、未婚の母子家庭に関しての税制の違いというのをどのようにお考えになりますか。法律婚をして寡婦になった人と、未婚でひとりのままの、これだけの法的な差があるということに関して、どのようなお考えをお持ちになっているか伺います。

さまざまな支援が一応なされるわけですけれども、高校に関しての支援というか、

今現在では、貧困対策基本法がまだ実施されておりませんので、どのくらい子供が貧困であるか、嵐山町で貧困であるか、ひとり親家庭が貧困であるというふうな形のものも数値的にはあらわれていないわけなのですけれども、高校中退の子供たちがどのくらいいるかとか、そういった、その中にひとり親家庭の方がどの程度いるかということの把握はできていないですよね、当然。その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　渋谷議員……

○13番（渋谷登美子議員）　ごめんなさい。ばらばらしてしまいましたけれども、未婚の母のことについて、これ１番だったら、１番結構です。２番、３番でお願いします。

○青柳賢治議長　（１）はよろしいですね。

○13番（渋谷登美子議員）　はい。

○青柳賢治議長　それで今、２問出ましたね。岩澤町長にまず答弁を求めることが１点でよろしいですか。

○13番（渋谷登美子議員）　２と３、一緒にしたという形で……

○青柳賢治議長　２と３と一緒で。

○13番（渋谷登美子議員）　はい、お願いします。

○青柳賢治議長　では、２と３を合わせますので、まず最初の質問に対しまして、岩澤町長、答弁を求めます。もう一度……

○岩澤　勝町長　ちょっともう一度言ってくれる。

○青柳賢治議長　では、１点目ですね。申し上げていただいたことをおっしゃってください。

○13番（渋谷登美子議員）　簡単に言います。現在法制上、未婚の母と法律婚で寡婦になった母とは全く所得税法とか地方税法上の差があります。それについてどのように考えられるか伺いたいと思います。法律婚をしていない母と法律婚をしていた母とでは差があるのですね。それについてどのように考えるか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　未婚の、未婚というか、ひとりのあれと協議離婚をした場合のこの差というのか、違いというのか、これちょっと理解していませんので、後で勉強させてください。

○青柳賢治議長　渋谷議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これ税法上の差があるということですね。税法上の差があるということで、それについて伺いたいと思うのですけれども、理解していないということだったら、それはいいです。

次、行きます。４番に行きますけれども、ＤＶの訴えのある方に関しては、専門的な職員の方に支援を連携しているということなのですが、嵐山町と距離的にはかなり離れていますよね、男女共同参画センターと。そうすると、そのことについては、もう少し細かい支援がしにくいかなと思うのですけれども、その点についてどのような形になっているのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

ＤＶは、まずは警察から児相とか、そういったところに連絡が行くというのが一番大きなＤＶ、大きなＤＶというのも変なのですけれども、そういったケースの場合は、今お話ししたような状況になるかと思うのですけれども、私どものほうで把握しております24年度の児童・女性のＤＶというのが10件ございまして、そのうちの、４人のうちの３人が子供のいる家庭というようなことで把握しておりまして、先ほどもお答えさせていただきましたように、健康いきいき課またはこども課、そういったもので、ケースによって、内容によって保健師さんが行ったり、子育て支援相談員さんが行ったり、そういった、また近くの民生委員さん等に状況をお聞きしたり、家庭訪問をしたり、そういった対応でとりあえずやっております。

以上です。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、現在ではＤＶで犯罪に遭うというか、暴力行為があるようなことは避けられているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

全て避けられているというところまで、はっきりここでそうですというお答えはなかなかしにくいのですけれども、そういった相談とか、また通報があった場合、先ほどお話ししたように、職員がその内容によって家庭に相談というか、状況を把握しに

行っているということになるかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、次に行きます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　ひとり親家庭に対しての就労支援についてですけれども、ハローワークの者、月に２回来るということなのですけれども、ひとり親家庭の場合、パート就労が非常に多く、2007年の就労調査では53％の人がパート就労で、２つ３つ仕事を抱えているということなのですが、そうすると、子供を見ながらも、なおかつ夜の仕事とか、そういった形で働いていかないといけない現状があるわけですけれども、嵐山町では、それに関してはもうとても、そこの指導まではできないということですが、それについて、今現在ですと154名の方がそういうふうな児童扶養手当、もらっていらっしゃるということで、そのくらいの方たちのパート就労であるか、正規の職員であるか、そこら辺を見て、それで指導していくというか、就労支援をしていく、あるいは正規の職員につなげていけるような形の方向はとれるものかどうか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　お答えさせていただきます。

ハローワークのほうから月２回、正規とパートという形で来ています。実際の状況的な、就労的なものは把握はしておりませんが、ハローワークで行っている事業としてはほかにもありまして、職業訓練に基づいて、それから正規という形で、そういった支援も行っています。これらのコースというのはビジネス基礎とかパソコン基礎とかＯＡ機とかビジネス、３カ月から６カ月間のそういった支援も行っておりまして、これら、そういった支援の中では、そのほかに受講者に対しての給付金とか、幾らか設けていますので、こういったところも照会できるのかなという感じはします。そのほかに県で行っている就業支援もありまして、川越で、そういった内容の相談とか何かも行っておりますので、そういったところに結びつけられればいいのかなというふうに考えています。

以上です。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、すみません、今ひとり親家庭というふうな形でやっていますので、その相談窓口というのは企業支援課になるのか、こども課になるのか、健康福祉課になるかが、一体的な相談窓口が必要だと思いますが、それについて、少なくとも職業訓練ができれば、次に、ステップに進めるので、その点についてはどのようにお考えになっているのか伺います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　お答えさせていただきます。

職業訓練という形になれば、町のほうで判断できないので、当然ハローワークのほうに相談させていただいて進めていくのかなというふうな形になるかと思います。当然子供さんの関係になりますと、子供がとか、そういったところもやはり連携していく必要があるのかなというふうに考えています。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　簾藤さん。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

私どもこども課が一応窓口になりますので、いろんな相談の場合ですね、県のやっている事業等も含めてご案内させていただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　次につながるのですけれども、こういうふうな形のものが、問題が生活支援としてひとり親家庭に対してのフォローアップというのですか、ガイドブックとか生活支援講習が必要な部分なのですが、それについて町がやっていく場合、現在の体制でできるのかどうか、私は、いろんなところでＮＰＯが立ち上がって、いろいろな講習をしているので、そういったところも嵐山町は利用しても、そのほうがよいのかなと思ったりもするのですけれども、一緒にやっていくというふうな形で、それは考えていただけないか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　ひとり親家庭の支援の関係なのですけれども、議員さんご承知のとおり、ことしの１月に新しい法律が施行になって、相対的貧困率、非常に日本も高くなってきて、これに対する抜本的な対策を国として講じていこうと、それで法律ができたわけですけれども、子供たちが、進学しようという希望を持った子供たちが家庭の事情ゆえに進学できない、就職できない、そしてまた、この負の連鎖に陥ってしまうと。これを断ち切ることが、まさに社会に求められておるわけでございまして、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、この法律の中で明らかになっておりまして、これからこの法に基づく、さまざまな、議員さんご承知いただいているような課題について、どう国を挙げて取り組んでいくかというふうなことになるわけでございますけれども、地方公共団体の、まして町村の取り組みということになりますと、人的な資源に限りがございますので、国と県、ここがまずはしっかりして取り組んでいただいて、そちらの制度あるいは窓口に町としては、相談があった場合には、そちらへ案内をするというふうなことになるのではないかと思います。

町として取り組むべき課題について、仮に今お話しのような、町内にＮＰＯができて、あるいは近くにそういったことを支援するようなＮＰＯができるということであれば、大変ありがたいというふうに考えておりまして、そことも連携が図れ、また、ひとり親家庭のお母さん方あるいはお父さんにしても、そういったところに相談に行って、いろんな生活支援、就学支援、就労支援、さまざまな支援について、希望が持って相談ができるというふうなことになるのかというふうに考えております。ＮＰＯがあれば、ぜひ連携をとってみたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　町内にＮＰＯができる必要もなくて、全国的にもあるものですから、そういった形のものを利用していくという方法が一番今はやりやすいのかなと思います。

次に行きます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　２番目です。嵐山町の2025年問題への対応、これ資料のほうをつくりましたので、それもあわせてなのですが、団塊の世代が75歳になることを2025年問題と称して、社会保障の見直しが国家的課題である。国立社会保障・人口問

題研究所では、嵐山町は2025年、人口は１万6,579人、うち65歳以上人口5,707人、34.4％、75歳以上人口3,388人、20.1％と予測しています。生産年齢人口の減少は、2013年12月、１万1,355人が9,408人になる予測です。嵐山町の2025年問題の見通しを伺います。

第５次総合振興計画以降の課題であるが、持続可能な地域経営を行うために、人口減少化社会でのひとり暮らしの高齢者増加による扶助費の増、インフラの長寿化整備、環境悪化への対応、公共施設マネジメントの歳出面での必要な手法と歳入面での町民税減少を補填する歳入増、年少人口の比率を上げることへの対応をするための手法を含めた、新たに人口構造に対応するための政策策定について、すみません、これ１、２と分けていないのですけれども、２つ課題があります。ということでして、参考資料なのですけれども、この最初のグラフは、人口減少の様子を、国立社会保障・人口問題研究所の統計値からつくったものです。2025年と2015年を比べますと、65歳以上人口は400人ぐらいの増加なのですけれども、15歳から65歳の人口が600人減るのですかね、約。そして、年少人口が500人減るという状況の中で嵐山町はこれをどうするかということなのです。町税の推移というのはこのような形で来ていて、今現在のところ、固定資産税が一番多いわけですけれども、だんだん町民税が減ってきたりするというふうなことがあります。その下のところなのですが、私がちょっと思いつくところの公共事業のインフラ整備、これからやっていかなくてはいけないだろうというものを、調べていただいたものを入れてみたのですが、これにプラスアルファ、もっといろいろなものがあるなということがわかりました。それで、それについてどのようにして対応していくか伺います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ちょっと長くなりますけれども、答弁させていただきます。

本年２月、社会保障制度改革推進本部は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望し、医療、介護サービスの供給体制の改革が急務の課題であると位置づけたところでございます。人口減少、高齢者の増加は日本全体の課題でありまして、既に厚労省をはじめ、国全体で社会福祉政策についての検討を行っております。嵐山町の人口と人口構造の予測は、渋谷議員のご指摘のとおりでございます。しかし、比企郡で比較をいたしますと、嵐山町は東松山市、滑川町に次いで人口の減少が少ない自治体で

ございます。これは、比企郡の中で嵐山町の特徴であり、まず考えておくべきことだと思います。

医療政策や福祉・障害者政策、介護保険事業の基幹の部分については、国の制度設計により大きく左右をされると考えられます。現在検討されていることが整理されてくると思われます。町では、これまでも予防医療事業、介護予防事業を積極的に行ってまいりました。予防医療事業の充実により、医療費の抑制が図られていると考えております。

県内でも国民健康保険会計の赤字補填に対し、法定外の繰り出しをしていない市町村は、嵐山町ほか３町村でございます。平成26年度からは、人口増加事業に取り組んでまいります。子育て世帯の転入に対し奨励金を交付をし、生産年齢人口の増加、これを図るとともに、コミュニティーの維持、また税収の増加、これらにつながることを期待をしております。

また、ご指摘のとおり、個人町民税は生産年齢人口の減少によって減少していくことと推測されますが、持続可能な財政運営を行うためには、これまで取り組んできた企業誘致をさらに推進をし、企業誘致条例も制定をしてまいります。

公共施設等の総合的な管理につきましては、鎌形小学校、嵐山幼稚園、ふれあい交流センターにおいて既に実施をしており、施設の統廃合については先進的に行っていると考えております。道路、橋梁、下水道、水道事業においても、人口の推移、これを把握しながら、長寿命化の実施や施設の整備方法の検討を行ってまいります。また、職員に対しましては、町の変化に対応し、職務に当たるよう常に話をしております。

日本全国でも人口減少社会、超高齢社会、これへの対応を図っていると思います。しかし、正解はこれはない、特効薬もないというふうに思います。それぞれの地域でこの地域性を考え、住民とともに意見を出し合い、町民、嵐山町らしい対応を地道に行っていくほかにはないのではないか。一つ一つの施策がこの問題を念頭に置いて行っていくべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　嵐山の場合、税収は50％、今の歳入の中で50％いかないのですけれども、それでも固定資産税が一番多いわけですよね。花見台工業団地がかなり占めているのかなと思うのですけれども、花見台工業団地の固定資産税や法人税に

係る割合というのはどの程度のものなのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　それでは、お答えいたします。

24年度の決算ベースになるのですけれども、まず法人町民税ですが、法人町民税全体で３億598万4,400円、花見台にあります法人の法人町民税が１億1,419万4,300円、法人町民税に占める割合は花見台工業団地が37.3％です。それと固定資産税ですが、固定資産税全体で13億9,246万300円、花見台工業団地ですが、４億1,850万1,200円、割合ですが、30.1％です。

そして、調定額全体ですけれども、今言ったのが現年度課税分になりますけれども、24年度の決算ベースで27億4,077万7,226円、花見台工業団地の調定額が固定資産税、法人町民税ですけれども５億3,269万5,500円、占める割合が19.4％となっております。

以上です。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今後嵐山町の場合は人口増で、人口を減少させないという方向をつくっていくわけですよね、今の子育て世代が入っていくために。そういうふうなことと、それから工業誘致の、企業誘致のための条例をつくるわけですよね。ですから、その両方で人口を減少させないという方向と、それと法人税をふやしていくという方向であると思うのですが、そこの両方の点で、今後どのような形で、もっとしっかりした戦略を立てていくほうがいいかなと思うのですけれども、それについてはアバウトだなというふうに思っているのです。これ以上花見台工業団地の固定資産税をふやすとか、法人税をふやすのはなかなか難しくて、あと外に出ていくわけですけれども、それと人口を減少させない方向ですよね。人口を減少させない方向、一つ、私は人口を減少させない、人口、入ってきてもらうというふうな、転入をお願いするということもあると思うのですけれども、転出させないというやり方もあると思うのですが、その点についてどのように考えられているのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　大変難しい問題です。それで、これにはどこのところも苦労をしているわけです。それで、嵐山町でも今回、施政方針でもお話をさせていただきましたが、

新年度の予算では、それぞれのそういうような状況に対応していきたいということで、いろんな状況のことをお願いをいたしました。そして、税収をどう上げるかというような法人税の関係、固定資産税というお話がありましたけれども、これもなかなかその新しい企業が入ってくる、また新しい人たちが来て、住宅を建設してもらうとか、固定資産税を上げていくというのが、これが大きな課題なのです。それで、税収の、この県の、市町村のあれを見ましても、人口なんかはかなり少ないのですけれども、滑川町に大変なおくれをとってしまっている、そういうものというのは。それというのはやっぱり、個人の所得が全然違うというような状況、そして、新しい、人口がふえているわけですから、そういう固定資産税の関係もふえてくる、全てにつながってきているわけです。子供がふえる、人口がふえているというだけで、人口がふえている、何でかというのがみんなつながってきている。人口が減る、いろんなところが全部つながってきてしまっている。そういう中で、企業の法人税を上げて企業誘致をしていくということですけれども、企業を誘致をする、それだけの魅力づくりを町でつくっていかなければいけない、そういう一番苦しい状況にあるわけですけれども、そういう中で幾つか結果に結びつくといいなと思いながら、新年度の事業に組み入れさせていただいたものが企業の誘致条例ですとか、いろいろ幾つかそういうのがございます。そういう形で一歩一歩対応が図れればなというふうに思っております。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　所得の高い人が入ってくるというのは、なかなか嵐山町の場合難しいのだろうなというふうに、今見ていてわかるのですけれども。今後のインフラ整備のことなのですが、これは、国立社会保障・人口問題研究所では、さらに地域の中でどのような人口減少が進んでいくかというのを分析することができるらしいのですけれども、そこまでは出ていなくて、そこのところまではちょっと研究費みたいな形で出していかないと難しいのだろうなというふうに思っているのですが、今後なのですけれども、この人口減少を見据えながら、公共施設のインフラ整備をしていくに当たって住民の方と話し合っていく、地域別、地区別に話し合っていって、やっていかなければいけない部分がかなりあるだろうと思うのです。駅周辺に関しては、若い人たちが入ってくる可能性はあると思います。ですけれども、南部、北部に関しては、若い人たちが入ってくるのではなくて、そこにずっと継続して住んでいただくという形をとっていかなくては、人口は維持できないというふうに思うのです。

そのためには、どのような形でインフラ整備をしていくか。例えば、2025年には75歳以上の方が1,100人ふえて、そして子供たち、義務教育段階の子供が500人減るわけです。当然それについての町のあり方が変わってくるわけです。そうすると、それにあわせた公共施設の整備というのをどのようにしていくか。住民の方々と話し合って、何が必要かということをポイント的につくっていくしかないと思うのですが、今の第５次総合振興計画をそのままやっていくのでは間に合わないかなというふうに思っているのです。その点について、地区別に分けて住民の方たちと本気になって話し合っていくという必要性があると思うのですが、もう2025年というのはすぐですよね。それについて伺いたいと思います。政策のつくり方です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　難しいという話をしましたけれども、嵐山町の人口をちょっと細かく見たときに高齢化がすごく進んでる地区、それと平均年齢も若い地区というのが極端な形になってきているのです。地域によってはかなりもう進んできて、そうでないところは、若い、平均年齢が若い、そういうところは子供もふえている。それで、地区によって、例えばこれからの将来推計を今の数字を参考にしていきますと、鎌形地区と大蔵地区なんかは、今の推計を見ていっても人口が逆転するのではないかというようなことが見込まれるわけです。そういうことを見ていくと、菅谷の３区なんかは、特別ああいう形になっていますので、人口もふえている。それで、志賀の１区、平沢の１区とか区画整理が進んだり、あるいは今までの地域と、新しい地域と重なり合ってくるようなところ、そういうようなところが人口がふえているということを考えますと、そういった、きのうも話が出ましたけれども、人口が何で、人が何で動くかという、魅力がないからとかいろんな事情があるから動くわけで、入ってくる人たちの事情もそういうところにはあるのだと思うのです。ですから、そういうものを嵐山町では、どうにかそういうところを政策の中に生かしていくことはできないだろうかというふうに今考えています。

そして、先ほどお話ありましたように、公共施設について、これからというようなお話ございました。確かに全くそのとおりなのです。公共施設、道路から、橋から始まって、どう維持をしていくかということにかかってくるわけで、それで公共施設を少なくせざるを得ない、それとまた、することができないものがあるわけです。です

から、そこのところを生命の維持ですとか、危険の除去ですとか最優先しなければいけないところに投資をしていく。それで、そのほかのところは、今言ったように、町民の皆さんにご理解をいただいて、ちょっと違った形で対応をしていくような方向をとっていく、そういうような状況にならざるを得ないのかなというふうに思っています。ですので、おっしゃるように、新しく入ってきそうな感じの人にも、それなりのことをやる。それから、まして、今までいる人たちに対しては、減少社会に対してはこういう状況でいかなければいけないということを丁寧に説明をしていって、ご理解をいただく、そういう時代になってきているのかなと思います。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　町側からこういうふうにしていきたいという説明と、それから町民の方がこういうふうにしていきたいというものとが違うと思うのです。ですので、地域的にもう少し細かく、どんな問題があるかというのを話し合っていく、そういったものが必要かと思うのですけれども、私は、これをやるに当たっては、ちょっと三鷹市の「これからの総合計画」というのを読んだり、いろいろしました。勉強しました。その中で、やはり地域的にすごく、皆さん話し合って地区でやっていく。行政計画と総合振興計画の計画年数をあわせる、そういった、すごく細かいテクニックを使っているのです。そういったものが今嵐山町の職員数の中で難しいのかとは思うのですけれども、でも地域の中の人たちと話し合っていくというスタンスが嵐山町の中では必要かと思うのですが、その点について伺います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　町民の皆さんのお考えというものをしっかり聞いて、それで行政がそれにどう対応ができるか。それには全ていろんなお金がこうかかります、こういうふうに足りませんということを、お互いにその情報を、状況を、共通認識を持ちながら話し合いをしていかなければいけないと。そうでないと、進めることができない、議員さんおっしゃるとおりだと思う。そういう方向にこれからは行くと思うし、そういうやり方といいますか、町民へのアプローチの、行政を行うためのアプローチの仕方というものに丁寧に取り組んでいかなければいけないなとは思っています。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ありがとうございます。それで、私もこれ読んでいてびっ

くりしたのですけれども、三鷹市の場合は、まだ高齢化率が18％なのです。ところが、65歳以上の扶助費というのが、１人、65歳以上の人がふえるたびに30万円ずつ上がっていくというのです。そういった形が、数字が出せるというところまでいくのです。それで、住民税ですけれども、三鷹の場合は全部、税金というか、不交付団体なので、それがはっきり出てくるのですけれども、年齢層によって大体年金、所得がどのくらいかというのが把握できるのです。退職者の人と、それから生産年齢人口の人との所得の割合というのですか、所得がどのぐらい違うかというのが把握できて、そこの計画がつくられていくのです。そういったものを、とても難しいことなのかもしれないのですけれども、やってく必要があるかなというふうに思っています。特に扶助費に関しましては、子供たちのお金も、必要な金額ももちろん取らなくてはいけないわけですけれども、一体１人当たりについて、どのくらい扶助費が必要になってくるのかというのを把握していかないと、多分計画がつくれないかなと思うので、その点についてちょっと難しいかなと思うのですけれども、職員の人で、若手の職員の方でも何でも、中堅の方でもそういったことを分析するグループがあったほうがよいかなと思うのですが、その点について伺います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　まさにそのとおりだと思うのです。それで、今財政のほうで数字を調べて、それとその人口減少、それと今おっしゃったような人口構成、年少人口、生産年齢人口、高齢人口。それで、それが2010年と2025年という、今数字をもらってあるのですが、これが2010年から2025年を引いた各年少、生産年齢、引いたときに、嵐山町の生産年齢人口の減り方というのは、少ないほう。周りはもっと多いというような状況の比企の中でどう対応をしていくか。こういう、その立ち位置がこういうことになるのかなというふうに思うのです。ですから、そういう中で、嵐山町はどういうふうになっていくのかということだと思うのです。議員さんもお示しいただきましたけれども、2025年、それからここにあるのが2040年の数字ですけれども、嵐山町が滑川町と人口が逆転するのが2015年、平成27年、このときに推計ですけれども、１万8,340と、うちのほうが１万8,209ですから、120人か、だから逆転、そして平成52年、2040年になると、嵐山町と吉見町が逆転して、嵐山町がちょっとふえる。そして、2040年、平成52年に、今言った年ですけれども、その推計ですと、滑川町が１万9,943人

と、小川町が１万8,900人ということで1,000人の逆転になる。今の推計で、このあれでやると、こういうような状況出てきている。ですから、その減り方の多いところというのは、生産年齢人口が多く減って、そして子供たちが少ない、こういう形になるわけです。ですから、この比企郡の中でもそういうような激変がある、その中で嵐山町はどうするか。それで、今おっしゃるように、生産年齢人口が減ってきて、所得税の課税ベースが下がってきてしまう、こういうときにどうするということで、そのときの資産もしっかりやっていかないとできないでしょうと。

これもよその市のことですけれども、先日新聞に載ったのが、川島町で、庁舎の建築建設計画があってやっているわけです。それで、当初計画、委員会立てて計画をつくってやると言って、今町民から出てきているのは、こんな時代にこんなあれつくるのではおかしいではないか、もっと違った、小規模のというか、そういう形で考えてやったらいいのではないか、これだけ人口が動いているのですよというのが町民の今出てきている意見なのです。ですから、やはり財政、係のほうから出してもらっている数字、こういうものを職員にも常に、どの仕事、どの課の何をやるにしても、今はこうだけれども、この時代にはこうなるのだ、それで、それをやるのは職員が今何人やっているけれども、何人になるのだということも頭に置いて、そのときの事務量がふえないような形にするのにはどうしたらいいのかというようなことも含めて、頭の隅に置いといて仕事してくださいというふうに言っていますけれども、まさにおっしゃるとおり、税収も当然計算に入れてやっていかなければいけないというふうに思っていますから。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　わかりました。それで、ぜひそのような資料があるのでしたら、議員のほうにも回していただきたいと思います。

次に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　３番目です。これは、ちょっと長いのですけれども、子宮頸がん予防接種ワクチンその後についてです。

子宮頸がん予防接種は、昨年６月14日以降、積極的勧奨を控える結果になったが、現在においても副反応の被害者が続出している。予防接種法では、副反応は症状別でも28日以内のものしか認めていない。被害補償の対象にならないケースが多い。しか

し、直後から副反応の症状が出る人、１年後、２年後に出るなど、症状、出る時期がさまざまである。ワクチン接種によって自己免疫疾患のさまざまな症状を起こしているのだろうとの推測がある程度で、どのような原因とメカニズムで副反応が起きているのか調査が始まったばかりで、治療法が今はない。ところが、これ私２月25日に国際医療シンポジウムに参加しまして、副反応のメカニズムが出ましたので、これを読み上げますけれども、その後、再質問のとこでそれについて話をしていきたいと思います。

副反応被害者が多い鎌倉市、茅ケ崎市、大和市では、ワクチン接種後の心身状況について、全員にアンケート調査を行っている。鎌倉市は45％に何らかの副反応があったこと、大和市はいつもと違う体調の変化が45％、茅ケ崎市も40％の人が体調の変化というアンケート結果であった。サーバリックスの製造販売会社のグラクソ・スミスクライン社のホームページにも、重要な副反応の出現率は40％と記されている。一方、厚生労働省のワクチン副反応検討部会では、副反応は心因性であるという結論になり、積極的勧奨が再開される方向がある。野田市では、昨年11月より、安全性が確立するまでヒトパピローマウイルスワクチンの接種を一時見合わせている。杉並区では、定期接種前の副反応被害者に対して区独自の被害補償を行うとしたが、補償されていない多くの副反応被害者が副反応と認められず、自費で検査を求め治療法を求めている。学校を休学せざるを得ない少女たちも多い。

それで、（１）として、嵐山町において現状では副反応被害者の報告はないが、接種した人に、全員に対し、体調に関する追跡調査の実施を求める。

（２）予防接種はベネフィットとリスクを衡量し、定期接種化を決定している。製薬会社と医師、研修者の利益相反、厚生労働省の天下り先が製薬会社との報道がある。予防接種に対しての町の危機管理の考えを聞く、です。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、質問項目３の（１）につきましてお答えをいたします。

文部科学省が昨年９月に実施をいたしました子宮頸がんワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査につきましては、嵐山町において該当者はおりませんでした。また、副反応の報告につきましては、医療機関より国へ報告することとなっておりますが、

嵐山町についての報告はございません。副反応の対応等につきましては、厚生労働省の予防接種ワクチン分科会副反応検討部会で調査、検討されておりますが、１月20日に開催された部会の審査結果の時点では、ワクチンの安全性への懸念とは捉えていないとの審査結果でございました。引き続き国の動向に注視し、対象者への情報提供を行ってまいります。

現在、子宮頸がんワクチンの接種については、積極的な勧奨を差し控えている状況ではありますが、定期接種となっておりますので、医師から積極的な勧奨を行っていないことを伝えるとともに、副反応等について十分説明を行った上で希望者には接種をしている状況でございます。

接種者への調査については、厚生労働省から依頼等も来ておりませんので、現段階におきましては、実施する考え方は持っておりません。

続きまして、質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。

予防接種につきましては、人から人に伝染のおそれのある疾病の発生や蔓延を予防するために行い、公衆衛生の向上増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的に、予防接種法で定められております。予防接種法により、定期接種は市町村長が行うこととされており、対象者は予防接種を受けるよう努めなければならないと定められております。

町といたしましては、予防接種法で定められた定期接種等の予防接種につきましては、対象者等に制度の概要、有効性、安全性及び副反応、その他接種に関する注意事項等、十分な周知を図りながら勧奨を行っていきたいと考えております。また、今後の国等の動向に注視しながら、迅速かつ的確な情報を対象者に提供できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１１時５７分

再　　開　午後　１時２９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項３の子宮頸がん予防接種ワクチンその後についての再質問から

です。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　一般質問の通告書を書いたときと私の知識が全く違っておりまして、それで一般質問の資料というものをつくりました。嵐山町は、人口がもともと少ないし、接種するお子さんが100人とか200人、１年間に、そんな感じのものです。120人ぐらいですよね。ですので、被害者が今のところ出ていないのですけれども、横浜市とか鎌倉市とか大きな市ですと、被害を受けているお子さんが７～８人、ずっと出てきています。そういうところですと、市長会が国のほうに要望を出しておりまして、見直しというのを出しています。

そのほかに、今の動きなのですけれども、積極的勧奨の一時中止をしましたから、逆に製薬会社がすごく国会議員に働きかけています。なので、積極的勧奨の中止をやめるか、そうでなければというところまで来ています。国会議員の中でも、自民党の議員ですけれども、参議院は40何名集まって、これの中止を田村厚生労働大臣に、たしか２月の下旬だと思うのですけれども、出しています。そんな形の動きが出ています。

私もこの25日に国際医療シンポジウムに行ってわかったことなのですけれども、これがこちらの資料のほうなのですが、まず最初に今までになかった新しいワクチンだということで、今までですと、ウイルスを体の中に入れて、それでウイルスの増殖を抑えるという形なのですけれども、今回のはそうではなくて、アルミニウムアジュバントといいまして、アルミニウムで免疫補強剤をつくっています。それに遺伝子組み換えのものがいって、サーバリックスというものですと、これは日本で一番よく打たれているものなのですけれども、サルモネラ菌の内毒素がアジュバントの周りにつけられています。そして、ガーダシルというのは、これは日本と違って海外ではガーダシルがほとんどなのですが、これアルミニウムアジュバントの中にヒトパピローマウイルスのＤＮＡの破片が入っています。そしてその中で、これ筋肉注射で毛細血管に入れて、皮膚の隅々まで入れて、そして皮膚の表面にウイルスがつかないようにするという新しいタイプのワクチンで、これからこういったものがもしかしたらふえてくるのかもしれないのですけれども、私が聞いたところですと、このアルミニウムアジュバントが筋肉注射で毛細血管の中に入ってきます。体の中には、白血球の中にマクロファージといって、体に異物が入ってきたら、それを分解するためのものがあるの

ですけれども、マクロファージが、アルミニウムとそれから遺伝子組み換えの化合物とが分解できないで、そのまま体の中に入っていくのだそうです。そういう体質の人があって、その体質の人たちは、リンパ球を通り越してどんどんどんどん体のいろんなところに行く。そして、そのものはサイクロンという何か別の物質が出てきて、それは同じものを引き寄せてしまうという性質があるものですから、血管の中から出ていってしまったときに、脾臓とか心臓とか脳とかいろいろなところにたまっていって、そして人間の組織を破壊していくということになってくるそうです。すぐに反応を起こす方もいらっしゃるのですけれども、大体、体の中を回って組織に蓄積してくるもので、接種してから１年間ぐらいに出てくる人とかいろいろあるらしくて、さまざまなところに症状が起きてくる。そういうふうなものがあって、たまたま、これ、そこの医療シンポジウムに出ていたお医者さんのブログがあったので、それを載せておきました。それから、東京新聞の記事を載せておきました。

そんな感じで、アルミニウムアジュバントというのは、体の中に入ったら、どのようにやっても体外に今のところ排出できる方法がないので、だんだんだんだん体が悪くなっていって、そのまま身体障害の形になって一生過ごすか、亡くなっていくかという形になってくるのだそうですけれども。次のページ、見ていただくとわかるのですけれども、次のページで、子宮頸がんのその後のサーバリックスなのですけれども、これの慢性疾患の状況というのを時期別比較というのを出している人がいて、これは何本も何本も医学界では論文が出されているのだそうです。ですけれども、それはＷＨＯもＦＤＡも全く見向きもしない状況になっていて、死亡者なのですけれども、これ死亡というところがありますよね。／1000ｐ－ｙｅａｒというふうになっているのですけれども、これ、3.41年から3.65年の、この間での数字なのですけれども、1,000人に１人の方が亡くなる、そういうふうな統計資料が出てきている。

そういうふうな状況なのですけれども、それを国が全く認めようとしていなくて、今の段階では、１月20日に私も傍聴してみたのですけれども、審議会、子供たちの症状は、筋肉注射による痛みの心因反応でさまざまなことが起きているというふうに結論づけられています。それで、なぜそういうふうになっていくかといいますと、子宮頸がんのワクチンの副反応の医療機関からの報告義務というのが、最高で28日以内のものを医療機関が報告するという形になっているのですけれども、ところが実際には１年ぐらいたってから出てくるものですから、それが全部副反応と認められないとい

う形になっています。

それがなぜかといいますと、３枚目の左側なのですけれども、予防接種の副反応検討委員会審議会の中で、今、平成22年から利益相反を自己申告するというふうな形になっていて、製薬会社からお金をもらっている人は出さなくてはいけないのですけれども、ここ見ていただければわかるのですけれども、ほとんどの方が個人的な寄附なのです。製薬会社に研究や、それから講演、執筆などで全部お金をもらっている人たちが多くて、中には500万円ぐらいまでもらっている人もいて、その審議会を傍聴しているとわかるのですけれども、50万円から500万円をいただいた方というのがその審議会の議論をリードしています。それで、結果として、子供たちの副反応が心因的な原因になっているという形に今結論づけられていて、それは大変ということで、自民党の国会議員さんたちの山谷えり子さんとかいろいろなグループの人たちが、これは困るといって厚生労働大臣に働きかけをしたり、それから横浜市などですと、たくさん被害者が出ていますので、公明党の市議会議員もこれに対しては反対という形で動いています。そういうふうな現状があります。

その中で、私は特に嵐山はまだ被害が出ていないのですけれども、10年以上たって出てくるかもしれないというふうにこのシンポジウムの開催者は言っていたのです。ですから、全然もう状況的には、新しいワクチンであるために全くどんなふうな状況になっていくかわからないというふうになっています。先ほど予防接種法のお話がありました、課長から。でも、予防接種法、私も予防接種法が改正されていく経緯というのをずっと議事録を追って見てみました。そうすると、最初の段階で、平成22年ぐらいなのですけれども、アメリカと日本の製薬会社のワクチンの部門が非常に違うと。これからは、製薬会社のワクチン部門で利益を上げていくような形にしていかなくてはいけないという議論が厚生労働省の中にあるのです。それは、しっかり議事録に残っています。資料もあって、日本はアメリカと同じように、ワクチンでこれから製薬会社は利益を得ていかなくてはいけないという形になっています。

その後なのですけれども、厚生労働省のほうで第２次予防接種計画というのを立てるときの議論をずっと見ていますと、これからはあらゆる予防接種で予防できる病気は予防接種をしていくというふうな形になって、そして今回の25年４月からの予防接種法の改正になって、ヒトパピローマウイルスが入っています。そういうふうな形の中で、嵐山町は、例えば基地とか原発とか持っていないですから、国との関係で国と

対立するということはないです、今のところ。だけれども、このような形になってきて、町が国から言われたことをしていく、そして、それでも子供が守れるときはいいです。でも、守れるかどうかわからない状況になってきている。そして、予防接種をしたら、今度、予防接種をした医療機関ですよね。医療機関だって、嵐山町のようにちっちゃな自治体だと、開業することができなくなっている。多分別のところに行って勤務医か何かになっていくかもしれないというふうになると、すごく損失が大きいなと思っているのです。群馬県で、町の中で、やっぱり中学生か何かなのですけれども、接種して歩けなくなった子がいるのですけれども、その町にはいられなくなって、千葉県に転居して生活しているというふうなお子さんもいて、これ物すごく大きな問題だなと思っていますので、次のことを伺いたいと思うのです。

やっぱり２回目の接種をやめた人というのが嵐山町の中にもいるのです。それは、いろいろ問題が起きたからやめてしまった。でも、その子は、とても痛かったって言うのです。とても痛かったからもうやめたというふうに言うのですけれども、そういったことを全面的に調査していくということは必要で、そしていつ起きるかわからなくて、子宮頸がんワクチンの副反応ではないかなと思う方は、「女性自身」とかテレビとかで、そのたびにマスコミが報道しますよね。そして、もしかしたら自分も、自分の子供もそうではないのかというふうに気づいて連絡してきて、被害者の方と話をして、これがどうも副反応らしいというふうなことに気づいていくという状況なのですね。ですから、私は、全面的に追跡調査をしなくてはいけないだろうというふうに思っています。

この国際医療シンポジウムをなさった方は、酒井治美さんという方なのですけれども、厚生労働省の予防接種の担当官だったのだそうです。それで、退職なさって、東海大学に行って、そして東海大学からまた別のところに行っていらっしゃる方なのですけれども、やっぱりせめて３年間は追跡調査をしなくてはいけないだろうというふうに言われていて、本当は直ちに接種をやめるべきだろうというふうな形で話をされています。私も国際医療シンポジウムというのに行くとは自分でも思っていなかったのですけれども、とにかく医者が全く何も知らないので、そのことを知らせなくてはいけないという形になっていました。

私は、町村の場合は、本当に被害者が出てくることというのは少ないと思うのです。でも、町村長会などで、こういったことを全面的に調べていくということがまず必要

だと思うのですけれども、市長会はやっているわけですよ。少なくとも市長会は、見直しを求めて要望書を出している。でも、町村のほうは、被害が、人数が少ないために出していないということもあると思うのです。そういった形の働きかけもしていないということもあると思うのですけれども、そのような働きかけがまず必要だと思うのですが、その点について伺います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　先日もお話の国際医療シンポジウム、これに参加をしたという。それで、町長室に来ていろいろお話をお聞きしました。それで、今のようなお話なのです。この資料は、そのときはなくて、きょういただいたのです。それで、これに書いてあって、25日にシンポジウムを開いたということですよね。それで、26日の午後、専門部会開いて、接種の勧奨を再開するかどうか検討すると書いてありますよね。これはどうなったのですか。

それで、ここのところでやめるということになれば、また厚労省から嵐山町にもこの勧告が来るわけですけれども、今来ているのというは、６月の答弁にもありますけれども、６月の14日に厚労省から来て、それで市町村長は接種の積極的な勧奨とならないように留意すること、そして、この感染症の定期接種は中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種を受けることができるように市町村長はやりなさいよということになっているわけです。そして、対象者への周知、これを行う。接種機会の確保を図りなさい、こういうことに予防接種の形がなっているわけです。ですから、そこのところを、これをやめるということもできませんし、指示の勧告があったように積極的な勧奨を行っていかないということ、それから副反応の報告をしっかり、もし出た場合にはやってくださいよ、市町村長はその医療機関に対して報告をするように指導しなさい、周知を図りなさいという、こういうことですよね。

ですから、町の中で積極的にはあれしないけれども、定期接種を中止するものではなくて、希望者が受けなさいって言っているものに、このところに追跡調査みたいな形のものを町村としてやれるかどうかです。そういう状況でないというふうに厚労省は言っているわけですし、この東京新聞の記事ですと、26日の午後、専門部会で聞いてどうするか検討するって書いてあるのですけれども、この後のことはちょっと連絡も来ていないからわかりませんが。そういう状況で、議員さんの、シンポジウムに参

加をして、そして知識を得てきて、そしてそれをこちらのほうに話を聞くわけですけれども、こちらのほうにそういうものが届いていないし、国から来ているだけのもので、国がやめるって、ここまでこうふうになっているのに何でやめないのかというのもわかりませんし、やめないで進めないで続けてくださいということになっている。これを守るっきり今のところないのではないかなというふうに思うのですけれども。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私、26日も参加しました。傍聴しました。そうすると、26日の場合は、すごくおもしろいのですけれども、１月20日に心因反応だというふうに結論づけたのです。その審議会のほうで、副反応は心因反応だというふうに結論づけたものですから、今度は筑波大の宮本先生というのが来まして、心因反応の場合には、どのようにして接種をしたら子供たちが副反応の被害を出さないかというふうなことなのです。要するにカウンセリングのやり方みたいな、予防接種をするときに、どうやって予防接種をする前に子供と話をしたら、痛みから被害が起きないかということを論じているわけです。その結果、３月にまた延ばしているわけですけれども、先ほども話しましたように、国会議員の中に、グラクソ・スミスクライン社とメルク社と、それから武田薬品が９種類のものに対応する、ヒトパピローマウイルスというのは100種類あるのですけれども、そのうち２種類のものにサーバリックスが対応する、ガーダシルは４種類のものに対応する、武田薬品は今度９種類のものに対応するワクチンをつくっているわけなのです。その製薬会社が国会議員に非常に激しく攻防をかけているという状況です。

そして、産婦人科医や小児科医たちが積極的な勧奨をやめてほしいというふうに言っています。ところが、被害者の人たちが、これはもう本当に危険なのでやめてほしいというふうに言っています。子供たちは治療法がないわけで、記憶障害になるのですね。ある程度脳をやられると、認知症みたいな状況になって、割り算ができないとか、お母さんの顔がわからないとか、失明してしまう子供もいるらしくて、かなり状況としてはひどい状況なのですけれども、それが28日以内の医療報告ではないから、それを認めてもらえないというふうな形になっていて、今、2000年ぐらいから、グローバル化の製薬会社が非常にあちこちに入っていって、議員や政治家、医者とのかかわりがあって、そこのところまで地方自治体がやっていくというのは難しいわけなのですけれども、先ほども言いましたように、基地や原発を抱えていないのですよね、

私たちは。ですけれども、基地や原発を抱えている自治体の長というのは、それなりに頑張っていますよ。新潟県知事にしても、沖縄、基地のあるところなんかでも、それなりに住民のためにいろいろなことを行っています。ここの場合は、本当にわずかな子供たちが、そしてそれも今のところまだ被害の報告が出ていないけれども、10年間ぐらいたったらいつ出てくるかわからない、そういう状況になっています。

それで、国が言われるとおりにやっていけばいいのかということになってきますけれども、例えば、野田市の場合です。野田市の場合は、一々もう予防接種をしないというふうにしました。それでも、そういうふうな形があるので、やりたい人は保健センターに来てください、それで説明します。それでもなおかつ予防接種をしたい人は事前申請をして、それからやってくださいという形になっていますから、私も予防接種の薬品の買い方というのがわからないのですけれども、医療機関が幾つかまとめて買って、そして、それをやったときに町に申請してお金を得るという形ではないかなと思うのですけれども、その場合、医療機関は在庫を抱えてしまうわけですよね。在庫を抱えないようにしてあげないと、医療機関も損が多いわけです。そうすると、やはり今嵐山町は追跡調査もしないって言っていますけれども、鹿児島のほうでも１カ所やっています。それは、被害者が出たところだから、ちっちゃな町ですけれどもやっています。碧南市、大和市、茅ケ崎、鎌倉、そういった形で追跡調査はしています。それは、追跡調査をすることは、自治体がやってはいけないということではないですよね、どうですか。そういった形で子供たちを守っていく、医療機関を守っていくというふうな方向はあってもいいと思うのですが、その点についてなのですけれども、反問権を使われたので、反問権にお答えして、そのほかに私のほうで質問しています。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　質問のこの内容の中に、今の野田市の話もありますし、杉並では定期接種副反応被害者に対して補償がというふうなことが出てきていますよね。それで、補償というようなところまでいったときに、補償というのは進んでいるのですかね。保険会社はどういうふうに見るのか。

それで、この質問書を見ますと、多くの副反応被害者が副反応と認められないって書いてありますね。これ、議員さんが書いてある。それと、またその副反応というのが厚労省のワクチンの副反応の検討部会では、副反応は心因性であるというふうに見

ていて、それで積極的にまた勧奨して接種をする方向に動いているのではないかというようなことも書いてありますね。だから、国ではそういうような動き、それから保険会社の中でもそんなような補償のほうに認めない、認めていないというか、現在そういう状況ですよね。そういう状況の中で、議員さんが東京都内のシンポジウムに行って聞いてきたのでこういうふうにやりますという、そして片方では、厚労省から無理に進めないでやめないで続けなさい、こうふうに来たときに、町としてどっちをとったらいいのかといったら、やっぱり国に言われてやるべきことを粛々とやっていく以外にないのではないかと思うのです。

話をこの間、町長室で聞いたときから、これは大変なこともそういうところで起きているのだなという話はわかりました。しかし、それを嵐山町が、さらば、では、国からこういうふうに言われていて、それは嵐山町やりませんよと言ったときに、もしやろうとした人ができなくなったりなんかした場合に、何か言われたり、何かあれになったときにはどうしたらいいのかというようなことも考えたり、あの後思いました。しかし、やっぱりこういうふうに国の指導のもと、国の方向のもとでこういうやり方で続けなさいよと言われてしまうと、やっぱりそのとおりに続ける以外ないなというふうに思っています。

それと、国のほうではそういうふうになっているのに、心因性ですとか、片方は副反応としてそれは認めないというようなことだとか、何か非常に難し過ぎて、私には判断できないような状況です。聞いてみて、やたら混乱はしますけれども、ただ国から言われたことは粛々とやっていく以外ないなと考えています。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　先ほども言っていますように、嵐山町は基地とか原発とかないです。ですから、国に対してこうやってというふうな形のこともない。だけれども、嵐山町の少なくとも子供やそれから医療機関を守るためには、私は野田市のやり方というのはとてもいいなと思うのです。とりあえず野田市は、接種は治療法が見つかるまでではなくて、安全というふうなことが見つかるまで接種はやりません。ですけれども、どうしてもやりたい人は、それに関しては事前申請していただければ接種はしますよというふうな、接種は届け出をしていただいて、母子手帳や保険証を持ってきていただいたらやりますよというのは、多分私が察するところですけれども、これは薬品を医療機関が購入しておいてやるという形ではなくて、言われたら野田市役

所のほうで購入して、医療機関に持っていってやってもらう、そういうふうな形のロスがないということですよね。そういうふうなやり方を野田市がとっているということで。

これは、本当にこれからもずっと起きてくるのだろうなと思うのですけれども、日本ではワクチンギャップがあるというふうに言われているのです。言われて、そして予防接種法の改正や予防接種を勧めてくる形になってきているのですけれども、それは一方で、予防接種はもう必要ないのではないかというふうに言われているグループと、それから製薬会社関係のワクチンの開発をするグループと２つあって、そこのところで攻防がすごく強い。特にワクチンを開発しているグループは、国会議員や厚生労働省に働きかけていきます。ですから、大きな形になって、どうしても予防接種にするという形になってきて、自治体はそれを受けざるを得ない。そこのところで、どうやって住民の人や医療機関を守るかということです。その守り方として、一つは追跡調査をしていく。だから、追跡調査をするということは、予防接種をしていかがでしたかというふうな形のいろんなアンケートなども出ているのですけれども、追跡調査のものもあるのですけれども、それを皆さんにお配りする。それは、予防接種をした方というのは、嵐山町でどなたが予防接種しているかわかりますよね。その者を追跡調査していく。そのところで啓発していくということができて、国の予防接種をしなさいというふうなこととは違いますよね。

なので、そういうふうな形でやってみたらどうでしょうかということと、それから一つまた反問権でいただいているので、杉並区のことですけれども、杉並区は接種して２回目の接種のときに倒れて、もう全然歩けなくなったお子さんがいるのですけれども、そのお子さんに関して、杉並区議会で議員の人が、杉並区では予防接種の副反応の方はいないのですねというふうに質疑したのですよ。そしたら、保健所長が、いませんって言ったのです。ところが、それを見た副反応の被害を起こした方が、こんなことはあり得ないというふうな形で言って、その議員のところに行って、そして副反応があったことを認めたのです、杉並区が。それで、杉並区の議員が、またこれに対して被害補償はどうするのだというふうな形で来て、そのときは、杉並区はまだ定期接種ではなくて、積極的にやっていて、今自治体助成でやるというものがありますよね。嵐山町もやります。そういうふうな形でやっているときには、定期接種の被害補償にはならないのです。ならいのですよ、国の基準に入ろうが。入ったとしても、

それは国が被害補償しないのです。自治体がしなくてはいけない。そういうふうな状況の中にあって、議会答弁の中で、区で独自に補償しますというふうに言っているのですけれども、杉並区がまだ補償していないという状況になっています。その子は、もう明らかに２回目の接種ですぐに倒れているわけですから、予防接種の副反応ではないというふうには言えないのですけれども、22年に接種したときのものですからという形になっていて、非常に難しい状況にワクチン行政はあると思っています。私は、これとっても難しいなと思っているのですけれども、でも私は医療機関と、それから子供たちを守るためには嵐山町でできることもあるし、町村長会で話を持っていって、一時見直しを求めていくというやり方もあると思うのです。これは、たまたま嵐山町の議員で私がいるからそうではなくて、結構そういうふうな形のおかしいなって思っている人たちも多いはずなのです。それが取り上げられていなくて、国が、産婦人科医や小児科医が予防接種の再開を求めているためにいろんな形の動きができていない。たまたま私がここにいるために、嵐山町の町長さんは困っているかもしれないけれども、でも、そういう問題ではないです。本当にこれから被害が膨れていくかもしれない。なので、私は町長には少なくとも、町村長会やそれから嵐山町でできる対応はしていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長　渋谷議員、追跡調査のことについて答弁求めるのですか。

○13番（渋谷登美子議員）　はい、３つです。

○青柳賢治議長　いや、追跡調査ですよね。答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　何回も同じことを言いますけれども、この質問書に、ここにも書いてありますね。今言っているように、鎌倉、茅ケ崎、大和、こういうところでも接種後の心身状況にアンケート調査を行った。45％に副反応があった。大和も茅ケ崎も40％あるというのですね。それで、その後の追跡調査というのをやったのでしょうから。それで、しかもそこのところが全て厚労省にも話は行くでしょうし、あれなのが心因性。そして、保険会社のほうでもやはり補償されていない。杉並でも補償がされていないということは、そういうふうに認められないということなわけですよね。ですから、そういう状況なのだろうなというふうに私も思うのです、今は。ですから、そこのところで嵐山がどうするこうするということではなくて、今はそういう状況なのだ。これだけいろんなところから言っている、厚労省の中でもこの審査会の中では心因性

なのだということで。それで、26日のこの間シンポジウムのすぐ後のところも、その後でどんどんどんどん進んでいくという状況ではない。ですから、周りから見ていると、そういう状況なのではないだろうかなというふうに思わざるを得ないと。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　思わざるを得ないということなのですけれども、では町長は、もし仮に嵐山町で被害が出てきたときに、それをどういうふうにして対応するのですか。それが問題なのです。私は、今出てきていないということは、何とかなっているということでいいなと思うのですけれども、接種が始まってからまだ３年、４年ですよね。これから被害者が出てくる、副反応の被害者が出てくることのほうが多いのです。それに対してどのようにして対応していくか。こういうふうな予防接種の問題というのは、これから大きな問題になってくると思うのです。グローバル化経済になっていって、製薬会社がどんどん入ってきているわけですよね。製薬会社はワクチンで利益を得たい、そのために動いている。そのときに、自治体は住民をどうやって守っていくかということについて、ずっと放置しておく、国の言われるままにしておくということでしたら、自治体の長は予防接種の責任者ですよね。守れないからどうするのかというふうなことを聞いているのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　話を聞いていますと、私たちが判断できるというのは、何かが実際そこのところに起きて、それでどうしたこうした、お医者さんに聞いたらこうだ、県の指導、国の指導もこうだ、ああ、そういうことなのかということに、今言ったような形に進んでいくと思うのですけれども、この副反応部会というところでこれだけの専門家の先生方が検討して、それでやめるって決めないわけですよ。続けていくのですよ。ただ、無理に勧めないでくださいということで、何度も言いますけれども、そういうことで続いているわけです。それで、議員さんは、副反応部会の委員さんという者を信用していないわけですよ。ですから、話が根底から合わないわけです。この人たちは、製薬会社とちょっとおかしいのではないだろうかみたいな話を言いますけれども、そういう形でやっている人たちが審査しているのだからおかしいではないかと、最初からおかしいではないかと。だけれども、この副反応部会の検討部会でどういう検討をしているのかわかりませんが、国の方針をそこで決めて、やめないのだと、続

けていくのだということを決めて、全国の市町村に通知を出して、それでどこでも続けているわけだと思うのです。ですから、嵐山町が、それ、どう今までと違った取り組みをしなさいよと言われても、なかなかそこのところには踏み込めないのではないかなというふうに思うのですけれども。私は踏み込めません。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　この議論は、このままここで終わりますけれども、私はこの中の委員の方に会いに行ったのです、映像を持って。そしたら、何て言ったかというと、立派な方ですよ、何て言ったかというと、「そんなてんかんの発作の映像なんか持ってくるんじゃない」というふうに言われましたよ。女の子の映像を持っていったのですけれども。１時間ぐらい話しましたけれども、もう初めからワクチンを開発したいというふうな人たちと、それから子供たちを守ろうというふうな立場にいる人とは、全く違う。ワクチンをおかしいよって言っている人たちは、厚生労働省の審議会の中には入っていけないのです。そういうふうな状況があるということは考えていていただいて、そして、嵐山町でもし何かが起きたら、被害があった場合には、少なくとも、今現在なのですけれども、この人たちは診断書をとるのも何もかも全部自費でやっています。診断書をとって、副反応の審査のところに持っていきます。それで、バツになってくるのですけれども、１年間に150万ぐらい医療費かかっているそうです。これは、保険にかかっていてですよ。それを全部自己負担しているという現状があって、そういうことが嵐山町でも起きてくるということを町長は頭に入れておいてください。

次、行きます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　災害時の公助、共助、自助についてですけれども、気候変動や地殻の変動によって、かつて予測されない災害が起きます。町民に対して、公助でできる範囲、共助でお願いしたいこと、自助でできることについての速やかな情報提供が必要である。現状では、町の危機管理の情報は防災無線のみである。ソーシャルネットワークサービスでの災害時の対応の進捗を聞く。ソーシャルネットワークサービスを利用しない人でも、近隣の人からの情報で町の各地の状況がわかり、自助、共助の対応を考えることができる。これ、私今回の雪の最中にいろいろなところからの情報を得ていました。問題になってきているのは、今は首長さんが発信していると

ころに皆さんが情報提供しているので、首長さんがソーシャルネットワークサービスを使っているところと、そうではないところの差がある。だけれども、それをどこの市町村でも使えるような形にしていかなくてはいけないのではないかということが問題になっています。

次です。災害時の共助には、若い人の参加が不可欠である。中高生に対してのパブリック意識の醸成が必要だが、嵐山町の若い人を災害時ボランティアに参加してもらえることができる仕組みづくりを聞くということです。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、私のほうから（１）からお答えをさせていただきます。

渋谷議員さんからは、昨年の第１回定例会で、ＩＣＴによるネットワーク確立についてご提言をいただきました。私からは、その際、ツイッターの活用を考えており、平成25年度の上半期をめどに運用を開始するよう準備を進めるつもりですということでお答えをさせていただきました。大変運用開始がおくれて、まことに恐縮でございますけれども、この３月から、具体的には来週中には、ツイッターによる運用を開始をさせていただきたいというように考えております。今後運用に当たりましては、ご質問の災害情報をはじめ、町政全般の情報を速やかに提供できるように努めてまいりたいと考えております。

続いて、小項目（２）についてお答えをさせていただきます。

災害時の共助において、若い人の参加はまことに重要であり不可欠であると考えております。現に新潟の中越地震や東日本大震災におきましても、避難所等での中学生や高校生の清掃活動、配食活動などが苦しい避難生活を送る中で大きな力となり、また励みになったと聞いております。議員ご質問のパブリック意識の醸成、それには中学生や高校生各自が災害時に自分や周りの人の命を守るために自分たちが大きな力になるということを体験を通して学習し、自覚してもらうことが大切だと考えております。

本町におきましても、その自覚を促す取り組みが、中学校や地域において、既に始まっております。例えば昨年11月30日に実施されました七郷防災会主催の防災訓練では、玉ノ岡中学校との連携のもとに、中学校を会場に生徒の参加を得て実施されまし

た。この中で、生徒たちは一般の方にまじって各種訓練を体験し、なおかつ炊き出し訓練では配食担当として従事してくれました。また、菅谷中学校では、地域の区長さんや自主防災会長さん等を招く中で、菅谷小学校との合同避難訓練を実施しておりまして、下校の際には中学生が小学生を守りながら下校をしているという体験もしております。町といたしましても、今後さらに教育委員会や学校並びに自主防災会等との連携の中で、中学生などが体験を通し学習し、自覚を持てるような場所の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ツイッターが来週から始まるということで、それは期待しているのですけれども、秩父市でしたら、情報災害室というふうなところをつくって、たしか秩父だったと思うのですけれども。それは、例えば今回のですと、芦ケ久保の駅の情報なんかを全部写真でその場にいた人が送って、それを皆さんが見れる形になっていたのです。そうすると、私も嵐山駅がどんなふうな感じだったかとか、それから遠山のほうがどんなふうな感じだったとかも、自分の家の周りのことで手いっぱいで、今回の雪のときですけれども、私の平沢の家から都市計画道路まで出ていくのさえも大変だったのですけれども、出ていったときにどうなっているのかとかというのが写真で送られていると、皆さんが見ることができて、例えば鎌形の人なんかは、やっぱり写真で送ってきていたのです。鎌形、それから大蔵のほうも送ってきていたり、むさし台の人たちも写真で送ってきていたのです。たまたまフェイスブックのお友達情報というふうな形で送ってきていたのですけれども、そういった災害情報室をツイッターでできるのかどうかわからないのですけれども、それをやっておくと、職員の方がそこに行かなくても、その地域の人で、若い人は特にそういうのよくやりますから、そこに送っていって入っていけるという方向性があるといいかなと思うのですけれども、これは3.11のとき、南相馬の市長の桜井さんが、ユーチューブで自分たちの現状を皆さんのところにお知らせした。それから、中学生がＮＨＫのニュースを、これは違法なのだけれども、ユーチューブでどんどん出していった。それから、被害者がどこにいるかというのを、東京とかいろんなところの人たちが、この場所にはこの人たちが今いるというのをまとめてホームページ上につくっていったというのがあるのですけれども、そういった形の災害情報室というのがあったほうがいいかと思うの

ですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今のようなご質問につきましては、今回の大雪でも一つの課題となっておりますのは、地域からの情報をいかに送っていただくか、それに基づいて判断をしていくかというのは一つの課題だと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

◇　清　水　正　之　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号８番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項１の消費税増税が与える住民への影響についてからです。どうぞ。

〔10番　清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。一般質問させていただきます。

まず、私は緊急の課題である２点についてお聞きをしておきたいというふうに思います。まず、第１点ですが、消費税の問題です。今年４月から政府が消費税を５％から８％に引き上げるという決定をしています。この消費税の増税で８兆円、社会保障の負担増で、給付減を合わせれば10兆円という国民負担増が出てきます。町の26年度の予算にも大きく影響するというふうに考えています。

そこで、まず第１に、26年度の予算に対する消費税の町の影響額についてお聞きをしておきます。

２点目については、８％への増税で住民負担となるものがどのくらいにあるのか、また料金などについての問題も含めて、それぞれの負担額についてお聞きをします。

３点目は、町の予算の中に入っていない学校給食の問題です。これも、全県的には引き上げるという自治体が多い中で、嵐山町の対応についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

26年度の町の影響額でございますが、歳出では、委託料、工事請負費、需用費などに増加の影響が出ております。当初予算ベースで、消費税対象予算額は14億4,246万円となっております。うち８％の消費税額は8,527万9,000円でありまして、５％であった場合は5,433万5,000円となりますので、差し引きますと3,094万4,000円の増加になると推計をしております。影響が大きいものは委託料で、影響額1,158万円、次いで工事請負費が1,108万6,000円、需用費が477万8,000円となっております。消耗品、備品購入等は、5,401万7,000円の予算額のうち、消費税増額分は150万円となっております。影響を受けるものは、庁用品、防災対策、小中学校、図書購入、学校給食関係の消耗品や備品購入でございまして、その影響額は92万4,000円となっております。

なお、消費税の増税に伴い、地方交付税、地方消費税交付金も増加する見込みでございまして、県の試算により、平成26年度は3,000万円の増額で計上しているところでございます。地方消費税の増額分につきましては、国から充当先を表示するよう指導がありましたので、予算案の参考資料の20ページに掲載をいたしました。一般財源６億1,869万2,000円の一部として使用する予定としております。

次に、（２）につきましてお答えいたします。

消費税率の引き上げに伴います使用料、利用料は、消費者が最終的な負担者となる間接税であるため、円滑かつ適正に転嫁し、所要の措置を講ずるよう国、県から通知があったところでございます。使用料、手数料には、消費税表示がある水道使用料、下水道使用料、浄化槽使用料については、本議会において条例改正を提案しております。それぞれの負担額でございますが、平成26年度当初予算ベースで、水道使用料が1,098万円、下水道使用料が586万2,000円、浄化槽使用料が35万9,000円のそれぞれの負担増となる見込みでございます。

その他の使用料、手数料につきましては、それ自体は非課税でありますが、標準額は人件費、物件費等のコストを積み上げたものでございまして、影響を考慮する必要があると考えられます。しかしながら、町の使用料、手数料53項目について庁内で検討を行った結果、今回の消費税引き上げに関して料金に転嫁すべき影響は認められませんでした。したがいまして、今回の消費税引き上げに対応した料金改正は行わないこととといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（３）の答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　質問項目１の（３）につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町の学校給食は、清水議員さんご承知のとおり、学校給食法第11条にありますように、学校給食センターの施設設備に要する経費や、その運営に要する経費は、全て町が負担し、保護者からの学校給食費は全て食材分に充てられております。消費税８％実施に伴う影響は、この町負担分の経費と保護者支払い分の食材費への２つの面がございます。教育委員会といたしましても、平成27年10月の10％実施を視野に入れ、かつ軽減税率の可能性を探りながら、その対応を検討してまいったところでございます。しかし、議員さんがご心配の、住民への影響の大きい保護者支払い分につきまして答弁させていただきます。

給食費と食材費の収支決算である平成24年度の学校給食センター決算書では、収入合計6,864万1,277円、支出合計6,654万6,987円で、209万4,290円の繰越金がございました。一見余裕があるように見えますけれども、収入のうち現年度に係る収入は6,602万2,202円で、50万円以上給食費が足りていないということでございます。これを毎年、過年度未納分の収入や繰越金、還付金でやりくりしてきております。24年度確定申告では、29万9,793円の還付金がございました。この食材費6,654万円のうち、消費税は約317万円になりますが、４月からはここが３％分、約190万円ふえ、その分給食の内容に影響が出るということでございます。

現行の毎月の学校給食費は、小学校3,800円、中学校4,500円でございます。これは、平成10年の４月から16年間据え置かれた額でございます。日本経済のデフレの時期と重なったこともございまして、所長さん及び栄養教諭のやりくりで何とかしのいでまいりましたが、この数年は月により食材の払いが滞る月も出たりするなど、以前と同じ水準の給食を維持していくのが難しい状況でございます。特に近年は円安の影響もありまして、各食材メーカーがさまざまに工夫して維持してきた価格も値上がり傾向にあります。つまり学校給食は、これまでの食材の値上がりと４月からの消費税３％アップという２つの影響を受けまして、このままでは給食の質を落とさざるを得ない状況にあります。

教育委員会としましては、嵐山町の子供たちの心身の健全な発達を考えると、現行の給食の質を維持する必要があり、そのためには給食回数を減らすか、給食費の値上

げをするしかないという考えに至りました。学校給食費や給食回数は、議員さんご承知のとおり、嵐山町学校給食運営委員会によって決定される内容でございます。そこで、さきの２月13日、会議を招集してもらいまして協議をしていただきました。学校現場の今の教育活動を保つためには、給食回数は現行どおり188回が望ましいという考えを尊重いたしますと、給食費の値上げは避けられないということで、参加者全員賛成で値上げが決定されました。額は、現行給食費の３％分の端数や食材の値上がり分を考慮に入れた場合200円のアップで、小学校4,000円、中学校4,700円は妥当とされました。ただ、その時期は保護者の家計負担が一斉にふえる４月は避け、今年９月からの実施となりました。議員さんの心配される保護者への家計への影響を考慮し、かつ嵐山の子供たちの健全なる心身の発達を考え、学校給食費の値上げを決断するに至った経緯をご理解いただければ幸いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　清水議員の一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　２時２９分

再　　開　午後　２時３８分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

清水議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項１の消費税増税が与える住民への影響についての再質問からです。

清水議員、どうぞ。

○10番（清水正之議員）　１番、２番、ちょっとまとめてお願いしたいというふうに思います。

まず、消費税にかかわる行政の中での住民負担分ということになると、上下水道と浄化槽という部分だけでよろしいということなのでしょうか。それだけ先に確認をさせていただきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

水道使用料も入っております。ちょっと今抜けていたかと思うのですけれども、水

道使用料、下水道使用料、浄化槽の使用料でございます。

○青柳賢治議長　清水議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、住民負担に係ってくる町の公共事業というか、その部分についてはその３つだけであるということでいいわけですね。それを確認をさせていただいた上で。そういう点では、今度の予算書の概要の中に、先ほど回答の中にありましたけれども、社会保障４事業については、国からの消費税の交付金と地方消費税交付金で賄えるということで、この部分についての負担は出てこないということでよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　申しわけございません。私のほうから１点ご答弁をさせていただきたいと思います。

介護保険に関しましては、今回の消費税アップに伴いまして、介護報酬の改定が行われるということで話が参っております。理由といたしましては、消費税アップに伴う負担がサービス提供事業者あるいは施設に行かないよう補填をする必要があるということで、介護報酬を0.63％改定をするということでございます。これに伴いまして給付費もふえる、あるいは利用者さんの利用者負担額も上がるということになります。

以上でございます。

○青柳賢治議長　井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

使用料、利用料の関係については特にないということでございまして、参考資料の20ページでございますけれども、消費税交付金として参ります3,000万円の割り振りは、ごらんいただいているような形で割り振りをさせていただいております。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　それでは、特別会計としては介護報酬が出てくるということなので、一般会計のほうからちょっとお聞きしたいというふうに思うのですが、消費税の影響額が3,000万円を超えるということで、その部分は、町の部分として支出の部分で負担をせざるを得ない。ここに書いてありますように、委託料だとか工事請負等でそういった費用が、消費税が上がるためにかかっていくということで、今年度の

予算の査定をする中で削られた事業というのはありますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

確かに消費税影響額は、総額では3,094万4,000円ほどの影響額がございます。ただし、先ほどもちょっと申し上げましたように、消費税の交付金が3,000万円参りますので、大体差し引きはいい金額になるかなと。このために事業をカットしたものというのは、特にございません。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　交付金の3,000万の場合は、社会保障の４経費として係る分、その部分が補填をされるということですよね。だから、社会保障のいわゆる民生費と衛生費の部分で、消費税の影響額としてそこに3,000万円が出てくると。だから、その部分については国が補填をしますよということになっているわけですよね。今の課長の答弁は要するに、では具体的に委託料や工事費、備品購入の部分は、この3,000万円の中には含まれていませんよね。何か3,000万円来るから、そういう部分が十分賄えるのだというような答弁に聞こえたのですが、実はそうではない。社会保障の部分として、民生費あるいは衛生費の中でかかった分が補填をされるだけであって、そのほかの費用として予算の歳出の中でかかってくる消費税分については、この3,000万円は補填をされていないわけですよね。確認をしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　清水議員、ご指摘のとおりでございます。確かに入ってくる3,000万円につきましては、社会保障費に使いなさいよと限定されたものでございます。今度の予算書、既に概要説明をさせていただいておりますけれども、普通建設事業費につきましても大分伸びた金額になっております。そういう意味で、ある程度例年にない工事も行いましたし、事業費も拡大しております。そういった意味では、先ほど申し上げた、特に削減したものはないと。例年、予算編成の中で、やはり優先順位を決めながら、その事業実施について検討しているわけでございますけれども、そういう中で、これはもう少し先に延ばそうというものはもちろんございます。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　いわゆる先ほど言った3,000万円で補填をできないもの、それは委託料の1,158万円であり、工事費の1,108万円、それから需用費の478万円、備品購入の5,400万円等々があるわけですよね。その部分は、さっき課長が答弁してくれたように、3,000万円の補填分でないと。これは、その部分は丸々町の持ち出し分ということになるわけですね。そういうふうになると、具体的に例えば地元から上がってきた要望だとか、今回新規事業、大分町長入れてもらいましたけれども、これが消費税が引き上がらなければこういう事業に回せたのだという部分のものというのは、予算編成の中で出てきましたか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　先ほども申し上げましたが、予算編成の上では、たくさんの事業が各課から出されてきております。当初予算の段階で各課から出された事業費、そしてこちらで見積もった歳入、それを差し引きしますと、毎年10億円からの歳入不足というのがここ数年の状況でございます。そういった中で、当然それぞれの事業を削減していかなくてはいけないわけでございまして、今回今ご指摘いただきましたように、消費税が増税になったことによりまして、それがなければできた事業ということも多分あったのかというふうには思いますけれども、ただこの3,000万円が来ることによって社会保障費にそれが回せた、それは大きなことの一つだったと思いますが、この影響額によってできなかった事業というのも当然あろうかというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　課長が言われるように、そのとおりだと思うのです。やろうとした事業が後回しになるということ、当然あり得ると。では、もう一つ。今町ではさっき言ったように、上水道、下水道、浄化槽という部分だけであったというふうになっているわけですけれども、例えば国保の場合を見てみると、初診料、再診料が上がりました。上がりましたというか上がります。同時に、学校給食も含めて、嵐山は町立ですから、幼稚園は要らなくなると思いますけれども、学童保育や保育園等の利用料というか、その部分の改正というのは、負担増というのは出てきますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　それでは、国保の関係につきましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

清水議員さんがおっしゃりますように、診療報酬の改定が行われております。その改定の中には、医療機関ですとか薬局などが薬などを仕入れる、そういった価格が上がってきますので、当然、その消費税分というのが加味をされて、診療報酬のほうは改定をされているというふうに伺っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　簾藤こども課長、答弁を求めます。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　大変申しわけないのですけれども、そこまでちょっと不勉強で、まだ確かな数字を抑えておりません。申しわけございません。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　失礼しました。

国保の保険料の改定の関係でございますが、26年度につきましては予定はございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　診療報酬の、さっき課長言われるように初診料、それから再診料、薬剤の価格等も改正になるわけですね。初診料120円アップ、再診料が80円だと思いますけれども、そういうふうに上がってくる。そういう面では、この中に含まれていない部分もあるのだと思うのです。例えば、学童の場合は、おやつ代等の関係だとか、保育料のほかに、保育園の場合は給食代等の関係、これも多分上がってくるのかなというふうに思うのです。その分はまだ調べていないということですけれども、いずれにしても４月からの問題です。そういう面では、保護者にどう徹底するかということもあるのだと思うのですが、そういう部分では、直接予算に反映されていない部分というのは、相当出てくるというふうに思うのですが、その辺の町がかかわる、あるいは委託料で出している部分も含めてかかわる、そういう部分の試算というのは出ていますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　ご指摘をいただきましたような直接予算に反映されないもの、そういったものの試算というのは特にしてございません。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　これは、介護保険でも、先ほど課長のほうから介護報酬の改定がされるということがありましたけれども、これも利用料にはね返ってくるということはありますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

利用料というのは、サービスをお使いになった方がご負担をする費用ということでよろしいかと思いますが、国のほうでは、今回の0.63％の介護報酬の改定に伴って、幾つかこのくらい上がりますよというものを示しています。その例を若干申し上げたいと思いますが、例えば要介護２の方が通所介護を月10回利用したとしましたら、現行ですと月額の個人負担額は8,610円であるものが8,670円に、月額60円引き上げになりますというようなモデルを示しておりますので、これは0.63％というのはサービスで一律ではないのですけれども、それぞれのサービスごとに、課税分に対して若干上乗せをして費用を全て改めるということでございますので、全体的に若干ご負担をいただくということになると思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　では、町長にお聞きしたいと思うのですが、消費税そのものは生活する上でかかってくる部分がある。また、行政の部分でも公共料金としてかかってくる場合がある。これも負担増になってくる。そういう面では、目に見えない、先ほどの学童も保育園も介護保険料も医療費も、あらゆる生活の部門で消費税そのものが影響してくると。そういう点では、一般に生活するだけが消費税がかかってくるのではなくて、福祉の部分受けようとすれば、いろんな形でかかってくる。福祉事業そのもの、福祉というか、何かを町の事業を利用しようとすると、そういう形でいろ

んな部分で消費税がかかってくると。こうした消費税に対する町長の考え方というのは、所感というのはありますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ちょっと理解がよくできないのですが、消費税がいろんな形で取引全般にかかってくるわけですけれども、そういうものに対してどういう考え方かということですね。

○青柳賢治議長　もう一度、では質問してください。

○10番（清水正之議員）　消費税そのものについて、町長の考え方を少し聞かせていただきたい。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　消費税については、国税の全体の中で必要なものだというふうに思っています。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　国は、この消費税について、先ほど言いましたように、社会保障については負担をする。もう一つ、この消費税の中で一番大きな今問題になっているのは復興税ですよね、復興税。住民税あるいは所得税の復興税は、いつからどのくらいかかっているか、税務課長、ちょっとお願いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　所得税については、25年度分から49年度分まで2.1％です。住民税については、均等割の関係が26年から35年までの10年間500円ずつ、県が500円、町が500円です。県がそうすると1,500円、町が3,500円。4,000円が5,000円になります。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今言われるように、復興税については企業限定しているのです。３年間を１年間前倒しする。8,000億円の企業は減税。今税務課長言われるように、国民我々に対しては、私も申告したときにちょっと聞いてみたのですが、住民税4,000円が均等割で5,000円になる。県が500円、町村が500円ということで、住民税に

ついては1,000円が上乗せになる。所得税についても今言われるように、2.1％が上乗せになる。

もう一つ、きのうの審議の中で、ちょっとあれっと思った部分があるのですが、国は消費税を導入するために、臨時福祉給付金を支給しますよというふうに言っているわけです。これは、きのうの話のように、児童扶養手当等をもらっている子供たちに対する給付金、それともう一つ、きのうは低所得者というふうな言い方をしたのですが、非課税世帯に対して支給をしますよということなのですね。この非課税世帯というのは、非課税の本人ではないのです。あくまでも非課税世帯ということですから、同じ世帯の中で課税をされている人がいれば、それは支給はしないと、対象外になってしまうということだと思うのです。その辺が何かきのう低所得者に対しては全員支給するのだみたいな印象があったかと思うのですが、あくまでもこの消費税を導入するに当たって支給される交付金は、非課税世帯に対する給付金ということであって、個人に支給するということではないと。年金をもらっているお年寄りがいる世帯でも、世帯主が課税されていれば、その人には支給はしないというふうになると思います。世帯で見るということは。

そういう面では、先ほど復興税の企業減税の話をしましたけれども、法人の所得割かな、法人税割かな、3.5から2.5にこれも企業減税をされる。あるいは、接待費も控除の対象になる。企業に対してはいろんな減税をしておきながら、国民に対してはわずか１万円あるいは加算分の5,000円を対処するだけで、いろんな生活以外の部分でも消費税が影響してくると。今町長は必要なものだというふうに言いましたけれども、消費税そのものはこういう矛盾があるということは理解していただけますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　消費税そのものについては、国税全体で必要なものだというふうに私は思っています。それで、それが今回値上げするということと話はまた別で、値上げをするということは、国の総合的な判断からそういう方向に行ったのだと思うのです。ですから、それに対して、よかった、いや必要ないのではないかという、その考え方が両方あるのは存じております。それだけです。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　私たち共産党は、消費税に頼らない別の道をつくり上げてい

こうという提言をしています。その提言の中身は、１つは無駄遣いをやめるという、これは嵐山町の中でもそういう形でやってこられたのだろうなというふうに思うのです。それこそ環状道路の１メートル何億円という、そうした無駄遣いもあるし、そうした港湾の部分もあるし、軍事費もあるし、そういう部分での無駄遣いは見直していこうというのが私たちの提案の一つです。

同時に、もう一つは、先ほど言った大企業に対する減税をやめていくと。なぜ私たちが消費税をかけられるのに、大企業だけ何でそんな減税をしていく必要があるのだというのはあるのだと思うのです。資本金１億円から、税率が、所得税そのものが下がっていくということはやめようよと。同じ税率で、大企業だってかけていく必要はあるのではないかというのが２つ目です。

３つ目は、やはり応能負担の原則をきちっと取り入れていく。所得のある人はあるなりに、ない人はないように課税をしていく、これがある面だと税の負担原則ですよね。そういう面では、消費税そのものはその負担原則から外れている、私はそういうふうに思います。この提言についてどうお考えですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　消費税に対して考え方といいますか、それはいずれにしても賛成だというふうに私言いましたけれども、それだけなのです。あとのやり方あるいは方法、これは国策でやるわけですから、それに我々は従わざるを得ない。

それから、法人税の話とか出ましたけれども、法人税がどうか、いろんな考え方があるでしょう。このところで、春闘でベアがどうだとかという話もありますけれども、大企業が利益が出なければベアもない。しかし、その大企業も外国と競争する中であるので、法人税をどうしたらいいとか、こうしたらいいとかという考えがあるのも承知をしております。そういう中で、消費税を上げてどうこうなった、これに対応して嵐山町の政策としてどうするということはありませんで、それに倣ってただ粛々とそれ受けていくと、こういう状況でございます。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　町長自身は、そうすると、国のどんな政策であっても国の政策に準じていくという考えですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　日本国に存在する自治体ですから、そのとおりにやっていかざるを得ないし、やっていくつもりであります。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　しかし、住民はその中で生活をしなければならない。今度の予算でも町長も施政方針の中で言っていると思うのですが、所得が減ってきていると。きのう、きょうの質問の中でも、そういう状況が嵐山町の中で起きてきているというふうに言われました。そういう面では、では、そういう、私から言わせれば国の悪政をどう守っていくかというのが嵐山町長としての使命だと思うのです。そういう点では、どう予算を使っていくかということは、非常に大切なことなのだと思うのです。今まで議論をしてきたように、生活する上でかかってくる消費税、それから町の公共料金でかかってくる消費税、あるいはいろんな町の施策に対して利用する上での、そういうものにもかかってくる。そういう部分でどう予算を使っていくかというのは、町長の町を運営していく基本的な姿勢だと思うのですが、そういうものを、やはり国から来た悪いものそのものを、私は何らかの形で、住民にそのまま押しつけるのではなくて、できるだけ軽減をしていくという考え方というのはありますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　消費税の今度上がる分について、それを受けて町で低減をする、低くするという考えは全くありません。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほど町長は、国の方針をそのまま町で実行していくのだというふうに言われました。具体的には、今度の条例の中でも、水道料金等の８％の引き上げの条例も出ていますけれども、そういう点では福祉サイドに当たって、そういう消費税をできるだけ転嫁しない、公共施設の利用料等の問題、転嫁する自治体も出てきています。そういう点では、その部分を転嫁しなかったというのは、これは私、一つ評価はできる部分かなというふうに思うのですが、そういう形で、非課税の部分というのも当然自治体の中にはあるわけですけれども、そういうできるだけ転嫁をしないのだという姿勢というのはありますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　特別そういう考え方はありません。というのは、ここのところで上げる部分については、国民の合意がなければできない中で、今度合意が得られそうな中で行っているわけですから、我々もそれもしようがない、甘んじて受ける以外ないというふうに思っています。それらが上がって、上がってというのは消費税が上がる部分のデメリットもあるでしょうし、そこの上がった部分のメリットも、何らかの形で行政のほうには反映がされてくる部分もあろうというふうに思っておりますので、今回の値上げに関しては、あくまでも国策でございますので、私どものほうではちょっと手出しができない段階。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　では、給食のほうに移りたいと思うのですが、ある面だと、町長のその姿勢が反映をしているのかなというふうに思うのです。先ほど教育長は、学校給食委員会の中で２つの提案をしてどちらかという話だったのだと思うのです。給食については、９月から200円の引き上げをするということで、給食委員会の中では、給食の質を維持する必要があるのだと、その上で回数を減らすか、値上げをするしかありませんよというのが町の提案なのだと思うのです。私以前、公会計にすべきだという話をしたのですけれども、食材に対する公費負担を入れていくという提案はなさらなかったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

現在、公費負担で行っている比企地区内の状況ですけれども、確かに嵐山を除いて、公会計が４、それ以外は私なのですね。嵐山町としましては、こういった人口的に１万8,000、児童生徒約1,000を超える給食を提供するには、今の段階では、やはり嵐山で行っている私会計のほうがやりやすいという意味がございまして、それについては特に委員会では提示しておりません。そういった中で今回決定しております。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　公会計にするかどうかという問題ではなくて、回数を減らすか、値上げをするかという部分も含めて、もう一つ、食材に対する町の補助金を学校給食に対しては入れるという考え方はなかったのですか。また、給食委員会の中で、

そうした意見というのは出なかったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　答弁させていただきます。

その委員会では、やはり現在の給食回数を減らすことで値上げを回避することも考えられるけれども、授業日を減らせないというのが学校側のほうの大きな要望でありまして、授業をさせるというのが第一。すると、それに給食がつくわけですね。そんな中で、やはり１日、滑川町が行っているように、お弁当はどうだろうという意見が出たのです。それに対して、保護者の代表からは反対意見でございまして、お弁当はノーと。そういった中で、１日分お弁当を持ってきてもらうだけでも随分この食材費は変わるのです。そういった中でそういう意見もございました。

また、家計の負担等を考えると、医療費窓口払いで対応できないかという意見も出まして、それに対しては、ご承知のとおり、今嵐山町では教材費に１人１万円差し上げている。これは大変ご家庭も助かっているところでございまして、そういった中にさらに給食をという公的助成考えられないかという意見ございましたですけれども、やはり窓口払いを維持している町の理念から考えて、みずから食する給食費への援助はないと、こういう形で私たちは対応したところでございます。いずれにいたしましても、非常にこれは微妙なところではございますけれども、現状ではそういう状況でございました。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　値上げ率が10％の消費税を見込んで上げていると。近隣の状況、上げているところを見ると100円なのです。あくまでも今度の、４月の引き上げを見越して上げているところというのはあるわけです。県内でも、そういう面では、給食費の値上げというのをやるというふうに言っている自治体が多いのは承知をしています。ただ、自治体によっては、この給食費に対して、いわゆる嵐山でいう190万ですか、その部分については町が見ていきますよという自治体もあるし、家庭の状況もあると。先ほど言ったとおりですよ。家庭の状況もあるから、値上げをしないで我慢していこうという部分も、そういう自治体も出てきています。そういう点では、学校給食委員会の中で、教育長そのものは、町が値上げ分の食材は見ていきますという考えは、はなからなかったわけですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

まず最初に、値上げアップ率の額でございますけれども、今年度を例に申し上げますと、中学校の例で申し上げますが、比企郡内で嵐山町と全く同じ額が３町村、それから現在嵐山より上のところが３、そして100円低いところが２ございます。そういった中で、嵐山と同じところが３ありまして、それぞれ確かに200円なのですけれども、現状上のところは、もう嵐山よりもやはり現実的に額が高いのです。だから、今までの何年か嵐山町の毎月高い額で推移しておりますので、ここで嵐山が200円上げるということは、決してほかの市町村と比べて大幅なアップにはならないというふうに捉えております。どうしてかっていいますと、できるだけ消費税との絡みで、やはり今現状では、繰越金を実はストックしているのです。この繰越金で、やはりある程度９月実施までの間は７月まで賄っていくということで、今年度の例を申しますと、９月までに約100万円程度繰り越しが見込まれるという予想を持っております。そういった中で、９月から値上げということで、いきなり４月からではないので、その辺を同じ200円でも少しずれ込んでいるというところが、そういった配慮があるわけです。

そして、３番目のご質問は、もう一度お願いいたします。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　食材費については、学校給食委員会に提案する中で、町で何とか持っていこうという考え方は、当初からなかったということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

町も財政いろいろ抱える中で、学校教育に対して先ほど申し上げましたとおり、今までなかった教材費に相当の援助をいただいていることを、かなり学校側も喜んでおりますし、ご家庭も喜んでいるのではないかと。それで、この給食に充てるということに対しては当初から考えておりませんでした。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今教育長は、４月から上げるのでなくて９月からなのだと、そういう配慮をしてきたのだというふうに言われましたけれども、これはときがわも９月から100円の値上げですよね。そういう部分の配慮というのは、各自治体が十分やっているのだと思います。だから、とりたてて嵐山が特別にそういう配慮をしたということでは、私はないのではないかというふうに思っています。そういう面では確かに給食代というか、その費用、それぞれ自治体が違うというのも承知はしています。そういう面で、今嵐山の学校給食費の納入率というのも98％か99％、ほとんどもう納めてもらっているという状況ですよね。だから、そういう点からすれば、まさにこの消費税の影響がそういうふうな形で出てきているというふうに思うのです。

確かに学校給食法の11条には、保護者負担という部分がうたわれているということも承知はしています。そういう面では、私はいろんなところでいろんな費用がかかって、保護者負担というのが、あるいは家庭に対する負担というのは出てきている。せめて学校給食、学校給食法の11条にはそういうふうに載ってはいるけれども、教育の無償化ということであれば、学校給食そのものは食育という学校の教育の一環であるということを考えれば、私はそのくらいのものは町が負担をしてもよかったのではないかなというふうに思っています。

そういう面では、私はこれを認めるということではありません。私たちは、消費税そのものを、消費税に頼らない道を国そのものが求めていかなければ、やはりこういう形で末端の地方自治体に影響が出てくるというふうに思うのです。そういう面では、私たちも先ほどお話をしたように、消費税に頼らない別の道を進むという考え方を持っていますし、そういう議論を国会の中で今やっています。そういう面では、そういう方向にぜひ国そのものが進んでほしいというふうにも思います。

次に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○10番（清水正之議員）　２つ目は、雪害の問題です。きのうもきょうもこの問題、いろんな形で話が出ました。近年にない大雪ということで、いろいろ聞いてみて、職員の人たちも大変苦労をされたなというふうに思っています。そういう面では、この教訓をやはりきちっと移していく必要があるのではないかなと。県は、47自治体を特別避難災害地域ということで指定をしました。嵐山もそのうちの一つに入っているわけですが、そういう面では、最初に町の被害状況について改めてお聞きをしておきたい

というふうに思います。

また、住民の情報発信については、降雪時あるいはその後の対応について、どう発信をしていくかというのが今求められているかなというふうにも思います。

３つ目は、民生委員それから防災組織の連携がどうだったのか。見守りや支え合いの体制がどうだったのか。また、先ほども話がありましたけれども、防災ボランティアの育成をどう考えていくのか。また、3.11の場合は、税の控除がありました。今回のこの雪害に対する税控除あるいはその対象物件等々について、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　清水議員の一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　３時３１分

再　　開　午後　３時４３分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の一般質問の答弁から始めます。

それでは、順次答弁求めます。

初めに、小項目（１）から（３）について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、小項目（１）についてお答えをさせていただきます。

２月14日から15日未明に降った大雪によりまして、建物やカーポート等の構築物、農作物等にも多くの被害が出ております。まず、農作物の被害は、約0.45ヘクタールの作付面積のうち0.21ヘクタールが被害を受けており、被害見込み額はおおむね240万円程度になると思われます。また、農業用生産施設の被害は、ビニールハウスが全92棟中48棟の4,936平米が被害を受け、被害金額は約270万円となります。そのほかに鶏舎、鶏ふん処理施設が約１万2,600平方メートル、被害金額は約3,150万円という状況でございます。

なお、建物、カーポート等の被害も相当数に上るものと思われますが、現在各区の区長さんを通じ、被害状況調査を実施しておりまして、３月７日、本日ですが、までに報告を上げていただくようにお願いをしております。この調査結果がまとまり次第、ホームページや広報で公表をさせていただきたいと考えております。

続きまして、小項目（２）についてお答えをさせていただきます。

２月14日からの大雪に際し、町民への情報発信は、防災行政無線により３回行っております。15日土曜日には、落雪の注意と、除雪への協力依頼の内容で、16日日曜日と、17日月曜日には路面の凍結に注意と、子供たちの通学見回りの依頼内容を行っております。また、15日の夕方には、各区長さんへ電話による情報提供を行っております。その内容は、除雪状況の説明と、16日以降の対応についてでございまして、15日の午前６時から町道の除雪作業を開始しているものの、降雪量が非常に多く、前週の除雪作業に比べ３分の１程度の進捗状況であること、また16日も早朝から引き続き除雪作業を行うので、ご理解をお願いしたいという旨を連絡させていただきました。

続きまして、小項目（３）についてお答えをさせていただきます。

民生委員、防災組織との連携につきましては、17日に民生委員さんに対し、高齢者の独居世帯をはじめ、各民生委員さんが把握している心配な世帯の安否確認を依頼を行いました。町から依頼しました17日午前の時点では、大半の民生委員さんが対象となる方々の安否確認を前日までに既に行っていただいておりました。各自主防災会に対しましては、今回の大雪の際には特に連絡等はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（４）の答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは（４）につきましてお答えをさせていただきます。

このたびの予想をはるかに上回る大雪は、ひとり暮らし高齢者や、高齢者世帯の方の日常生活にも大きな不安や支障を及ぼしました。地域包括支援センターでは、日ごろから見守りが必要な高齢者見守り事業の対象者や、介護予防支援、総合相談等でかかわっているひとり暮らしや高齢者の世帯への安否確認を実施したところ、カーポートや塀の崩壊が数件あったものの、大きな被害はなく、多くの方から近所の方や区長さん、民生委員さん等に声をかけていただき、不安が和らいだ、食料の提供や除雪等、支援をいただき助かったとの声をいただきました。町では、支え合いマップの作成や、支え合い運動等を通して、地域における見守り、支え合いをお願いしているところでございますが、今回、地域の方々の支援により大雪の中、１人でいる不安、高齢の方だけでいる不安を軽減することができ、町民の中にご近所の支え合いや、助け合いの意識が高まりつつあることを実感することができました。今後もこうした取り組みを

継続することにより、さらに町民同士が支え合うまちづくりを推進できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（５）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　それでは、（５）につきましてお答えをさせていただきます。

災害ボランティアの育成については、町のボランティアセンターにて個人、団体のボランティア登録を行う際に災害ボランティアの項目を設けて具体的にできるボランティアの内容の把握に努めております。平成25年12月31日現在、個人のボランティア登録者は56人中46人、団体では49団体中23団体に災害ボランティアの登録をいただいております。

また、社会福祉協議会では、災害ボランティア関係の研修会等を設け、救命講習や消防訓練などを行ってまいりました。今後はより一層、登録者数が増加するよう、町民への周知を図り、防災と共助の意識を高めるための取り組みを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（６）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　小項目２の（６）についてお答えをいたします。

２月16日の大雪により、養蚕ハウス、牛舎等、比較的安易な建物が倒壊をいたしました。ご質問の件ですが、まず固定資産税については、課税物件の全壊及び半壊した家屋については現地調査をさせていただき、平成26年度の固定資産税を100％減免で対応したいと考えております。また、損害を受けた家屋の取り壊し、その後被災した家屋にかわる家屋を新築した場合は、その家屋にかかる固定資産税が３年間100％減免となります。

次に、所得税及び住民税の雑損控除ですが、地震や台風、火山の噴火、火災、シロアリ、盗難、横領などで住宅や家財に被害を受けた場合、その損害額が一定額を超える場合には、その超える金額を所得から控除できます。今回の雪害については、来年の申告になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　時間の関係で、最初に２番のほうをやらせてもらいます。今住民が求めているのは、雪害のときの情報というよりも、現状をどういうふうに打開をしていくかというのを求めているのだろうなというふうに思うのです。実は、ホームページの中で、被害の状況でカーポートがかなり倒れたというものもあるのですが、小川地区衛生組合はカーポートの搬入、２月24日から１カ月程度というふうに決めているのです。果たしてこれでいいのかなという部分で、もう一つの提案は実は２月の26日の国会の中で共産党の塩川鉄也議員がこの雪害対策に対して質問をしていました。それこそ、秩父、熊谷方面を中心に質問をしていたのですが、環境省が持っている災害等廃棄物処理事業、これの適用範囲を、要件の範囲を広げるというふうな答弁を引き出しています。それで、嵐山町の中でこの災害等廃棄物処理事業の、これ国庫事業なのですが、これを該当させる考え方がまずあるかどうか。

同時にもう一つの農水省の国庫事業としては、被災農業者向け経営体育成支援事業というのがあります。環境省の事業については、廃棄物の搬入に対する事業です。これについては２分の１まで引き上げるということで、地方負担分の２分の１については80％まで特別交付税措置をするというふうになっています。採択要件についても、これ１メーター以上ということで採択要件だったのですが、これについても状況によって緩和するということが述べられていました。そういう面では、この事業を適用させて、この事業を適用させるということは、小川地区衛生組合に搬入する期間ももっと長く持ってもらわないといけないのかなというふうに考えています。町はこの事業の適用を、これ市町村が事業主体ということですから、適用させる考え方がまずあるのかどうか。

もう一つの農林水産省の事業ですけれども、農業用ハウスの撤去、運搬、処理に対する支援ということもありますので、これも事業主体については、市町村だったと思うのですが、そういうこの災害の国の補助事業をまず適用させる考え方があるのかどうか、まずお聞きしておきたいと。

同時に、今回かなりいろんな形での被害が出ていると。町には火災の見舞金制度があるのですが、実は前回の3.11のときに、これ時限立法だったというふうに聞きましたけれども、吉見、川島は、あの震災に対する見舞金を２万円程度だったと思うのですが、出しています。今いろんな形でいろんな自治体が、その見舞金に対して、見舞金の交付をしていこうということで新聞にいろんな形で出ています。嵐山町は、この

条例で持っている見舞金の制度の改正をして、今度の雪害に対する見舞金についての考え方をまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　それでは、今のこの大雪の被害の件で、どういう対応を町がとるかということでございますけれども、この大雪14日の晩からだったですけれども、16日の町の大雪対策の最初の会議です。このときに、町長からまず町民の安全確保、これを第一優先でやってくれと、それから一日も早く平常な生活を取り戻せるように必要な対策を講じることと、こういうお話がありました。そして、その後被害の調査等に当たったわけでございます。２月25日の会議では、被害の甚大さ、これらを鑑みまして、農家がこの惨状から立ち上がれない、心が折れてしまう、営農の意欲をなくしてしまう、これだけはぜひとも避けなければならない。そのためには、国、県のさまざまな制度が議員さんおっしゃられるように、非常に数日間で充実をしてまいりました。こういった制度を駆使して支援をしていこうという考え方でございます。しかし、ばらまきであってはならないというふうなこともおっしゃいました。

そういったことが基本でございまして、環境省からの制度も３月のたしか３日の日に国から発表になったわけでございまして、これにつきましては個人負担はなくて、町が２分の１を負担をし、国が２分の１を負担をし、町の負担については８割を特控で阻止するというふうな大変有利な制度でございまして、これを町として導入するのに関係する課と話し合いをいたしました。その中で効率的に被災した廃棄物を収集をして処理をするのには、小川地区衛生組合管内だけでも同じ歩調がとれないか、こういうふうな話がございまして、それを町長にご報告をし、それならば小川町の管理者にお話をしてみようということで、即刻小川町の副町長に電話をし、その依頼をいたしました。まだ小川町も議会中でございまして、その返答はいただいておりませんけれども、嵐山町としては、小川町衛生組合が仮に収集等できないというふうなことになっても、嵐山町は独自でもやる考えがあるということもお伝えをして、今の検討をいただいておるところでございます。

なお、農家の廃棄物の処理につきましては、農林省からも同様な助成制度があるわけでございますけれども、一定の制限というのでしょうか、限度額がございまして、例えばパイプハウスについては、平米幾らまでとかというふうな限度額があるわけで

ございまして、再建をする農家については農林水産省の補助制度、しかし農家であっても、もう農業はやらないのだと、今まで使っていたパイプハウス等はもうこれはやらないのだ、壊して再建はしないのだという方については、環境省の補助制度をこういうふうな使い分けをして、町民の方に少しでも国の優遇措置が、恩恵が受けられるように町としては考えていこうというふうなことになっております。

それから、見舞金の関係でございますけれども、現在町に災害見舞金の支給制度というのがございます。これについては、火災とか風水害、これが対象でございますけれども、この雪害についても準用して何とか現制度に基づく見舞金が支給できないか、こういったことも検討をこれからしていくというふうなことでございまして、14日の日に最終的に金利の状況はどうなのか、検討依頼した回答はどうなのか、町の区長さんを通じて今調査している内容がどこまで、どうなのか、そういったことが明らかになってくると思いますので、そのときには、町の対策がはっきりしてくると。農家に対しては、18日の日に農家に対する説明会を計画をしていると、こういうふうな状況でございます。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほど環境省のお話をして、町長のほうから衛生組合の副管理者にという、連絡していただいたということですけれども、この環境省の事業主体そのものは、市町村と、その一部事務以外も実施主体になり得るというふうな要綱になっているので、ぜひ、町のほうはそういう形で２つの事業を導入する考え方はあると。同時に衛生組合もその事業主体になり得るのだということですから、それも強く町長のほうからお話をしていただいて、とにかく搬入する場所が決まらないと、その事業もなかなか進んでこないのかなと。確かに１カ月という段階ではまだ、１カ月というのも今月末の話ですから、その辺も期間を延ばしていただいて持っていけない人たちも実はいると思うのです。農家のほうの部分は軽トラック持っていますから、搬入できるとは思うのですが、市街地のほうの人たちについては、その持っていく手段もないわけで、そういう対応もぜひとってほしいなというふうに考えています。いずれにしても、国の補助事業、また県のほうも104億の補正を上程するという形で今県会の中でも議論がされるとは思うのですが、そういう面での補助金そのものも十分活用していただきながら対応してほしいと。

もう一つ、見舞金についてもどういう範囲でするのかという部分については、これ

から検討をしていただく部分だとは思うのですが、要綱そのものを、今の自然災害というのは雪だけでなくて、先日あった、お隣の滑川町でも竜巻が起きる、あるいは地震があるという形で、自然災害に対応できる、そういう要綱にしていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　災害見舞金のことでよろしいのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○安藤　實副町長　先ほども申し上げたのですけれども、見舞金の規定につきましては、火災ですとか、風水害ですとか、そういったことが例として載っておりまして、雪害はその中でないわけでございますけれども、やはり雪害についてもその条例の規定を準用して対応していくというふうなことで考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ちょっと残り、３、４、５、一緒にしたいというふうに思うのです。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○10番（清水正之議員）　実は、民生委員さんの話ありました。私のところの地域は、志賀の中組という26軒ぐらいの１つの範囲になっているのですが、実はその中で県道の、うちの前、県道ですから、県道の雪かきをしながらとにかく誰ともなく通学路をどうするのだという話が始まって、通学路を整備している中で20代学生なのですがそういう人たちも出てきて、ちょうど民生委員さんがこれからお年寄りのところに雪かきを行かなくてはな、とにかく通れるようにしたいというので、ぜひ協力してほしいというので、２人ぐらい、俺たちはもうとてもではないけれども行けないよというので、２人ぐらい若い人たちを、20代の若い人たちを連れて、午後もそんな形で回っていたのですが、そういう面では、見守りも含めた、とにかく雪の場合は通れるようにするというのが前提だと思いますから、そういう若い人たちの力をどうかりるか、そういう部分では民生委員さんや区長さんや防災会の皆さんが地域のどこに若い人たちが住んでいる、そういう把握もしていくことが重要なのかなというふうに思うのです。

とにかく今度の雪はもう想定を超えていましたし、１週間前も雪降ってということ

があって、実は通学路の雪かきをしながら前回の雪かきで、今回の雪かきができなかった家庭もあったのですが、そういった部分も含めて体制をとってきたというか、そういうふうな状況だったのです。そういう面では、若い人たちの登録もいいのですが、地域でどういうところに、どういう若い人たちがいるのだという把握もきちっとしていかないと、それこそ２週間、１週間ごとにあれだけの雪が降った状況の中で、前の雪でへとへとになっている状況で本当に若い人たちの力というのが大事だったなという、助かったなという気をしているのです。だから、そういう面では、これから区長会や、防災会の会議が、区長会は持たれたということですけれども、会議を持つ中で、そういう把握も、年寄りがいる世帯だけでなくて、では若い人たちがどういうふうな形で非常時のときに協力をしてもらえるか。例えばそこに声がかからないと、そういう協力も多分なかったのだろうなというふうに思うのですが、そういう把握も十分にしていってほしいなというふうに思うのですが、その部分というのが、非常に若い人たちに力をかりるという部分が今度のこの大雪の中では、私たちの地域の中では一つの大きな教訓だったかなというふうに思うのですが、ちょっと考え方をお聞きしておきたいと。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

　全く清水議員のおっしゃるとおりだというふうに私どもは思っています。今回の雪のことでもそうですし、今は各地域の行事、それを１つやるにしても、なかなか若い人たちの手助けがないと行事自体ができない、テントが張れないというような状況にもございます。今回のような大雪の際には、特に議員のおっしゃられたような若い人たちの力というのはとても大きな力でございまして、今後自主防災会や区長さん方との話し合いの中でも、いかにそういった若い人たちに通常の業務から、その通常のいわゆる事業にも参加してもらうということが、こういったときの地域の力にもなるというふうに思いますので、そういった点についてはどのような形で参加していただけるのか、また町としてはどのような呼びかけをしたらいいのか、その辺については十分に話をさせていただきたいというように思っております。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　減免の話ですけれども、固定資産税については、全壊及び半

壊の場合に固定資産は100％減免ということでいいわけですね。建物の全壊、半壊ということだけが該当になるのでしょうか。例えば一番多かったカーポートなんかについての軽減というものはないのでしょうか。この家屋という、課税物件という形でのものというのは、対象というのは具体的にはどういったものが対象になるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　お答えします。

カーポートは課税物件の対象になっていません。柱だけなので、四方が囲まっておりませんので、これは課税しておりません、固定資産税が。そして、今回罹災証明、被災証明、ホームページ等、回覧、また４月に広報のほう出しますけれども、２月末現在で罹災証明が２件、被災証明が７件来ております。この人たちは、火災保険等で入っていまして、その保険を利用するためにとりに来ている方が今多いです。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　建物共済等に入っている部分があるかと思うのですが、そういう部分の軽減の影響というのは、影響というか、それがあるために軽減が受けられないという条件というのはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　雑損控除などで、例えば今回雑損控除は災害関連支出の金額から保険などから補填される金額がありますね。それを引いて、またさらに５万引いた残りの額が雑損控除になるのですけれども、ただ、火災関連支出の金額としてもこういう条件があります。災害により壊れた住宅、家財の取り壊し費用、それと損害を受けた家屋等の現況回復のための修繕費、この中に損害を受ける前より価値が高まるような費用はだめということなのです。だから、その壊れた、雪害を受ける直前の価格ということになるのです。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、現況の資産価値というか、そういう部分に限ら

れるということになるわけですか。そういう面では、今回うちのほうも家屋が潰れたために相手の損害の補償問題なんかもいろいろ相談も受けているわけですが、そういった部分はだめでしょうけれども、あくまでも直近の資産価値と、改めてつくり直したときにそれ以上のものをつくるというのが、つくるのだろうなというふうには思うのですが、その差額分というのも自己負担ということになるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　今の現状ですと、先ほど申したとおり直近の価格、減価償却をした額になるのですけれども、ただ先日税務署のほうに問い合わせをしました。そうしたところ、範囲が、被害が広いもので、国のほうから何か救済措置が出るのではないかということを言っていました。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　最後にします。

いずれにしても、いろんな形での補償問題、あるいは今の軽減等も含めて、先ほどの廃棄物処理の問題等も含めて、今やっぱり求められているのはそういった情報をいち早く知らせてほしいというのが求められているのかなというふうに思うのです。そういう面では、国や県、あるいは町の対応も含めて早く決断をして住民に知らせてほしいというふうに思います。その部分が今求められているのではないかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

◇　河　井　勝　久　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号９番、議席番号８番、河井勝久議員。

河井議員に申し上げます。

ご質問中の大項目１、消費増税対応についての小項目（１）、（２）、（４）について及び、大項目３の雪害についての小項目（３）は、先ほど清水議員の一般質問において答弁をいただいておりますので、ここでの第１回目の質問は答弁は省かせていただ

きます。答弁書はお渡ししますので、ご了承願います。

それでは、初めに、質問事項１、消費増税対応についての小項目（３）からです。どうぞ。

〔８番　河井勝久議員一般質問席登壇〕

○８番（河井勝久議員）　８番議員、河井勝久です。

議長のご指名を受けましたので、大きく分けて３項目について質問をさせていただきます。

きのうからの質問、そして先ほどの清水議員の質問の中で既にもう大きく答えられております。私の質問とほぼダブっておりますので、そういう面では私のほうからはかなり省かせていただくというふうになるのだろうと思いますけれども、それでは１番の消費増税の関係についてから趣旨だけ申し述べておきたいと思います。

４月から消費税が８％に引き上げられると、町も増税のための支出がふえますけれども、地方消費税交付金は基準財政収入額に算入されており、交付金の増額される消費税部分は使用目的がされており、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、消費増税の支払いに回すことはできないというふうになっております。どのような対応を図ることになるのか伺いますということで、（１）としては、事業に伴う物品購入に必要な増額はどのくらいの金額か、主なものは何か。

（２）といたしまして、経費の増によることにより、住民に対する負担、料金引き上げが必要となるものは何か。

（３）としては、増額引き上げの町民周知はいつごろか、減免はあるのか伺うと。

（４）につきましては、消費増税は、学校給食の経費、物品機材、食材費など諸経費がふえるが、影響は大きいと。必要経費として、値上げ、増額は現行よりどのくらいふえると予定しているのか。食材の消費税引き上げによる給食費のコストは、現行よりどのくらいの増となるのか。給食費の値上げはどのくらいとなるのか、負担はいつごろから引き上げるのか伺うということで質問をさせていただきます。

これ（１）、（２）、（３）、もうほとんど、（４）も先ほどの清水議員の質問の中でお聞きされているわけでありますけれども、とりわけ４の学校給食費の関係だけお聞きしておきたいと思います。先ほどの答弁の中でも、今８％でありますけれども、８％によっていわゆる食材費の関係で200円ほど給食費が引き上げられるというお話でありました。これについては、100円の自治体もあれば、200円の自治体もあるという形

であったわけでありますけれども……

○青柳賢治議長　河井議員に申し上げます。

一応（１）、（２）、（４）につきましては、再質問からお願いいたします。それで、（３）の答弁をこちらのほうでさせていただきますので。

○８番（河井勝久議員）　はい。では、そういうことで。

○青柳賢治議長　よろしくお願いします。

（３）の答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　それでは、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。

水道料金及び水道加入金、ここにちょっと漏れておってすみません。下水道使用料及び浄化槽使用料の消費税増税の町民周知につきましては、３月議会で議決をいただいてから、４月に広報紙やホームページに掲載を予定しております。なお、広報紙につきましては、原稿締め切り日が３月３日のため、広報紙への原稿は提出済みで、作業を進めております。消費税増税に関連しまして、水道料金及び下水道使用料、浄化槽使用料につきまして減免措置はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　先ほども質問の中に出てきた住民負担の３つ、使用料、利用料がこうなるということはお聞きしたので、私のほうも省いたのですけれども、するともう４月の広報でそれは載せてしまうということでよろしいですね。

○青柳賢治議長　答弁を求めますか。

○８番（河井勝久議員）　いいです。

○青柳賢治議長　よろしいですか。

○８番（河井勝久議員）　はい。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　それでは、（４）の学校給食の関係についてお聞きいたします。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　一応学校給食の関係につきましては、先ほど清水議員の答弁

の中にも出たのですけれども、それぞれ自治体によって値上げ幅が違うということで、８％によって嵐山町は200円としたいという形でありました。９月より実施したいということでありますけれども、今後の問題として、アベノミクスによっていわゆるそれぞれの物価を引き上げることによっての、デノミからの解消という形で言われているわけでありますけれども、これからさまざまな形でそういうものがまた値上がりしてくるのだろうと。当然そこに消費税がかかってくるわけですから、それは当然はね返りは食材費やなんかもふえて、大きな問題が出てくるのだろうと思いますけれども、以前にも前の教育長さんにも給食費の値上げの問題でちょっと質問したこともあるのですけれども、それはそのときの状況によってという形だったのですけれども、今度は消費税という形で明確になってきましたので、さらにこういう場合が出た場合のこの200円という形で、あるいは、これが10％になってくると、今政府与党の中では、それに対立する低率の減税等もいろいろと検討はしているということでありますけれども、そういう問題では200円という形で対処できるのかどうかについてだけお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　先ほどは清水議員さんのほうにお答えさせていただきまして、今回再質問の中でお答えさせていただきます。

例えば最近になりまして、今ご指摘のように牛乳が１パック、プラス３円アップという報告を受けております。それに消費税がかかります。また、お米も既に上がるということで、今言ったような件も視野に入れて、現状では10％アップということも入れての200円アップということで試算をいたしました。いずれにいたしましても、現状の180日というのが、嵐山町学校給食運営規則で180日以上というのが原則なのですが、188回ということで８回分多いのですけれども、これは先ほど申しましたとおり、学校からの要望が強い、家庭からの要望が強いということに対応した形でございまして、その中で先ほど申し上げたと思うのですけれども、200円アップすることによって何とか９月からの実施で賄えると。それはどういうことかと申しますと、実は嵐山町では形上滞納者がいるわけなのです。どういうことかと申しますと、170家庭が準要保護家庭なのです。この家庭については、給食費を３カ月ごとに補助をいただく形で振り込むのです。そうすると約60万か70万程度はいつもマイナスなのですけれども、

一遍にそれが入りますので、そこで形上は滞納ではなくて、不足しているという形で補っていく形をとっております。

そういった中で、９月からの給食費アップにそれらを考えていきますと、今の段階で何とかしのげるだろうという試算が出ました。その中で今対応しておりますので、確かに議員さんご質問のとおり、これからほかのものの値上げ等考えていくと、確かにそういう危惧がございます。ただし、ありがたいことにそれぞれ納入業者がやはりお互いに競争するわけです。こちらも入札をして、できるだけ安い価格で、そして質を落とさない、そういう中でやっている中で、業者の中には幾分こちらの案よりも下げてくる、それにこちらも対応するということで、そこが所長が言う教諭の腕の見せどころも実はあるのです。そういった中で、何とかやりくりをしながら200円アップで今後いけるだろうということで、２回途中から上げるということをいたしませんので、そういった中で現在進めているという方向で考えておるところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　わかりました。私は、小学生4,000円、中学生4,700円ということでありますけれども、この関係でいきますと、小学生の給食費の関係は、いわゆる低学年、高学年、これは一律200円という形で大丈夫なのでしょうか。その辺が、どういうふうになっているのか、大丈夫なのかどうかを聞いておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

嵐山町では、先ほど申しました嵐山町学校給食運営規則というのがございます。その第２条に先ほど申しました年間を通じて180日以上、授業日の給食時に実施すると、さらに第３条に嵐山町学校給食共同調理場設置及び管理条例第７条に規定する給食費の額は、次のとおりとするということで、この運営規則に述べられているのです。それが児童１人当たり幼稚園ですけれども、月額今3,800円、小学生１人当たり3,800円、中学生は１人当たり4,500円と決められておりまして、この運営規則を改定しない限りは今のようなことは考えられません。

なお、確かに低学年、中学年で食べる量等、いろいろ同じ値段でいいのかというふうな、これは確かに考えられるところでありますが、過去ずっとそういう形でやって

きてまいりまして、直感見ますと幾分小学校低学年の方にはやや量が少ないようでございます。そして、中学生のほうに少し多目、そういった中で中学生と小学生は料金は違いますけれども、小学校については現状でやはり低、中、高に分けて給食費をいただくということは、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　わかりました。それでは、大きな２番に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　地方法人税についてでありますけれども、平成26年より新法として地方法人税の導入がされると。自治体内の財政格差安定の目的から、法人住民税の一部を地方法人税として国税化し、全額を地方交付税の原資とするもので、26年、今年の10月から適用することになりましたけれども、もちろん法人税割合はどのくらいとなるのか、国税として交付税化されても、町への交付は現行より、あるいは自治体によって減るというふうに言っているところもあるわけです。この問題が出たときには、いち早く交付団体であります東京都なり、あるいは名古屋市なんかは大反対だという形を表明しているわけでありますけれども、嵐山町の対応をお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、地方交付税の部分について、井上総務課長。

○井上裕美総務課長　質問項目２の交付税に対する影響につきましてお答えいたします。

法人税につきましては34％が地方交付税の原資として、地方交付税特別会計に繰り入れられておりましたが、新たに地方法人税分として約6,000億円が特別会計にそのまま入ってくるという仕組みとなってくるようであります。10月１日以後に開始する事業年度から適用されますので、平成26年度の地方財政計画では全国で３億円の収入を計上しております。地方交付税はご存じのとおり、地方財政計画により決定されます。平成26年度の歳出の伸び率は通常分で1.8％となっておりますが、地方税の伸びを受けまして地方交付税はマイナス1.0％となっております。地方交付税の原資が増加することは、地方にとって大変ありがたいことではございますが、地方財政計画が

どのように編成されるかによりまして大きく変わってくることとなりますので、その動向に注視をし、毎年度の予算編成を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　続いて、法人住民税の部分について、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　質問項目２の法人住民税につきましてお答えいたします。

平成26年度税制改正により、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため消費税８％の段階において、法人住民税、法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税、これは国税になりますけれども、地方法人税を創設し、その税収全額を地方交付税原資とするものです。この改正は、平成26年10月１日以後に開始する事業年度から適用するものです。参考といたしまして、平成24年度の実績で計算してみました。税制改正による法人町民税の影響見込み額ですけれども、平成24年度の決算ですけれども、法人数412社、法人税割額を納めた法人ですけれども130社、法人税割の調定額２億4,622万7,900円。そうしますと、平成26年の10月１日以後に開始する事業年度から適用しますので、翌年平成27年９月決算、申告期限は２カ月後の11月になりますけれども、この法人から適用になります。そうしますと、平成26年度は影響はございません。平成27年度９月から１月決算までの法人が影響します。これが22社です。影響見込み額は約200万円の減額。平成28年度は、全法人が影響します。これが130社になりまして、影響見込み額が約4,200万円の減額になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　普通交付税の交付額の決定というのは非常に財政需要額と基準財政収入額によって需要額が収入額を超過する分、これを保留財源、25％見ているわけでありますけれども、当該自治体の交付額というふうになるわけだろうと思っているのですけれども、現在の不交付団体は49団体で、交付団体が1,600団体ほどあるということでありますけれども、総務省資料でも平成26年10月、先ほど課長が言っていただいたとおり、事業年度から適用するわけでありますけれども、今回は３億円程度だろうというふうに言われているのですけれども、平年事業ベースで財務省の試算では4,845億円程度というふうに言われているのですけれども、今の答弁を見ますと、平成28年度から嵐山町でも4,200万ほどの減額となってくるわけです。そうすると、大変になってくるわけですけれども、そういう関係でいきますと、今後の対応という

のはどういうふうに図ろうとしているのかお伺いしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　財政見通しということだと思うのですが、先ほどもちょっと申し上げましたように、地方財政計画がどのように決まるかによってこれは変わってくるものでございます。先ほどの地方法人税、この額です。これは、私は先ほど約6,000億円というふうに申し上げたと思いますが、最終的に、これ直接特別交付税特会のほうに入ってくるお金というふうに聞いております。それがどういう形で資材計画の中で位置づけられるかによってまた違ってくるのだというふうに思います。先ほど河井議員がご指摘をいただきましたように、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが交付税と、基準財政収入額の75％を見てくれておりますけれども、そういうことになりますので、まだまだこの状況の中ではなかなかさっきの見通しがまだ立てていないのが今の現状だというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　消費税の関係もありますし、今地方がかなり疲弊してきているということは、それは間違いない状況であるだろうと思います。こういう形でやっぱりそれぞれ格差感をなくすという形でいけば、これは減ることはなくて、ふえていくのではなかろうかというのが大方の見方であります。そういう形でいくと、それぞれ自治体もそれぞれの努力をして企業誘致やなんかもしてきているわけでありますけれども、それによって法人税、法人町民税がふえてくるということは間違いないわけでありますけれども、反面、そういう面では、交付金そのものが減ってくる可能性はますます強まるだろうというふうに言われているわけでありますけれども、今後の対応というのは、町も十分そういうものを考えながらいろんなことをやっていただければというふうに思っているのですけれども、これは答弁結構です。

以上です。

では、次に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　雪害の問題でありますけれども、先ほども大方は清水議員の中で答えられておりますので、私としてはこの問題については趣旨を説明いたしまし

て、その後幾つか質問をさせていただきたいと思います。

気象史上かつてない降雪が２回ほど２月中にあったわけでありますけれども、町内にさまざまな被害や生活支障が生じました。今回の降雪に対する状況をどう捉えたか、またどのような対応を進めたかをお伺いしたいと思います。

（１）といたしましては、土休日の対応をどのように手配されたのか。災害というのは、必ずしも役場職員がいる日だけではなくて、こういう形では土休日にもそういう自然災害等も起きるわけでありますけれども、とりわけ役場庁舎は休日に入っているわけでありますから、この対応、これは全員協議会の中でも町長のほうから町の対応等もいろいろと説明はされてきておりましたので、それなりに把握はしたわけでありますけれども、この場合の問題点がどうだったのか。

それから、町民からの問い合わせ、これはどのくらいあったのかどうか。私のところにもかなりありましたけれども、どういう、早く対応してくれとかなんとか、役場に早く言ってくれとかというのもありましたけれども、どのようなものだったのか。

それから（２）としましては、除雪などの対応、業者の応援態勢は、協力状況はどうだったのか。これは、先ほども出ていましたけれども、共助、公助、自助というものもあって、それぞれ除雪の対応というのをしたのだろうと思いますけれども、私の区でも若い人のところの住居があるのです。そこの人たちは、なかなか自分たちはどうしようかという、隣同士で対応し合ったと、自分の道は自分たちであけようという形でお互いに協力し合って、それで若い人ですから長靴も持っていなければ、スコップもなかったというのです。ちり取りでも除雪できるから持って集まろうよという形で集まって、それこそ若いお父さん方なんかは、長靴もないからスニーカーで出て、びっしょりになりながら自分たちの道を確保してきたという話も伺うと、やっぱり若い人のそういうものに対する意気込みというのは大変なのだろうなというふうに思ったのですけれども、やっぱりこれも共助の一つとしては大事なのだろうなと。

あと、この問題についてはやっぱり地域間格差がかなり出たと思います。そういう協力体制が昔から続いてきたところと、全くそういうものがなくて、何でもかんでも町に任せればいいやという形でテレビだけ見ていて全く表に出なかったという人もいるらしいのですけれども、そういう格差というか、状況が出たという話なのでありますけれども、そういうので、対応の関係もあります。

それから、（３）につきましては、被害状況の把握と、町の状況、これは先ほども、

きょうから区長の調査が集約されるということでありますから、これは後でもっと明らかになってくるのだろうと思います。

それから、４番目としては、今後の検討課題、これについてお聞きしてみたいと思います。

◎会議時間の延長

○青柳賢治議長　本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○青柳賢治議長　一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　４時４４分

再　　開　午後　４時５４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

河井勝久議員の一般質問を続行します。

３番の雪害についての（１）、（２）、（４）について答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、小項目（１）についてお答えをさせていただきます。

土休日の対応については畠山議員さんへのお答えと重複いたしますが、14日の協議によりまして、14日の夜から24時間態勢でまちづくり整備課を中心に警戒及び除雪対策を図ることといたしました。しかしながら、予想以上の大雪により国、県道をはじめ主要町道の除雪も進まない状況から、15日土曜日には副町長も登庁し、総務課、地域支援課、まちづくり整備課の徒歩出勤が可能な職員を招集し、緊急時対応に入りました。また、16日日曜日には、さらに三役をはじめ施設を管理する10課の関係課長及び副課長も招集し、公共施設の安全点検を行うとともに、月曜日以降の対応について協議を行ったところでございます。また、つけ加えますと16日日曜日は、志賀堂沼から庁舎までの役場進入路の歩道除雪及び駅の東西ロータリー内の歩道部分等の除雪を職員を招集し行っております。また、町民からの問い合わせは、15日が約100件、16日が約60件程度ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）について、田邊まちづくり整備課長。
○田邊淑宏まちづくり整備課長　それでは、（２）についてお答えいたします。

今回２回の大雪に対する道路の除雪の対応でございますが、例年の積雪量をはるかに超えるものでございまして、除雪作業が進まず、大変に苦慮いたしました。除雪の基本的な考えは、まずは国道、県道に集落をつなぐ幹線道路を優先しておりまして、できる限り緊急時の車両の通行に支障のないように除雪作業を行っております。通常の積雪量であれば委託している箇所につきましては、ほぼ１日で対応することができるところでございますが、今回の大雪では、雪の量が多くて除雪作業がはかどらずに時間がかかってしまいまして、大変ご不便をおかけいたしました。

今回の対応でございますが、15日の土曜日の夜明けから除雪作業を始めましたが、委託している業者だけでは対応できませんでしたので、それ以外の業者にも除雪の作業の応援をお願いして対応させていただきました。今回の大雪の除雪作業を行っていただいた業者は、事前に除雪作業を依頼しておりました９社と、急遽除雪の応援をお願いし、協力をいただいた５社の14社でございました。また、ほかにも除雪できる機械を持っている方が自主的に自分の周辺の道路の除雪を行っていただいておりまして、大変助かりました。ありがとうございました。

以上、答弁とさせていただきます。
○青柳賢治議長　次に、小項目（４）について、中嶋地域支援課長。
○中嶋秀雄地域支援課長　小項目（４）についてお答えをさせていただきます。

今後の検討課題につきましてはいろいろあるものと考えますが、まず挙げられますのは、今回のような豪雪とも言える大雪は、嵐山町の地域防災計画の中で想定されていないことであります。職員の動員や本部の設置基準等も地震や風水害を想定したものであり、大雪に対する設置基準は設けておりません。今後防災計画の見直しを含め検討しなければならないと考えております。

次に、防災行政無線を中心にした情報提供のあり方であります。どのようなタイミングで、どのような情報を提供することが町民にとって、また区長、自主防災会、民生委員をはじめとする関係機関の方々に必要なのか検討する必要性を感じております。さらに、道路の除雪も進まず、車も使用できない中で、地域の状況を町としてどのように把握するか、情報収集のあり方も課題であります。その他にも自助と共助、そして公助の分担を、このような際にどのように連携して行うのかなど、検討すべき

課題は多くあると考えております。担当といたしましては、今後早い時期に自主防災会の代表者等のご意見を伺う機会を設けるなどして、今まで経験のない今回の大雪に対する検証を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　今まで自然災害というと、地震、風水害が中心になってきて考えられてきたのだろうと思います。やっぱりこういう大雪というのは普通、太平洋伝いというのは、余り今までなかったと思うのです。やっぱりそういう面でいって、なおかつ、安心している中でこういう問題が起きてくると。たまたま土休日、前のときもやっぱり土曜、休日に重なると。こういうことはこれからもあるだろうというふうには考えるのですけれども、やっぱりある程度状況把握というものを考えれば、早いうちから対策をとっておくというのも一つの対応の仕方なのかなと思っているのです。やっぱり職員に対する信頼度というのは、そういう面でもいろいろと出てくるんだろうと思うのですけれども、この辺のところは、これから防災会議、あるいは町の対応の中でいろいろと考えていただければというふうに思っているのです。これは答弁結構です。

私も１、２、３を中心的に一つ一つの項目でなくて、質問しておきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　１つは、今回で大変な被害が出た中にごみ廃材、わゆる機材の問題であるのですけれども、先ほども出ましたカーポートの倒壊、あるいは家屋に設置された日差しよけだとか、それから、物置も含めてですけれども、かなりの倒壊があったと。今後さらにふえるだろうということは区長の収集作業の中でも出てくるのだろうというふうに思うのですけれども、家の玄関の入り口にカーポートがあって、それが潰れてしまって、車も潰れてしまって、家の中からなかなか玄関を通して表に出られないような家庭もかなりあったという話です。早く片づけなければ自分が道を出入りに困るので、片づけてもらったという話もあるのですけれども、この片づけ業者の関係で有料で片づけてくれたところ、あるいは鉄材、アルミ材なんかの資源ごみとして無料回収してくれたところの業者、さまざまいるということなのですけれども、特に困ったのがプラスチック製品、それからビニール類、それから合成樹脂によるア

クリルの屋根なんかは、これ持っていくのに金がかかるのだよとかなんとかで、町の廃プラの日やなんかに出してくれないかとか、いろいろと言われて持って行ってくれなかったところもあるということで、今これが町の中にかなりあるということなのです。それぞれ農家なんかは、自分の脇の敷地内に置けることはできるのですけれども、そうでない一般住宅の人たちはこれ何とかしてもらいたいなという声がかなりあります。

熊谷市は、いち早くこの問題をキャッチいたしまして、自分で持ち込みで市の広場を確保いたしまして、農家のビニールハウスの鉄骨等も含めて全て持ち込んでくださいと、そしてまちのほうでこれについては回収処理をいたしますという形で、大変この問題については、住民も助かっているという話で、１日か２日で終わらそうとしたのですけれども、余りにもこれが多いという形で延長せざるを得ないという形での、延長をしてこれの廃品回収をしているということなのですけれども。この問題について、嵐山町の中でもかなり困っている人がいるだろうと思うのですけれども、このところは今後どういう対策を立てていくのかお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　破損したカーポートの処分につきましては、小川地区衛生組合のほうでセルロイドというか、アクリル板ですか、そういったものも含めて無料で受け付けをしております。

それから、あとその他の倒壊した物置だとか、そういったものにつきましては、先ほど副町長のほうからちょっとお話あったような、いろいろそういうふうなことも対策として今考えているところでございます。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、これ衛生組合のほうに持ち込む場合には、一度役場のほうに来て、その後搬入をするということの申請をしなければだめなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　役場、あるいはふれあい交流センターのほうで証明を受けて、自分で持ち込むような形でお願いいたします。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　この辺のところが、自分で持ち込みというのは、それはしようがないのかもしれないのですけれども、乗用車しかないと。アクリル板だとか、ビニールスレートの、トタンの屋根みたいなのとかというのは、かなり180センチだとか、２メートルぐらいあると、車の中には入らないと、枚数多いという形ですと、これを役場まで持ってくるのも大変だという人たちもいるのです。軽自動車しかないとか。というので、その辺のところでの対応というのは、考えていないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　今回特別な措置ということで、カーポートのほうを無料で受け入れをしているわけでございますが、業者の方に運搬していただいて、その方が同乗していただければそういったものも受け付けております。

以上です。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　わかりました。

次に、お伺いしたいのは、この大雪の中でかなり道路やなんかも差が出たり、あるいは除雪した雪がそのまま道路の端に乗ってしまって、なかなか現在でもあるようなところがあるのですけれども、とりわけ消火栓、あるいは防火用水等が埋まってしまって全く見えない状況がありました。幸いにして、嵐山町、火災がなかったように思うのですけれども、この辺のところでの消火栓の確保、これは３日も雪に埋まってしまっていたらちょっと大変だろうなというふうに思って、凍りついたりなんかしてしまって、掘るのも大変なようなところもあったのですけれども、私もうちの近所の消火栓についてはいち早く掘ったのです。この問題について、どのくらいの消火栓なり、防火用水が埋まってしまったのか、その辺の把握はできましたか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

確かにあの14日、15日の大雪でございましたので、防火水槽、あるいは消火栓、これも雪に埋もれたということでございます。ちなみに、嵐山町には今現在消火栓が283基ございます。それから、防火水槽が全部で169基ございます。嵐山分署のほうに、

この辺の対応についてはお聞きをいたしました。嵐山分署では、15日、16日については、なかなかあの雪の中でしたので、そういった確保はできなかったのですけれども、17日には消火栓、防火水槽等の点検を行っていただいているということでございまして、その中で特に異常のあった消火栓や防火水槽はなかったと。その際に、消火栓でも何基かは掘り出したところもあるということでございます。

ただ、根本的なお話として、あの時点でもし火災があったとしたら、分署にしても消防団にしても、まず出動についてもかなり厳しい状況にはあったと思います。しかしながら、もし火災があった場合には、何とか出動していただいて消火栓を掘り出して、そして消火に当たるというようなことでの対応を行わざるを得なかっただろうというふうには考えております。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　雪国では、この対策というのはかなりできているのだろうと思うのです。雪がそれだけ降ったというあれはないわけですから、今後の課題だろうと思いますので、それは十分検討していただければというふうに思っています。

それから、もう一つは、支障物がかなり道路の中を塞いでしまったと。これはとりわけ竹などが歩道を倒れて塞いでしまったと、あるいは、付近の樹木が塞いでしまって通行を支障してしまったということで何とかならないのでしょうかねという話も私も幾つも受けたのです。私も幾つか切ってはみたのですけれども、この問題が所有者との関係があるのだろうとは思っているのですけれども、こういう場合に通行不可能となったところを、他人の所有物で持ち主もちょっとわからないようなあれでいるのですけれども、伐採して通路をあけたりなんかすることは、犯罪上の罪にならないのでしょうか。そこら辺はどういう対応をこれからとっていきたいと思っているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　今回の雪でかなり倒木、それと竹が道を塞いでいるという部分はございます。それについては、まだ今も対応しているような状況です。本当に緊急時の場合については、その場で切らせていただいて、要するに道路の通行確保というか、するのが肝心だということでやらさせていただいております。その後、所有者に連絡させてもらって、こういう形で切りましたということで報告させていた

だいております。それからの先の、今現在の対応につきましては、一応地主さんのほうにお話しして、それでこういう状態ですけれどもどうしますかということでお話しさせていただいています。それで、極力個人の方に切っていただくということを原則としております。それで、どうしても切れないということであれば、では町のほうで業者を手配して切りますけれども、請求の方をさせていただきますよというお話をさせていただいて、対応させていただいているというような状況でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、罰則の対象にはならないということですね。その辺では、道をあけるということに対しては。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　お答えさせていただきます。

罰則というか、そこまでの確認というのは、実際にはとってございません。それよりも通行のときに事故でもあったときに、管理責任が問われますので、そちらのほうを優先しております。

以上です。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　この雪害も防災の関係では、いろいろとこれからも問題になるのかなと。気象状況というのは、我々が予測はつかないわけですし、いつこうなりますよというそういうものもないわけでありますから、今後防災の中では、この問題も含めて検討していかなければならないだろうと思います。先ほども町長のほうで言っていましたけれども、１つは、これからの検討課題だというふうになっていますので、ぜひこういう異常気象が続くということも頭の中に入れてもらって検討委員会の中で十分議論をしていただいていってもらえればというふうに思っているのですけれども、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により、３月10日の午前は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、３月10日の午前は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後　５時１４分）

平成２６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

３月１０日（月）午後１時３０分開議

日程第　１　承認第　１号　専決処分の承認を求めることについて

日程第　２　同意第　１号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第　３　議案第　１号　嵐山町企業誘致条例を制定することについて

日程第　４　議案第　２号　嵐山町立吉田集会所設置及び管理条例を廃止することについて

日程第　５　議案第　３号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて

日程第　６　議案第　４号　嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについて

日程第　７　議案第　５号　嵐山町給水条例の一部を改正することについて

日程第　８　議案第　６号　嵐山町下水道条例の一部を改正することについて

日程第　９　議案第　７号　嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについて

日程第１０　議案第　８号　嵐山町水洗便所改造資金融資あっせん条例の一部を改正することについて

日程第１１　議案第　９号　平成２５年度嵐山町一般会計補正予算（第６号）議定について

日程第１２　議案第１０号　平成２５年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定について

日程第１３　議案第１１号　平成２５年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第１４　議案第１２号　平成２５年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第４号)議定について

日程第１５　議案第１３号　平成２５年度嵐山町水道事業会計補正予算（第４号）議定について

日程第１６　議案第２０号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

日程第１７　議案第２１号　嵐山町管理型浄化槽整備推進事業変更契約の締結について

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人	２番	大野敏行
３番	佐久間孝光	４番	長島邦夫
６番	畠山美幸	７番	吉場道雄
８番	河井勝久	９番	川口浩史
１０番	清水正之	１１番	安藤欣男
１２番	松本美子	１３番	渋谷登美子
１４番	青柳賢治		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
山下次男	町民課長
岩澤浩子	健康いきいき課長
青木　務	長寿生きがい課長
植木　弘	文化スポーツ課長
大塚　晃	環境農政課長
内田孝好	企業支援課長
田邊淑宏	まちづくり整備課長
新井益男	上下水道課長

内　田　　勝		会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一		教　育　長
簾　藤　賢　治		教育委員会こども課長
大　塚　　晃		農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、こんにちは。第１回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成26年嵐山町議会第１回定例会第８日の会議を開きます。

これより開会いたします。

（午後　１時２９分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告をいたします。

初めに、本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第１、承認第１号　専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　承認第１号につきまして提案の趣旨を申し上げます。

承認第１号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。２月14日からの大雪対応に伴いまして、特に緊急を要するため、平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第５号)、これを地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第３項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、承認第１号につきまして細部説明をさせていただきま

す。

次ページをお願いします。専決第１号、専決処分書でございます。平成26年2月14日に専決処分をさせていただきました。

次に、補正予算書がございますが、３ページをお願いします。平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第５号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,268万7,000円とするものでございます。

10ページをお願いします。歳入でございますが、第18款繰入金、財政調整基金繰入金1,700万円でございます。２月14日からの大雪のため、除雪経費を繰り入れるものでございます。

12、13ページをお願いします。歳出でございますが、第８款土木費、道路橋りょう費、道路維持事業の機械器具借上料1,700万円でございます。除雪経費を専決補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　専決処分を行った日が２月14日になっております。２月14日、雪が積もる前からこのようなことが考えられていたのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　専決処分した日は２月14日ということでございます。予想等で大雪になるということもございました。それで、前の週に雪がたくさん降ったわけでございますけれども、そのときの除雪経費もかかっておりまして、予備費も少なくなっておりました。そういう関係で早目に専決処分をさせていただいたということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　大雪が降った場合、契約をしているということでありますが、その契約の会社数っていいますか、何社ぐらいで、契約外にも今回は依頼をしたとい

うことでありましたが、それ何社だったのか伺いたいと思います。契約外のところも金額的には時間当たりになるのですかね。同じ金額で支払ったということであるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　契約額というよりも除雪を、今回機械借上料でお支払いするような形になっております。トラクター、シャベル等、そういうものです、機械実際に動いた時間とか、それによって支払っていくような感じになります。

それと、当初９社委託事前にしてありまして、プラス５社ということで14社の業者にお願いしたということでございます。

以上です。

〔「金額は」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

○９番（川口浩史議員）　金額につきまして、まだ今精算をしているところでございます。実際にかかった時間等ありまして、そのかかった時間等調整しながら、まだ請求が出てきていない部分もありますので、その辺を調整させてもらって精算していくという形になります。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　委託している会社と委託外の会社は、特別価格お願いしますよということでやったのかどうか、ちょっとそこを伺いたいのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　お答えさせていただきます。

機械の種類によって異なってきますので、実際に使ってもらった機械、それの使用料という形で払っていくと思います。ですから、当初委託していた業者がこういう機械で使いましたと。実際にその場で、雪の模様で、この機械ではだめだから違う機械持ってきたとかというのがございますので、それについてはこれから精算してみないとわかんない部分があります。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより承認第１号　専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎同意第１号の上程、説明、質疑、採決

○青柳賢治議長　日程第２、同意第１号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　同意第１号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第１号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町固定資産評価審査委員会委員、小峰あや子氏の任期が平成26年３月19日に満了することに伴い、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

小峰氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　小峰あや子氏がまた出されているわけですけれども、小峰あ

や子氏の人格云々ということではなくて、もう10年以上にわたって固定資産委員をされているわけです。ちょっと長いなというふうに感じるのですけれども、こういう質問を、前って10年以上も前ですけれども、どなたかされていたわけですけれども、町の考え方として１人の人に何期もやってもらうというこの考え方をちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　小峰氏の任期についてでございます。ほかの委員さん等もこのところでというかいろいろな時期ありますけれども、特に３月、４月、この時期にあるわけですが、任期の長さですとか、あるいはその仕事の中のかかわりぐあいとか、いろんなことで不都合が生じるような事態があってはならないわけでありまして、それらのことも十分考慮した上、それとまた会の連携をとった会員の皆さん方の連携、あるいは事務方とのコミュニケーション、いろんなものを勘案をして小峰あや子氏に引き続いてお願いするのがよかろうということで判断をしてお願いをしたわけです。こういうことでございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、小峰あや子氏だから今回また提案したということなのでしょうか。余り１人の人が長くやるというのはよくないという考え方は持っているということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　もちろん任期ということも考えております。ただ、何期来たからということでなくて判断がしていいのではないかなというような感じもしておりまして、大変今までの会として、そして今までの中の委員さん方として、あるいは行政との信頼関係においたり、いろんな意味を判断、考慮をいたしまして最適任であろうと、お願いして差し支えないだろうという判断のもとでご提案を申し上げた次第です。

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第１号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、同意第１号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第３、議案第１号　嵐山町企業誘致条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第１号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第１号は、嵐山町企業誘致条例を制定することについての件でございます。企業の誘致を推進することにより、産業の振興及び町民の雇用機会の拡大、これを図るため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田企業支援課長。

〔内田孝好企業支援課長登壇〕

○内田孝好企業支援課長　それでは、企業誘致条例につきましてご説明をさせていただきます。

議案１号を１枚めくっていただきまして、嵐山町企業誘致条例、まず目的でございます。第１条、この条例は町内に事業所を設置する企業等に対し優遇措置を講じることにより企業誘致の促進を図り、もって産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的といたします。

続きまして、定義です。第２条、この条例において次の各項に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

１号ですけれども、企業等です。営利の目的をもって事業を営む法人、または個人をいいます。

２号としまして、事業所、規則で定める事業の用に供する施設をいいます。

施行規則をちょっと見ていただきたいと思うのですが、施行規則の第２条で対象事業ということで見ていただきますと、対象事業、第２条で、条例第２号の規則で定める事業は、日本標準産業分類に定める産業のうち次に定めるものとするということで、１号から６号まで、まず大分類Ｅ、製造業、Ｇの情報通信業、Ｈの運輸業、郵便業、Ｉの卸売業、小売業、Ｌの学術研究、専門・技術サービス業、Ｒのサービス業、括弧しまして、ほかに分類されないもののうち、中分類89自動車整備業、中分類90機械等修理業及び中分類92その他のサービス業に掲げるコールセンター業、戻っていただきまして、事業所につきましてはそういった施設になります。

３号としまして、指定企業、第５条第２項に規定する優遇措置の指定を受けた企業等をいうと。右の指定申請等で第５条見ていただきますと、優遇措置の指定を受けようとする企業等は、事業所における事業開始の日の翌日から起算して30日以内に町長に申請しなければならない。５条の２として、町長は前項の規定による申請があったときは、速やかに調査及び審査を行い、適当と認めるときは、当該企業等に対し優遇措置の指定を行うものとすると。また、施行規則のほうを見ていただきまして、指定の申請第３条でございます。条例の第５条の第１項の規定による申請は、優遇措置指定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して行うものとするということで、１号で法人の登記事項証明書または営業開始届出済証明書、２号としまして、定款またはこれに準ずるもの、３号としまして、土地等売買契約書の写しまたは土地等賃貸借契約書の写し、４号としまして建築基準法第６条第１項の確認済証の写し及び同法第７条第５項の検査済証の写し、５号といたしまして事業所の位置図及び配置図、６としまして、労働基準法107条第１項の労働者名簿、７号としまして、その他町長が必要と認める書類ということになります。

また、戻っていただきまして、４号、新設でございます。町内に事業所を有しない企業等が新たに町内に事業所を設置すること、また町内に事業所を有する企業等が町内の他の場所に新たに事業所を設置すること、もしくは既存の事業所を除却し、事業

規模を縮小せずにその敷地に新たに事業所を設置することをいいます。

５号で増設です。町内に事業所を有する企業等が当該事業所の敷地内において事業所を拡張すること、または当該敷地に隣接する土地に事業所を拡張することをいいます。

６号として移設でございます。町内に事業所を有する企業等が事業規模を縮小せずに当該事業所の全部を町内の他の場所に移し、事業所を設置することをいいます。

７号、公害。環境基本法第２条第３項に規定する公害をいいます。

続きまして、優遇措置です。第３条、町長は第１条の目的を達成するため、事業所を新設、増設または移設、以下新設等、する企業等に対し優遇措置として、次の奨励金を交付することができる。１号としまして企業奨励金、２号としまして雇用促進奨励金、３号としまして従業員転入奨励金。３条の２で前項各号に掲げる奨励金の交付要件、交付額及び回数は別表のとおりとするということで、ちょっと１枚めくっていただきまして、別表の第３条関係になります。交付要件、交付額及び回数でございます。

企業奨励金、新設を行った場合、交付額及び回数でございますけれども、新設等のために取得し、または賃借した土地、建物及び焼却資産に対して課された固定資産税に相当する額、括弧としまして、増設の場合は償却資産は含まないと、を事業所の事業開始の日の属する年度の翌年度、括弧としまして、当該年度に当該固定資産税が課されない場合はその翌年度、から３年度分限り交付します。

続きまして、雇用促進奨励金でございます。交付要件としましては、常時雇用する従業員で町内に住所を有する者のうち、新設等に伴い、事業所における事業開始の日前６月から事業開始の日後６月までに新規に雇用された従業員が、事業開始の日から起算して１年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ継続して雇用されている場合。交付額及び回数ですけれども、交付要件に該当する者の数に10万円を乗じて得た額、括弧としまして300万円を超えるときは300万円とすると、限度額が300万円ということになります、を１回限り交付すると。

続きまして、従業員転入奨励金です。既正規雇用従業員で町外に住所を有する者のうち、新設等に伴い、事業所における事業開始の日後６月までに町内に転入した従業員が、１年間継続して町内に住所を有し、かつ継続して雇用されている場合。交付額及び回数でございますけれども、交付要件に該当する者の数に10万円を乗じて得た額、

括弧としまして300万円を超える場合は300万円限度とします、を１回限り交付すると。奨励金につきましては、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とすると。

戻っていただきまして、優遇措置につきましては、４番目としてもう一つあるわけなのですが、条例には入っていないのですけれども、水道加入金の減額措置ということで、加入金相当額の２分の１を乗じて得た額を減額しますということで、１回限り、限度額は500万円、これにつきましては給水規定のほうでお願いをしております。

次に、指定要件でございます。第４条、前条に規定する優遇措置を受けることができる企業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

１号としまして、事業所の敷地面積が1,000平方メートル以上であること。ただし、増設の場合、敷地を拡張した場合に限る、は拡張した部分の敷地面積が500平方メートル以上であること。

２号としまして、事業所の延床面積が500平方メートル以上であること。ただし、増設の場合は増加した部分の延床面積が250平方メートル以上であること。

３号としまして、公害を発生をさせるおそれがないこと。

４号としまして、町税等の滞納がないこと。

５号といたしまして、新設等を行った事業所において常時雇用する従業員、括弧としまして、雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者であって、新設等を行った企業等と雇用関係にある者に限る、の数が10人以上であること。

続きまして、指定申請等で第５条、これは先ほどお話しさせていただきましたので、続きまして、交付申請等、第６条でございます。指定企業は、奨励金の交付を受けようとするときは、町長に申請しなければならない。６条の２としまして、町長は前項の規定による申請があったときは、速やかに調査及び審査を行い、交付要件に該当していると認めるときは、指定企業に対し奨励金を交付するものとすると。

施行規則、ちょっと見ていただきまして、２ページ目の交付決定通知ということで、第６条見ていただきますと、町長は条例第６条２項の規定により奨励金の交付を行うときは、奨励金交付決定通知書（様式第６号）により指定企業に通知するものとすると。

それで、奨励金の交付請求でございます。第７条で、指定企業は、前条の規定する通知書の通知を受けたときは、速やかに奨励金の交付請求書（様式第７号）を町長に

提出しなければならないということになります。

続きまして、戻っていただきまして、条例、内容変更等の届出でございます。第７条、指定企業は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

１号としまして、第５条第１項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。

２号、事業所における事業休止または廃止したときということで、施行規則の第８条、内容変更等の届出ということで、条例の第７条第１号の規定による届出は、優遇措置指定申請内容変更届出書に当該変更の事実を証明する書類を添付するものとすると。８条２としまして、条例第７条２号の規定による届出は、指定企業事業休止（廃止）届出書（様式第９号）により行うものとすると。

戻っていただきまして、指定の取り消しです。第８条、町長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、優遇措置の指定を取り消すことができると。

１号としまして、第４条に規定する要件に該当しなくなったとき。

２号としまして、事業所における事業を廃止したとき、または当該事業が廃止の状況にあると認められるとき。

３号としまして、事業所において公害を発生させ、その排除のために当該事業所の施設の改善、その他必要な措置を講じないとき。

４号としまして、偽りその他不正な手段により優遇措置の指定または奨励金の交付を受けたとき。

５号といたしまして、前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたときということで、規則のほうの第９条、指定の取り消しということで、町長は条例第８条の規定により優遇措置の指定を取り消すときは、優遇措置指定取消通知書（様式第10号）により当該指定企業に通知するものとすると。

戻っていただきまして、奨励金の返還、第９条でございます。町長は、前条の規定により優遇措置の指定を取り消した企業等に対し、奨励金の交付決定を取り消し、期限を付して既に交付した奨励金の全部または一部を返還させることができると。

規則の第10条、奨励金の返還等でございます。町長は、条例第９条の規定により、奨励金の交付決定を取り消すときは奨励金交付決定取消通知書（様式第11号）により、奨励金の返還を命ずるときは奨励金返還命令書（様式第12号）により当該企業等に通知するものとするとなります。

続きまして、地位の承継、第10条でございます。合併、営業譲渡等により指定企業の事業を承継した企業等は、事業所における事業を継続する場合に限り、町長の承認を受けて当該指定企業の地位を承継することができる。規定で見ますと、地位の承継ということで11条になります。条例第10条の規定により指定企業の事業を承継した企業等は、優遇措置指定承継申請書（様式第13号）に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

１号としまして、承継の事実を証明する書類。

２号としまして、その他町長が必要と認める書類。

それで、11条の２としまして、町長は前項の規定による申請を承認したときは、優遇措置指定承継承認通知書（様式第14号）により申請した企業等に通知するものとすると。

戻っていただきまして、11条、事業報告等の提出でございます。町長は、必要があると認めるときは、指定企業に対し事業報告等の提出を求めることができる。

委任です。第12条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、施行期日、１、この条例は平成26年４月１日から施行する。

経過措置、２としまして、この条例の規定は、この条例の施行の日以後に事業所の事業を開始する事業者について適用する。

有効期限等、３、この条例は平成36年３月31日に限り、この効力を失う。

４としまして、この条例の失効前に第５条に規定する申請をした企業等については、なお従前の例によるということになりますので、企業奨励金につきましては３年間ということがありますので、そういったその３年間は認めていくということになります。

それから、規則の12条では、その他ですけれども、この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則で、この規定につきましても26年４月１日からとなります。

それから、施行規則のほうのそれ以降につきましては、第1号から承継の第14号までの様式となっておりますので、見ていただければと思います。

以上で、嵐山町企業誘致条例の説明を終わりにさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　いわゆるブラック企業に対してはどういう措置になるのでし

ょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　この中の条例につきましては、いろいろ前細かい話を説明させていただきましたけれども、面積要件も1,000、それから延床面積も500、それからこれらの指定につきまして、当然指定の申請が出された場合には、これらの今説明をさせていただきましたけれども、そういった法人の登記事項証明書、定款、土地の売買とか建築基準法、これらのものを添付して出してもらいますので、当然その企業がどいうものなのかというのは申請が出た段階で認定をしていく形になります。ですから、改めて最初からそういった形での見方というのは余り考えていないのかなと。来ていただける企業は優良企業というふうな見方を考えさせていただきます。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ブラック企業に補助金っていいますか、出すというのは余り社会的にもまずいのではないかと思うのですけれども、死ぬぐらいにも働かせておいて、そして給料が安いということですから。来ていただいて雇用機会の拡大になるからということであっても、そういう企業には町長が特に必要と認める場合がありますので、助成金は支出しないということが必要だと思うのですが、ちょっと考え方伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ご指摘のとおりだと思うのです。今こういう経済状況の中で企業として社会的責任をなかなか果たせない。それとまた社員に対しても決まりの法規に沿った形の対応はとれているかどうかというのもしっかり問われる時代、ときになっています。そういう中で嵐山町がこれ何でつくるかというのは、再三申し上げているように、人口対策というのが町にとって一番の問題だと思うのです。今、喫緊の課題、日本中そうですけれども、少子化の対応、高齢化の対応、そして働き盛りの人が減っていく、これらにどう対応するか。それらが自治体をこれから存続をさせていくための二本足で立てる財政の確保というようなこと、そういうことも今一番のあれだと思うのです。しかし、それらを何でもかんでもというのを、当然行政がやることですから、

やはり企業なら企業としての社会的責任をしっかり果たしていただく。それと、そこのところに使っていただくことを目的としているわけですから、来てもらう。そこのところに就職をさせていただいたと、行き出したと。だけれども、結果とするととんでもないことになってしまったというようなことになってはもう元も子もないわけですので、そういうようなことには当然注視をしていかなければいけないなというふうに思いますし、そういった企業でない優秀な企業、そして地域に貢献をしていただけるような考え方を持った企業、そういう経営者に入ってきてもらいたい、そういう基本的な考え方のもとでこの法律が、この条例が生きた形で使えるようにしていきたいなというふうに考えています。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　少し細かく、細かくというか内容について聞きたいと思うのですが、４条の（５）なのですが、新設等の等は何を意味をしているのでしょうか。

それで、別表の部分ですけれども、奨励金と雇用促進奨励金については企業に行くと、それから従業員の転入奨励金については個人ということになると思うのです。町内企業についてもこの条例を適用するということになっているわけですけれども、従業員の部分について、従業員の転入奨励金についてちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うのです。企業については10人以上という条件があるのですが、従業員の転入奨励金については、これはこの要件だと１人でも可能ということになるのでしょうか。雇用促進奨励金と同じように10人以上ではないと、新規についても10人未満だと対象にはならないということなのかどうか。同時に先ほど言った新規等の等なのですけれども、移転や増築部分については該当になるということですけれども、業種の拡大という面については、この対象になってくるのでしょうか。名前を出して申しわけないのですが、例えば環境センターの場合は土木関係のほうが仕事としてふえてきているわけです。だから、そういう企業が嵐山町の中にもあるわけで、そうすると新規雇用もそこで当然雇用の部分も出てくるというふうになってくるわけで、そういう点では業種の拡大についてはどういう扱いになるのか。

３点目については、町長がこの新規事業の中で雇用促進の事業を始める、転入者について子供さん、あるいは若い人の転入について助成を出すと。この部分は並行して、この新規従業員は並行して助成の対象になるということなのかどうか。

それから、４点目ですけれども、事業開始前後６カ月ということなのですね。そういう点では、事業を始めて６カ月で募集をかけて再募集というのがなかなかとりにくいのではないかなと。だから、そういう面では事業開始後の期間をなぜ６カ月にしたのか、人数が10人という限定の中では、この６カ月という感じだと再募集をするという期間が果たして、私よくわかりませんけれども、とれるのかどうか。その６カ月のこの基準というものが何かあったのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　まず、条例の新設等のお話ですけれども、第３条、優遇措置で新設につきましては、事業所の新設、増設、または移設、これを新設等という形でうたっています。ですから、新設、増設含めた形になるかと思います。

次に、従業員奨励金、これにつきましても、これは個人に行くのではなくて企業になります。

それから、町内企業10人以上ですから、まず面積要件1,000平方メートル、延床500平方メートル、それで第４条の指定要件に全部該当しないと、まず対象にならないということになりますので、基本的に始めるのは10人のが原則になります。それから、今言ったこういった雇用の関係では、それを限定しますので、例えば雇用奨励金が10人のうち、10人が原則ですので、それがさらに10人抜いて雇用が１人発生していますので、１人がたまたま町内であれば１人でもオッケー、例えば20人いて10人、全体が例えば30人なら30人いてスタートして、町内の方が30人であれば300万という形になるかと思います。

それから、業者の関係になるのかなと思うのですが、やはり指定の要件になるには、まずこの指定の要件に全部合ってこないとできませんので、途中から今やっているのを新規で、新規というわけではないですけれども、新たな事業を起こした形でないと、この指定要件に該当しませんので、該当できないというふうになるかと思います。

それから、事業開始前６カ月、後６カ月というのがあるということで、この条例につきましては最近つくられた条例を参考にしていますので、そういったところから引用をしていますので、当然スタートする前に募集もかけ、やるかなと思いますので、そういった形で考えています。

それから、従業員奨励金につきましては、当然事業を始めてから雇うわけですので、転入しますので、当然10人以上の中に入ってこないと、なのかなというふうに思います。

以上ですか。

○青柳賢治議長　清水議員、町長の答弁求めますか、新規の。今の答弁でよろしいですか、転入奨励金の。

清水議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、今の話ですと、企業奨励金も雇用促進奨励金も従業員の転入奨励金も全部企業に行くお金ということなのですね。そうすると、この雇用促進奨励金と転入奨励金の違いというのはどこにあるわけですか。促進奨励金については10人以上だよという限定がありますよね。企業転入奨励金というのは、外から入って、要するに町外の人が就職したときに入るということで、町内と町外とここの部分で分けているということなのかなというふうに今聞いていたのですが、そうすると、当然企業に行くのだとすると併給も何もないわけで、そういうことでいいのでしょうか。そうすると、例えば町外の人が嵐山の企業に就職した場合についての要件としては、人数要件はないということでよろしいのかどうか。それから、当然そうすると増設、移転ということ以外は考えていないということですから、業種の拡大というものもこの範疇には入っていないということになるのかなと思うのですが、そういうことでよろしいのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　まず、雇用促進奨励金につきましては、町内の方を雇うのが概則になります。それから、従業員の転入奨励金につきましては、事業を起こして、事業を開始して、受理でスタートをして、新たにそこから事業開始後６カ月の間に新たな従業員が生まれて嵐山町に越してきたよということが、それで継続して１年以上嵐山町に住んでいる方ということで従業員転入奨励金という形になります。わかりづらいですかね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　この奨励金について、ちょっと簡単というのでしょうか、考え方だ

け申し上げたいと思います。

雇用促進奨励金というのは、この条例の大きな目的、まちの産業の振興、それから雇用の拡大､進出した企業が町民を雇っていただくのを奨励しようとする奨励金です。従業員転入奨励金というのは、会社を嵐山町につくって進出をしてきたと、町内から採用していただくと大変ありがたい話ですけれども、現在抱えている従業員さんが嵐山町に転入を、要は期待をして嵐山町に住んでいただければ、その方にも奨励金を差し上げますよと。嵐山町の人口減等を頭に置きながらこれらを奨励をしていくという考え方です。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、従業員転入奨励金というのはあくまでも嵐山の企業に就職する時点で嵐山に越してこないと該当にならないということになるのかなというふうに思うのです。それは、人数要件はあえて規定をしないということでいいのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　人数要件につきましては、当初企業が新規で10人以上立ち上がっていて、それ原則になりますので、それに、例えば５人が外から来て15人になったということになれば５人の方が対象になるのかなと。極端な話が30人までは限度額、バーで見ている形になります。ですから、当初12人でスタートして町外から新たに30人雇って町内に住んでくれたとなれば該当してくるのかなと思います。

それから、先ほどちょっと話を言い忘れたのですけれども、業種の関係で、例えば製造業をやっていて、あるいは運輸業もこれに合わせて新たに起こしてこれを会社でやるということであれば、当然この該当要件に該当してくれば該当になります、当然立ち上げる話ですから。そういった形で考えています。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

○10番（清水正之議員）　意味がよくわからないのだけれども、一番最初に言った１人でも該当するのですかという意味なのだけれども、従業員転入奨励金というのは、今の話ですと、例えば10人いて新たに５人いれば、５人分が該当すると。それは１人で

も該当する、５人いて６人でも該当するという、１人分が該当するということなのですか。

○青柳賢治議長　答弁求めましょう。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　限度内が300万ですので、30人分ですけれども、40人分でいいのですけれども、１人からということで、数的には１人10万円という形でうたっていますので、１人でも２人でもということでいいかと思います。

○青柳賢治議長　ほかに。

河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　今の清水議員さんとの関連もあるのだろうと思うのですけれども、例えば外国人労働者、これがこれからもふえてくるのだろうと思いますし、群馬県の太田市ですか、あれなんかですと、かなりそういう面でのいろんな関係で出入りが激しいということも聞いているわけなのですけれども、例えば嵐山町が企業としてやっていく中でどこかの町に住まわせた人を必要によって嵐山町に、12条ですか、住まわせて、そこで事業を展開していった場合の外国人労働者の扱いというのはどういう形になるのでしょうか。この４条の５の雇用保険法、昭和49年法律第116号で、ここに、ちょっとこの法律、私も中身までちょっと調べていないのでわからないのですけれども、第４条第１項に規定する被保険者であってという形なのですけれども、この辺のところの解釈の問題でどうなのでしょうか。

それから、もう一つは派遣会社からの関係で、派遣会社が別のところにあって、たまたまその人が嵐山町の企業に、嵐山町に住んでいながら派遣会社の形で、例えば企業の中に雇われていくという人でいた場合に、その企業にとってはどういう扱いをしていくのでしょうか、その２点をお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　まず要綱、こちらにもうたっているのですけれども、当然申請の段階で、まず労働者名簿という形で当然申請の段階で労働者名簿出てきます。それで、今まず嵐山町にいるのかというところでは住民票登録等、当然今度は雇用の関係で、雇用関係、定款、先ほど第４条につきましては、被保険者とは適用事業に雇用される労働者、要するに雇用関係が生まれているという関係になりますので、そうい

ったことが必要になってくるかなと。ただ、派遣職員だとこういう形、個人ではなくて会社との契約になってくるのかなというふうな形で、ちょっとその辺の違いが出てくるかなと思います。ですから、外国人の方が雇われて、住所を嵐山町に移して１年間継続するのであれば当然該当になってくるのかな。ただ、１年間以内しかいない場合は、当然該当にはなってこないのかなという形になるかなと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、嵐山町に移り住むという形になってくれば、当然嵐山町に住民税を納めない限りはその対象にならないということになるのでしょうか。この文書からいくと、そうなのかなというふうに思っているのですけれども、その辺は明らかに外国人労働者でもその人数については、嵐山町にあくまでも住民税を納めるということになってくるのでしょうか。そこら辺はどうなのでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　当然１年間働くということは、それなりの収入があるのかなと思うのです。となれば、多分納める形になるのかなと思うのですが、ただどうしても基準日というのがありますので、１年間働いて、例えば、変な話が、２月に引っ越してきて１年間となると、１月１日の基準日というのがありますので、住民税納めるかというと納めない可能性もありますよね。基準日がずれることによってちょっと変わってくるケースがあるのかなと思うのですが、原則はやはり住民登録があってそこの会社に１年間雇用されたというそれなりの、そして住民票もあれば雇用された条件的なもの、労働者名簿もつけてもらって１年間働いたよというのを明確にしてもらった書類を出していただいて、それを確認させていただくというふうになるかと思います。だから、原則的には当然納めていただくようにはなると思います。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　補足をさせていただきたいと思うのですけれども、いろんな雇用形態の中で不安定な雇用形態が今問題になっているわけですけれども、この町で企業誘致条例で奨励しようとしている企業は正社員の雇用ということですから、そこのとこ

ろが派遣だとか契約だとかということではなくて、ここにある雇用保険法云々という記述はまさにそれを明確にするための記述でございますので、正規な社員ということでご理解いただければ大変ありがたいと思います。

○青柳賢治議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　施行規則ですかね、有効期限がサンセット条例で10年間というふうになっています。嵐山町では、大体この企業誘致条例でどのくらいの企業が来てくれて、そして嵐山町はそれに対して各奨励金と、それから水道料金の減免等どのくらいになるというふうな見込みがあってやっていらっしゃるのか。これ10年間で、これからやっていくためには、この企業誘致条例を実際に施行していくためには、職員とまちと、それから実際に入ってきてくれる企業者との頻繁な関係があると思うのですけれども、それに向けての準備というのはどのくらいできているのか伺いたいと思うのです。せっかくつくってもそれに対してきっちり体制ができていかないと難しいと思いますので、それを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　今回の条例につきましては、町内全体になりますので、人数的には入ってくる企業が幾つという形では把握はしていませんけれども、従来より工業地域につきましては川島地区もそうですし、花見台も幾つかあいておりますし、また今回の条例につきましては、敷地面積も1,000平米、それから延床も500ということは、ある程度そういった小売業も見ていますから、かなりの数が出てくるのかなとは思います。ですから、そういったところでかなり忙しくなるのかなとは思っています。

以上です。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　10年間という期限つきですよね。ですから、期限つきであるためにどのくらいの形で考えていて、すみません、これ当初になってしまうかもしれませんけれども、そういったことも考えての具体的な実施するための、当たっての体制というのはこれからつくっていくという形で、誘致条例以上のものが、実際に条例がつくられたりそれを施行するために非常な時間と労力が必要になってくるわけですけれども、それについてはどのように考えていくのか、町長に伺います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　効果ということかなと思うのです。あちこちのところでいろんな誘致条例をつくったり、工業だけでなくて東武線の沿線だとか、どことかというと、もう町ごとに駅に看板、看板というかチラシをあれして、それでうちに来てください、うちに来てください、やってるわけですよね。ですから、それと同じような状況なのですが、嵐山町の置かれている今、懐ぐあいもありますし、いろんな感じのことを考えて何にもしないでいていいのかということと、どこまでできるのかというちょうどそこところのあれが今回の誘致条例の中でも内部でいろいろ検討がされました。そして、これでは魅力ないよな、これは出し切らないよなというようないろんな意見の中でこのところに落ちついたというのが実情です。それで、これを魅力的に感じていただけるか、何だよって見るか、それによっては100人になろうと100平米だと関係なしに動きが行ってしまうと思うのですが、何らかのインパクトはあるのではないだろうかということで、今回この条例をご提言させていただいた、そういうことでございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　１点だけちょっとお聞きしますが、町の中には工業を導入しようと、ここにぜひ誘致したいというとこが何カ所かあるかというふうに思うのですが、特にそこのところに来ていただいたらこういうものが優遇措置がありますよという、そのような考え方はなかったのですか。どなたでも結構ですから、答弁をいただきたいと思います。

〔「質問内容がよくわからない」と言う人あり〕

○４番（長島邦夫議員）　工業を、製造業、どちらでも構わないのですが、誘致したいというところが何カ所かありますよね、嵐山町の中には。そこのところに、来ていただいた方には特に優遇をしますよという、そのような考え方はなかったのですか。どこの場所というふうなことは何カ所かあるかというふうに思うのですが、私が知っている限りでは、あそこは大ケ谷、あそこは指定になっていますけれども、インフラの整備も何もされているわけではなくて、ここへは来てくださいよということだけなのですが、そのようなところに企業を誘致する場合に、ここに来たら特に優遇するものがありますよというものはかなかったのですか、考え、この企業誘致条例をつくる中

において、そういうことを聞きたいのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　嵐山町の工業振興というのでしょうか、工業誘致の考え方というのは、総合振興計画でもその土地利用構想に町内数カ所、工場あるいはインター周辺開発とか、名称は違いますけれども、工場を誘致しようというのはまちづくりの方針、基本的な方針にあるわけです。それを具体的にどういうふうな形で企業進出を進めるかというその具体策において、話が余談になるかもしれませんけれども、平成７年、５年から７年当時花見台をつくった当時は誘致条例というものをまず持たなくてもどんどん企業が進出された時代です。それから今から14～５年前からでしょうか、どんどん町内、国内から海外に企業が進出をしていって、さらに経済のグローバル化等の問題から、国内の企業の投資が少なくなって、企業にどうしたら町内、あるいは市内に残っていただけるのかというふうなそんなえらい時代に入ってきたわけですけれども、そういう中で埼玉県内でも半分を超える市町村が企業誘致条例を持つような時代になってきて、嵐山町においてもこの条例をつくる基本的な考え方というのは町長の方針の中の、町がどうしたら活性化を図っていくか、人口減社会に対してどう先手を打っていくかというふうな、そういう基本的な考え方の中でこの条例が考えられてきたわけですけれども、インター周辺にしても、その他の地域にしてもそれを進めるべく企業支援課をつくって進めてきたわけですけれども、その具体的な進め方においてはなかなか待ちの姿勢というのでしょうか、外から企業が進出していただくそういうお話があったときにいろんな形で相談に応じるというふうな受け身の体質だったわけですけれども、そうではなくて今後はもっと打って出るていうのでしょうか、自分たちでも優遇措置を持ちながら企業に対して誘致を積極的に進めていく、町に企業進出のお話があったときにはウエルカムの姿勢でその企業に対して何とか町内に来ていただけないかというふうなそんな取り組みの姿勢を表に出していくと、そういうことで考えておりまして、これから今具体的に進めているプロジェクトがどうなるか今後のことでございまして、ぜひその点につきましてはご指導をいただきながら町のほうも進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　お話はわかりました。またの機会に提言をしていきたいとい

うふうに思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　今回この誘致条例が設定されるということで、何年も前から議会でも検討した経緯があるわけですが、誘致条例が制定されるということで、大変同慶にたえません。ただいろいろ検討した中で、町内企業でも移設でも一定の要件があれば対象になりますということで、外にも出ないようにという配慮がある条例が考えられたわけですが、基本的には立地支援条例だと思うのですよ、詰めて言うと。立地支援条例ではなくてずっと前からある企業、誘致条例というこの大きなくくりなのですが、こうしたことになった要件というか、最近この条例を制定しているのも誘致条例というのが多いのでしょうか。その辺を一旦経緯についてちょっとお聞きします。

それから、前に全協でこの説明をいただきました。その中に奨励金の内容ということで、そのときには水道加入金の減額措置、これも含めて１、２、３、４ってなっていたのですが、この条例には入っておりません。説明におきましては、水道のほうで措置ができるからという説明です。それはそれでいいのでしょう。ただ、我々今わかるわけですが、ホームページ、あるいはいろんな出している中で、その部分をこれだけ見たのではわからないわけですよね、水道の関係は。それの説明の仕方というのはどういうふうに考えているのですか。どっちかこの施行規則かなんかに今入っていませんけれども、それを入れておくのか、何か私はしたほうがいいのではないかと思うのですが、その辺、そうでないと、よそからアクセスしたのが水道のがわからないというふうに思うのですが、その辺の考え方はどうなのでしょうか。

それからもう一点、できて、これからアピールするやり方について、ホームページ等もあるのでしょうが、とりあえずどんなことを考えていらっしゃるのか、そのアピールの仕方をお聞きできればと思いますけれども、以上３点です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　ちょっと答弁がちぐはぐになってしまうかもしれませんけれども、まず先ほど水道につきましては水道の給水規定のほうで対応していただいて、加入金の２分の１、500万円を限度という形になろうかと思います。

それから、この企業誘致条例のＰＲということでは、ホームページはもちろんやっ

ているわけなのですが、どこの町村もそうなのですけれども、条例は条例、規則は規則という形で決まっていまして、企業誘致ってやると、それに対してぱっと見たときにどういうものがあるのだよというのがわかるような形でみんな出てきます。ですから、同じように嵐山町の企業誘致ってなればどういったものだよ、ピンポイント的なものではない、そういったものをぱっと見、ああこういうのがあるのだなというようなことでなるべくわかるものを、なるべくいろんな場所に示していければなというふうに考えています。

それから、経緯なのですけれども、これも平成22年のときにたしかいろいろ１回上げさせていただいて、そのときはたしか今と違ってまず固定資産税のほうにつきましては、５年間50％とか、新規雇用者につきましては……

〔何事か言う人あり〕

○内田孝好企業支援課長　すみません。企業誘致条例につきましては、どこのところも企業誘致なのですね。

〔何事か言う人あり〕

○内田孝好企業支援課長　そうです。ですから、企業誘致条例はそういった形ではどこの町村もそういった形の、一部違う場所もあるのかもしれませんけれども、ほとんどのところがそういった名称でやっていますので、当然ほかの市に合わせたというわけはではないですけれども、そういった内容にやらせていただきました。

以上です。

○青柳賢治議長　安藤欣男議員、答弁漏れありますか。

○11番（安藤欣男議員）　アピール。

○青柳賢治議長　アピール、ですからさっきお答えしたと思うのです。誘致のいわゆる条例で出てくるからというような説明だったように思いますけれども、もう一度あれですか。

○11番（安藤欣男議員）　それでいい。

○青柳賢治議長　内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　企業誘致条例を広く皆さんに見てもらうためには、まずホームページ上で、企業誘致となればこの条例は条例の中にありますけれども、見た段階で全町が対象になっていますよとかそういった、どういったものを対象にしていますよとか、規模的にはこうですよという形で、ぜひいらしてくださいということで、な

るべく見てわかりやすく、こういったものがあるのだなというふうになるべくわかりやすいものをホームページでは出していきたいと。詳しく見るには、今言った条例については条例のところを見ていただくなり、規則なり見ていただければいいかなと思うのですが、基本的にはそういったところでなるべくＰＲするような形、それからホームページ上だけではなくていろいろ県とかいろんなチャンスがあればそういったところにもどんどん出していきたいというふうに考えています。よろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　いろんな町村でやはり企業誘致のリーフレットというか、パンフレットというか、そういうのをつくっているところが多々あります。ですから、それを見ればすぐわかるようなことをつくるのかつくらないのか、その辺はまだ答弁ありませんが、今後考えていくのか。その中にわかるように水道のこともやはりそういうところに組み込んでいけば、ああこれもあるのだな、これもあるのだなということがわかるのですが、そういうことで私は聞いてるのです。わかりやすいＰＲの仕方をし、しかもそれを見ただけで、これだけではこの水道の関係も、条例を見ただけでは、ホームページを見ただけでは条例の水道のわかりませんから、そういうのもわかりやすくしたらどうですかと言っているので。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　ちょっとすみません、言葉が足らなくて申しわけないです。企業誘致条例につきましては、以前議会のほうでも概略、全協のほうでお話しさせていただきましたように、当然この条例の特色とか、あるいはどういったものが対象ですよとか、あるいは指定の要件はこうですよという形でそう言ってうたって、当然奨励金につきましては、今言った水道のは条例には入っていませんけれども、今言った企業奨励金、雇用奨励金、従業員転入奨励金プラス水道管理金減額措置といったものも見た形でわかるような形で載せていきたいというふうに思います。それをホームページ上で、それを特にそういったものを入れた形で見てすぐ特色とかどういった条件なのかというのがわかるような形で一応ホームページ上では載せていく予定でいます。

　それから、いろんなところで当然企業誘致等問い合わせとかあるかなと思いますので、なるべくＰＲする場所があればどんどん出していきたいというふうに考えていま

す。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　１点すみません、お尋ねします。２条の件なのですけれども、増設の件でお尋ねさせていただきますけれども、これは施行は26年の４月１日ということで決定すると、こういうふうな施行になってくるわけですが、現時点で考えられるような企業がこれに当てはまっているような企業がありますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　この条例の中で施行期日が４月１日ということでなりますので、その下の経過措置として、この条例の規定は条例の施行の日以後に、要するに４月１日以後に事業所を開始するところが対象になりますので、ですから４月１日以前ではだめだよとなります。ですから、例えば増設の場合ですと、当然……

〔何事か言う人あり〕

○内田孝好企業支援課長　増設ですと、例えば増設といった場合には当然全部壊してやる場合もあるでしょうし、一部を壊してまた建てかえとかあると思うのです。ただ、事業とすれば動いているわけなので、それはそれですけれども、壊して増設した部分が動き出すときがいつなのかというところで４月１日という形になるかと思います。ですから、例えば増設でつくった工場が稼働を始める、正式稼働を始めるのがいつなのかというところで基準日を４月１日以降という形になるかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第１号　嵐山町企業誘致条例を制定することについての件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休　　憩　午後　２時４８分

再　　開　午後　３時００分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ご報告申し上げます。

小久保教育長につきましては、所用により退席しておりますので、ご了承願います。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第４、議案第２号　嵐山町立吉田集会所設置及び管理条例を廃止することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第２号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第２号は、嵐山町立吉田集会所設置及び管理条例を廃止することについての件でございます。

嵐山町立吉田集会所の耐震診断の結果、危険建物と判定されたため、施設の使用を中止とし、本条例を廃止をするものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　吉田集会所については、今町長の提案説明にあったように廃止をするということで、使用も昨年１年間はしなかったということだったわけですけれども、一般質問の内容と少しダブってしまう部分もあると思いますが、底地、あそこの土地については、土地の所有者というか、町の土地になっているのかどうか、ま

ず先にお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、施設の解体の時期についてはいつごろを予定しているのか。同時にあの集会所施設がなくなるということで事業そのものは北部交流センターのほうに行くということで、北部交流センターそのものも修繕が必要になるということであったわけですけれども、その北部交流センターの修繕についてはどういう内容でいつごろ予定をしているのかもあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

まず、底地でございますが、これは町の土地でございます。

それから、解体の時期でございますが、北部交流センターの改修事業を埼玉県の住宅供給公社の資金を活用して実施する予定でございまして、その事業の中に解体取り壊しも含めて実施したいというふうに考えております。

改修の内容でございますけれども、これはこれから利用者の意見なども伺いながら26年度で計画、設計を実施する予定になっております。

改修の時期については、27年度の前半に実施できればというふうに考えておりまして、27年度の後半からは供用を開始したいというふうに考えております。吉田集会所の現建物施設の取り壊し解体につきましては、恐らく27年度の前半、交流センターの改修の時期に当たるかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　耐震で危険という判断が出たということで、実は今年度予算で私はこういうものが使えるのではないかなというふうに思ったのですが、防災安全交付金というのが支給をされると。これが国の予算の中に入っていると。それを使えば今年度中にできるのではないかというふうにも考えたわけなのですが、これだと27年度ということですから、計画としては単費でやるというような計画になるのかなとは思うのですが、今年度の予算の中ではそうした予算が組まれているわけで、そういう予算を使いながらやるというのが、もし使えればですよ、より有利な方向に進むのかなというふうに思うのですが、この交付金の事業の内容というのは研究したことがありますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　担当課のほうとしては、検討したことはございません。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

今ご指摘をいただきました防災安全事業交付金の関係でございます。平成26年度事業でこの交付金を利用しまして１―14号ほか９路線の舗装修繕工事をやることになっておりますけれども、今回の吉田集会所あるいは北部交流センターの改修事業については、該当するのが多分難しかったということで、考えの中には入っておりましたけれども、公社を利用させていただいてやったほうがよりスムーズにできるということでそういう判断をしております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第２号　嵐山町立吉田集会所設置及び管理条例を廃止することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第５、議案第３号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第３号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第３号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

吉田集会所運営委員会委員を別表から除くため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第３号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第６、議案第４号　嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第４号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第４号は、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件でござ

います。

国民健康保険法の特例措置の変更に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長　議案第４号の細部についてご説明させていただきます。

議案書裏面の新旧対照表をごらんください。今回改正をお願いいたしますのは、被保険者の一部負担金の負担割合を定めた第６条の規定を削除と改正させていただくものであります。改正前の第３号に規定されている70歳以上の方の負担割合は、国民健康保険法第42条第１項に２割と規定されております。しかしながら、これまでは特例措置として１割に据え置かれていました。その特例措置が見直され、平成26年４月２日以降70歳になられる方から順次２割負担をしていただくことになりました。そのため、第３号の改正が必要となったわけですが、今回削除と改正させていただく理由としては、本条例第１条に法令に定めがあるもののほかを定めることとされており、また第６条は国民健康保険法第42条第１項に規定されていること、また既に改正をしている他市町村の状況を参考にいたしまして削除と改正させていただくものであります。

最後に附則ですが、この条例の施行日は平成26年４月１日とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　人数的には何人になるのでしょうか。それと金額的なことがもしわかりましたら伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

４月２日以降70歳になられる方、26年度中ですけれども、今の現在で行ったらと、転入とか喪失がなかった場合ということですけれども、推定といたしますと229人を予定をしております。金額についてはちょっと計算をしておりません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに、10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今課長が話があったように影響するのが70歳から74歳の人というふうになると思うのです。確かに国そのものは後期高齢者との関係で条例上は２割負担というふうになっていると思うのですが、特例として暫定的に１割にしてきたと、その特例措置をなくすというのは今度の制度改正なのだと思うのですけれども、国そのものはなぜ特例を設けたのかという点をまずお聞きをしておきたいと思うのです。

そういう面では、ゼロ歳から６歳は２割負担、７歳から69歳までは３割負担、今度70歳からが２割負担になって75歳からが１割負担というふうになると思うのです。そういう面では、今金額の話が出たわけですけれども、国はこの２割負担にすることによって2,600億円の減少を見込んでおると、５年間で。そういう点では、これが全部移行になるのが平成31年になると思うのですが、患者負担そのものは1,900億ふえてくるというのが出てきています。そういう点では、平成22年にやった国民基礎調査の資料からすると、65歳から69歳までの年収が平均で236万円と、70歳から74歳が198万円と、そうした年収に比べて医療費は平均で65から69歳は41万円かかっていると、70から74歳は55万6,000円年間でかかっていると、これが平均になっていると。年収が少なくなりながら医療費そのものは上がってくるというふうになっていると思うのです。そういう面では、この間お年寄りの皆さんについては全国的に、嵐山町はちょっと介護保険料が据え置きましたから、全国的には年金が減らされながら介護保険料が上がって、この調査からしても医療費が上がってくるという点では、私は２割負担にする、戻すということが本当に妥当なのかどうかと。そういう面では、なぜ国が特例の１割負担をずっと設けてきたのか、その意味というか理由というか、その部分がもしわかったら教えてください。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えいたします。

この特例措置を設けた時期というのは、平成20年度に後期高齢者医療が始まったときに老人保健法がなくなりまして、そうなったときに１割という特例を設けたのだと思うのですが、そのときにはすぐに２割負担ということになりますと、負担増というのが激変っていいましょうか、そういうふうになってしまいますので、その分を考慮しながら１割負担ということで据え置いてきたのだというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そのとおりなのです。後期高齢者の制度を導入するときに非常に問題が出てきた。そういう面では１割負担というものを持ちながら導入してきたと。これに合わせるために国は２割負担という方針を掲げながら後期高齢者の負担と同じような形で70から74歳の特例を設けたわけです。そういう面では先ほど国民基礎調査の統計をお話をしましたけれども、そういう点では年収が減りながら、ここで医療費を１割から２割に切りかえるというのが今度の条例改正ですよね。そういう面では、国そのものが医療費を2,100億円、給付費を1,400円削るということも統計の中では言われているわけです。それだけ今度の患者負担はその分ふえてくると、これは嵐山町でもそういう形になってくると思うのです。そういう面では、嵐山町の中で、この医療費を１割負担から２割負担にすることで、どのくらいの影響が出てくるかという計算はしていないって言いましたっけ。少なくも国では1,900億円の影響が出るということになっていますので、それ相応の影響が出てくると思うのです。その部分はきちっとやっぱり平成31年にはもう全ての人たちが２割負担に移行するというふうになるわけで、その辺の影響も出しておいていただきたいというふうに思うのですが、そういう背景を持ちながら、今度の条例改正が行われるのだというふうに思うのですけれども、なぜここで嵐山町は国がそういう形でする中で、今度の条例改正を行うという決断をしたのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えいたします。

町のほうが条例を改正させていただくということは、４月、さきにも申し上げましたとおり２日以降に70歳になられる方から２割負担ということになりますので、それに合わせて嵐山町のほうも改正させていただいたということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

10番、清水正之議員。反対討論どうぞ。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。議案第４号　嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについて反対をいたします。

先ほど質疑でお話をしたとおり、今度の条例改正は、とりわけ70から74歳のお年寄りの皆さんの医療費負担分を１割から２割に引き上げるというものです。この１割負担は、後期高齢者導入時点での75歳以上の人たちと同じにするという意味で導入がされました。そうした点では、70から74歳の負担分が全国的には患者負担分1,900億円がふえてくるいう形になっています。お年寄りの収入そのものが減る中で、年金が削られる、介護保険料が引き上げられる、こうした中で医療費そのものも69歳まで41万円だったものが55万6,000円という形で、年齢が上がるに従って医療費がふえていく、そうした点では１割から２割負担を実施をせず、１割負担そのまま据え置くというふうな考えを求めていきたいというふうに思います。

したがって、この条例について反対をいたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第４号　嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第７、議案第５号　嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第５号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第５号は、嵐山町給水条例の一部を改正することについての件でございます。

消費税法の一部が改正されたことに伴いまして、水道料金及び加入金についての消費税率の上昇分に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　議案第５号の細部についてご説明をさせていただきます。

改正条例の裏面をごらんいただきたいと思います。料金、第27条及び水道加入金、第34条中に規定しております消費税分100分の105を、改正後では100分の108と改めるものでございます。

附則の第１項は、施行期日を定めたものでございまして、本年４月１日から施行するものでございます。

附則の第２項は、経過措置につきまして規定されておりますが、施行期日前から引き続き水道の使用をされている方は、水道料金を算定するための水道メーター検針を26年４月中旬から下旬にかけて実施されますが、４月に検針する水量に関する料金は、消費税を５％で計算して請求を行う規定でございます。

なお、本来４月に検針を行いますが、５月以降に大きく検針日がずれ込んだ場合など、特殊なケースに限る場合の規定が表記されております。今までの町の検針においては該当するものはございません。

附則の第３項は、月数の計算方法を定めたものでございます。

附則の第４項は、施行期日以降新たに使用を開始される方には、８％の消費税を負担していただく規定でございます。

附則の第５項は、水道加入金の取り扱いについて定めたものでございます。

なお、今回の経過措置の表記につきましては、税務署からのご指導により行ってお

ります。

また、以前消費税が３％から５％へ変更されたときの条例改正と同様の表記をしております。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　消費税が８％になるに当たって、市町村によっては水道料金自体を下げていくというふうな措置をしているところもあるのですけれども、そのような考え方はなかったかどうか伺います。

これは、嵐山町の場合、１年ほど前に水道料金は、１年ほど前でしたよね、下げましたけれども、それでもこの条例改正、消費税に合わせて水道料金を下げていく、公共料金を下げていく、現状と同じ形にしていくという措置をとっている市町村もあるので、その点についてどのように考えられたか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

水道料金につきましては、平成25年４月から約4.8％、９％近い料金の引き下げを行ったばかりでございました。その中で、健全な経営を目指していくということも水道事業会計においては課せられた使命でございまして、今回の消費税の改定につきましては国のほうから適正な転嫁を行うというような指導がなされておりましたので、それをもとに適正な転嫁をさせていただくということで考えたものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　町全体でどのくらいの収入増になるのか伺いたいと思います。

それから具体的に５立方の場合、幾らから幾らになるのか。５立方、10立方、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

26年度当初予算ベースでいきますと、約1,098万円ぐらいの消費税分が影響になって収入増になるかと思います。

それから、使用水量によって料金がどのくらいの影響を受けるかというご質問かと思います。ゼロ立方から10立方までというのが、今まで1,050円だったのが1,080円、これは基本料金ですけれども、影響額が30円、これで６回を掛けました年間で180円という金額です。

それから、20立方の場合ですと、新税率になりますと1,890円、旧料金に比べて53円、２カ月に１回で影響があります。それを６回掛けた金額でいきますと318円というような額になるかと思います。30立方以上も、よろしいでしょうか。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほど消費税の影響額が1,098万円という話がありました。25年度の純利益が幾らになっているか、26年度末の純利益が幾らになるのか、そして内部留保資金そのものが25年度末で幾らになるのか、わかったら教えてください。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

平成25年度の金額につきましては、まだ期中でございまして決算が出ないとちょっと、利益が幾らになるかというのは確定できません。

それから、それ以外のご質問の件につきましては、今現在手元に資料がありませんので、ちょっとわかりません。大変申しわけありません。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　この前説明をしてもらった資料によると、25年度末の純利益は2,439万6,000円、それから26年度末の純利益は2,951万1,000円という純利益を見込んでいると。25年度末だから、そういう形になるのだと思うのですが。そのほかに、では現金預金が幾らあるか。現金預金については10億8,226万9,000円と、流動資産の合計が11億3,158万4,000円という資産があるわけです。そういう点からすれば、多分26年度は消費税の値上げ分を予定しているのかどうかわかりませんけれども、純利益

だけでも2,951万1,000円上がるという点からすると、消費税の影響額よりもはるか多くなっていると。そういう点からすれば、水道会計全体から見れば、この引き上げをしなくてもできるというふうに私は思うのですが、先ほどの質疑の中にもありましたけれども、そういう点からして引き上げをしない、あるいはそういったものを消費税の引き上げ分だけは水道会計で見てくという判断はなさらなかったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

水道事業会計のおっしゃるとおり、見込まれる利益もあるわけですけれども、基本的に施設整備の更新、これから将来にわたって人口が減少する見込みがある中で、今後の水道事業をどのように運営していくかという一つの見方があるわけでございまして、そういうものを含めて経過年数がたっている施設等もあります。今耐震診断も行っている施設もありますけれども、今後の施設整備の中で内部留保資金を使って更新がうまくいくかどうかということも考えながら、事業展開が必要かなというところで、今回につきましては、将来にわたってアセットマネジメントという考え方がこれから問われておりますので、そのためにも内部留保は必要な額というふうに思っているところです。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　水道会計そのものは、企業債を使って運営するというのはどこの自治体でもやられているわけですけれども、今度老朽管に対しても耐震管に対しても国は一層進めていこうという予算を組んでいるわけです。そういう予算が当初予算の中では見当たらなかったわけですけれども、そういう点ではどれだけ受益者に対して負担の軽減を図っていくかという点からすると、そういう努力というものをしていかないで、安易にとは言いませんけれども、こうした純利益や内部留保資金そのものがある中で、それだけに頼るということではなくて、しっかりそういうものを取り入れながらやることそのものが水道会計の健全化というふうに言われるのだと思うのですけれども、そういう点ではそういう努力が新年度予算の中では見られていないのですが、そういう面では私は今回の経営状況というか、26年度末でも水道の影響額は1,098万円出てくる中で、純利益だけでも2,951万1,000円の純利益が出ているという

ことになれば、あえてこの時期に、住民の暮らしそのものが大変な時期に上げる必要はなかったのではないかと。先ほど言ったように、去年の４月からわざわざ水道料金を引き下げようという形で4.9％引き下げてきた。その前は工業系の軽減を図ろうということで工業系の水道料金を引き下げてきた。そういう経過がありながら、純利益も出ている、内部留保もある、そういう中であえて今回消費税を上げないで賄うという判断はしなかったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

国の補助金を使って、あるいはそういう経営努力が見られないのではないかというご指摘があったかと思いますけれども、26年度予算におきましても国の補助金を1,500万円いただいてやっていくつもりで予算を組ませていただきました。この国の補助金をいただくに当たって、これから変わってきているというのは水道事業会計においてもアセットマネジメントを行い、今まで拡大してきた施設は老朽化して、今後人口減少社会の中でどのぐらいの施設がどのくらいの時期まで必要なのかというものを考えた施設の管理という考え方が必要、問われている。来年度の補助金申請に当たっては厚生労働省が用意している簡易診断でありますけれども、そういうアセットマネジメントを使いながら補助金申請をしてこいというような方針が出されておりまして、それに沿って事業を進めていこうというふうに思っています。それを出さないと補助金の採択にならないような考え方まで示されているというところでございまして、そんなアセットマネジメントをしますと、いつの時期に更新期間が来て、それがどのくらいの費用がかかるかというのを将来予測も出した上で、事業の展開をしていかなければならないということでございまして、水道管につきましては基本的に法定年数というのが定められておりまして、現在の法定年数は40年間でございまして、布設整備を第１次拡張、第２次拡張を行ったわけですけれども、老朽管に対しての更新計画をつくりながらアセットマネジメントをしていくということになってきますと、人口減少の中の将来予測を立てた中で、今後どんどん経営的には厳しくなってくるのが見込まれるというような状況から、料金の値下げについては考えておりません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論、10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。

議案第５号　嵐山町給水条例の一部を改正することについて反対をいたします。

水道料金の消費税の影響額は1,098万円です。25年度末の純利益2,439万円、26年度末の純利益2,551万円、これだけで考えても水道料金の消費税転嫁を賄う金額となっています。同時に内部留保資金である現金預金10億8,226万円、流動資産合計として11億3,158万円が積み立てられています。こうした点を考えるならば、消費税８％を十分賄える、嵐山町の消費税の影響額を十分賄える金額となっています。したがって、消費税そのものを転嫁せず、それこそ健全財政を目指し、住民負担を軽減する立場で消費税の影響額を賄う方針を立てるべきだというふうに思います。したがって、本条例の反対を表明するものです。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第５号　嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第８、議案第６号　嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第６号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第６号は、嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件でございます。消費税法の一部が改正されたことに伴いまして、本町が定める使用料について消費税率の上昇分に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　議案第６号の細部についてご説明をさせていただきます。

裏面の改正条例をごらんいただきたいと思います。

使用料の算定方法第20条中に規定しております消費税分100分の105を、改正後では100分の108と改めるものでございます。

附則の第１項は、施行期日を定めたものでございまして、本年４月１日から施行するものでございます。

附則の第２項は、経過措置についての規定でありますが、下水道の使用料について、水道の使用料をもって料金の算定をしているため、嵐山町給水条例の改正に伴う経過措置と同様の経過措置についての規定でございます。

附則の第３項は、月数の計算方法を定めたものでございます。

附則の第４項は、施行期日以降、新たに使用開始される方には８％の消費税をご負担いただく規定でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　総額でどのくらい負担がふえるようになるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井益男上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

今手元に予算の資料を持ってきていなくて大変申しわけなかったのですけれども、約500万円近い金額だったと思います。申しわけありません。失礼します。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　25年度の当初予算を見ていたのですけれども、消費税支払い額が499万円の予算で、下水道の使用料のほうが、これで見ると金額ですけれども、1,184万5,000円かな、消費税が。そうすると、そこの部分で嵐山町のほう、消費税というのは支払い部分のほうが多いのです。それは、だから相殺すると住民の方からいただく消費税分よりも支払う部分のほうが少ないのです。そこのところの問題というのは結構あるのかなと思うのですけれども、そこについてはどのようなお考えを持っていらしたのか伺いたいと思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　下水道使用料に伴って下水道会計に入ってくる消費税と、それから25年度までにつきましては、下水道事業で事業実施するために伴って出ていく消費税、公共下水道の工事、それから流域の負担金等に伴う費用、そういうものが大きな金額だったものですから、料金として入ってくる消費税よりも事業で出す消費税のほうが多いという状況だったと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私のほうで勘違いしているのかもしれないのですけれども、消費税ですよね、公共下水道費の、失礼、一般管理費のほうの消費税になっているのですけれども、そうすると、ここでは消費税分という形では出していないということですね。それは予算、決算の中で消費税分としてそこのところで上げてはこないでやってきているということになるのですよね。そういうふうなやり方で今後もやっていくということですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

下水道特別会計も水道事業会計と同様に、企業会計制度になった場合には、消費税額が表記される形になるかと思いますけれども、現の下水道特別会計という会計では、今と同じやり方ですので、消費税がどうというふうに出てくるものはないかと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今後というかあれなのですけれども、嵐山町の場合も公共事業での消費税ですよね。その公共事業での消費税がこのような形であらわれてこないというのは、私は会計自体を変えていかざるを得ないのかなというふうに思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えなのでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

特別会計を法適用を伴う会計制度に改めるかどうかというのは、国のほうで今有識者会議等でいろいろ考えられているというふうに聞いておりますけれども、今現在下水道事業について法適用にした企業会計に変えろというような指示がありませんので、今後そのように変わっていくかもしれないという予測は今持ってはおりますけれども、国の方針に従ってやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第６号　嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第９、議案第７号　嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第７号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第７号は、嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件でございます。消費税法の一部が改正されたことに伴い、本町が定める使用料について消費税分の上昇分への対応及び所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　それでは、議案第７号の細部についてご説明をさせていただきます。

改正条例の裏面をごらんいただきたいと思います。使用料の算定、第17条中に規定しております、消費税100分の105を、改正後では100分の108と改めるものでございます。

第25条の改正につきましては、法の引用条文が繰り下がったため、改めるものでございます。改正後の追加いたしました附則の第４項は、使用料を免除する特例を平成26年度においても６カ月間延長するものでございます。

附則の第１項は、施行期日を定めたものでございまして、本年４月１日から施行するものでございます。

附則の第２項は、経過措置についての規定でありますが、浄化槽の使用料について、水道の使用料をもって料金の算定をしているため、嵐山町給水条例の改正に伴う経過措置と同様の経過措置についての規定でございます。

附則の第３項は、月数の計算を定めたものでございます。

附則の第４項は、施行期日以降、新たに使用を開始される方には、８％の消費税をご負担いただく規定でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　議案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　こちらも総額で幾らになるのか伺いたいと思います。

それから、この使用料の特例です。今単独槽でやっていて、来年の１月にこの基準に合う合併浄化槽を入れたとします。そうした場合も１月ですから、来年の６月まで５％でいいのか、それとも設置するまでの間は８％に上がるのか伺いたいと思うのです。

それと見積もりなのですが、合併浄化槽そのものにも８％かかるようになるのだと思うのですが、もう既に買い取ってあるものについてはどういうふうになるのか。４月１日以降です。ちょっとそこを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

浄化槽の使用料に対しての消費税の影響額のお答えですけれども、約35万円ぐらいの金額だったというふうに思います。

それから、１月に浄化槽を設置されて６月のときに浄化槽がどうなるかという質問でしたっけ、ちょっとそこが、そこら辺想定質問にさせてもらってお答えしたのでよろしければさせていただきますけれども、１月に、今年の１月にではなくて来年の１月に設置されて、その場合も半年間免除という形で料金のほうは免除させていただきますので、検査が終わってそれから半年間という形になるかと。ただ、検査が終わった後の次の料金をいただくのに、検針月が２カ月に１回ですので、最初に来る検針月から６カ月間という形になるかと思います。１月でも２月検針になりますので、２月以降６カ月間の免除になるかなというふうに具体的には思います。

それから、設置する合併浄化槽の消費税についてというご質問でいいのかなと思うのですけれども、それについてはこの後にもう一つ改正条例をお願いするのがあるので、上げる予定で考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　使用料の特例なのですけれども、来年の１月に設置をしたとするわけですね。問題は４月１日から12月までの水道の使用料は、５％なのか８％な

のか伺いたいのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

８％の消費税でございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうしますと、ちょっと複雑になるわけです。４月１日以降は８％になって、使用料がね、検針月によりますけれども、仮に２月ですと２月から８月までの間は５％にまた戻ると、そういうふうに課長のお答えですとなるのですけれども、ちょっとその辺整理して、では、首ひねっていますので。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　先ほどの条例改正もそうなのですけれども、引き続き使用料、使用されている方については、今回の３月分と４月分を４月の検針月に料金としていただくメーター検針をするわけですけれども、そのメーター検針は４月末日までにメーター検針された方については、その２カ月分の料金については５％の消費税です。その後の次に来るメーター検針をする月が６月になりますけれども、その６月のときのメーター検針のときには、全ての方が８％の消費税の対象になっているということでございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　月次をわかるように少し話してください。

○９番（川口浩史議員）　４月以降は８％に上がるわけですよね。来年の１月に合併浄化槽を設置しましたと。そうすると、半年間は５％ですよという、こういう規定ですよね、この特例は。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　取り違えているのではないですか。

〔「使用料を免除」と言う人あり〕

○９番（川口浩史議員）　ごめんなさい、免除か。

〔「免除」と言う人あり〕

○９番（川口浩史議員）　では……

〔何事か言う人あり〕

○９番（川口浩史議員）　いやいや、うん。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　川口浩史議員、しっかり。

○９番（川口浩史議員）　いや、そうすると、だから12月までは８％を取って、その後は使用料は免除になるから無料だと、そういうことになるわけなのですか。わかりますか、私の質問が。

○青柳賢治議長　新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　この一部改正の使用料の特例というところのことでございますけれども、新規にこれから浄化槽、転換浄化槽なり新設増改築される方の浄化槽の使用料については、26年度に設置された方につきましては、使用料を半年間免除するということでございまして、消費税ということで絡めてだとちょっとわかりづらくなってしまうのですけれども、あくまでもこれは新たに転換浄化槽あるいは新築、あるいは増築したときに設置された町管理型の浄化槽を使用していただくに当たって、その使用開始する月から６カ月間の使用料を免除するという規定だというふうにご理解していただきたいと思います。

以上でございます。

〔「ちょっともう一回いい」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　もう３回出ていますから、川口浩史議員。３回終わっています。終わっています。だから……

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　４時０４分

再　　開　午後　４時１６分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第７号の質疑を続けます。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。賛成ですか、反対ですか。

〔「両方やりたいんだよ、賛成と反対と」と言う人あり〕

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　反対いたします。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　使用料の特例に関しましては、合併浄化槽を進める上でとてもよいと思っているのですが、17条の消費税を８％に変えていくことに関しては、公共料金ですので問題が多いと思います。で、反対いたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第７号　嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第10、議案第８号　嵐山町水洗便所改造資金融資あっせん条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第８号について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第８号は、嵐山町水洗便所改造資金融資あっせん条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の実施に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　それでは、議案第８号の細部についてご説明させていただきます。

改正条例の裏面をごらんいただきたいと思います。第１条の目的について、改正前の表中の下線部分を、改正後の表中の下線部分に変更を行うものでございます。

第１条の改正は、改正前の目的、第１条に規定している水洗便所に改造しようとするものに加えて、改正後では、浄化槽条例に規定する、寄附を予定する浄化槽の修繕を行う者に対しても費用の貸し付けについて金融機関に融資をあっせんすることに改正したものでございます。この改正に伴いまして、融資のあっせん要件第３条に第５号を追加したものでございます。

附則でありますが、本年４月１日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今回のこの議案は、浄化槽を町へ寄附をしたいという予定の方が浄化槽を完璧な状態で町に差し上げなくてはいけないということで、改修費がかかるのに大変住民の方も苦慮されておりました。そういう中で、今回最高額、幾らぐらいまでの融資をお考えなのか、また何月ぐらいで返済をすればよろしいのかお伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

この融資の貸付額につきましては、融資あっせん額につきましては、最高で50万円でございます。50万円の場合、36回払いとなります。

以上でございます。

○青柳賢治議長　６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、50万円の36回ということで、こちらは利息がかからずに住民の方が取りかえることができると思うのですけれども、町のほうの利息の負担はどのくらいになるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

そのときの金融機関で融資をしていただく貸付額というのですか、金融機関でどの程度に、金額によって率になるのかというのはそのときの相場というのですか、それによって経済状況によって多少変化があるのかなと思っています。今どのくらいの割合になっているかというのはちょっと存じておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、例えば私が買いかえ、修理をしたくてお金を借りる場合には、私個人が銀行さんを選んで50万を最高までお借りするということができるのか、それとも町のほうからこちらの銀行でお借りくださいという指導があるのか、その辺をお伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

町と金融機関とで、この融資あっせんについて結んでいるところでやっていただくということでございまして、なおかつ保証人が必要になってくるということもあります。保証人につきましては、家族の方で結構ですので、そんな形で貸し付けに際しては１つの一定の要件があるということはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　あっせんの条例なのですが、新しく浄化槽を今切りかえで進めていますよね。国庫事業、県の補助金も使って進めてきた。国庫事業についてはここでなくなると。まだあるのでしたっけ。これから出てくる委託契約の関係もあるのですけれども、浄化槽そのものについての費用がこれから消費税分がどうなるかとい

うのがあるのですが、消費税が上乗せしてくるだろうなと。工事そのものは、もう申し込みを受けて工事がなかなか追いついていかないという部分があるのかどうか。そうすると、申し込みの時点での工事費になるのか、消費税が上がった部分、上がった時点での工事費になるのか、それによって４月１日を境にして工事単価というか、負担金が変わってくるような気がするのですけれども、その辺の４月１日の消費税を境に、今までの自己負担分と４月１日以降の自己負担分と、あるいは県や国の補助金等も絡んでくるのだと思いますけれども、自己負担分として考えたときにその４月１日を境にどういうふうに変わってくるのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

国庫補助事業につきましては、来年度以降も26年度予算に計上させていただいております。

それで、これは国庫補助事業、それから県費を使って撤去費、それから廃管費の補助もいただいて事業を行うわけですけれども、なおかつそのお金では廃管費が足らなかったりして自己資金が結構かかっているケースがあります。その自己資金につきまして融資あっせん条例に基づいて融資、金融機関から分割払いでお金を返していただいてという、そういうことができますよということで考えております。

それから、工事の関係でございますけれども、今現在申し込みを受けている浄化槽の基数につきましては、３月末までには工事を仕上げていただいて、それで５％の消費税ということで考えております。

２月のときに広報をさせていただいたのですけれども、町の広報でもお知らせしましたけれども、これから申し込まれる方については８％の場合もありますよということで、もう２月の時点で広報でお知らせをさせていただいております。今ＳＰＣのほうに浄化槽の申し込みをされている方の残りについては、全て３月中に仕上げてもらうように事業者のほうにお願いをしているところでございます。

それから、４月１日を過ぎれば当然消費税が５％から８％に上がってしまうわけでございまして、もし万が一そういう場合につきましては、事業者のほうで何としても考えていただくかどうかというのはＳＰＣの考え方にもよるかもしれません。ただ、基本的には年度内完成を全てしていただくというのが考え方でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、あくまでも工事をやった日付というか、３月中に工事ができた部分、やった部分、それから４月以降工事を、工事なのだから施工、施工になるのか完成になるのかわかりませんけれども、その時点で切りかえるということですよね。そうなると、今の課長の話ではないですけれども、２月、３月に申し込んだ、申し込んでも工事がされないと８％の費用になってしまうという可能性も出てくるということになるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

２月に申し込まれたときも、もうこの時期ですと、これからこれだけ基数が残っていて、工事そのものがもう終わらないという見込みがあるのであれば、お客様に実施時期が遅くなりますので、８％になりますよということをお伝えしてくださいということで事業者のほうにはお願いをしてあります。

以上でございます。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、今まで申し込んだ部分は基本的に３月までに終わるということは可能なのですね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　はい、そのようにお願いしております。そういうことで、１月末に事業者と打ち合わせ会議を持って調整をさせてもらってあります。２月以降もう時期的にどうしても間に合いそうもないという方には消費税が８％になりますよということで、前提に考えていただくようにお願いしてあります。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　２つばかりお伺いいたしますが、今回この（６）が入ったということで、推進のためには大変配慮ができてくるなと思います。今までは、これ入

っていなかったわけですが、これとは別に融資の関係で、これを活用した今までの施工がどのくらいあったのかどうかおわかりでしたら、お伺いしたいと思います。

と同時にやはり今さっき課長からもありましたように、実際工事をやっていただくということになって見積もっていただいたら、こんなに大きくなった金額が、こんなにかかるのかということで驚いている人もあるわけですが、それはそれで１つのシステムですから、理解をしていただいて推進をされて工事が施工されております。工事そのものがまだ継続をしているわけで、しかも先ほど26年についても６カ月の免除をしますよということが決まったわけですが、この資金のあっせんについても詳しく説明をしてやると、この事業の推進に多少なりにも効果が出てくるのではないかなというふうに思っておりますが、あっせんの仕方、資金のことについても、もうちょっと説明をしたほうがいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

融資あっせんに関係しまして、浄化槽においてはまだ実績がありませんけれども、公共下水のつなぎかえの関係では、この融資あっせんを使って４件の方が、４人の方が実績としていらっしゃるというふうに思っております。

それから、今回水道の料金、それから下水道の使用料を含めて浄化槽の使用料８％転嫁するというお知らせを含めて、広報に一緒に融資あっせん制度についても広報に載せていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　聞き漏らしたということなのかもしれませんが、合併浄化槽についてはこの融資あっせんのこの制度を使った人はなかったという捉え方、そういう説明なのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　大変失礼しました。公共下水道の実績で４件、今現在浄化槽においては今年になってから１件の申し込みがあって、１件の方は融資を始めるところでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第８号　嵐山町水洗便所改造資金融資あっせん条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎延会の宣告

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

（午後　４時３５分）

平成２６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

３月１１日（火）午前１０時開議

日程第　１　議案第　９号　平成２５年度嵐山町一般会計補正予算（第６号）議定について

日程第　２　議案第１０号　平成２５年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定について

日程第　３　議案第１１号　平成２５年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第　４　議案第１２号　平成２５年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第４号)議定について

日程第　５　議案第１３号　平成２５年度嵐山町水道事業会計補正予算（第４号）議定について

日程第　６　議案第２０号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

日程第　７　議案第２１号　嵐山町管理型浄化槽整備推進事業変更契約の締結について

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人 議員	２番	大野敏行 議員
３番	佐久間孝光 議員	４番	長島邦夫 議員
６番	畠山美幸 議員	７番	吉場道雄 議員
８番	河井勝久 議員	９番	川口浩史 議員
１０番	清水正之 議員	１１番	安藤欣男 議員
１２番	松本美子 議員	１３番	渋谷登美子 議員
１４番	青柳賢治 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
山下次男	町民課長
岩澤浩子	健康いきいき課長
青木　務	長寿生きがい課長
植木　弘	文化スポーツ課長
大塚　晃	環境農政課長
内田孝好	企業支援課長
田邊淑宏	まちづくり整備課長
新井益男	上下水道課長

内　田　　勝		会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一		教　育　長
簾　藤　賢　治		教育委員会こども課長
大　塚　　晃		農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成26年嵐山町議会第１回定例会第９日の会議を開きます。

これより開会いたします。

（午前　９時５８分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告をいたします。

初めに本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件につきまして討論する議員は、３月17日午後５時までに議長へ申し出てください。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第１、議案第９号　平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第６号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第９号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第９号は、平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第６号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億606万8,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を62億8,875万5,000円とするものであります。

このほか、繰越明許費の追加が３件、債務負担行為の追加が１件、地方債の変更が６件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、議案第９号の細部につきましてご説明を申し上げます。

６ページをお願いいたします。第２表、繰越明許費補正でございます。追加３事業でございまして、農業費、農業用施設整備事業の測量設計委託料1,122万2,000円、小学校費、小学校施設改修事業の工事請負費１億4,170万7,000円、中学校費、中学校施設改修事業の工事請負費7,086万1,000円、総額２億2,379万円を限度といたしまして平成26年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

次ページをお願いします。第３表、債務負担行為補正につきましては追加１件でございまして、英会話講師派遣業務委託料、期間、平成25年度から平成26年度まで、限度額540万6,000円でございます。

８ページをお願いします。第４表、地方債補正でございます。変更６件でございまして、ごらんいただいておりますとおり額の確定及び実績見込みに基づきまして、それぞれ増減をさせていただくものでございます。

14、15ページをお願いします。歳入でございますが、第１款町税、法人の現年課税分9,749万5,000円の増額につきましては、法人税割の調定見込み額の増加によるものでございます。

第２項固定資産税の現年課税分5,296万5,000円の増額につきましては、家屋については若干の減額でありましたが、償却資産の増加があったものでございます。

分担金及び負担金、国庫支出金につきましては、実績及び額の確定に伴います増減でございます。

16、17ページ、お願いします。教育費補助金の学校施設環境改善交付金4,417万8,000円でございますけれども、学校施設整備に対して国の第１次予算が該当したため補助されるものでございまして、補助率は３分の１でございます。

県支出金、県補助金の保健衛生費補助金の妊婦健康診査支援基金事業補助金338万4,000円の減額でございますが、妊婦健康診査６回から14回目、これが一般財源化され交付税算入となったものでございます。

一番下でございますが、震災対策農業水利施設整備事業188万8,000円、この増額に

つきましては、次のページをお願いします。ため池の一斉点検が全国的に予算減となったため、農林水産省が平成26年度事業の前倒しをして、ため池のハザードマップの作成等のため、追加で補助をしてくれるものでございます。

寄附金の一般寄附金でございます120万円、アサヒロジスティクスから100万円、ふるさと納税として１人の方から20万円でございます。

第21款町債、農林水産業債及び土木債につきましては、起債額の確定に伴いまして増減するものでございます。

教育債の学校教育施設等整備事業債１億6,680万円につきましては、１次補正によりまして学校教育環境改善交付金事業に該当したため、各小中学校の普通教室等空調設備工事及び、次ページにありますけれども、志賀小学校の下水道工事を補正予算債において起債するものでございます。

22、23ページをお願いします。歳出でございますが、総務費の住民・税情報システム運用管理事業の電算委託料につきましては、障害者総合支援制度の改正に伴いまして、システム改修業務として57万7,500円が追加となりましたが、子ども・子育て支援新制度電子システム構築に係る経費というのが162万円の減額となりました。このため、差し引きでは104万2,000円の減額ということになります。

財政調整基金等の管理事業でございますが、財政調整基金積立金を１億3,000万円積み立てるものでございまして、補正後の積立額は４億4,793万6,000円となるものでございます。

その下の地区集会所等補助金につきましては、将軍沢農村センターのトイレの改修として34万1,000円、他の集会所の実績に基づきます減額が16万9,000円ございまして、差し引きますと17万2,000円の増額でございます。

24、25ページをお願いします。一番右の上でございますが、標準宅地・路線価鑑定評価業務委託料301万8,000円の減額となっておりますが、入札差金でございます。

第３款民生費、社会福祉費の介護保険利用者負担助成事業、これの介護保険利用者負担助成事業補助金が１万円でございますが、これにつきましては、福島県の浪江町から平成23年４月に転入された１人の方への補助金でございます。

26、27ページをお願いします。第４款衛生費のがん検診等事業のがん検診委託料300万円の減額につきましては、延べ2,890人、これを予定しておりましたが、約400人分、これが減額が見込まれているものでございます。

妊婦健康診査事業の財源内訳の補正でございますが、平成25年度から妊婦健康診査の６回目から14回目までの９回分、これが普通交付税として措置されたため、県補助金を減額するものでございます。

第６款農林水産業費、農業費の農業用施設整備事業の測量設計委託料173万8,000円につきましては、ため池の一斉点検によります入札差金、これが933万4,000円ございました。それと、補助分の188万8,000円をプラスして、町内３つのため池の測量調査、ハザードマップの作成を実施するものでございます。

28、29ページをお願いします。第８款土木費の道路修繕事業の工事請負費3,036万円の減額、これにつきましては、町道１―５号ほか６路線の実績に伴います減額でございまして、事業費が１億9,100万円から１億6,064万円となるものでございます。

30、31ページをお願いします。都市計画費、公園等整備事業の土地購入費138万6,000円でございますが、駅西公園用地として93.59平米を購入するための経費でございます。

第10款教育費の教育委員会事務局総務事業の電算委託料194万3,000円につきましては、ウィンドウズＸＰ及びオフィス2003のバージョンアップ、98台分でございます。

第２項小学校費、小学校施設改修事業の工事請負費１億4,170万7,000円につきましては、各小学校の空調設備工事費１億1,961万7,000円及び志賀小学校の下水道整備工事費として2,209万円でございます。

32、33ページをお願いします。中学校施設改修事業の工事請負費7,086万1,000円につきましては、各小中学校の空調設備工事費6,936万1,000円及び菅谷中学校の通級指導教室の改修工事費、これが150万円でございます。

34、35ページをお願いします。13款予備費でございますが、925万5,000円を増額し、補正後の額を2,819万3,000円とするものでございます。

36ページ以降につきましては、ごらんいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　17ページの一番上の学校施設の交付金なのですが、これ次のページの最後にもあるわけですよね、先ほどの説明で。この次の19ページのほうには、充当率は100％だというふうにあるわけです。これを見ますと、これだけ見ますと、

工事費は100％いただけると。そのほか３分の１のお金がいただけるということで、何かお金が余るのかなという気がするのですけれども、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、空調は、全部電気でやるのか、ガスはどうですかということで前回お話ししたわけですけれども、ちょっとその辺、どうするのか伺いたいと思います。

それから、27ページの一番下なのですが、結局これ使われていないわけですね、コミュニティビジネス推進事業と中心市街地の関係は。どうして使われなかったのかを伺いたいと思います。

それと、その上のため池なのですが、ため池は、前にこの調査をするわけでしたですよね。さらに調査が、ここの藪谷沼、池田沼、相模沼が必要だということでするのか、伺いたいと思います。

それと、ごめんなさい、その上のがん検診なのですが、2,890人から400人の減ということで、これ随分大きいなと思うのですが、どうしてこんなに大きな減が生じたのか伺いたいと思います。

31ページの一番上のオオムラサキの森の修繕ですけれども、ちょっと内容を伺いたいと思います。

それから、その下の駅西公園用地、ここは場所はどこになるのか。あそこの公園の部分に隣接するのだと思うのですが、隣接部分は公園としてもう購入されているのではないかと私は思っていたのですが、ちょっと場所を伺いたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

最初に、１点目の交付金等については、井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

まず、このエアコンの関係、空調工事の関係でございますけれども、繰越明許費補正でお願いをいたしましたように、総額では工事費全体２億1,106万2,000円ほどの金額がかかります。このうち補助基礎額というのがございまして、補助基礎額、国がこの範囲で基礎するよというのが補助基礎額でございます。それが１億3,122万3,000円でございます。そのうちの３分の１が交付金として来ると、その金額が4,417万8,000円でございます。

そして、そうしますと、まだまだ実工事費と補助金との差があるわけでございます

けれども、その差額、それを起債をさせていただくと。補正予算債というのは100％起債ができるということで、起債は100％できますよということでございまして、それが充当率100％ということです。

起債100％、１億6,680万円の起債をするわけでございますけれども、これが100％起債を補正予算債でできると。このうちの50％については、地方交付税に後で算入してくれるというかたちで有利な起債をさせてもらっているということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

12月のときだったと思うのですけれども、ガスと電気の検討をということで承りました。近隣の状況を見ますと、ときがわ町とか鳩山町が近々やっていたわけなのですけれども、その中で鳩山町につきましては、鳩山小学校、これは多分都市ガスというか、集中プロパンのエリアの中なのです。それで、そこだけ鳩山町もガスを使ったと。ほかの工事につきましては、電気だということでございました。

それと、比較検討を私どものほうでしたところ、例えばイニシャルコストでいきますと、電気の場合は電気、維持管理費といったことがかかってくるかと思うのですけれども、それを例えば100とした場合、ガスの場合、電気とか燃料費、維持修理というようなこと、また補修費等がかかってきまして、112の数値になるかということで金額的にも上回るのかなと、このように考えております。

また、学校現場におきましては、現在、保健室、パソコン教室、職員室等に電気でエアコンが入っているわけでございまして、管理上の話もそうですし、運用のほうも校長会に諮ったところ、電気のほうが好ましいというようなお答えをいただいていまして、電気で今はやるというような考えでおります。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　私のほうからは、がん検診の受診者の減の理由ということでお答えをさせていただきます。

平成25年度に胃がん検診の個別の検針を始めさせていただきました。この関係が、一般会計のほうで予算を組ませていただいた分に対しまして、90人というふうに予算化させていただいたのですが、実際には３人ほどしか受けていなかったというふうな

ことで、単価が高いものですから、ここで100万からの減額をお願いするというふうなことになりました。

そのほか、がん検診につきましてはさまざまな検診があるわけですけれども、予算化をするときに、その年によってばらつきが多少あるものですから、多少多目な予算を組ませていただいてあるということで、今回はちょっと減額の金額が大きくなったというふうな理由がございます。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　私のほうからは、ため池の点検のことについて回答させていただきます。

平成25年度、ため池の一斉点検では27カ所を調査いたしました。その調査の内容といたしましては、現地調査、それから目視による調査、横断測量等でございます。

今回の調査、測量、ハザードマップの作成につきましては、条件といたしましては、受益面積が２ヘクタール以上、それからため池の容量が1,000トン以上、それからあと被害想定が4,000万円、または受益面積が７ヘクタール以上ということで、この３カ所を選びまして調査することになりました。

今回の調査の内容につきましては、一斉点検よりはもっと詳しい調査ということで、平面測量、それから路線測量、それから土質調査、それから堤体の設計、それからハザードマップの策定といったものでございます。

それから、次のオオムラサキの活動センターの修繕の内容でございますが、オオムラサキの活動センターの浄化槽の放流ますの修繕、これが11万円です。それから、オオムラサキの森活動センターの手すりの修理が21万円でございまして、合わせて32万ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　私のほうからは、コミュニティビジネス推進事業委託料の減額につきまして説明させていただきます。

まず、コミュニティビジネスの検討委員会ということで、一昨年の８月から菅谷地内の買い物困難者対策ということで、商工会のほうにお願いをしまして、その中で中心市街地商業活性化事業の中に新たなものとして検討するものとして、コミュニティ

ビジネス検討委員会を立ち上げました。

昨年の11月に１年半検討しまして、当時、商工会のあった場所ですから、埼信のところというのでしょうか、あのところにあいている場所がありますので、そこを使ってそういった事業ができないかということで検討してまいりました。一昨年の事業が出まして、それに対しまして、そういった買い物弱者に対する販売品の検討ということで進めてまいりまして、引き売り等、自動車を使ったものとか、そういった事業がスタートできるまでの準備として緊急雇用を使いましてお願いをしたわけです。

それに接するには、当然事業を進めるためには人件費、人が必要ですので、その人を採用してそういった事業へ充てるということで、10月から人の募集をかけまして、期間とすると10月から３月、緊急雇用１年なものですから、もしそれが進むのであれば次の年の９月までという予定を立てまして、昨年10月から募集をかけまして、ハローワーク等お願いをしたわけなのですが、なかなか１カ月間見つからず、その後、１月までいろいろ探しました。ですが、実際にそういった人が見つからないままになってしまいまして、どうしてもこの事業が推進できないということで、いう形で人が集まりませんでしたので、今回上げさせていただいたわけですけれども、1,742万、人件費とそういった消耗品、備品を含めて上げさせていただいたわけですけれども、そういった状況から、この事業自体が立ち上げができないということで、今回補正で落とさせていただいたということになります。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　駅西公園の用地を取得する場所でございますけれども、この場所につきましては、菅谷―東西線が築造されました。そして、東西線に入っていく、公園のほうへ入っていく道があるのですけれども、丸万工業さんがある通りです。そちらからの公園に入っていく入り口です。そこに前駐車場がありました。今もあるのですけれども、東西線を入っていくところに駐車場が左側にありますけれども、それの反対側に２軒並んで家がありました。今は２軒とも壊してしまってないのですけれども、その２軒目の家の宅地になっていた部分でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　学校の冷暖房の件なのですが、ガスが高いという結果だとい

うことで、それで電気にしたということなのですが、もう決めたのですからもういいですけれども、鳩山にしろ、前にちょっと新座の件出しましたが、その後、私も新座の議員と話をしましたけれども、ガスのほうが軽減できていますよというお答えでしたよ。それが、どうしてここでは高くなってしまうのか、私にはよくわからないのですけれども、しっかりとした調査ができているのかなというふうには思うのです。あそこ、玉ノ岡中学校だけ都市ガスがとれますので、あそこはどうですかと思ったのですが、どういう調査だったかわかりませんが、高いというのはちょっとおかしなことだなというふうに思います。

それで、沼の件なのですが、27カ所調査をしたその中に、この藪谷沼、池田沼、相模沼、これは入っていたわけなのですか。ちょっともう少し調査が必要だということで、今回の再調査のようなものになったということなのですか。何が悪いのか、ちょっと気になる点なのか、伺えればと思います。

それから、コミュニティビジネスの件なのですが、募集かけても来なかったということで、それはわかりました。そうするとといいますか、これは人が来れば販売までするところまではもう来ているという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長　川口浩史議員、３点について答弁求められますか。

○９番（川口浩史議員）　そうです。

○青柳賢治議長　わかりました。

まず最初に、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

ガスのほうが安いのではないかというようなお話でございますけれども、先ほどちょっと言葉が足りなかったのかと思うのですけれども、今まで設置している他市町村のガスの使用の場合、先ほどもちょっとお話し申し上げましたように、都市ガスとか集中プロパン方式のエリアの中ということで、多分学校のところまで配管が行っているのかなと。そういったものを利用してやっていたので、安くできているというようなお話だったのかなというのが一つ。

それから、玉ノ岡中学校は、確かに本管が近くには通っておりますけれども、それから直に引き込むということは多分不可能だと思います。

以上、お答えさせていただきます。

○青柳賢治議長　大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　この３カ所ですけれども、今年度実施いたしました27カ所のため池の一斉点検の中に入っております。

それから、さらに詳しい調査ということにもなりますが、今回、先ほどお話ししたように、２ヘクタール以上の受益、それから1,000トン以上の容量、それからあと被害の想定額が4,000万円以上ということで、この３カ所を選んで調査させていただくものであります。

そういった調査の中で、改めて詳しい調査の中で、もしも悪い場所があれば、またそういったことが報告されるようなことになると思います。

以上です。

○青柳賢治議長　最後に、内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　コミュニティビジネスの委託につきましては、買い物弱者に対する販売品の検討、あるいは引き売り、自動車の販売の検討ということで、そういった準備という形で人を雇うということで、いずれにしてもそれが、販売品が成り立つのかどうかというところまで準備として進めていくというふうな考えで、実際には事業継続ということでは、当然、民間団体、ＮＰＯ法人なんかも立ち上げていって、そういった準備も含まれておりました。

以上です。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　１点、ガスの件なのですが、本管から沿線の方については、都市ガスが利用できますよということだったのですね。これ、どなたかご存じの方は、ないですか。内田企業支援課長、ご存じだったですか。覚えていますか。覚えていないですか。では、いいです。

そういうことなのですよね。沿線だけは、沿線にお住まいの方は都市ガスが利用できますよと。ですから、玉中の場合は沿線でありますから利用できると思うのです。普通、費用は、配管の布設は業者持ちというのが普通ですから、そこの分までは、私はお金はかからないというふうに思うのですよ。ただ、そこは調査していないのだと思うのですけれども、念のため申し上げます。結構です。

○青柳賢治議長　答弁よろしいですか。

ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ちょっと３点になるかと思うのですけれども、先ほどの31ページのエアコン、空調設備なのですけれども、電気工事費はどのくらいを見込んでやっているのかと。それぞれ電力量をアップしないと空調は使えないですよね。それをどのようなところで計算しているのか。空調施設を使うのは、どのくらいの温度になったら空調施設を使う形にしていくのか。実際には、年間どの程度活用なさるのかということを伺いたいのです。

それと、もう一つ、これに関して言えば、エアコンを電気工事費入れたときですけれども、普通ガスにするときには防災ということも視点に入れて、学校施設は防災避難場所でもありますから、防災施設という形も視点に入れて、そしてガスにかえていくというものがあるのですけれども、その点については、ちょっとこども課の範疇ではないのかもしれないのですけれども、考えられなかったのかということを伺います。

ですから、毎年のランニングコストというのは当然、電力にした場合上がってくるわけですよね。電力にした場合のランニングコストとガスにした場合のランニングコストは違ってくると思うのですが、単に工事費だけではないと思うのですけれども、その点を伺いたいと思います。

それから、33ページなのですけれども、幼稚園の教育振興費で、就園奨励費補助金が減額になっていますね。329万円の減額になっています。これは、所得の多い人がふえたということか、それとも保育園を利用される方がふえたということか。当初では、子供の数はある程度予測できていたと思うのです。それが減額になってきた理由というのを伺いたいと思います。

それと、杉山城跡の整備事業なのですが。

○青柳賢治議長　ページを言ってください。

○13番（渋谷登美子議員）　同じページです。これは財源内訳の補正になっているわけですけれども、具体的に国庫支出金の対象にならなかったというのは、どういうふうなことが理由で国庫支出金の対象にならなかったのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、最初に簾藤こども課長、答弁求めます。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

まず初めに、エアコンの関係ですけれども、電気工事費ということでございますけれども、どこまでがということがちょっとわからないのですけれども、今、私どものほうで持っている資料でいきますと、空調設備工事として小学校で３校合わせて

1,485万2,000円、中学校で832万9,000円ということでございます。このほかに電気の引き込み工事が必要な学校もございますし、受変電設備工事が必要にもなるかと思います。これは電気量の増加に伴うものになるかと思うのですけれども、キュービクルの改修ということでございます。このキュービクルにつきましては、電気量の増加ももちろんあるのですけれども、かなり老朽化しているという部分もございまして、この際かえたいということでございます。

それから、温度設定でございますけれども、これから校長会等に諮りながら、設置開始、供用開設する前に、運用基準等を十分検討しながら決めて行いたいと、このように考えております。

それから、年間どのくらい使う予定かということでございますけれども、運用基準等も含めながら検討しなくてはならないのかなと思いますけれども、現時点では試算してございません。

それから、あと一点ですけれども、防災施設でガスのランニングコストということですけれども、まず電気の場合、保守点検等、保守費等がかなり高額になると聞いてございます。

それから、33ページの就園奨励費補助金の関係でございますけれども、当初79名を見込んでおったのですけれども、実質的には54人ということでマイナスの25人ということでございます。これが保育園に行ったかどうかというのは、そこまでちょっと細かく検証はしていないのですけれども、あと一つ要因とすると、所得割合によって給付額が違ってきますので、そういった面もあるのかなと、このように考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　杉山城のこの事業でございますけれども、これは補助率が８割でございまして、国の負担分が８割、町の負担分が２割でございます。当初計画をしておりました面積が減った分を補正をさせていただきました。減額補正をさせていただきました。当然、国庫が減額した分、町も減額ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、電気工事費の設計委託料というのを昨年の12月にとりましたよね。その中で、もう初めから電力という感覚があったのかなというふ

うに、今伺っていたら感じたのですけれども、エアコン利用の日数というのはそんなには多くないですよね。30日間、多分この庁舎ですと28度ですけれども、子供の場合はどのように設定していくのか、そこのところを考えないでそれをやってしまったら、全体的な光熱費というのですか、ランニングコストのバランスというのが考えられないと思うのですけれども、今回、設計委託料に関しては減額がもう決定しているわけですけれども、設計委託に関しては減額がなくて決算で出てくるのだと思うのですけれども、一体どのような事業者をこれ選任したのか。ここのところ結構問題かなと思っているのです。防災のことを考えていくと、多少金額が上がったとしても、それについてはプロパンでやっていくというほうが、災害時の問題として有利なわけですよね。嵐山町の場合、学校給食に関しても全部電気ですよね。そこのところでの問題というのはかなり大きいのかなというふうに私は今聞いていたのですけれども、実際に今までの形で伺っていて、校長先生、校長会とも、そのような話ができていなくて、どのような形で利用するかという話ができていなくて、この短期間でやってきたわけなのですけれども、それはやっぱり基本的に空調施設を使うなら、どのような形になったら使うかというふうな形を決めてから、何日ぐらい利用するかということが出ないと設計単価というのは出せないのではないかなというふうに思ったのですけれども、そこについては非常にアバウトな感じがするのですが、その点について具体的に、詳細に、設計委託するときにどのような設計委託だったのか、それもこれも国の補助金があるから、急遽ここのところで入れてしまわなければ空調設備のことができないということになってくることなのですか。

　でも、地方交付税で減額で、あと50％の部分が算入されたとしても、どのくらいの期間が地方交付税に入ってくるかわからないのです、私。20年間で入ってくるのか、30年間で入ってくるのかもわからないような状況の形で、これをやっていくこと自体はすごくアバウトで、アバウトといいますか、この設計自体もすごくアバウトだったなというふうな感じがあるのですけれども、その点について、業者に委託するとき、設計業者に委託するとき、どのような視点で話をなされたのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　大変申しわけございませんけれども、今、設計委託に対する資料書等、手持ちにございませんのでお答えすることができません。

それから、温度設定等のお話をいただきました。学校との関係になるかと思うのですけれども、教室の場所にもよるのだと思うのです。２階、３階になれば必ず高くなると、温度はです。教室内の温度は高くなるということで、学校の中でもそれは一律にいかないのかな、このように考えておりまして、電気にするということは、手持ちでまず切りかえができるということで、小まめに稼働でき、停止もできるというようなことになるかと思います。事前にそこまでの計算をして臨めば本来はよかったのかと思いますけれども、現時点では、できる前にその辺もしっかり検証して運用基準をつくっていきたいと、このように考えております。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　電力量につきましては、太陽光発電だったらモニターがついて、子供たちがそれについて考えるということができるわけですけれども、今回に関しては、それぞれ子供たちが電力量についてどのように感覚で見ていくかと、そういうモニターをつけることができるのかどうか伺いたいと思います。各教室にそれは、少なくとも小学校高学年、あるいは小学生でも、低学年でもそういったものが入っていくことで、節電意識というのですか、それは出てくると思うのですが、その点がつけられるのかどうか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　ただいま設計委託中でございまして、可能かどうかこれから確認はしていきたいと思いますけれども、この４月１日から嵐山町地球温暖化対策実行計画というのが改正になりまして、発効するわけでございますけれども、この中でもサイトに小中学校、幼稚園等も入ってきておりますので、その辺のモニターがつけられるかどうかということと、子供たちにどの辺、どのくらいの電気量を使用してCO_2が出るというようなことも含めて、教育の中で教えられたらいいのかなと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　２点ほどお伺いをいたします。

今、これは27ページのコミュニティビジネスの関係ですが、今お聞きしていますと、

そのことからに質問になるのですが、商工会に検討委員会ができたというのは聞いていました。それで、いろいろ検討しているというふうなことで、結果的については報告もなさったという話も聞いています。このコミュニティビジネスの、緊急雇用ですから人を頼んで何かをするということだと思うのですが、のっけからこの何か事業をする、事業のお手伝いみたいなことを今ちょっと聞けたのですが、この市場を調査するだとか、このコミュニティビジネスをうまくやっていこうという、そのような緊急雇用の方を雇用するのではなかったのですか。

それ１点と、あと31ページの公園整備計画の土地の購入なのですが、93.59平米を購入するというふうなことでございます。購入する経緯、いわゆる持っている方がいらっしゃるわけなので、その方がぜひ公園用地のところで譲りますよと言ったのか、町のほうで、あの近辺だからぜひ購入したいというふうな意向があったのか、そこのところだけちょっとお聞きしておきたいなと思うのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　コミュニティビジネスにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたけれども、買い物弱者ということで、中心市街地活性化委員会、商工会があります中心市街地活性化委員会のほうにそういった形で検討をお願いしまして、検討をさせていただいて、昨年11月にそういった会議を終了しまして、今年になって１月に報告をなされました。

その中で、こういった事業展開するために、人を雇ってということで、当然そういった売るための準備も含めて、もしこれがうまくいくのであれば、雇った人を移行させていくという考えもありました。

ただ、実際問題として、これがどういうふうになっていくのかというのは、検討委員会のほうでも、実際に出された金額も具体的に出てきています。それを進めるということになると、そういったことも鑑みて、状況もいろいろ、１年半前にお願いをして、いろいろ周りも状況も変わってきていますので、そういったところも含めて検討して、できるのであれば移行という形を考えていました。そういった経緯はあります。

ただ、具体的にどういうふうに進めていくのかなというところまでちょっといけなかったものですから、実際の、先ほど言いましたように10月から人をハローワークにお願いをして、人材を探して、今年の１月いっぱいまで探しました。そういった中で、

それもできなかったということで、今回の話になってしまうのかなというふうに考えています。

ですから、議員さんお尋ねのように、そういったところが準備だけではなくて、できればＮＰＯ法人立ち上げて進められる、そういった方策も考えられればいいのかなというふうに考えていました。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　駅西公園の用地の関係でございますけれども、この土地につきましては、今、購入予定している方につきまして、前に公園の入り口がありまして、その部分に今東西線の敷地になっているのですけれども、そこに50平米ぐらい土地を持って、要するにその家に入るための道路みたいな形で、あと公園の入り口を兼ねた形で持っていまして、その土地を購入する際に、奥に家がございまして、その家を取り壊してしまうという関係がございまして、できたら町のほうに買ってくれないかというような、一応そういうこともありまして。

それとあと、実際にＪＡの土地を購入したときに、ＪＡのかかった用地につきましては、同じ面積だけ公園の用地の部分に欲しいということを言われていまして、その土地を売却した関係ございます。そういう関係で、公園の用地も減っておりますので、その代替も兼ねて今回予算計上させていただいたということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　最初にコミュニティビジネスの関係から再質問させていただきますけれども、やはり商工会も専門家ではないですよね、こういう事業に対して。ですから、こういうものを町のほうでお願いしたいのだというふうに言っても、かなり戸惑ったところがあるのだというふうに思います。

だから、そういうところに、私はこういう緊急雇用でも専門家の方を、ハローワークで見つかるかどうかわかりませんけれども、その前に緊急雇用を使うのであれば、もっとこういう専門知識を持った方を張りつけて、そういうあれを１年間でもやってもらうような、そういうふうな緊急雇用の使い方のほうがいいような感じを思ったものだから、自分でそういうふうに思っていたものだから、そういうふうに先入観があったものですから、ぜひそのように、何をやるのでもそのような考え方も持ってもら

ったほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、これ要望で構いませんから、次の事業をするときには、そのようなコンサルタントみたいな方の雇用を１年間だとか２年間だとか、そういうことも考えたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それと、用地についてはわかりました。実際大きな公園があったというふうに思いますけれども、徐々に小さくなってしまって、ああ、これだけしかなかったのかなというふうに思うのですが、もし譲ってくれるという方が、あの近辺に隣接する方がいたら、ぜひ買っていただいて、もっと有効的なあの土地活用ができればなというふうに思います。これも要望で結構です。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　答弁、岩澤町長、求めます。

○岩澤　勝町長　ちょっとコミュニティビジネスについて補足をさせておいていただきたいと思います。

商工会の関係の皆様方に本当に長い期間、そして忙しい中で何回も会議を開いていただきました。そして、先進地の視察ということで、役員の皆様方、参加していただいて、私も連れていってもらったのですが、一緒に勉強させていただきましたが、本当に熱心に集中的に検討を重ねていただきました。

そういう中で、結局うまい方向にいかなかったというのは、先進地に視察に行ったところも市川なのですが、そこのところの部長さんも出てきて、本当に親切にご指導をいただいたのですが、需要と供給、商売ですから、買い物難民、買い物ができないというような人を対象にするわけですから、買い物をしやすい状況をつくらなければいけないわけなのですが、買い物に来てくれる者をあそこのところでも推計をしたら、人数は大体その人数が確保できました。しかし、売上額が半分にも届かないという結果が出た。それで、どういうことなのかなというので、その部長さん、細かく説明していただく中で、土曜日、日曜日とかというような日には、親戚の方が来て、乗せていってくれて、スーパーで１週間分なりなんなりの買い物をしてくると。それで、当日足りないものだけかけていってそこのところで買うという購買方法、こういう方法というか、そういう傾向で、お客さんが来るのはクリアしたのだけれども、買い物の額はいかないということで、物が売れないわけですから、結局、農家なんかが商品を、生産物を出してくれる人たちもだんだん少なくなってしまうとか、あるいは購入をするものも、量が少ないですからなかなか希望どおりの仕入れの方向にいかないという

ような状況があったり。そうすると、そこのところで市からの持ち出しというのがどんどんふえていく。それで、最初設定をしましたから、それの施設代、あるいは人件費というようなものはなかなか削減ができないということで、どこまで最終的に市がやるべきなのかということが課題になってきたというのが、部長さんの最終的な言いたいところの説明だったわけです。

ですから、私どもが商工会で研修に行って、勉強して帰ってきたのも、やっぱりどこまで採算点に近づけられるか、そしてそれにはそこの場所に来ていただくだけではなくて、車を買って引き売りみたいな形の、こういう回ってやるのも視野に入れたらどうなのだろうということで、回ってやっていただきました。

それで、そこのところで私もお願いしたのは、どこのところに何人ぐらいのところを回るのかという具体的な数字なのです。この地域のところはこういう状況だろうというのではなくて、何人ぐらいそこのところに買い物難民と言われる方がいるのか、その方がどれぐらいの購買力があるのかというようなことをやったときに、やっぱり持続可能性、商売の続けていくのというのが、かなりの困難が想定をされる。そうすると、町がどこまでというようなことになる。そうすると、町で買っていただくのであれば、買っていただく分のを丸々あれして、直接買ってもらって届けてもらったりなんかしたほうがお金がかからないのではないかというぐらいにかかってくるというようなことも数字の中で出てくる状況になってきて、ちょっともう一度原点に戻って検討をし直す。商工会でこの検討委員会でやっていた状況というのはこういう状況だと、一旦報告をさせていただいて、一区切りというような形にして、その上でさらにということであったら、また違った角度で、今おっしゃるように、専門家にも、あるいは違った方法を考えられる人たちにも入っていただいてやっていったらどうかということで、今回の場合こういう形のしまい方になったわけです。

ですから、本当に会の皆様方、役員の皆さんには本当にありがたいぐらい研究していただきました。ですから、このことはこれからの商工会の商売やっていく上で、もう必ずや生きるというふうに役員の皆さんにも話をしましたけれども、これだけ研究して勉強してくれたのですから、買い物難民とか、あるいは買い物しづらい人だとか、あるいはいろんな買い物の仕方のある中で、商工会の中でもプラスになるでしょうと話をさせていただきましたが、そんな状況でございました。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　まず、15ページなのですが、町税の関係ですけれども、これ当初予算でもそうなのですが、償却資産がふえてきているというお話なのです。町内の企業の方の設備投資というのが全体的に進んできているために償却資産がふえているという傾向が出てきているのでしょうか。それを１点お聞きしておきたいというふうに思います。

それから、25ページの一番下なのですが、養育医療費の交付金、これ拡大事業になっていたと思うのです。本年度の拡大事業になっていたわけですが、最終で減額になるということで、状況というか、実態というか、それをちょっとお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、今いろいろ問題になっていた、今回補正の中で未執行の部分だったのです。例えば未執行の部分では、予算の未執行のところでは、農業、青年就農給付金も執行ができなかったと、コミュニティビジネスも中心市街地も執行がされていなかったと。今の町長の話で内容はわかったのですが、どうしてこう、特に中心市街地、コミュニティビジネス、それから買い物難民については、25年度予算の町長の中心的な施策だったわけです。そういう点では、どういう努力をしてきたのかなと。コミュニティビジネスも中心市街地もわかりました。そういう点では、農業水産費の部分での就農、１人の予算だったと思いますから、いなかったのだという、結論はそういう結論なのだと思うのですけれども、予算を計上するわけですから、それに対して行政のほうがどういう努力をしてきたのかというのが、その過程が非常に大事になってくるのだと思うのです。そういう面では、農林水産業費の中での就農に対する行政の側の努力というのは、どういう努力がされたのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　清水議員の質疑の途中ですが、この際、暫時休憩をいたします。再開の時間は11時15分といたします。

休　　憩　午前１１時０２分

再　　開　午前１１時１４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

まず最初に、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　償却資産の関係ですが、これは、花見台工業団地にあります武蔵野フーズ第２工場が24年中に増築いたしまして、その税が反映するのが25年度になります。当初、償却資産のほうもある程度は見込んだのですが、それ以上に設備投資があったということで、今回補正増させていただきました。26年度の当初予算についても、これを若干反映していますので、26年度についても増額を見込ませていただきました。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　私のほうからは、養育医療の関係についてお答えをさせていただきます。

養育医療につきましては、議員さんもご案内のとおり、平成25年度に県のほうから市町村に権限移譲というふうな形で事務が回ってきた事業でございます。

当初この予算を計上するときに、初めてなものですから、県のほうにどのくらいの予算を計上してよいかというふうなことで調べさせていただきました。そのときに、埼玉県のほうでは、大体嵐山町ですと、３人ぐらいのお子さんが半年ぐらいの入院をするというふうな形でいいのではないかということで、当初396万円の計上をさせていただいたところでございます。

ところが、実際に始まってみますと、この未熟児の養育医療のほうがお二方の利用がございまして、このお二方の利用が半年間ということではなくもっと短くて、１人の方は14日間、もう１人の方が13日間ということで、それほどの利用がなかったというのが実態でございます。

多少、今後のまだ利用のこともあるので、予備的にとってある予算もございますけれども、そういった関係から全体としては大きな減額というふうな形になっております。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　私からは、青年就農給付金の未執行について、ちょっとお答えさせていただきます。

結果といたしましては、清水議員さんご質問のとおり、150万円未執行に終わった

わけなのですけれども、初めからちょっと予定していた人がいたということではございませんでした。

現在の状況でございますけれども、福島から来た方への農地のあっせんだとか、それからまた、自然農法を志そうという人への農地のあっせん、あるいはまた法人等への働き等も行っております。

それから、今後の課題といたしましては、こういったあっせんできる農地の情報を整理し提供したり、あるいはまた空き家の情報なども提供しながら、こういった新規就農につなげていければいいなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、固定資産税、償却資産については１社の増額分ということかなというふうに思うのですが、町全体的に進んでいるという状況ではなかったのかなというふうに思います。そういう面では、まだまだ企業に対しては大変な部分があるのかなというふうに思います。結構です。

それから、未執行の部分ですけれども、やはり先ほど、町長が中心市街地の関係でお話をいただきました。いずれにしても、未執行があるなしにかかわらず、ないほうがいいと思うのですが、その過程がやっぱり大事なのかなというふうに思うのです。どういう形で、行政がその事業を進めていくのにどういう過程を踏んだのか、どういう努力をしたのかというのが必要なのだというふうに思うのです。そういう努力をぜひしてほしいなというふうに思います。未執行が出てしまったというのは、あくまでも結果であって、その過程をどう行政が努力をし働きかけてきたか、あるいはＰＲをしてきたかというのが大切になってくるのだと思うのですが、25年度、これで最後の補正ですから、ちょっと事業を進める上での過程、それを私は大事にしてほしいなというふうに思うのですが、ちょっと考え方をお聞きをしておきたい。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　事業を結実させるまでのこのプロセス、それから事業を計画をするプロセスということだと思うのですけれども、今、行政が抱えている、嵐山町が抱えている問題は何なのだというのが原点なわけです。それは、町民の皆さんのご意向もありますし、もちろん議会の皆様方がいろんな形でご指導、ご指摘をいただける、そう

いうようなことを考えた中で、それと日々行政にかかわっている職員の中から、今、こういうことが町民にとっては一番サービスが向上できるのではないだろうかというようなことをあわせた中で、政策を決めていくわけです。

今回の場合の企業誘致の条例等にありますように、また国の政策を使っての今いろいろご意見をいただいている学校の施設整備、そういうものについても、やっぱり町民の何が今要望されているのかということをしっかり踏まえた上で、それでない財源を投入をしてやっていこうというふうに決めているわけですけれども、今回の場合については、計画をやって実行をしていって、成果を生むのにはちょっと投資が大き過ぎるのかなというような判断になった。ですから、それは、商工会の中でも大勢の皆さんが研修に研修を重ねて、それぞれ身についた部分というのはたくさんあるわけでして、そういうものを朝市だとか夕市だとかも含めた中で、どう反映をさせていって町民の皆さんの購買意欲を高めていけるのかというようなことにつなげてもらいたいという、つなげてくれることを期待もしているわけですけれども、ほかの事業についても、やっぱりそういった形のものをしっかり踏まえた上で、そして貴重な財源を考えた上で、それとまた、実行した上での成果というようなものをしっかり考えた上で事業も計画をし、そしてそれに向けて進めていくということでございますので、議員さんのおっしゃるとおり、ただこれ、こうやってやればいい、これこうやればいいというものではなくて、やっぱりない中で、しかも人口は減少する中で、これから財源の確保がさらに厳しくなる中で、そしてそれを実行する人たちがいない中で、どうやってそれをつなげていくのかというのが私どもに課せられた仕事だというふうに思っていますので、皆様のお知恵をかりながら、成果が十分出るような事業を選択をしながら効果的に進めていけるように、さらに努力をしていきたいと思っています。

○青柳賢治議長　ほかに。

第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、３点ほどになると思うのですけれども、質問をさせていただきます。

まず、23ページですけれども、地区集会所の補助金というものが、将軍沢の農村センターですか、出ております。これの内容につきまして、トイレなのかなというふうにはちょっと思っていますけれども、お尋ねをします。

また、補正で組むということは、緊急を要するというふうな形にもなってくるのか

なと思うので、お尋ねします。

それと、29ページになりますけれども、マスコットキャラクターの関係なのですが、むさし嵐丸ちゃんのクリアホルダーというようなことで、これには印刷製本ということで51万9,000円ほど出ています。内容的にはどういうものか、あるいは枚数的にはどうなのか、お尋ねします。

それと、先ほど、ほかの方も質問をいたしておりましたけれども、33ページですが、杉山城跡の整備の関係で土地購入費が減額になっておりますけれども、これは、先ほどの答弁ですと、国庫のほうが８％、町負担が２％ということですが、実際的にはどのくらいの平米数が減ったのか、減った理由についてお尋ねさせていただきます。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、私のほうからは地区集会所の補助金の関係についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、ここに記載されておりますように、将軍沢の農村センターのこれはトイレの改修工事でございます。町の管理型の合併浄化槽にかえるに伴いまして、トイレの改修を行うというものでございます。

内容的には、トイレの洋式の便器、これを２基、それから小便器を２基、これを取りかえると。それから、トイレの内装工事というものでございまして、金額的には先ほど井上課長のほうから説明をさせていただきましたように、総額では68万2,000円、それに対する２分の１の補助金ということで、金額的には34万1,000円の補助を出すというものでございます。

○青柳賢治議長　続いて、内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　マスコットキャラクターの維持管理事業ということで、クリアホルダーを作成するものであります。昨年のこの時期、同じように補正といった形で、こういったクリアホルダーを３種類、2,000ずつ6,000つくりました。現在、もうこれありません。売れてしまっていますので、そういった形で、また種類ちょっと変えた形で、同じような種類を３種類、2,000枚ずつ、計6,000枚を予定しています。

以上です。

○青柳賢治議長　次に、植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　杉山城の土地の購入でございますが、当初は５万2,374平米余りを予定しておりました。実際に購入できたのが５万と800平米でございます。その差が1,574平米ほどございますが、こちらにつきましては、地権者のご都合ということで、東京電力の線下補償を受けている部分でございまして、この部分は地権者の方に分筆をしていただきまして、購入から除外をさせていただきました。

以上でございます。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、再質問をさせていただきます。

将軍沢の農村センターの関係ですけれども、そうしますと合併浄化には、ほとんどの地区の集会所につきましては、これで終わりになってくるという考え方でよろしいでしょうか、まだ残っていますでしょうか。

それと、嵐丸の関係なのですけれども、今回の件はわかりましたけれども、前年度つくりましたものについてもうなくなったということですが、どのようなところに大いに配布というのでしょうか、実施したのか。それでなくなって、今回も補正を組んでまたクリアホルダーを作製するということですが、利用、どのようなところに利用したのかということです。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今、ご相談いただいているところについては、将軍沢が最後でございます。

○青柳賢治議長　続いて、内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　町のいろんな成人式とか、そういったイベントとか、いろんな形でご要望がありまして、そういった形で対応して配りました。全体的に細かい数字ちょっと持っていないのですが、町の事業に対してなるべくそういった形で、宣伝という形でお渡しをしてまいりました。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　すみません、今の嵐丸の関係ですけれども、そうしますと、町に関連したり、成人式なりイベントなりというところでの配布ということですが、

これは個人対応というものはなかったのですか。例えば申し込んでいただきたいのですよというような、そういった方向性は考えていなかったというか、なかったというか、すみません。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　個人で欲しいという方についてはなるべく対応して、例えば２～３枚だったらどうぞと、10枚、20枚というのはちょっと対応はしていなかったのですが、個人的に２枚、３枚というところでは、何人かの方にお配りをしたことはあります。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　２点ほどお伺いいたしますが、27ページの先ほど川口議員からも質問がございましたが、農業施設整備事業、これは歳入の関係のときもありまして、これ17ページですが、震災対策農業水利施設整備事業ということで、県の10分の10のわけですが、25年度地質調査をしました。国の補助金が余った中で、県が特にこれはもうちょっと詳しくやりなさいということなのでしょうが、この３つの沼、これの沼の調査の、どんな調査をするのか、かつまた調査をする時期がいつごろになるのか、その辺を聞いておきたいと思います。

それから、要するに県がやるということなので、県が補助金を出して、この３つを特別やりなさいということなのでしょうから、その理由的なものもあるのかと思うのですが、お願いしたいと思います。

それから、29ページの一番下、自然緑地管理活用事業、除草委託料が減額になっております。説明だと、大平山山頂公園の借上地の返却に伴いということで、返したために委託料が減額されたということなのですよね。これの中身をちょっとお聞きしたいと思うのですが、新年度予算では一部を購入するという計画も、計上もあるのですが、これについて内容的なものを説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　27ページの測量設計委託の関係でございますが、調査の内容ということでございますが、今回、調査の内容につきましては、平面測量、それから路線測量、それから土質調査、それから堤体の設計、それからあとハザードマップの作成ということでございます。

それから、調査の時期はいつごろになるかということでございますが、新年度早い時期に調査をしたいと考えております。

それから、選定の理由でございますが、選定の理由につきましては、条件といたしまして、受益面積が２ヘクタール以上、それからため池の容量が1,000トン以上、それからあと、被害の想定額が4,000万円以上ということがありましたので、こういったことを踏まえまして、この３カ所のため池のほうを選定させていただきました。

次に、大平山頂公園の除草委託料の21万6,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、新年度借上地を返却する予定になっている土地、それからあと公園の土地でございまして、公園につきましては、当初予定しておりましたのが6,258平米、それから散策路につきましては2,357平米の除草を予定しておりましたが、実際現地を確認したところ除草の必要がないということで、今回26万1,000円の減額をさせていただくものであります。

以上です。

○青柳賢治議長　安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　ため池の関係ですが、設計も入っているということなのですが、状況の調査を今やった調査の中で、傷んでいる、こういうところを直したほうがいいだろうということの中での設計なのでしょうか。この３つの沼、それぞれ改修が必要な部分があるというのは承知をしておりまして、そういう面では、この事業、国の今回の災害対策の中での震災対策農業水利施設整備事業、こういうことでの補助事業が展開されるという見通しがついた場合に、今、それで調査しているわけですが、工事費についても100％国と県が持つでしょうけれども、そういう見通しがあるのでしょうか。できれば、そういうのを適用して対応してもらえればありがたいわけですが、その辺を１点お聞きします。

それから、新年度早い時期にということなのですが、新年度、今、各沼、満水状態でございます。それについて、再度調査ができるのかちょっと疑問があるわけなのですが、それぞれ用水ですので、田植えを控える中で落水をするわけにもいきませんし、

去年の調査のデータをもとにその設計がされるのかどうか、それはわかりませんが、新たにこういうところを直すということになると、水も減らさなければならないのではないかなと思うのですが、新年度早い時期にということで、その調査ができるのでしょうか。それを確認しておきます。

それから、大平山の関係ですが、返したというのではなくて、今度買うところもあるわけだけれども、除草しなくても済んだので減額になったという今答弁ですが、ここには返却に伴いというふうに出ているのですが、大変な面積を借りていまして、この返却をしたという面積がどのくらいなのか、それを聞きたかったのです。返却しても、この大平山山頂の景観の確保、あるいはハイカーが入ってきての散策に何ら問題がないところを返却したのか、その辺を聞きたかったものですから、内容を詳しく説明してくださいというふうにお願いしたのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　まず、測量設計委託の関係でございますが、設計ということで、堤体の改修のための設計でございます。

それからあと、そういった改修のための予算が見通しがあるのかということでございますが、現在のところ、そういったはっきりした情報は持ち合わせておりません。また、情報も来ておりません。それから、調査の時期でございますが、そういった議員さんご指摘の件もございますので、そういったものも考慮しながらやっていければと考えております。

それからあと、除草の関係でございますが、大変申しわけないのですけれども、現在、来年度返却する面積についてはちょっと数字を持ち合わせておりません。

それからあと、ハイカーたちのそういった、返してしまって景観が保てるのかということでございますが、来年度買収をしております土地、そういったところは、大平山から下を見渡せるようなそういったところを買収する予定でおりますので、十分そういった景観というか、ハイカーの人たちのそういったあれには応えられるというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　それでは、27ページのこの関係につきましては、情報がない

ということですが、震災対策のここまで調査をする中で、やはり震災のときの堤体の決壊の、それが起こった福島のほうで起こったものですから、埼玉もこの調査をしたわけです。堤体の決壊が想定されるものについては、国が福島のほうにはどういうふうな対応をしたのかわかりませんが、その辺の情報がとれたら欲しいなと思ったりしております。

先ほど申し上げましたが、この３つの沼、それぞれ沼ごとに違った問題を抱えています。できれば、こうしたときに改修ができて、国、県の負担の中で改修ができればよろしいかなと思いますので、十分調査を、情報を得ながら、要求をできるものはしてもらいたいなというふうに思います。

新年度早々という中で、心配がないように調査をするということですが、それができるかできないかわかりませんが、できるだけ、私もこの関係するところもありますので、協力はしていきたいというふうには思います。

それから、大平山の関係ですが、この買収今度するところというのは、今まで借りていたところ以外のところを買収するのですか。何か下のほうと。大平山の借りているのはかなり上のほうだと思っているのですが、トラスト地に隣接するところを借りたりしておりましたが、その借りた中の一部を買うのか、もっと違うところを買うのか、買うところは来年度予算の話になってしまいますが、貸した、返却したのでという注釈がついている中で、来年度返すのですよという、この違いというのはどういうふうな捉え方でしたらいいのでしょうか。返却したので、この21万6,000円が減額になったのかなと思ったら、何かそうではなさげなお話なのですが、しなくもいいところをしなかったので減額になりましたよという、そういうお答えなのですが、その辺ちょっといまいちわかりにくいので、再度お願いいたします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　来年度購入の予定地ということでございますが、遠山のほうから上がっていただきまして、山頂の手前のところです。それからあと、山頂をおりていただきましてあずまやがあるところ、そちらの２カ所を予定しております。

それからあと、返却したのでというふうな何か表現の関係なのですけれども、来年度返却する予定地ということでございます。

それとあと、散策路ということで、現地を確認したところ、除草の必要がないとい

うことで、今回減額させていただくものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第９号　平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第６号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中でございますが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は１時30分といたします。

なお、議員の皆様に申し上げておきます。本日の午後の休憩時間を午後２時30分からおとりいただきまして、再開の時間を２時45分と考えております。そして、この東日本大震災から３年になりますので、２時46分の時間で黙祷をお願いしたいと思っております。よろしくご協力お願いいたします。

休　　憩　午前１１時４５分

再　　開　午後　１時３０分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第２、議案第10号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第10号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万5,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を21億4,401万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長　議案第10号の細部についてご説明させていただきます。

補正予算書の52、53ページをごらんください。２の歳入ですが、９款繰入金、１項１目一般会計繰入金を36万5,000円増額し、補正後の額を5,820万5,000円とさせていただくものであります。増額の理由といたしましては、平成25年度の保険基盤安定繰入金及び国保財政安定化支援事業繰入金分等の額の確定に伴い、増額補正をするものであります。

54、55ページをごらんください。３の歳出ですが、１款総務費、１項１目一般管理費の13節委託料につきましては、療養給付費等負担金、財政調整交付金及び事業月報等の申請や報告を行うための国保情報データベースのバージョンアップと、70歳から74歳の被保険者の一部負担金の変更に伴うシステム改修を行うため、電算委託料を126万3,000円増額させていただくものであります。

次に、４項１目趣旨普及費、11節需用費の６万5,000円の増額につきましては、70歳以上の一部負担金の見直しに伴い、被保険者への周知用としてパンフレットを購入するため、増額補正させていただくものであります。

次に、２款保険給付費、１項１目一般被保険者療養給付費は、1,636万6,000円増額し、補正後の額を11億436万6,000円とするものであります。一般被保険者の療養給付費は、12月の議会で5,181万5,000円の増額補正をさせていただき、現在の予算額は10億8,800万円となっております。１カ月当たりで見ますと9,000万円強となりますが、４月から12月までの９カ月の支払い実績が１カ月当たり約9,000万円となっているため、

ほとんど余裕がない状況であり、今後不測の事態が生じぬよう増額補正をさせていただくものであります。

次に、２目退職被保険者等療養給付費は、512万1,000円減額し、補正後の額を１億1,761万4,000円とさせていただくものであります。一般被保険者療養給付費と同様に12月までの支払い実績をもとに計算を行った結果、前年度実績に対し約2,400万円の減額となっているため、減額補正をさせていただくものであります。

次に、３款後期高齢者支援金等及び６款介護納付金につきましては、歳入の補正に伴い、財源内訳の補正をさせていただくものであります。

次に、７款共同事業拠出金、１項１目共同事業医療費拠出金1,452万8,000円の減額、及び４目保険財政共同安定化事業拠出金236万5,000円の増額につきましては、それぞれの額の確定に伴い、補正をさせていただくものであります。

次に、８款保健事業費、１項１目疾病予防費、12節役務費の10万5,000円の増額につきましては、医療費通知の発送件数の増加に伴い郵便料の不足が見込まれるため、増額補正をさせていただくものであります。

次に、12款予備費ですが、今回の補正に伴い不足することとなる15万円を予備費で対応するため減額補正し、補正後の額を318万4,000円とするものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　２点ほど伺うのですけれども、まず１番目に、歳出のほう、55ページですけれども、国保情報データベースのバージョンアップということですが、これはバージョンアップなので、人口とか、それから療養給付費の金額とかとは関係なくバージョンアップするのだと思うのですが、どこの市町村も同じソフトを使っている場合は、126万3,000円という形のバージョンアップ料になるのかどうか伺いたいと思います。

それと、一般保険者療養給付費が非常にふえているということですが、また通知費もふえているということで、何がその一般療養費の給付金がふえている原因となっていると考えられるか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　それでは、お答えさせていただきます。

まず初めに、55ページの一般管理費の電算委託料の国保情報データベースのバージョンアップの関係でございますが、これにつきましては、126万3,000円が国保情報データベースバージョンアップ業務委託としまして99万9,600円、それから70歳以上の一部負担金の変更に伴うシステム改修委託といたしまして26万2,500円ということで、２本の委託でなってございますので、１つで126万3,000円ということではございません。

この改修を行うためにこの額がということですが、ほかの市長村等も、これはＴＫＣのあれを使っているのですけれども、各市町村がやっぱりこれを使っているところにつきましては、それぞれの一律ではないと思うのですが、人口割とかそれに伴いましてのその率のアップになってくるのかなというふうに思っております。

それから、療養給付費の増の理由ということなのですけれども、これにつきましてはちょっと細かく疾病の分析等につきましては、今のところまだやっていないのですけれども、高齢化に伴いまして被保険者の年齢層がやっぱり上がっていますので、どうしても医療費のほうが高くなってきているというようなことだというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　電算委託料のバージョンアップが人口などとか、被保険者の数に関係ないというのが私はよくわからないのですけれども。

そうすると、ソフトのバージョンアップということは、それぞれの人口に、それぞれの人に対してのものがあるということなのか、ソフトのつくり方自体というのですか、それ自体がとてもおかしな問題になりませんか。バージョンアップする以上は、単純にソフトを入れればそれでよいわけですよね。ソフトのバージョンアップをするだけなので、それが人口規模によって違うというのは、ちょっと何かおかしな算出なのかなと思うのですけれども、これは今後のこともあってソフトを必ず入れていくわけですよね。それをバージョンアップすると、その人口割によって、人口とかでバージョンアップ料金が変わってくるというのは、会社側の企業側の理論であって、企業側の理論としてもおかしいのではないかなと思うのです。この辺はちょっと確認したほうがよいかなと思うのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下次男町民課長。

○山下次男町民課長　お答えいたします。

そうですね、今までですと、そういったソフトを新しく改修とかした場合に、その規模といいましょうか、人口規模等によってユーザーの数とかによって、開発した費用というのが委託料になっていたというように聞いております。この件につきましても、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　確認なのですが、ただいまのバージョンアップの件とパンフレットの件。これは70歳の方が１割から２割負担になるということからの予算だということでよろしいのか、伺いたいと思います。

それから、後期と介護の支援金の、これ財源内訳、なぜ一般財源からこれを出さなければならなくなったのか、ちょっとご説明いただけないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えいたします。

このバージョンアップの関係ですけれども、バージョンアップの関係は、70歳以上の負担が変わったからということでなくて、こちらのもう１つ、２つの委託があると先ほどお答えさせていただきましたが、もう一つのほうが、70歳以上の一部負担金の変更に伴うシステム改修ということで、そちらのほうは26万2,500円の改修費として見てございます。ですから、こちらのバージョンアップについてはウィンドウズのＸＰの提供が終了するというような形で、それに合わせてバージョンアップをさせていただくというようなことでございます。

それから、パンフレットの関係につきましては、こちらにつきましては70歳以上の一部負担金が変わってきますので、70歳以上の該当になります方に３月末に、70歳以上の方全員の方にパンフレットを送らせていただくというものでございます。

それから、財源内訳の関係でございますけれども、もともとまた一般会計からの繰入金として見たわけなのですけれども、財源のほうが、国、県から来る分が減ったと

いうことでございまして、その分を一般財源のほうからふやしてみているというような内訳の変更でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　今、川口さんも聞いているこのバージョンアップの関係ですけれども。

バージョンアップと70歳以上、これの一部負担金変更に伴うということで、そこの部分はシステムを直さなければいけないということなのだと思うのだ。だから、それ両方含めたこの負担金が出てくると、ＴＫＣの、そういう捉え方を私はしているのですが、今課長の答弁だと、バージョンアップだけで、70歳以上のこの負担金の関係のやつはないと、パンフレットだけですよという答弁なのですが、そうではないのでしょう、２本あるのでしょう。

〔何事か言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員）　２本あるのだと思うのだよね。だから、ただそれで、ここでやっておければ、また来年度こういう時期になって、こういうようなことが、バージョンアップだから起ってこないとは限らないか。70歳以上の関係については、変更はそんなには出てこない。システム改修、来年も出てくるのでしょうか、このことは、70歳以上についても。来年70歳以上になる人の関係がどうなってくるのか、お聞きしておきます。

それから、今、一般保険者の給付費は増加が見られるので、想定するので上げておくのだということですが、一方では、次ページの共同事業医療費拠出金、これは減額になっているのですが、共同事業の関係の医療費はそんなにふえていなかった、全体的にはふえていないで減ってきているのか、あるいは町が想定した金額と、このそごがこんなに大きくなっている、この理由がちょっとわからないのですけれども、この金額がちょっと大き過ぎるのですが、これ見込み違いなのか、確定が、共同事業の関係のやつで確定したものが小さくなったので、総額の拠出金が少なくなった確定金が決まってきたのか、その辺をちょっと聞きたいのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

ちょっと私の説明がまずくて申しわけなかったのですが、電算委託料の関係でございますけれども、この126万3,000円の中に、２本の委託契約としてこの126万3,000円を上げておりまして。１つがデータベースのバージョンアップ分、それが99万9,600円、それと、あと70歳以上の一部負担金の変更に伴うシステム改修委託といたしまして26万2,500円、２本になってございます。

来年、その70歳以降については必要なのかと、改修が必要なのかということですけれども、来年は、特に今回改正をさせていただければないのかなというふうには思います。そのほかの関係で、またいろいろ個々の中のいろんなことが改正になってきたり、また変更、見直し等があって、改正が必要になった場合にはまたお願いするようなこともあろうかと思いますが、70歳以上の関係はないというふうに思っております。

それから、共同事業費拠出金の減額の理由でございますけれども、これにつきましては、先ほど説明の中でもさせていただきましたが。すみません。実績をもとに国保連合会のほうから最終的な額が示されるわけなのですけれども、共同事業費医療費拠出金のほうの1,452万8,000円につきましては、一応今年の拠出金の額といたしまして3,613万9,201円というものが最終的な額でございます。24年度の拠出金額は5,006万792円ということでもございました。昨年度の拠出金等は結構高かったわけなのですけれども、そういったようなことを見ながらの予算編成という形になりましたので、結果的に今年度につきましては下がったというような形で、この額の補正減をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　この共同事業の関係だと、国保連合会からのですから理解ができるのですが、結局、その共同事業に関係する医療費が総額で下がったと。では、嵐山町については、共同事業の関係ではなくて医療費が伸びていると、そういう捉え方でいいのでしょうね。高額療養費ですよ、共同事業あって。高額療養費そのものが想定よりも下がったと、国保連合会のほうで。そういうことの理解でいいのですね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

そうですね。埼玉県で各市町村からこちらのほうは、各市町村がそれぞれ拠出をして、そのかかった分につきまして、また交付をされるというような事業でございますので、埼玉県全体としての下がって、また嵐山町のほうも下がっているのだと。高額に対するものは、医療費についてはこう上がっているのですけれども、80万円以上、こちら80万円以上の、１件当たり80万円以上のものが該当となりますので、そういった高額のものは下がったのだということで解釈しています。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　パンフレットの関係ですけれども、４月１日以降２割負担になる人用のパンフレットですよね。１年間で、来年の70歳になる人というのは何人ぐらいいるのですか。これ70歳の人に全部出すということになると、非常に混乱が起こるというふうに思うのですね。新しく、新しくというか、４月１日以降70歳になる人に対してのみ１割から２割になると。今までの、今70歳以上の人についてはどういうふうになるのですか。その辺も、きちっと新規、あれがあったわけですけれども、今70歳の人は幾らになっているのか。その人たちが来年度、何割負担になるのか。新しく70歳になる人は２割負担だと思うのですけれども、その辺を少し説明をしてください。パンフレットの中身について聞きたいと。

それから、今の共同事業交付金そのものについては、高額医療に対するものだということで、高額医療に該当する人たちが減ったということの回答みたいなのですが、医療費そのものはふえてきていますよね。

〔何事か言う人あり〕

○10番（清水正之議員）　ちょっとうるさい。

〔「はい」と言う人あり〕

○10番（清水正之議員）　医療費そのものがふえてきていながら、高額に該当する部分が減ってきているという、このギャップというのは、本来高額の部分が減ってくれば医療費そのものも減ってくるように思うのですが、そういうことではないのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

パンフレットの内容というようなことでございますけれども、議員さんおっしゃるように、今まで70歳以上の方につきましては負担は１割のままということで変わらないわけでございまして、今まで70歳以上の方につきましてはそのまま１割負担ですよというような中身もありますし、４月２日以降ですか、70歳になられる方につきましては、今度は２割負担ですよというようなことが入ったパンフレットを予定をしておりまして、それを３月末に高齢受給者証を皆さんに郵送で交付するわけでございますけれども、その中にパンフレットを入れてお知らせをするというようなことで考えております。

それから、共同事業の関係ですけれども、先ほども申しましたが、医療費は伸びているのですけれども、先ほどの高額につきましては、１件80万円以上の高いものについては減っているといいましょうか、そんなに該当はないと。ただ、それ以下の額のものについてが多いというようなことで、トータルしますと医療費がふえてきているというようなことでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういうことなのだと思うのです。

まず、パンフレットの話です。後期高齢者に移るまでは、今までの人たちはずっと１割負担だったのですよね。その部分はずっと引き継がれて１割負担のまま推移をすると。新たに70歳になる人だけ２割負担が入ってくるということですよね。だから、そういう面では、私はもう１割負担のままで行くべきだというふうに思うのですが、その辺は、少なくもつくるということなので、きちっとやっぱり区分けをした内容にしていかないと、高齢者の人たちというのは非常に誤解を招くというか、というふうに思うのですね。だから、そういうつくるということなので、その部分はもう仕方ないなというふうには思うのですが、そういう内容でよろしいわけですよね。確認をしておきたいというふうに思います。

そうすると、その医療費の関係です。そうすると、高齢者の中の受診をする人たちがふえたということですか。それとも、高額に当たらないけれども、受診の回数がふえた、そのために医療費がふえているというふうに見ていいわけですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

70歳以上の方の一部負担金の関係でございますけれども、70歳以上の方、今まで特例措置として１割で負担をしていただいたわけでございますけれども、後期に移るまでは必ず１割かといいますと、その前年度の所得によりまして、また一定所得以上あられる方については３割負担をしていただくというようなこともありますので、その所得が全然変わらないということになれば74歳まで１割負担で、後期になりましてまた、後期に移っても必ず１割かといいますと、１割負担の方とまた３割負担の方がいらっしゃいますので、所得によって違ってくるということでございますが、ほとんどが多分１割でいるというふうに思っております。

それから、高齢者の方の受診の回数とか人数なのですけれども、はっきりはちょっとわからないのですけれども、やっぱり１人当たりのお年寄りの方、金額的にもこうふえているのかなと。１人当たりの医療費の額がふえているのかなというようなこともございます。日数もふえているのかなということもあろうかというふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　所得によってということなのですけれども、高齢者の所得そのものは、前回の審議の中でも話をしましたように、所得そのものは減っていますよね。多くの方が１割負担ですよ。そういう面では、２割負担を導入するということは、もう高齢者の中に差別を入れていくようなものだというふうに私は思います。

それから、それはいいです。医療費の関係です。そうすると、今課長が言われるように、医療費そのものは審議の中で、国民基礎調査の中で、医療費そのものは高齢になればなるほど、１件当たりの医療費そのものがふえているというふうに話をしましたけれども、そういう状況が嵐山町の中にもあると。そういう点では、高齢者とは限らなくても１人当たりの医療費そのものが、診療の回数もあるのでしょうけれども、１人当たりの医療費そのものが伸びてきていると、嵐山町の中では。そういう認識でよろしいですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

今現在、詳しくそういうふうに分析等を行っているわけではございませんので、今

清水議員さんがおっしゃったようなことで考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第10号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第３、議案第11号　平成25年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、平成25年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万5,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を11億1,468万7,000円とするものであります。

なお、細部については、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木　務長寿生きがい課長登壇〕

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、議案第11号の細部につきましてご説明を申し上げます。

68、69ページをお願いいたします。歳入の３款国庫支出金でございますが、新規の補助金２件、29万5,000円を増額するものでございます。内訳といたしましては、東日本大震災の被災者の介護保険料減免に対する費用に対する介護保険災害臨時特例補助金7,000円、並びに介護保険システム改修に要する費用に対する介護保険事業費補助金28万8,000円でございます。

70、71ページをお願いいたします。歳出の１款総務費でございますが、介護保険システム改修に要する経費といたしまして、電算委託料を57万8,000円を増額するものでございます。

６款の予備費でございますが、28万3,000円を減額し、補正後の額を282万5,000円とするものでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今度の消費税のシステム改修ですけれども、８％へのシステム改修だと思うのですね。では具体的に、いわゆるサービス提供者に対する報酬の問題になってくると思うのですけれども、では反対に利用者に対しては、この消費税分がどういう形になってくるのでしょうか。

在宅介護から始まって、いろんなサービスそのものが介護保険の中にはあると思うのですけれども、そのサービスの利用料がどう変わってくるのか。そういう面では、利用料については１割という形で決まっていますけれども、いわゆる８％になった場合の利用料そのものが、介護のサービスを受けている人の立場からするとどういうふうに変わってくるのでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今回のシステム改修でございますが、介護報酬の改定等に伴う必要な改修を行うものでございまして。過日の議案の審議の中にも答弁をさせていただきましたが、今回

の介護報酬の改定は、消費税の増に伴って0.63％の介護報酬の改定を行いますということで国のほうで決めております。したがいまして、利用者負担は、基本的に言えば0.63％、現状の利用者負担よりも多くの負担をしていただくということになると思います。ただ、この0.63％というのは、これは平均でございまして、サービスには種々あります。それぞれのサービスごとに課税対象となる分に対して３％上がりましたということで、それぞれの単位費用を国のほうで決めまして、それぞれのサービスごとの利用者負担が上がると。先日も参考までに申し上げましたが、たしか要支援の２の方が通所介護を利用した場合に、一月８日だったと思うのですが、月額60円の負担増というような形になるというふうに把握してございます。

以上です。

○青柳賢治議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、利用料そのものがもう利用内容にかかわらず、全てが利用料そのものが上がってくるという認識でよろしいですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

手元にそれぞれのサービスごとの単位費用案をちょっと持っていないので、細かいところまではお話はできませんが、そのサービスの中に、当然人件費は非課税です。課税対象となるものが全て含まれていると思いますので、全てのサービスについて引き上げになるというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第11号　平成25年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第４、議案第12号　平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第４号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第12号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第４号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を増額をし、歳入歳出予算の総額を６億8,484万8,000円とするものであります。このほか、地方債の変更が２件であります。

なお、細部については、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　議案第12号につきまして細部説明をさせていただきます。

77ページをお開きください。第２表の地方債の補正でございますが、公共下水道事業債は1,300万円の増額をし、限度額を2,500万円とするものでございます。起債の方法等につきましては変更がございません。浄化槽市町村整備事業債は1,270万円の減額をし、限度額を6,430万円とするものでございます。起債の方法等につきましては変更がございません。

補正予算書84、85ページをお願いいたします。歳入ですが、第４款県支出金、１項県補助金、１目浄化槽整備事業費補助金の浄化槽整備事業奨励交付金ですが、県費の補助対象であります転換分の設置基数が今年度予定基数より14基減少する見込みのた

め、420万円の減額補正を行うものでございます。

第５款繰入金ですが、１項１目一般会計繰入金は、主に公共下水道事業分として680万円の繰り入れを行うものでございます。補正後の額を２億590万円とするものでございます。

第８款町債ですが、町債のうち公共下水道事業債につきましては、平成25年度に実施しました公共下水道枝線工事において、単独工事費が増加したことに伴い1,200万円の増額を行い、補正後の額を2,500万円とするものでございます。また、浄化槽市町村整備事業債につきましては、町管理型浄化槽事業の予定基数の変更により1,270万円の減額を行い、補正後の額を6,430万円とするものでございます。１目下水道事業債としては、70万円の減額を行い、補正後の額を１億180万円とするものでございます。

86、87ページをお願いいたします。歳出ですが、第１款公共下水道費、２項１目建設事業費は、財源内訳の補正であります。２目維持管理費は、市野川流域維持管理負担金の実績見込みに伴い399万2,000円の増額をするものであります。

第２款浄化槽費、２項１目建設事業費の負担金補助及び交付金の浄化槽配管費補助金及び浄化槽撤去費補助金は、補助対象である転換分の浄化槽の基数を14基分減少することに伴いまして、408万7,000円の減額をし、補正後の額を１億7,682万9,000円とするものでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　浄化槽のこれ転換分が進んでいないというふうに理解したのですが、何か理由があるのですか。

ちょっとでは、何かあるのか、先にちょっと伺いたいと思います。

それから、次の87ページの市野川の流域の維持管理費なのですけれども、ちょっと最近ここ質問していなかったのですが、どんな維持管理のお金として出ていっているのか、伺いたいと思うのです。やはり不明水が大半を占めるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

平成25年度の浄化槽の転換分の設置見込み基数につきまして、当初の目標見込みが、転換分の浄化槽が90基という目標でございました。それから、新築増改築分の目標が24基、合わせまして平成25年度の目標基数としましては114基の目標でございました。本年度３月末の予定としまして、転換分の浄化槽が72基、それから新築増改築の浄化槽としまして30基、そのほか集会所の浄化槽が５基、合わせまして107基が設置できるというふうに考えております。

平成24年度の浄化槽事業としましては、設置目標に対しまして実際に設置できた浄化槽が新築増改築を含めて130基ということで、平成24年度の目標が実績よりも多かった分だけ、平成25年度の実績は目標をその分だけ下回ったということかなというふうに解釈をさせていただいております。平成24年度の目標基数は、124基が目標基数だったと思います。それが139基という、全体では139基の設置ができましたということでございます。その分だけ25年度が落ち込んでいるかなというふうに考えております。

それから、流域の負担金の関係ですけれども、不明水の割合がふえているかどうかというのは、25年度においてはそれほど不明水がふえていないというふうに思っております。ただ、これは天候によって大きく左右される部分が、不明水の流入にはあるかなというふうに思っておりまして、夏場以降、秋口の天候によって、台風の来る、あるいは雨の降る量が多いか、ここら辺でも不明水の流量が大きく変わるかなというふうに思っております。平成25年度の実績においては、それほど大きな不明水の変動があったというふうには考えておりません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　浄化槽ですが、そうしますと平成24年度にかなり工事やったので、その分が25年度のあおりを食ったと言うとあれなのですが、減ったのではないかということですか。

市野川の流域の関係なのですが、不明水はそんなにふえていないと思うと。ただ、１億4,000万円も負担金が出ているわけですので、そうすると何に使っているのだろうという疑問が湧くのですよね。いろんな工事もしているのだと思うのですが、工事というか、細かい調整とか清掃とかしているのかなと思うのですが、その辺はおわか

りでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　市野川流域の負担金の関係でいきますと、嵐山町の下水道の工事が毎年進んでおりますので、受益面積がふえるたびに必然的に流量もふえていくということで、負担金自体はどんどん上がっていくかなというふうには思っております。

25年度に市野川流域のところでどのような工事をしているかということは、今手元に資料がなくて大変申しわけないですけれども、お答えできません。失礼します。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第12号　平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第４号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおりに決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第５、議案第13号　平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第４号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第13号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第４号）議定についての

件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を42万9,000円増額をし、総額を４億8,370万6,000円とし、事業費用を90万6,000円増額をし、総額を４億4,894万6,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を5,240万円減額をし、総額を２億6,632万4,000円とするものであります。

なお、細部については、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　それでは、議案第13号の細部説明をさせていただきます。

補正予算書の98、99ページをお願いいたします。平成25年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第４号）により、ご説明をさせていただきます。収益的収入及び支出の収入ですが、第１款事業収益、２項営業外収益、２目雑収益ですが、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、水道水に放射能汚染の被害があるか水質検査に要した費用相当額、平成24年度検査分が東京電力から支払われたものでございます。

次に、３目消費税還付金ですが、70万5,000円の減額をするものでございます。

次に、支出ですが、第１款事業費用、１項営業費用、４目総係費ですが、電算機器レンタル料の増額につきましては、現在使用しているパソコンがウィンドウズＸＰの対応機種であるため、ウィンドウズ７への切りかえを行うための予算計上をさせていただきました。５目減価償却費、６目資産減耗費につきましては、当初予算の概算額について、それぞれ減額補正を行うものでございます。２項営業外費用、３目消費税及び地方消費税につきましては245万1,000円の増額とするものでございます。３項特別損失、１目特別損失の内容は、過年度水道料金の不納欠損処分としまして19万9,000円の欠損処分を行うものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、第１款資本的支出、１項建設改良費、１目配水本管施設費においては、工事請負費5,240万円の減額を行うものでございます。内容は、町道１―３号及び町道２―27号に布設されています老朽管部分の布設替えを行う計画でありましたが、町道１―３号は、まちづくり整備課で実施する道路改

築工事の影響がある範囲の布設替え工事を先行して実施したもので、残った老朽管部分は平成26年度予算により布設替えを行う予定にしたため、減額を行うものでございます。また、町道２―27号においても、まちづくり整備課で実施します道路舗装修繕工事に影響をすることから、後年度に布設替えをする予定にしたため減額をするものでございます。

94ページ、それから95ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

96ページ、97ページをお開きください。平成25年度嵐山町水道事業予定貸借対照表の説明でございますが、資産の部、１、固定資産の（１）有形固定資産及び（２）無形固定資産の合計した資産合計は38億7,317万7,187円となりました。２、流動資産ですが、（１）現金預金から（６）前払金までの流動資産の合計は12億1,790万2,854円となり、固定資産合計と流動資産合計を合わせた資産合計は50億9,108万41円となります。

続きまして、97ページ、負債の部ですが、３、固定負債及び４、流動負債の合計であります負債合計は３億2,120万2,110円となります。

次に、資本の部ですが、５の資本金合計が、（１）自己資本金及び（２）借入資本金を合わせ合計が25億537万3,318円となります。６の剰余金ですが、（１）資本剰余金合計額及び（２）利益剰余金合計額を合わせた剰余金合計額が22億6,450万4,613円となります。５の資本金合計と６の剰余金合計を合わせた資本合計は47億6,987万7,931円となりまして、負債資本合計が50億9,108万41円となりまして資本合計と一致するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　質疑の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は２時45分とさせていただきます。

休　　憩　午後　２時２９分

再　　開　午後　２時４４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○青柳賢治議長　ここで、東日本大震災三周年追悼式における弔意表明。

平成23年３月11日に発生しました東日本大震災において多くの尊い命が奪われまし

た。亡くなられた方たちのご冥福と被災地の復興を祈り、１分間の黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

それでは、黙祷をお始めください。

〔黙　　祷〕

○青柳賢治議長　ありがとうございました。

ご着席を願います。

それでは、嵐山町水道事業会計補正予算につきましての提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　98ページの電算機器レンタル料なのですが、このレンタル料の中で４月からの消費税アップの分が計算されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、一番下の欠損処分なのですが、かつてはといいますか、数年前まで50何万もあったと記憶しているのですが、そういう面では減ってきておりますが、どんなものを欠損としてしなければならなかったのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

初めに、消費税の関係で電算機器レンタル料が関係しているのかというご質問かと思います。ご案内のとおり来年の、来年度４月というのですか、26年４月から消費税が８％に上がるのもありますけれども、ウィンドウズＸＰの対応が終わってしまうということで、今回につきましてはウィンドウズ７への切りかえを行うと同時に、また消費税へも、その内容としては対応できる機種ということで、ウィンドウズ７を導入させていただくということで、３月中に機器の納入をさせていただくということで考えております。台数につきましては６台でございます。

それから、３特別損失の中の不納欠損の内容ということかと思いますけれども、平成19年度の水道料金21人分、57件、19万8,973円、これを不納欠損とさせていただく内容でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　不納欠損の件なのですが、もうこの方たちは嵐山町から引っ越してしまっているので、もう見つけようがないということで不納欠損をするということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりでございます。居所不明ということで不納欠損をさせていただきます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　99ページの配水管布設工事の減額、大きな減額なのですが、これは入札差金とか工事ができなかったとか、そういう箇所も何カ所かあるのかなと思うのですが、この数字の根拠はどういうものなのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

町道１―３号線の工事、それから町道２―27号線の老朽管の布設替えということで、２路線を布設替え工事を計画しておりました。町道１―３号線につきましては、深谷―嵐山線、七郷小学校の入り口付近から入りまして、県道熊谷―小川―秩父線に向かって、右側に越畑の八宮神社があるのですけれども、その付近から県道熊谷―小川―秩父線に向かって約1,046メートルぐらいを当初布設替えをする計画でありました。ただ、まちづくり整備課のほうで現在実施しています道路改築工事に影響がある部分、そこの部分を先行して老朽管の布設替えを実施しまして、その工事が354メートルほど、100ミリのダクタイル管の布設替えをして25年度の事業をとりあえず終わりにしました。布設替えをしたところについて、今、まちづくり整備課のほうで道路の整備をしているところなのですけれども、その延長も続けて布設替えをしますと工事の影響がいろいろ出てくるかもしれませんので、その部分につきましては26年度予算に繰り越すということで補正減をお願いするものです。

その距離ですけれども、150ミリのダクタイル管、これを516メートル、それから100ミリのダクタイル管を176メートル、布設する場所につきまして繰り越しを、減額をして、26年度予算で改めて布設替えをしていきたいということで考えております。

未執行の予算としましては、約3,240万円ほどの予算になるかなと思っております。

それから、もう一本が、県道大野―東松山線から鎌形グラウンドに行く道路がありますけれども、これにつきましてもまちづくり整備課のほうで道路舗装修繕工事を行うということで、その前に水道管の布設替えをしてしまおうかなというようなこともあったのですけれども、やはり工期の関係で、１カ月近く工期が重なってしまうということがありまして、まちづくり整備課のほうの工事に影響を及ぼさないようにということで、これについても老朽管の布設替えは後年度に回すということで工事の取りやめをしたところでございます。その影響額が約1,800万円ほどの工事費かなというふうに思っております。

内容につきましては以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第13号　平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第４号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第６、議案第20号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第20号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第20号は、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件でございます。

彩北広域清掃組合の名称変更に伴いまして、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部説明につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第20号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第７、議案第21号　嵐山町管理型浄化槽整備推進事業変更契約の締結についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第21号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第21号は、嵐山町管理型浄化槽整備推進事業変更契約の締結についての件でご

ざいます。

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の執行に関し、消費税率の上昇分に対応する変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定及び、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　議案第21号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第21号ですが、１、契約の目的から４、契約の相手方までにつきましては変更がございません。５、契約の金額について変更を行うものでございます。内容につきましては、消費税率の上昇分に対応するため、買い取り費用及び維持管理業務委託費用の変更をするものでございます。

議案第21号の参考資料をごらんいただきたいと思います。１、事業名から５、目標事業量までにつきましては変更がございません。６、契約の金額でございますが、平成26年４月１日から消費税率が５％から８％に変更されることに対応する改正を行うものでございます。（１）買取費用ですが、（ア）標準仕様から（エ）まで４通りの仕様ごとに上段の金額が変更前の消費税５％を含んだ買取費用でございまして、下段の金額が変更後の消費税８％を含んだ買取費用でございます。

参考資料裏面の（２）１年間の維持管理業務委託費用ですが、保守点検及び補修業務では、５人槽、７人槽、10人槽とも同額でございます。（ア）は１年目の維持管理業務委託費用でございますが、上段が消費税５％を含んだ委託費用でございます。下段の金額が変更後の８％を含んだ委託費用でございます。（イ）が２年目以降の維持管理業務委託費用でございます。上段が消費税５％を含んだ委託費用でございまして、下段の金額が変更後の消費税８％を含んだ委託費用でございます。

次のページに、（変更）仮契約書の写しを添付しております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　４月１日から８％に対応したものにするということでありますが、５％時に、今のうちに買っておいたものが設置し切れるのですか。若干残るのではないかなと思うのですが、その残ったものも８％でいただくということになるのでしょうか、設置者から。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

現在浄化槽の事業を実施中でございまして、今年度の設置工事の予定基数の残りにつきましては、何件かあるわけですけれども、現在残っているものについては、ＳＰＣの構成する会社のほうで、今後分担して事業を実施していただきまして、年度内完成を目指していただくということでお願いしているところでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうしますと、残数はゼロだということなのですか。新しく４月１日を待ってまた注文して設置をすると、そういうことなのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。そのように考えております。

また、26年の２月の広報のお知らせで、今年度の浄化槽につきましては、締め切り期限が間近に迫っていますということで、申し込みをされる方は早目にお願いしますと。また、そのときにこの業者にお願いをしたいということで申し込みをされても、混み合っている場合にはできませんということも含めて、ＳＰＣ事業者には対応のほうをお願いしておりまして、４月第２週には国の会計検査も見込まれておりますので、補助対象となっているものについては年度内完成をしていただくように、努力をしていただくようにお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　事務的には大変になると思うのですけれども、今のうちに５

％で買って、保管できる台数、基数を。少しでも安く設置をしてあげたほうが、お客さん、町民も助かると思うのですよね。ちょっとそういう努力をしようというお考えがないみたいなのだけれども、どうですか、そういう努力をしてでもやったほうがいいのではないのですか。

○青柳賢治議長　答弁を。

○９番（川口浩史議員）　ちょっとでは、答弁を求めますけれども、最終的にちょっとどっちかお願いします。

○青柳賢治議長　新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

この事業を実施するに当たりましては、ご案内のとおり国の補助金、それから県の補助金をいただいております。年度ごとに締め切って完了検査をしたものが補助対象となりますので、浄化槽を５％で買っておくとか、保留しておくとかということは現実的にはきかない事業でございまして、４月以降改めて８％で事業をスタートするということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第21号　嵐山町管理型浄化槽整備推進事業変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により、３月12日、13日、14日及び17日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、３月12日、13日、14日及び17日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時０６分）

平成２６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第６号）

３月２０日（木）午前１０時開議

日程第　１　議案第１４号　平成２６年度嵐山町一般会計予算議定について

日程第　２　議案第１５号　平成２６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

日程第　３　議案第１６号　平成２６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第　４　議案第１７号　平成２６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

日程第　５　議案第１８号　平成２６年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について

日程第　６　議案第１９号　平成２６年度嵐山町水道事業会計予算議定について

日程第　７　議案第２２号　町道路線を廃止することについて（林道）

日程第　８　議案第２３号　町道路線を認定することについて（林道）

日程第　９　議案第２４号　町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）

日程第１０　議案第２５号　町道路線を認定することについて（開発行為）

日程第１１　議員派遣の件について

日程第１２　閉会中の継続調査の申し出について

追加

日程第１３　発議第２号　大雪災害に対する決議の提出について

日程第１４　発議第３号　婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書の提出について

日程第１５　発議第４号　重度心身障害者医療費助成制度見直しに関する意見書の提出について

日程第１６　発議第５号　「労働者保護ルール改悪反対」を求める意見書の提出について

日程第１７　発議第６号　ＨＰＶワクチン被害を止めるため予防接種法の改正を求める意見書の提出について

日程第１８　発議第７号　原子力に依存しない「エネルギー基本計画」策定を求める意見書の提出について

日程第１９　発議第８号　集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人	２番	大野敏行
３番	佐久間孝光	４番	長島邦夫
６番	畠山美幸	７番	吉場道雄
８番	河井勝久	９番	川口浩史
１０番	清水正之	１１番	安藤欣男
１２番	松本美子	１３番	渋谷登美子
１４番	青柳賢治		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
山下次男	町民課長
岩澤浩子	健康いきいき課長
青木　務	長寿生きがい課長
植木　弘	文化スポーツ課長
大塚　晃	環境農政課長
内田孝好	企業支援課長
田邊淑宏	まちづくり整備課長
新井益男	上下水道課長

内　田　　勝		会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一		教　育　長
簾　藤　賢　治		教育委員会こども課長
大　塚　　晃		農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成26年嵐山町議会第１回定例会第18日の会議を開きます。

これより開会いたします。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に予算特別委員会に付託し、審査願っておりました議案第14号平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案６件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第22号　町道路線を廃止することについて（林道）の件、議案第23号　町道路線を認定することについて（林道）の件、議案第24号　町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）の件及び議案第25号　町道路線を認定することについて（開発行為）の件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案として、発議第２号　大雪災害に対する決議の提出についての件、発議第３号　婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書の提出についての件、発議第４号　重度心身障害者医療費助成制度見直しに関する意見書の提出についての件、発議第５号　「労働者保護ルール改悪反対」を求める意見書の提出についての件、発議第６号　ＨＰＶワクチン被害を止めるための予防接種法の改正を求める意見書の提出についての件、発議第

７号　原子力に依存しない「エネルギー基本計画」策定を求める意見書の提出についての件及び発議第８号　集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出についての件、以上７議案が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本７議案につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第１４号の委員長報告、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第１、議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松本予算特別委員長。

〔松本美子予算特別委員長登壇〕

○松本美子予算特別委員長　皆様、おはようございます。議長より指名がございましたので、予算特別委員会の報告を朗読をもちまして報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

嵐山町議会議長、青柳賢治様。平成26年３月20日。予算特別委員長、松本美子。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記。事件の番号、件名、議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定について、審査の結果、可決すべきもの。

予算特別委員会報告書、平成26年３月20日、予算特別委員長、松本美子。

１、付託議案名。

議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定について。

２、審査経過及び結果について。

３月３日開会の本町議会第１回定例会において、本予算特別委員会に付託されまし

た議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件を３月12日、３月13日及び３月14日の３日間にわたり審査いたしました。

（１）３月12日の委員会について。

12名の委員及び委員外として、議長、関係する執行部説明員の出席のもとに、課局ごと歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課、地域支援課、町民課及び健康いきいき課の順で審査を行いました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

税務課では、個人町民税はなぜ減額になっているのかとの質疑に対して、各事業所の所得のベースアップがない、非課税者と勤め始めた方の転出がふえているとの答弁がありました。軽自動車税の増額は、税制改正の駆け込み需要かとの質疑に対して、24年度と25年度を比較すると軽四乗用が253台ふえている。普通車から軽自動車への乗りかえもあるのだと思うとの答弁がありました。

総務課・会計課では、一時借入金限度額を８億円から５億円に減額したのはなぜかという質疑に対して、旧まちづくり交付金事業等を実施していたときは、３月末あるいは３月を越え補助金が入金される。歳入予算上には金額が計上されているが、現金はないという不測の事態が起こる可能性が出ている。その場合、一時借入金で支払いを行うほかないため、限度額を上げていた。旧まちづくり交付金事業等も終わってきたので、以前の限度額に戻させていただいたとの答弁がありました。

地域支援課では、子育て世帯等転入奨励金のパンフレットの内容と渡す対象者はという質疑に対して、Ａ１判のパンフレットを1,000部作成し、窓口で転入奨励金対象者だけに渡すのではなく、バーベキュー場や駅等にも置き、町外の方にも見ていただく。「嵐山町はこういった町でありますよ」ということを知っていただき、嵐山町を住む場所として選定していただけるようなパンフレットにしたいと考えている。

防災訓練は、いつごろ、どのような内容で実施するのかという質疑に対して、総合防災訓練を町では２年に１度実施。今年は、志賀、むさし台を対象に、会場は役場庁舎を中心に行う予定。内容は決まっていないが、中学生や若い人、ファミリーでの参加がしやすい形での実施ができるように嵐山分署と内容を詰めていきたい。時期的には９月末ごろを考えているとの答弁がありました。

町民課では、保険税の軽減者の実情はという質疑に対して、昨年11月の世帯状況から算定した26年度の６割軽減世帯は592世帯、832人、４割軽減世帯は126世帯、294人

との答弁がありました。

健康いきいき課では、Ｂ型肝炎予防接種事業の意味はとの質疑に対して、これまで、こども医療費窓口払い代替事業として行ってきた水痘が来年度10月以降に定期接種になる予定である。このため、町内の医師等との会議の中で、Ｂ型肝炎が母子感染だけでなく水平感染も想定されるとの話があり、キャリアをなくすということでＢ型肝炎予防接種を新たに行うことにしたとの答弁がありました。

臨時福祉給付金事業補助金で加算分を含めると人数はという質疑に対しては、非課税世帯などの低所得者に対し基本分として１万円、年金受給者等の特例水準解消の対象者には5,000円が加算される。基本分は3,500人、3,500万円、加算分は1,750人、875万円、合計4,375万円を見込んでいるとの答弁がありました。

（２）３月13日の委員会について。

委員12名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに開会いたしました。

長寿生きがい課、文化スポーツ課、環境農政課、上下水道課、企業支援課、まちづくり整備課及びこども課の順で行いました。

主な質疑と答弁は、次のとおりでした。

長寿生きがい課では、老人クラブ助成事業費の減額利用はとの質疑に対して、平成25年度から今までの団体補助要綱とは別な補助要綱をつくりました。１クラブ当たり８万円を単位として積算しており、１クラブ減少したことで減額したとの答弁がありました。

第６期介護保険事業計画にはどのような新たな視点が加わっていくのかとの質疑に対して、国は2025年を見据えた計画策定を求めており、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域支援事業を見直すこととしている。具体的には、１、在宅医療・介護連携の推進、２、認知症施策の推進、３、地域ケア会議の推進、４、生活支援サービスの充実・強化、５、介護予防の推進、こういったことを念頭に置いて嵐山町に合った計画の策定をしていくとの答弁がありました。

文化スポーツ課では、歴史資料等保存管理事業の内容はとの質疑に対して、博物誌の編さんが終了し、ホームページを維持したり、今まで博物誌編さんのために収集してきた資料の保管等の維持管理の経費、印刷製本費については印刷物を発行するわけではなく、プリンターやスキャンを使った資料の維持管理の紙代や印刷経費等との答

弁がありました。

パソコン活用講座等で、タブレットやスマートフォンを使った講座等はあるのかとの質疑に対して、タブレット端末、スマートフォンを使用した講座は現在なく、今後の課題としたいとの答弁がありました。

環境農政課、上下水道課では、青年就農給付金支給事業は25年度計上はされていたが、執行はされなかった。どんな条件があり、町としてどう取り組んだのかとの質疑に対して、２つの型がある。準備型は、２年間150万円の交付金を受けられる。農業の技術や経営ノウハウを修得するための研修に専念する農業者への支援。経営安定型は、経営リスクを背負った新規就農者が軌道に乗るまでの支援。５年間最高150万円が交付される。農地や空き家の情報を整理、提供し、新規就農につなげていきたいとの答弁がありました。

環境騒音測定及び社会反応調査委託料は、どこを調査するのか、社会反応調査とはどのようなものなのかとの質疑に対して、川島明星付近、越畑関越道付近、千手堂平成楼付近の３カ所を予定。社会反応とは、騒音測定を実施する３カ所付近の30世帯に対して、実際騒音によってどのような影響、被害を受けているかを聞き取り調査をするもの。工場騒音、自動車騒音、事業所騒音を調査するとの答弁がありました。

企業支援課では、平成24年度町からの持ち出し分は800万円弱に対し、総事業費が１億円を超えた住宅リフォーム補助事業は費用対効果が非常に高かったと思うが、なぜ廃止されたのかとの質疑に対して、嵐山町の喫緊の課題は、人口減少を抑えること。限られた予算額で選択と集中を検討する中、政策転換をした。町内業者育成という観点での事業評価では、効果があったと考えるとの答弁がありました。

まちづくり整備課では、東西連絡通路塗装修繕工事について、傷みが進んでいるので早期の着手が望まれるがとの質疑に対して、早期に着手できるように東武鉄道と協議を進めたいとの答弁がありました。

平沢土地区画整理事業の年次計画はとの質疑に対して、平成30年度の完了予定で事業を進めているが、現在の計画は平成21年度の算定に基づいた事業計画であり、残工事完了後に換地処分における測量、登記、清算等の業務があるため、その進捗により変更があり得るとの答弁がありました。

こども課では、保育所緊急整備事業補助金の財源内訳はとの質疑に対して、県補助金が３分の２、町からが12分の１、事業者負担が４分の１、事業費（補助基準額）の

内訳ですが、建築工事費が１億3,400万円、解体工事費が440万円、仮設工事費が900万円、総額が１億4,740万円と見ている。

通常、補助率は県が２分の１、町が４分の１、事業者が４分の１の負担。国の制度である待機児童解消加速化プランにより有利な補助率で整備ができるとの答弁がありました。

（３）３月14日の委員会について。

委員12名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに開会いたしました。

既に全課局に関する質疑が終了しましたので、総括的な質疑を行いました。総括質疑には、長島邦夫委員、川口浩史委員、渋谷登美子委員、清水正之委員、安藤欣男委員の５人から届け出があり、その順に総括質疑を行いました。質疑、答弁の概要は次のとおりでありました。

企業が力をつけられる支援が、新たな企業の誘致、また町内事業者の流出阻止、事業拡大につながると考えるがとの質疑に対して、現在進めているインターランプ内と川島地区の道路、水道等のインフラ整備に関しては町で対応していく。町のホームページでの情報提供、あらゆる機会を捉えてのＰＲをしていきたい。町内企業に対しても周知徹底を図り、対象となり得る企業には積極的に勧誘していくことで、企業が「嵐山町は応援をしてくれている」と感じられる姿勢を明確にしていきたいとの答弁がありました。

人事評価制度の公平性、透明性についての質疑に対して、評価の客観性、公平性を確保するために複数の評価者が関与している。第１次評価者は、被評価者との個人面談も実施する。第１次評価者の上司は第２次評価者であり、評価の補正を図ることに加え、評価者自身の評価能力を高めるための研修も実施している。これらの取り組みは、客観性、公平性を高めることにつながっており、透明性に関しても結果を公表していくことも考えているとの答弁がありました。

要綱行政になっているのではとの質疑に対して、議会基本条例第９条に基づいて町長の提案する重要な施策は事前に説明し、その上で議会審議が行われていると考えているとの答弁がありました。

２月20日付埼玉新聞によると、町長が学校の広域化を明言した。この真意はという質疑に対して、人口減少、特に子供の数の減少は２年で１クラス分減っている。今後

は町単位で学校を考える状況から、広域化を視野に入れた判断が必要であるのではとの考えから、広域化という表現を使ったとの答弁がありました。

24年、25年度事業で環境基本計画を策定した。町の遊休地を利用してメガソーラー発電等をもっと推進すべきではないかという質疑に対して、公共施設の屋根貸し、ため池等も含めた公共用地、民間の土地等、職員から提案を受け取りまとめをしている段階。町内のある企業から公共用地の紹介依頼を受け、話が進んでいるのが工業団地内の調整池への水上パネルの設置。その土地の所有者は、町、水利権者は勝田の土地改良組合で代表者からはご理解をいただいており、工業会からも一定のご理解をいただいているとの答弁がありました。

総括質疑終了後、討論なく、採決の結果、「挙手多数」により「可決すべきもの」とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査、経過及び結果についての報告を終わります。

○青柳賢治議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、ちょっとこの報告の中なのですけれども、４ページの、これをもちましての前に、次の24年、25年度事業で環境基本計画を策定したとなっているのですが、策定中であって、まだ策定されていなくてということだと思うのですが、これはあれでしょうか、質問事項がこうだったということなのでしょうか。ちょっと環境基本計画は、策定される段階で、議会のほうに意見を言うというふうな手続があるので、それがまだできていないので、ちょっとここは違うのかなと思うのですけれども、質問者がこのような形で質問されたということでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

松本美子予算特別委員長。

○松本美子予算特別委員長　大変失礼いたしました。

渋谷議員さん。

○青柳賢治議長　ちょっと待って、松本さん、待って。答弁を求めます。

松本委員長。

○松本美子予算特別委員長　大変失礼いたしました。ミスプリということのようでございまして、申しわけありませんでした。

策定中と変更させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論につきましては、３名の議員から届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第９番、川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。私は、日本共産党を代表して、平成26年一般会計予算に反対の討論を行います。

平成26年度は、大手企業がベースアップを実施するということです。これはもちろん歓迎ですが、多くの中小企業はベアの実施はできない模様です。４月から消費税が５％から８％に引き上がりますが、これによる影響は、大手企業のベアだけでは景気の落ち込みは避けられないとの報道があります。中小企業もベアができるように財政支援が必要であり、消費税はやめることを改めて申し上げたいと思います。

さて、平成26年度の予算ですが、評価できるものとして、小中一貫教育事業があります。県の助成制度が終了したにもかかわらず、菅谷中に加え、玉ノ岡中にも拡大するということです。教育環境が一層拡充されることに賛成するものです。

第２に、地域福祉人材育成基金を原資にした助成金の支給です。今後高齢化がますます進む中で、また障害者の方などに携わる人材が重要になってきます。こうした人材育成を行う助成制度を設けたことに評価をいたします。

最後に、転入奨励金の交付です。人口減が続く中で、いかにして食いとめるか、大きな課題です。この課題を傍観しているだけでは食いとめることができません。その食いとめ策として、本町への転入奨励事業の実施は意義あるものとして賛成をするものです。

このように評価ができるものがある一方、次の点は改善が必要です。

第１に、平和事業の廃止です。町は節目の年に費用をかけた事業を行い、その間は費用をかけないで進めていきたいというものでした。しかし、近隣自治体から見ても、本町の平和を進める事業は皆無という中で、やっと昨年予算化した事業です。

今、日本国内では、ヘイトスピーチなど極端な運動が進められ、特定の外国人を排斥しようとしています。また、海外から見て、日本人が右傾化しているという報道がされている状況です。町民もこのような影響を受けているのではと危惧します。

また、中国、北朝鮮の軍事的挑発行為もたびたびあるだけに、一層平和の尊さを知ることが大事であり、冷静な対応ができるように啓発することが重要ではないでしょうか。そのためには、縮小ではなく、拡大こそ必要な事業であると考えます。

第２に、住宅リフォーム補助事業の廃止です。質疑の中で、転入奨励金を創設したから住宅リフォーム補助事業を廃止したとのことです。また、住宅リフォーム補助事業は、利用業者の偏りがあるとも指摘していました。全ての事業所に利用してもらうことが町として大事なことでしょうが、偏りがあるからといって廃止する話ではないと考えます。偏りがあるというなら、それは町の努力不足がそこにはあるわけで、どうして利用しないのか、またできないのかなど調査し、改善するところは改善していくことが町には求められているのではないでしょうか。そういう点で努力不足を利用しない業者に転嫁してはならないわけで、町民の利用も多く、また経済効果からも本事業の継続はしていくべきものであります。

第３に、本町が加入している埼玉中部広域清掃協議会における新焼却施設の建設場所の件についてです。吉見町に建設してもらえるのであれば、個人的には大変ありがたいと思っています。しかし、吉見町の現焼却施設は、周辺住民が裁判まで起こしたところであり、その裁判の和解の中で、増設も新設もしないとしたところです。

ところが、吉見町の新井町長は、こうした経過を知りながら、またそこにつくろうとしています。そこにつくることは、二重にも三重にも周辺住民を愚弄するもので、加えて現焼却施設のあるところは、吉見町が作成したハザードマップによると、５メートルにも浸水がある地域です。こうしたことから、現焼却施設の隣接地への建設は反対すべきであります。

ところが、嵐山町は反対しようとはしません。それはなぜですか。もし内政干渉に当たると考えてのことであれば、それは違います。今度の新焼却施設の建設には、嵐山町も加入している広域の協議会が主体です。今までも負担金を払ってきており、また新年度には98万円を支払うわけですから、堂々と意見が言えるわけです。不条理なことや災害への不安がある地域への建設は、最低限反対を表明することを求めるものです。

以上の点が改善されることを願って反対討論を終わります。

○青柳賢治議長　次に、賛成討論を行います。

第１番、森一人議員。

〔１番　森　一人議員登壇〕

○１番（森　一人議員）　第１番議員、森一人です。平成26年度一般会計予算案に対しまして、政友会を代表し、賛成討論いたします。

まずもって、２月のこれまでに経験したことのない大雪により、多大な被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

私は、今回の大雪によって、常に備えるということの大切さを痛感いたしました。日本は自然災害に見舞われることの多い国だという意識を常に持ち、味わった経験、培った教訓を無為なものにしてはいけません。

また、それと同時に、地域コミュニティーにおける地域力の重要性も強く感じました。嵐山町においても、地域によってはご近所で協力し合って除雪を行ったり、通学路の確保を行ったと聞きました。行政はより一層、今後いつ起こるとも限らない異常気象による災害への備えと、協働のまちづくりにおいて、各区や自治防災会等とのかかわりを密にお願いするところであります。

さて、26年度嵐山町の予算編成ですが、歳入から見ますと、町税は個人町民税の落ち込みを予想し、1.3％増にとどまり、地方交付税においては国の方針により減額され、平成26年度の実質的な地方交付税を1.0％減の見込み、そして多額な財源不足を解消するため、基金取り崩しは２億4,200万円で大変厳しい状況であると思います。

しかしながら、一般会計59億2,500万円、前年度比10.4％増の慎重かつ大胆な予算編成となっており、各施策を見ても、嵐山町の未来を見据え、次世代へと確実にバトンをつないでいくという積極性を感じます。

賛成する主なものです。人口減少対策として、新規事業となる子育て世帯等転入奨励事業であります。総合振興計画においても、人口の減少を最大限に食いとめることに努め、推計を上回る人口確保を目指しますとある中、この事業に期待するところは大きく、子育て世帯の転入者が増加すれば、人口減少の歯どめになるだけではなく、地域コミュニティーの活性化につながります。今後、人口減少対策を講じるに当たり、ぜひこの事業を一の矢とし、二の矢、三の矢と事業展開していただき、願わくば、現嵐山町民に対しても継続的に定住してもらえるような施策も必要であると感じます。

期待をいたしております。

次に、こども医療費窓口払い代替事業についてです。岩澤町政において、窓口払いを廃止せず償還払いを続けていくことに強い信念と自信を感じます。今年度においては、予防接種の助成をＢ型肝炎まで広げ、小中学校の学年費助成、保育料の引き下げ等、引き続き実施していかれます。

窓口払いを廃止しないことにおいては、評価される方、そうでない方、いろいろとご意見はあるでしょうが、代替事業において、特に学年費助成などは、子育て世帯や教育現場からも評価の高い事業であると聞いております。

ただ、まだ窓口払い代替事業というものが対象の世帯に対して周知が行き渡っていないように思います。町内の子育て世帯にはもちろんのこと、町外に向けてもより一層の周知を行っていきたいと思います。お願いいたします。

また、高齢者福祉対策の一つとして、新規事業となる地域福祉人材育成事業の実施です。今後さらに必要性が高まるであろう地域福祉に携わる人材を確保・育成することは急務であると思います。

次に、小中一貫教育推進事業です。26年度は町単独事業として、菅谷中学校区だけではなく、玉ノ岡中学校区にも広げて実施されることです。事業説明で、菅谷中学校区での成果として、成績が上がったり、中１ギャップの解消につながっていると聞いております。今年度、玉ノ岡中学校区では、長期休暇時に教員の交流など、できることから始めていくということです。期待をいたしております。

最後に、川のまるごと再生事業による槻川の再生事業です。県が行う施工とあわせ、環境に配慮した周辺整備を行うことは、嵐山渓谷やバーベキュー場というポイントだけではなく、メーンベースで観光を考えている事業であると思います。

今後、町民には、さらに嵐山に愛着を持ってもらい、町外から訪れてくれる方々には、より武蔵嵐山を知っていただけることと思います。

以上、各施策は施政方針でうたってあるように、子供たちが誇れる町にするため、未来を見据えたまちづくりのための投資であり、子供たちの資産を今使うのではなく、未来にどう役立てるのかを考慮した予算であると確信し、私の賛成討論といたします。

○青柳賢治議長　続いて、反対討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子、平成26年度予算案に反対します。

平成26年度は、消費税アップへの対応、人口減少への対応として、子育て世帯等への転入促進奨励金の設置、吉田集会所を廃止し、北部交流センターの改修を進めることなど、そして生産年齢人口の減少による町民税の減少への対応として、人口減少を防ぐ施策、法人税確保のための新たな企業誘致条例の設置、公共施設の統廃合の政策転換が見えてきたことは、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題に対しての一歩が始まったこととしてうれしいことです。厳しい財政状況の中で、予算策定のご苦労に感謝します。

本予算では、こども医療費の窓口払い継続の１点に絞って反対討論をいたします。現状では、近隣市町村がこども医療費窓口払いを廃止しています。子供は、突然に病気やけがで医療が必要になるので、前もって医療にお世話になることは予測していません。そのために、現金が不足していても医療機関に行かざるを得ず、幾ら必要だろうかと不安になることも多いと思います。特にゼロ歳から４歳の子供は、突発的な事故や病気で医療機関にお世話になることが多く、育てている父母も不安です。

平成23年度の国民総医療費から計算すると、23年度の国民１人当たりの医療費は30万1,919円と計算してきました。医療費は、全年齢を５歳刻みにすると18の年齢階層になります。ゼロ歳から４歳までの医療費は、５歳刻みの年齢階層では９番目に高額で、１人当たりの医療費は、年間22万8,522円と計算できました。５歳から９歳の子供の１人当たりの医療費は12万893円、11歳から15歳の子供は９万1,566円と計算できました。医療費が一番少ない年齢が15歳から19歳で７万6,502円です。医療費は、50歳代から20万円台を超えて高額になっていき、70歳代を超えると、63万円以上になります。全年齢のうち85歳以上が最も多く104万円になります。少子化が進むために、子供の医療費は、日本総医療費の中でも６％を占めるのみです。本来ならば、国が制度改正して、こども医療費の保護者負担をなくして子育て支援をすべきところですが、それが今行われていません。そのために自治体が努力しています。

嵐山町では、ゼロ歳から15歳までのこども医療費を申請されてから交付する、一旦は窓口で支払わなければならない制度で、国の医療制度の補完をしていますが、比企郡医師会に所属している市町村では全て窓口払いを廃止しているので、子育て支援で嵐山町は引けをとります。他の比企郡医師会の所属の市町村が窓口払いを廃止していて、嵐山町は廃止していないことは、医療機関に行くと目に見えてはっきりとわかり

ます。そのために嵐山町は子育て支援がおくれているという印象を住民は持たざるを得ません。

昨年、子供の貧困対策法が成立しました。子供の貧困が大きな課題であり、６人に１人の子供が貧困状態にあるとき、所得の少ない保護者は毎日の生活のことを考えて、医療機関に行かず、重症化することも考えられます。子供の貧困が広がっていって、日本全体の貧困率の上昇よりも速いスピードで子供の貧困率が上がってきていることが報告されています。

こども医療費の窓口払いを廃止しないで得ることができたお金で、小中学校の学年費補助、保育費の支援、また予防接種の補助を行う政策は一つの方法ですが、子供年齢が、一番医療費が高額なゼロ歳から４歳の子供の保護者には見えにくいものです。

嵐山町の子供全てが一定以上の所得の保護者や３世代の家族に囲まれて生活している状況ではなく、母子家庭であったり核家族であったりするわけです。手元に現金がなく、体調を崩しても医療機関に行けない子供、そしてそのサポートがない保護者がいます。その子供たちのために子供の医療費の窓口払いを廃止する必要があります。そして、子供の貧困への対策として、小中学生学年費補助は必要なことの一つです。

本年度も嵐山町は、医療費の窓口払いを廃止せずに、それで得た予算で独自に予防接種を助成します。ですが、新しいワクチンを国の定期接種化の前に進めるのにはリスクが大き過ぎます。

今、ゼロ歳児に予防接種を11回行います。四半世紀前までは、赤ちゃんには母親からの免疫力があると言われ、ゼロ歳児には予防接種を行っていませんでした。わずかに20数年の年月で、母親からの免疫力がなくなるほど人類は劣化していません。今生まれたばかりの人は、予防接種をすることで自然な免疫をつくることができなくなってきているというのが現実ではないかと思います。

1998年、国会で予防接種国会議員連盟ができてから、日本の予防接種事情が変わってきました。医療というのは、身体が不調になったとき、症状に合わせて医療を行うものですが、予防接種は健康な人にウイルスを接種していきます。そのために、製薬会社にとってはとても大きな利益になります。

予防接種の現行システムは、副反応がほとんど報告されず、公表されない欠陥があり、副反応被害がほとんど認定されず、苦しむ人たちがいます。ゼロ歳児に11回予防接種して身体にウイルスを入れていく必要があるでしょうか。異物です。

本年度の予算では、嵐山町の独自政策としての予防接種補助が1,269万円計上されています。インフルエンザワクチンの効果については、前橋レポートで効果がないことが報告されています。これは、インフルエンザワクチン接種で、子供が副作用で、前橋医師会圏内で副作用で亡くなったことより、前橋医師会が予防接種をした子供としなかった子供のいるインフルエンザ罹患率を報告したものです。ワクチン接種をした子供としなかった子供の罹患率の差がなかったというものです。ですから、インフルエンザの予防接種は、予防接種をしたから効果があると言えるものではありません。医療費の窓口払いを廃止しないで、独自に予防接種の費用を助成する嵐山町の政策は、子供の健康を守る効果は少ないと考えられ、この政策の見直しを求め、反対します。

平成26年度予算全体を通して、国の政策のまずさを市町村が補わなければならない現実があり、しかも予算を確保するのが難しい状況があります。自治体も国も持続するのが困難な状況になっています。ですが、市町村は、住民にとって直接かかわるガバナンス機関であるため、住民にとって必要な政策を行うことが大切です。さまざまな解決すべき課題があり、ですが、工夫できることもあります。大切なことは、人口減少社会でも希望のある社会にしていくことです。平成26年度予算については、こども医療費の窓口払い継続の１点に絞って反対討論とします。

○青柳賢治議長　以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１５号～議案第１９号の委員長報告、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第２、議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第３、議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第４、議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第５、議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別

会計予算議定について及び日程第６、議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案５件を一括議題といたします。

本５議案につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松本予算特別委員長。

〔松本美子予算特別委員長登壇〕

○松本美子予算特別委員長　議長の指名がございましたので、特別会計予算を朗読をもちまして報告とかえさせていただきます。

嵐山町議会議長、青柳賢治様。平成26年３月20日。予算特別委員長、松本美子。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記。事件の番号、件名、審査の結果というふうに報告させていただきます。

議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

予算特別委員会報告書。

平成26年３月20日。予算特別委員長、松本美子。

１、付託議案名。

議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について。

議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について。

議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について。

議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定について。

２、審査経過及び結果について。

３月３日開会の本町議会第１回定例会において、本予算特別委員会に付託されました上記予算議案５件について、３月17日に議案第15号、第16号、第17号、第18号、第19号の審査を12名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに審査しました。

（１）３月17日の委員会について。

議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から審査をいたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

本町では６割軽減、４割軽減が実施されているが、４割軽減の拡充はあるのかという質疑に対して、今まで計算式には軽減の対象に世帯主は入っていなかったが、今度は世帯主を入れた世帯員で軽減の対象となる。退職被保険者等保険税は減っているが、一般被保険者保険税はふえているのはなぜかという質疑に対して、両者とも３割負担で、将来は一般被保険者に一本化される。この制度は、26年度から新たに該当される方は少なく、130人くらい減る見込みなので減額したとの答弁がありました。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、「挙手多数」により「可決すべきもの」とすることに決定をいたしました。

次に、議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

保険料の引き上げの理由はという質疑に対して、保険料は２年に１度見直すことになっていて、26年度がその見直す年度。均等割が580円のアップ、所得割が0.04％アップ。広域連合は82億円の剰余金のうち67億円を活用して、なるべく負担増にならないように設定をしており、嵐山町の後期高齢者医療費に対しても広域連合から試算額が示されたとの答弁でした。

質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、「挙手多数」により「可決すべきもの」とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

介護認定者をどれくらい見込んでいるのかという質疑に対しては、平成26年１月、686人で、平成25年３月、706人に比べ若干減っているのは要介護５の減が主である。今年度１月までの認定者数を前年度同月比で増加率を近隣市町と比べてみると、吉見町が10.8％、東松山市が9.7％に対し、嵐山町は1.6％と圧倒的に低い。その理由は、高齢者スポーツや検診等の取り組みが功を奏していると推測しているとの答弁でした。

ひだまりの丘の運営主体が社会福祉協議会かららんざん苑に移行したが、町全体の居宅サービス提供基盤と利用者の状況をどのように捉えているかとの質疑に対して、グループホームは現在のところ１カ所９人のみで、町外にもお世話になっていることを考えれば、十分ではない。現５期計画に位置づけている新たな９人の施設を実現したいと考えているとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、「挙手多数」により「可決すべきもの」とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

浄化槽事業受益者負担分、下水道使用料、浄化槽使用料減額の理由はという質疑に対して、浄化槽事業受益者分担金減は、転換基数を25年度の90基から10基減らしたためです。下水道使用料減及び浄化槽使用料減は、今まで１人当たりの使用水量を多目に見ていたことを加えて、昨年度の実績では、老人世帯の13ミリ使用家庭の使用水量が見込みよりも少なかったためとの答弁でした。

公共下水道事業国庫補助金がなくなったのは、下水道工事が全て終わったということなのかという質疑に対しては、国の補助対象となる工事がないため補助申請をしていないが、200ミリ下水管を30メートル布設する町単独工事を予定しています。川島地内の未整備区域は、都市計画道路ができないと公共下水道工事ができない箇所があるとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、「挙手多数」により「可決すべきもの」とすることに決定いたしました。

最後に、議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

県水受水単価、町の供給単価、給水原価はとの質疑に対して、昨年と同額で、単価は61円78銭ですが、消費税が３％上がる影響を受けることになります。

供給単価は24年度の実績ですが、173円92銭、給水原価は155円92銭ですとの答弁がありました。

漏水調査業務委託に関してですが、個人の住宅を建て替えて水道の旧管と新管を入れかえる申請をしていながら、そのまま古い給水管も利用してしまって後になって漏水が確認されるといったことがあると聞くがという質疑に対しては、新しい給水管を旧管のすぐ近くに布設する場合には旧管を掘り出しますが、新たな給水管を新たな場所という場合には、旧管はそのまま手をつけないというケースはかなりあると思いますとの答弁がありました。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、「挙手多数」により「可決すべきもの」とすることに決定をいたしました。

以上により、議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件ほか４議案について、全て審査を終了いたしました。

これをもちまして、本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○青柳賢治議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第15号から議案第19号までを一括して行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

議案審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開の時間は、11時15分といたします。

休　　憩　午前１１時０２分

再　　開　午前１１時１４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号から議案第19号までの質疑が終結しておりますので、討論を行います。

討論、採決につきましては、予算議案ごとに議案第15号から順次行います。

まず、議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、１名の議員から届け出をいただいております。

それでは、反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。議案第15号　平成26年度国民健康保険特別会計予算議定について、反対をいたします。

平成22年の国民基礎調査では、65歳から69歳の高齢者は、年収236万円、医療費41万円に対して、70歳から74歳の高齢者は、年収198万円、医療費55万6,000円と、年収は低く医療費は高いという調査結果が出ており、高齢者の負担がふえています。

こうした中で、70歳から74歳の高齢者は、段階的に１割負担から２割負担に負担増となり、これにより平成31年には、医療費は2,100億円の減、給付費1,400億円の減となる。しかし、反面、患者負担は190億円もふえるということになります。その上、高額療養費制度の見直しを行い、限度額を医療分、介護分、それぞれ２万円ずつ引き上げ、81万円となっています。

また、診療報酬の改定では、初診料は120円増の2,820円、再診料は30円増の720円になります。歯科の場合でも、160円増の2,340円、再診料は30円増の450円になります。同時に、薬局調剤基本料の引き上げも行われます。

このように被保険者の負担増につながる本予算に反対をいたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、１名の議員から届け出をいただいております。

それでは、反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。議案第16号　平成26年度後期高齢者医療特別会計予算議定について反対をいたします。

埼玉県内の75歳以上の高齢者は68万人を超え、全人口の9.21％を占めるに至っています。戦前、戦中、戦後の苦難の時代を身を粉にして働き続け、家族と社会のために尽くしてきた高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の責任です。

県内高齢者の所得は、年金80万円以下が13万人、均等割２割から７割の法定減免が21万6,000人を超えるなど、過半数が法定減免者で占められているのが現状です。

県の後期高齢者医療の保険料は、平均７万5,236円と全国７番目に高く、保険料滞納者が１万4,035人に上るなど、高齢者にとって大きな負担になっています。

今回の２年に１度の保険料改定では、現行よりも６円下げたとはいえ、これは低所得者の２割、５割の拡充が下がったもので、決算余剰金82億円のうち67億円が繰り越され、その上、財政安定化基金84億円には一切手をつけないものとなっています。

こうした中で滞納者は１万4,000人を超え、短期保険証は60人に発行されています。生活物資の値上げ、年金の減少、消費税の増税など、高齢者の暮らしはますます厳しくなっています。保険料の大幅な引き下げを求めるよう申し入れるよう求めて反対討論とします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、１名の議員から届け出をいただいております。

それでは、反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。議案第17号　平成26年度介護保険特別会計予算議定について、反対をいたします。

介護保険は、本年、２号被保険者の保険料を4,289円から5,273円に引き上げました。発足時、２号被保険者は2,075円と比べると２倍以上の引き上げになっています。介護保険料は２年から３年の見直しが行われます。こうした毎回の見直しで保険料アップは被保険者の際限ない負担につながり、制度の維持存続の危機にも当たり、制度崩壊のあかしでもあります。

こうした中で、26年度は第６期の介護保険計画の見直しが行われます。この見直しでは、第１号被保険者の保険料の決定をはじめ、要支援１、２の介護保険給付の打ち切りに伴う町事業への対応、利用者の１割から２割負担への利用料負担の強化など検討を行わなければなりません。被保険者の負担増、利用者へのサービス低下を招かぬよう求めて反対討論といたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定の件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、１名の議員から届け出をいただいております。

それでは、反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。議案第19号　平成26年度水道事業会計予算議定について、反対をいたします。

水道料金への消費税影響額は1,098万円、これは水道利用者の負担となります。昨年、4.9％の引き下げを行いましたが、消費税導入により今年度増税となります。平成25年度純利益は2,439万6,000円、平成26年度末の純利益も2,951万1,000円とふえてきています。同時に、平成26年度末、現金預金は10億8,226万9,000円となり、流動資産の合計は11億3,158万4,000円になっています。増税分は十分に賄える財源はあります。よって、増税するのではなくて、本会計での対応を望み、反対討論といたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

以上で、平成26年度当初予算に関する議案の審議は全て終了いたしました。

◎議案第２２号～議案第２５号の委員長報告、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第７、議案第22号　町道路線を廃止することについて（林道）の件、日程第８、議案第23号　町道路線を認定することについて（林道）の件、日程第

９、議案第24号　町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）の件及び日程第10、議案第25号　町道路線を認定することについて（開発行為）の件を一括議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長　議長のご指名がございましたので、総務経済常任委員会より報告いたします。

平成26年嵐山町議会第１回定例会。

付託議案審査報告書（町道路線、廃止、認定）。

嵐山町議会議長、青柳賢治様。総務経済常任委員長、吉場道雄。

委員会審査報告書。

本委員会は、平成26年３月３日付託された下記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。議案第22号　町道路線を廃止することについて（林道）、議案第23号　町道路線を認定することについて（林道）、議案第24号　町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）、議案第25号　町道路線を認定することについて（開発行為）。

それでは、審査経過及び結果について報告いたします。

本委員会は、３月10日午前９時30分より総務経済常任委員会を開会し、調査しました。付託のあった議案は、議案第22号　町道路線を廃止することについて（林道）、議案第23号　町道路線を認定することについて（林道）、議案第24号　町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）及び議案第25号　町道路線を認定することについて（開発行為）の４議案で、廃止２路線、認定７路線の合わせて９路線です。

当日は、田邊まちづくり整備課長、根岸副課長に出席を求め、説明を受けました。

説明後、直ちに現地調査を行い、審査を進めました。

議案第22号、23号の２議案は、杉山地内、越畑地内及び吉田地内の５路線で、林道を町道に用途変更するため、路線を整理することで廃止、認定するものです。

議案第24号は、町有財産払い下げで、越畑地内の隣接する所有者から道路整備をするに当たり、初めからの条件として、町有財産払い下げ申請があり、払い下げするも

のであります。

議案第25号は、川島地内の２カ所３路線の開発行為です。築造された道路の寄附により、新たに認定するものです。

本委員会は、これらの道路確認を行い、帰庁後、質疑、意見交換を行いました。

主なものは、林道を町道にしようとする町の考えはとの質疑に対し、町は林道のままがよいのか、町道にしたらよいのか協議してきた。今までは、不法投棄、開発などあった場合、林道で抑制してきたが、今は法律が厳しくなり、道路として管理していくとの答弁でした。

越畑地内の１平方メートル当たりの土地の単価は幾らぐらいかとの質疑に対し、通常、払い下げは町の売却価格でいくと、農地、田んぼ、畑、山林、雑種地、原野については、１平方メートル当たり1,300円との答弁でした。

質疑、意見交換終了後、採決に移り、採決は１案ずつ行い、採決の結果、議案第22号町道路線を廃止することについて（林道）、全員賛成、議案第23号　町道路線を認定することについて（林道）、全員賛成、議案第24号　町道路線を廃止することについて（町有財産の払下申請）、全員賛成、議案第25号　町道路線を認定することについて（開発行為）、全員賛成でした。よって、本委員会は、議案第22号、議案第23号、議案第24号及び議案第25号の４議案全て原案どおり、全員賛成により可決すべきものと決定しました。

以上で、付託されました４議案の審査経過及び結果について報告を終わります。

○青柳賢治議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　確認なのですが、林道を今後はどんどん町道に変えていくという質疑の中で、そういうことを今お話しになったように聞いたのですが、それでよろしいのかどうか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　これまでの審査なのですけれども、どれだけ林道があるというのも確認もできていないし、今回の出た林道の中で対応してきたわけなので、あと幾つ林道があるとか、これで全部終わったかというのも、まだ私は確認していないので、もしあったら、また県のほうに協議しながら、多分町の意見で県のほうに補

助申請でありますので、同じようなやり方でやると思います。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第22号　町道路線を廃止することについて（林道）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第23号　町道路線を認定することについて（林道）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第24号　町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第25号　町道路線を認定することについて（開発行為）の件を採決い

たします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員派遣の件について

○青柳賢治議長　日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり、派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○青柳賢治議長　日程第12、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○青柳賢治議長　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第２号　大雪被害に対する決議の提出についての件、発議第３号　婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意

見書の提出についての件、発議第４号　重度心身障害者医療費助成制度見直しに関する意見書の提出についての件、発議第５号　「労働者保護ルール改悪反対」を求める意見書の提出についての件、発議第６号　ＨＰＶワクチン被害を止めるため予防接種法の改正を求める意見書の提出についての件、発議第７号　原子力に依存しない「エネルギー基本計画」策定を求める意見書の提出についての件及び発議第８号　集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出についての件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、本７議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第13、発議第２号　大雪災害に対する決議の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11番　安藤欣男議員登壇〕

○11番（安藤欣男議員）　議長の指名をいただきましたので、大雪災害に対する決議の提出をしたいと思います。朗読をもってお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。

発議第２号。平成26年３月20日、嵐山町議会議長、青柳賢治様。

提出者、嵐山町議会議員、安藤欣男。賛成者、嵐山町議会議員、吉場道雄。賛成者、同、川口浩史。

大雪災害に対する決議の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第２項の規定により提出します。

裏面をごらんいただきたいと思います。

大雪災害に対する決議

平成26年２月14日から15日にかけ関東甲信地方を襲った大雪は、各地で観測史上最多を記録し、大きな被害をもたらした。また、多くの尊い生命が失われたことは、まことに痛恨の極みであります。ここに犠牲となられた方々とそのご遺族に対し、衷心

より哀悼の意を表するところであります。

嵐山町においては、住宅の屋根の損壊、テレビアンテナの破損、カーポートの倒壊などが相次いだ。特に、農業用ビニールハウスをはじめとした農業用施設及び農作物への被害が大きく、農業従事者の営農継続意欲の減退が心配されるところである。

以上の状況を踏まえ、嵐山町議会では、被災された町民に対し、あらゆる支援を惜しまないことをここに決意する。

また、町においては、財政的な支援及び国・県の補助金活用等を含め、総合的な雪害対策を積極的に推進されるよう要望する。

以上決議する。

平成26年３月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会

以上です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第２号　大雪災害に対する決議の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第14、発議第３号　婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11番　安藤欣男議員登壇〕

○11番（安藤欣男議員）　議長の許可をいただきましたので、発議をさせていただきます。

発議第３号。平成26年３月20日。嵐山町議会議長、青柳賢治様。

提出者、嵐山町議会議員、安藤欣男。賛成者、同、吉場道雄。賛成者、同、川口浩史。

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第２項の規定により提出します。

提案理由、社会情勢の変化に伴い、婚姻歴のない母が増加しています。一方で、子育て支援を進める制度が進められていますが、税法上では「寡婦控除」が適用されていません。税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴の有無、男女にかかわらず税法上の「寡婦」として控除を適用するよう求める意見書の提出を提案するものです。

裏面をお願いいたします。

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書

子どもを扶養している婚姻歴のない母子家庭の母には、所得税法の定める「寡婦控除」は適用されません。税法上の「寡婦」とは、過去に法律婚をしたことのあるものと定義されているからです。これによって算定された所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じ母子家庭でありながら婚姻歴のない母子家庭の母は、婚姻歴のある母子家庭と比較して課税所得が高く設定されてしまいます。そのため、婚姻歴のない母は、母子世帯の中でも特に所得水準が低い傾向にあるにもかかわらず、さらに大きな不利益を受けています。

よって、国及び政府におかれましては、税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴の有無、男女に関わらず、税法上の「寡婦」として控除を適用するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年３月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

衆議院議長　　様

参議院議長　　様
内閣総理大臣　　様
財務大臣　　様
総務大臣　　様
以上です。
○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。
〔発言する人なし〕
○青柳賢治議長　質疑を終結します。
討論を行います。
〔発言する人なし〕
○青柳賢治議長　討論を終結いたします。
これより発議第３号　婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書の提出についての件を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
○青柳賢治議長　挙手全員。
よって、本案は可決されました。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決
○青柳賢治議長　日程第15、発議第４号　重度心身障害者医療費助成制度見直しに関する意見書の提出についての件を議題といたします。
清水正之議員。
〔10番　清水正之議員登壇〕
○10番（清水正之議員）　それでは、重度心身障害者医療費の助成制度の見直しに関する意見書の提出を行います。朗読をもって提出をいたします。
発議第４号。平成26年３月20日。嵐山町議会議長、青柳賢治様。
提出者、私、清水正之。同提出者、川口浩史です。
重度心身障害者医療費助成制度見直しに関する意見書の提出について。
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第２項の規定により提出します。
提案理由ですけれども、重度心身障害者医療費助成制度は身体障害者１級から３級、

知的障害者の療育手帳Ⓐ、A、B、後期高齢者の医療で障害認定を受けている人を対象に医療費の自己分担分を無料にする制度です。

埼玉県はこの重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成する制度（重度医療）について、65歳以上の障害者手帳新規取得者を来年１月から対象外とする方針を明らかにした。重度障害者の多くは多数の診療科を恒常的に受診しており、その上障害年金等の削減もあり制度の見直しが実施されるならば障害者や高齢者の負担は一層重くなります。以上のことから、意見書を提出するものです。

同時に、この当初予算の中でもこの審議がされました。嵐山町の中でも、手帳の所有者の多く、あるいは新規所有者の多くは65歳以上ということも明らかになりました。したがって、この対象外となってしまいますと、多くの高齢者の人たちがこの制度から除かれるということになります。

それでは、裏面を、意見書の案を朗読をいたします。

重度心身障害者医療費助成制度見直しに関する意見書

埼玉県は、重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成する制度（重度医療）について、65歳以上の障害者手帳新規取得者を来年１月から対象外とする方針を明らかにした。

今回制度見直しについて、県当局は「高齢化が急速に進行する中、重度医療の対象者及び助成額は毎年増加し続けており、近い将来、制度の維持が難しくなるという懸念があります。」と、その背景を説明している。

しかし、重度障害者の多くは多数の診療科を恒常的に受診しており、支給の対象外となるならば重い医療負担を背負うことになる。障害者が医療費に心配することなく必要な医療を受けられるように公的な保証を行うことは当然であり、制度維持を理由に年齢で受給者を差別し受給に制限を設けることは社会保障の理念にも劣るものである。

今年は４月から消費税の増税にはじまり、年金支給額の削減、新たに70歳になる人の医療費窓口負担１割から２割への引き上げ、住民税復興増税など国民へのあいつぐ負担増が計画されている。こうした負担増に加えて、今回の制度見直しが強行されるならば、障害者や高齢者の負担はいっそう耐えがたいものになることは火を見るより明らかである。

よって県においては、重度心身障害者医療助成制度への年齢制限の導入を取りやめ

るよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年３月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

埼玉県知事　　様

以上です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を行います。

第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　重度心身障害者医療費助成制度見直しに関する意見書に反対討論をします。

今回の制度変更では、65歳以上で新たに重度心身障害者になった者を補助対象外とすることですが、高齢者がふえてきている中で重度医療の助成金もふえています。重度心身障害者の中には、体力的に衰えて寝たきり状態の人もいれば、高齢になって体力が衰え、自然といろいろなところに障害を持って介護保険を利用している人、脳梗塞などで全身が麻痺し、寝たきりの状態の人などさまざまなケースの人がおります。このような人だって手帳をとらないと該当してこないし、同じ障害を持っていても、手帳をとらないと、とった人のほうが一歩有利であり、公平とは言えません。

しかし、今回の制度は、ほかの障害と公平性や精神障害の自立支援の観点から、新たに精神障害者を補助対象とすることと聞いております。幅広い障害を考えております。少子高齢化で若い人が社会を支える時代になってきている中では、これから先を考えると、今回の重度心身障害者医療費助成制度を見直すべきだと思い、意見書に反対して討論とします。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第４号　重度心身障害者医療費助成制度見直しに関する意見書の提出

についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

議案審議の途中でございますが、この際暫時休憩いたします。再開の時間は午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５７分

再　　開　午後　１時２８分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第16、発議第５号　「労働者保護ルール改悪反対」を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔８番　河井勝久議員登壇〕

○８番（河井勝久議員）　議長のご指名を受けましたので、発言をさせていただきます。

「労働者保護ルール改悪反対」を求める意見書でありますけれども、これにつきましては、ナショナルセンター労働組合４団体、全国連合、全労連、全労働、全国ユニオンも改悪反対を求めているところであります。それでは、文書を読み上げて提案にかえさせていただきます。

発議第５号。平成26年３月20日。嵐山町議会議長、青柳賢治様。

提出者、嵐山町議会議員、河井勝久。賛成者、川口浩史。

「労働者保護ルール改悪反対」を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第２項の規定により提出します。

提案理由としましては、現在、政府内の労働政策審議会で行われている議論は、労働者保護のルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、低賃金や低処遇のまま派遣労働の拡大につながりかねない法改正であり、

雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境整備をするため労働者保護ルール改悪反対を求めるため、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙の意見書を国の関係機関に提出することを求めるものです。

文書を読み上げます。

「労働者保護ルール改悪反対」を求める意見書

わが国は、働く者のうち約９割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

それにもかかわらず、いま、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係わる基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ＩＬＯの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際基準からも逸脱したものといわざるを得ません。こうした現状に鑑み、本会議は、政府に対して、下記の事項を強く要望します。

記

１　不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは行うべきではないこと。

２　低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

３　雇用・労働政策に係る議論はＩＬＯの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年３月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

衆議院議長　　様

参議院議長　　様

内閣総理大臣　　様

厚生労働大臣　　様

経済再生担当大臣　様

規制改革担当大臣　様

以上です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第５号　「労働者保護ルール改悪反対」を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第17、発議第６号　ＨＰＶワクチン被害を止めるため予防接種法の改正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、ＨＰＶワクチン被害を止めるため予防接種法の改正を求める意見書の提出について、朗読をもって説明にいたします。

既に一般質問などでも十分皆さんに説明している、質疑の中でお話ししていますので、この議場にいらっしゃる方は十分わかっていらっしゃると思います。

では、読み上げます。

平成26年３月20日。嵐山町議会議長、青柳賢治様。

提出者、嵐山町議会議員、渋谷登美子。賛成者、川口浩史。

ＨＰＶワクチン被害を止めるため予防接種法の改正を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第２項の規定により提出します。

提案理由、平成25年４月１日の予防接種法改正により、ＨＰＶワクチン接種は定期接種となった。しかし、重篤な副反応の出現が多く、６月14日に、積極的勧奨の中止となった。それ以降は、希望する人にワクチン接種した結果、副反応が２名報告されている。ＨＰＶワクチンの予防効果は検証されていない。これ以上、ＨＰＶワクチン接種による被害をなくすこと、又、副反応報告基準が短期間であるため報告されず、被害認定されずに苦しむ女性たちがいること、予防効果が検証されず副作用が多発しても接種が推奨される現状があること。以上の課題は、法改正し国の政策を変更しなければ対応できない。よって本意見書を提出する。

では、本文を読み上げます。

ＨＰＶワクチン被害を止めるため予防接種法の改正を求める意見書

厚生労働省は、平成21年10月、ＨＰＶワクチンサーバリックス（グラクソスミスクライン社）の製造販売を承認し、平成21年12月より一般医療機関で接種がはじまった。ＨＰＶワクチンガーダシル（ＭＳＤ社）は平成23年７月に承認され、８月より販売された。両ワクチンは３回接種を行い接種費用は合計４～５万と高額である。国は平成22年11月から「ワクチン接種緊急促進事業」を実施し、その対象ワクチンに子宮頸がん予防ワクチンを含め、市区町村が行う接種事業を助成した。これにより、平成25年３月31日までは、事業の対象者（中学１年生から高校３年生相当の女子）は無料もしくは低額で接種を受けた。平成25年４月１日より予防接種法を改正し、ＨＰＶ感染症の予防のためＨＰＶワクチンが定期接種に追加された。定期接種化を進める厚生労働

省審議会では、審議会委員の利益相反を自己申告しているが、委員のうち数名が個人として製薬会社との利害関係がある。また、ワクチンの経済効果を実証するために製薬会社社員であった研究者の論文が活用され、利益相反が指摘されている。

平成25年３月より、ＨＰＶワクチン製造認可後ＨＰＶワクチン接種した女性たちの副反応被害の多いことが明らかになり、平成25年６月14日にＨＰＶワクチンの積極的勧奨は一時的に中止された。積極的勧奨の中止後も、ＨＰＶワクチン接種した少女においても副反応被害が報告されている。副反応被害は複合性局所疼痛症候群、腕神経叢炎、ギランバレー症候群、急性散性脳脊髄炎、多発性硬化症、全身性エリテマトーデス、体位性頻拍症候群、急性小脳失調、マクロファージ性筋膜炎などアジュバンドによる自己免疫性疾患が文献報告や国際シンポジウムで発表されている。副反応検討部会が決定した副反応被害の報告基準は症状毎に異なるが、最長で接種から28日以内を基準としている。ワクチンの副反応は、多岐にわたり、症状の出現には長期間かかっている人も多く、３年以上経過して症状が報告される人もいる。副反応の基準に外れた被害者は、接種との因果関係がないと切り捨てられている。現在、副反応の治療法は確立されておらず、一方、国の副反応検討部会では、平成26年１月20日、筋肉注射の針を刺した疼痛による不安が惹起した心身の反応であると結論づけられた。

ＨＰＶワクチンは、わが国初の遺伝子組み換えワクチンであり、アルミニウムアジュバンドに化合物が加わっている新しいタイプのワクチンである。予防接種法第１条はこの法律は「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。」と定めている。従って、予防接種を定期接種として国が実施する場合、

（１）ワクチンが対象とする疾病の罹患・発症を予防できること。

（２）ワクチンがワクチン接種以外の方法で疾病の罹患発症を予防できない場合のみ使用する。

（３）ワクチンは安全であること。

の３点が必要である。

ＨＰＶワクチンは上記（１）について、ＨＰＶ罹患予防効果は実証されていない。上記（２）については、子宮頸がんは定期的な細胞診およびＨＰＶ検査で予防可能であり、罹患しても手術等で治療できる。上記（３）については、ＨＰＶワクチンは重

篤な副反応の発症頻度が高い事実が明らかになった。したがって、次のとおり、予防接種法を改正することを求める。

記

1　ＨＰＶワクチン接種を中止し、予防接種法第２条の２の第11項ヒトパピローマウィルス症候群を削除すること

2　予防接種法第15号の副反応被害については、予防接種法による定期接種に加え、国が市町村に助成し推進した予防接種事業の被害者は、国が救済すること

3　新しいワクチンには、今までにない副反応や副反応発症時期が長期間に及んでいる。予防接種法第22条の予防接種の被害の研究調査について、予防接種をした人に対して長期にわたる追跡調査を行うこと

4　予防接種法第24条の審議会委員の意見聴取に際し、審議会委員は、個人の利益相反について自己申告し、公表しているが、審議会委員の所属する組織・団体との利益相反は不明である。新たな条項を定め、個人ならびに所属する組織との利益相反を明らかにし、法令の下に利益相反の疑いのある政策決定の場への関与を未然に防ぐこと

平成26年３月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

衆議院議長　　様

参議院議長　　様

内閣総理大臣　　様

厚生労働大臣　　様

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　何点かお伺いしたいと思います。

まず、最初のページの下から５行目のところに、「アルミニウムアジュバンドに化合物が加わっている」という表記の仕方があるのですけれども、大体のものを見ますと、子宮頸がん予防ワクチンにはアジュバンドとしてアルミニウムが含まれているというような表記の仕方が大体において書いてあるのですけれども、ここで「アルミニウムアジュバンド」という書き方をしているのは、これでよろしいのか、まず確認がしたいと思います。

それと、３年以上経過して症状が報告されている人もいるということが書いてあるのですが、先ほど頸がんが日本で承認になって、自己負担でやったり助成で受けた方もいらっしゃいますけれども、２年と数カ月ということがあると思うのですけれども、この３年以上というのは、もう大分前から受けられていた方がいたということでよろしいのか、確認がしたいと思います。

それと、ＨＰＶ検査で予防が可能であると書いてあるのですが、ＨＰＶ検査は今、パーセンテージは何％ぐらい受けられている方がいるか、お伺いしたいと思います。

あと、罹患しても手術などで治療ができると書いてあるのですけれども、罹患して手術をした方が大変苦しんで、後遺症に悩んでいらっしゃる方が多くいらっしゃる、オレンジティというグループだったかな、何かそういうグループがあるのですけれども、手術を受けた後でもどのような痛みがあるか、お伺いをしたいと思います。

それと、こちらの中に、中学校１年生から高校３年生相当の女子が無料もしくは低額で接種を受けたと書いてあります。嵐山町におかれましても、ここに書いてある対象者が受けていらっしゃいますが、おかげさまで本当に嵐山町におかれましては、今のところ後遺症に悩んでいらっしゃる方がゼロということで、私も安堵しております。

そういう中で、渋谷議員さんは、今まで再三にわたってこちらのＨＰＶワクチンの被害をとめる予防接種のいろんな意見書を出していらっしゃるわけなのですけれども、果たして嵐山町内でこの意見書が出たときに、当の受けられた本人がどのように思っているか、また保護者の方が本当に嵐山町で助成をしてくれたけれども、受けさせてよかったのだろうかと悩んでいらっしゃる方がいるかなと思うのですけれども、その辺の心情をお伺いしたいのと、あとやはり年齢的に思春期と言われる少女たちが受けているこの予防接種なのですけれども、思春期のときに、受けてはいけないと、これほど渋谷さんがおっしゃるワクチンを受けてしまった、嵐山町にいらっしゃる子供さんたちの心のケアにはどのようにお考えになるのか、お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　順次答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今のでいくと、最初のは、ごめんなさいね、ちょっと私、最初にこんなにあると思わなかったので、メモしていなかったので、申しわけないのですけれども、鉛筆も持ってこなかったのでメモしていなかったのです。

１番目のは、アルミニウムアジュバンドという表現が適切なのかということですよ

ね。

２番目は、３年以上の経過して症状が報告されている人がいるというけれども、そのことについては、販売してから２年９カ月しかたっていないけれども、そのような例があるのかということですよね。

３番目が、何ですか。

○青柳賢治議長　ＨＰＶ。

○13番（渋谷登美子議員）　ＨＰＶ検査について。

○６番（畠山美幸議員）　どのぐらい検診率があるのか。

○13番（渋谷登美子議員）　検診率については私、今、わからないよね。検診率ですね。検診率。

３番目が検診率で、そして４番目が。

○青柳賢治議長　罹患、手術等の。

○６番（畠山美幸議員）　手術の症状。

○13番（渋谷登美子議員）　手術の症状ですね。

そして、５番目が心のケアですね。はい。ということでいいのですね。５つということですね。では、それぞれ始めていきます。

アルミニウムアジュバンドに化合物が入っているというのは、アルミニウムアジュバンドというのがもともとあります。

ヒトパピローマウイルスというのは、ウイルス自体がなくて、このワクチンは新しいタイプのもので、ウイルスを体に入れないというタイプのワクチンなのです。ですから、非常に強固なもので、強固で毛細血管に入れて、アルミニウムが体に入ってこないようにするためのワクチンなので、アルミニウムアジュバンドの周りにサーバリックスの場合はサルモネラ菌の遺伝子組み換えのものを上部に入れて、そしてそれを体の中に入れないようにするという形のワクチンです。

そして、もう一つは、ガーダシルのほうは、ヒトパピローマウイルスのＤＮＡの断片を酵母菌と一緒に巻きつけたものをアルミニウムアジュバンドと一緒に加えて、その中に入れたものなので、アルミニウムアジュバンドに化合物が入っている新しいタイプのワクチンということで、今までのワクチンとは全く違うタイプのものですから、これで構わないと思います。

そういうふうな表現をほかの製薬会社の方たちがどのように言っているか、産婦人

科や推奨する団体がどのように書いているかわからないのですけれども、私の知っている限りでは、ウイルスやウイルスの研究者、それからワクチンの研究をしている方たちはそのような表現をしています。

それで、２番目が３年ですよね。３年以上を経過してというのは、これは2006年に世界で発売されています。1999年につくられたもので、それからずっと実証実験などをしているのですね。これ何て言うのかわからないのですけれども、何年間も実証検査をしていますので、その中で出てきている人たちがたくさんいる。これは、イギリスのランセットという、多分ランセットだったと思うのですけれども、さまざまな医薬の雑誌があります。それを訳している人たちの中でも、以前も、きょうは持ってきていませんが、皆さんに一般質問のときにお示ししましたように、３年から3.5年、3.4年から3.6カ月で死亡している人が急増していること、それから重篤な症状が出ている人が急増していること。それは、製薬会社ではない、ウイルスの検査や、そういったワクチンの研究をしている薬学者や医学者によって明らかになっています。

３番目が何だっけ。３番目が……。

○青柳賢治議長　ＨＰＶの検査。

○13番（渋谷登美子議員）　ＨＰＶの検査ですけれども、日本ではＨＰＶの検査の検診率はまだ始まったばかりなので、検診率上がっていないと思いますし、子宮頸がんの検診は非常に女性にとってつらい、つらいというか、体位がつらいものですから行われていませんけれども、イギリスですと60％、80％という形になっていて、本来はそれを行うことで十分なので、ヒトパピローマウイルスの、すみません、検診率というのは今現在私は持っておりません。ただ、子宮頸がんワクチンの検診率は20％から30％というふうなことになっています。

３番目ですけれども、手術の症状のことですよね。今現在、子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスの検査がされていませんから、重篤な状況になって手術をなさる方が多いです。ですけれども、つい最近も読んだことがあるのですけれども、子宮頸がん３Ａという形で診断された。ところが、ちょっと様子を見ましょうというふうになったら、半年たったら２になったと。そして、その次の１年たったらゼロになったという形で、子宮頸がん自体、非常に子宮頸がんになってもなくなってしまうという症状があります。

ですから、非常に厳しい状況になっている人たちというのは、今まで何もしていな

くて、子宮頸がんの症状が重くなってからそのような形になっているので、子宮頸がん自体は一般的に、一般的というか、私は医者ではないから、婦人科医ではないからわかりませんけれども、一般的にこう、子宮頸がんのところを錐形の形で切除することで治療が可能というふうな形になっています。非常に難しい方という方もいらっしゃるかもしれませんけれども、その方がヒトパピローマウイルスのワクチン接種によってそれが防げるかどうかはわからない。何しろヒトパピローマウイルスというのは、今、子宮頸がんに発展するヒトパピローマウイルスは15種類あるわけですけれども、日本のこのサーバリックスは２種類、ガーダシルは４種類にしか対応していないということです。

心のケアの問題ですけれども、これは当然、子供たちが、今さまざまな症状を持った人たちが初めて、自分がつらいなと思っていることが、これが原因だったのかということがわかるというのがマスコミやいろいろなところで報道されていて、ヒトパピローマウイルスワクチンを接種して、そのまま大丈夫な子供もいるでしょうけれども、そうではないお子さんもいて、その人の、そういうお子さんの場合は中学校１年生から高校３年生までのお嬢さん、女の子ですから親にも話せない、そういうふうな状況がずっと続いていて苦しんで、どうしてこんなに足が痛いのだろうというふうな形で悩まれる方が多く、症状が重症化してから、歩けなくなったり本当に計算ができなくなったり、そういった症状になって初めてわかるということなので、こういったものが起きることもあるということが、それが心の、そういうふうな情報が発せられることはとても大切なことであると考えます。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　再度確認したいと思います。

３年以上経過して症状が報告されているという、では、この方というのは日本人ではないということなのでしょうか。こちらに書かれているこの方に関しましては。

アルミニウムアジュバンドという１つの何かこう固有名詞になっているのかなと思ってしまったのですけれども、私がいろいろと調べた中では、先ほども言いましたけれども、アジュバンドというのは補助剤とか、免疫増強剤とかという意味のものであって、アルミニウムアジュバンドという書き方をしていいのかどうなのかなというのがちょっと不思議だったのですけれども、先ほどアルミニウムは入っているということなのですが、アルミニウムには急速に体内から排出されることから、アルミニウム

中毒によるものとは考えにくいということがまず報告をされていたりとかしているのですけれども、この辺、再度確認をしたいと思います。

先ほどＨＰＶ検査につきましては、確かにまだ本町でもこの間予算に入っていたかな、始まるところでありますけれども、今、ＨＰＶ検査あわせてやってほしいということで、やっと今やっていただけるようになるところなのですけれども、なかなかこの検査をするという人が本当に厳しい状況の中で、それで対応していけるのかどうか、これだけで。

それと、手術した患者さんなのですけれども、リンパ節と神経が絡み合っているところの手術であって、やはり進行していますと、足のリンパ腫、あと尿意が多くなるとか、いろいろな副作用、手術が終わってもずっと苦しみに追われてしまう人生を負うことになるという報告を私は受けておりますので、なかなか手術も早期発見なら簡単に済むものなのだけれども、どうなのだろうかなということは思っております。

先ほど中学生のことの話なのですけれども、私は本町においての渋谷さんがこうやってしょっちゅう、しょっちゅうこういうふうに出すことによって、嵐山町内のお子さんたちがどういうふうに受けとめるかということを確認したいのですけれども、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　アルミニウムアジュバンドですけれども、一般的な言葉です。ワクチン関係の本では、アルミニウムアジュバンドという言葉は出てきます。ですから、アルミニウムアジュバンドが、新しいＢ型肝炎と、それから破傷風と、破傷風だったと思うのですけれども、それと今回のＨＰＶワクチンではアルミニウムアジュバンドが使われています。ですけれども、アルミニウムアジュバンドの中にこの遺伝子組み換えのものが入っているのは、このヒトパピローマウイルスだけです。

このアルミニウムアジュバンドに関しましては、人によっていろいろな体質があると思うのですけれども、普通食べたり飲んだりするというのも、アルミニウムを食べるということも余りないと思うのですが、それが体の中に入ってくるので、当然体質として、一般質問のときにさんざん議案説明のときにやったのですけれども、マクロファージという白血球の中にある一つの異物を食べる生物というのですか、ものがあって、それがアルミニウムを分解されない体質の者がいて、人がいて、それは水銀や

何かも同じですよね、水俣病なんかと同じなのですけれども、そういった人たちが体の中にずっと入っていって、そしてその組織の中にたまっていって、脳に入ったり、それから臓器に入ったりして、それがたまっていって、さらにサイクロンという物質を出して、サイクロンはマクロファージと同じように、どんどん、どんどんそれを異物を食べようという形のものを出していくので、それが臓器にたまってマクロファージ菌炎というものを出していくのではないかというふうに言われていて、いろいろなところで脳症を起こしたり、そういうふうな形になっています。それが今現在、少しずつですけれども、実証されてきています。

それから、子供ですけれども、３年以上たっています。一番最初に、一番最初ではないのですけれども、杉並で、中学生入学お祝いワクチンとやった子は、中学校１年生に、中学１年の入学のときに予防接種したのですね。そして、今、高校に入れないというところで悩んでいますから、もう３年たっている子供たちはたくさんいます。そのほかにヒトパピローマウイルスワクチンがあるということを聞いて、きっとそれがいいのだろうと思って、海外に留学していた人が、若い女性なのですけれども、それが日本に帰ってきて、それを予防接種した結果、非常に苦しい思いをして、そして今歩けなくなって日本で学校にも行けず家庭にいるという方もいらっしゃって、３年以上経過していますし、子宮頸がんワクチン、子供、ヒトパピローマウイルスワクチンを接種するときに、本来ならば性交渉のない人がやるということが前提なのですけれども、医者によっては子供と一緒に行ったお母さんに接種をして、そしてお母さんと子供がヒトパピローマウイルスワクチンの副反応の症状で苦しんでいる人もいます。

そういうふうな状況で、このアルミニウムアジュバンドが安心だというふうに言われる方は、推進派の方なのですね。推進派の、今の場合、推進派の方と、それから推進派ではない、非常に危険だという方が拮抗しています。その中で、厚生労働大臣、厚生労働省の審議会でこのような話し合いが行われているということですね。

それから手術に関してですよね。手術に関しては、この予防接種で４種類しかない、今のところ４種類しかないヒトパピローマウイルス、それも全てアルミニウムアジュバンドで、補強されなければ人間の体につかないものですけれども、それが今は９年しか、最高で９年しか効かないというふうになっていて、これはメルクのホームページにも、グラクソ・スミスクライン社のホームページにもありますけれども、子宮頸

がんを予防するものではないと書いてあります。はっきり書いてあって、これはヒトパピローマウイルスの罹患を予防する効果があるというふうな、効果は検証されていないのですね。そういうふうな形になっています。

ですから、子宮頸がんを予防することができるというふうに信じられていますけれども、子宮頸がんを予防する効果がないというのは、製薬会社のほうでも明らかにされているのです。それを、子宮頸がんが重篤になって、重症になって手術をすることが防げるというふうに言われるのはどうなのかなと思いますし、子宮頸がんで非常に、多分リンパ腺を取ったり、そういうふうな方もいらっしゃると思います。

だけれども、それは、いろいろながんの症状の手術と同じです。胃がんになる人もいるし、肺がんになっていく人もいるし、甲状腺がんになっている人もいますし、それぞれ重症になったら、そのような形で苦しんでいく。それを、今のこのヒトパピローマウイルスワクチンで予防することができるということは実証されていません。

それから、嵐山町の子供たちですけれども、嵐山町の子供たちにおいても、このヒトパピローマウイルスワクチンを接種したことで、今のところ報告は出ていませんけれども、自分はこのような症状だったかも、こんな症状があるのにどうしたらいいのだろうというような形のものを考えていったら、それはそれで、自分たちはそうではなくてよかったというふうな感じになるのではないですか。と思いますけれども。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　先ほどの手術の話なのですけれども、手術を受けて、足のリンパ浮腫になった場合に、ストッキング、専用のタイツが１万3,000円するそうです。そういうものを保険適用外でずっと買って使っていかなくてはいけないというお話を聞いたことがありましたので、一応確認はさせていただきました。

以上、別に答弁は要りません。いいです。

○青柳賢治議長　ほかに。

松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　２点ほど質問させていただきます。

まず、１枚めくっていただいて、上段のほうなのですけれども、厚生労働省審議会ではというところからなのですけれども。

〔「何行目」と言う人あり〕

○12番（松本美子議員）　10行目ぐらいかな。

○青柳賢治議長　10段目。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○12番（松本美子議員）　厚生労働省審議会では、審議会委員の利益の相反を自己申告という言葉が出てきまして、そこに数名が個人として製薬会社との利害関係があると、こういうふうに意見書の中には入っておりますけれども、これは審議会委員は何人で、利害関係を持っている人はどのくらいの方がいるのか、どんなふうに調べてこういう文言が出てきたのか、質問します。

それと、もう一点なのですけれども、最後のページですけれども、３のところに予防接種をした人に対して長期にわたる追跡調査というものが出てきているわけですけれども、この長期ということはどのくらいの年数なのか、追跡調査はどのような方法で行っていくのか、このときに人権的な侵害というものを考えて専門的な方が追跡調査をするのか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。今資料を持ってきていないのですけれども、一般質問のときに厚生労働省の審議会委員と、それから厚生労働省の審議会委員の中で、利害関係のある人のチェックをしていました。それを見ていただければ、皆さんにお渡ししているのでわかると思うのですけれども、厚生労働省の審議会はたしか、14～15人いるのですね。

その中で、利益相反というのは22年からできた制度なのですけれども、自己申告するというのは、最初、利益相反については組織や何かにかかわっているものも全て申告していくという形になったのですけれども、最初はそうだったのですけれども、実際に行われるようになったのは、自分で50万円以下の寄附金と講師料と、それから研究委託料をもらっているかどうか。それから、50万から500万円の講師料と研究委託料をもらっているかどうか。それから、500万円以上の研究費とか、３段階に分かれています。この中では、500万円以上の方は除かれています。50万から500万という方が２人いたかな、ちょっと、座長の方はその方だったと思うのですね。副反応部会の座長の方ではなくて、もう一つ予防接種部会というのがあるのですけれども、予防接種部会の一番上の方は50万から500万円のところにあって、それから50万以下の方と

いうのは何人か、ちょっとすみません、一般質問のものに書いてあるので、それを見ていただければわかると思いますが、そのような状況になっています。

一番必要なのは、私も製薬会社のホームページを見ると、ここの大学にこれだけ、ここの大学にこの組織にこれだけというふうな寄附金の額が出ているのですね。大学とかそういうふうな。ところが、研究対象のものというのが出てこないので、それで利益相反については全くわからないなというのと、あと東大なんかのところを見ると、大学の先生の名前をチェックしていくと、ここにこれだけの寄附がありますというのがあるのですけれども、その名前。今度は逆に、どこから来たかというのがわからないような状況になっていることが利益相反の問題になっていると思います。

もう一つですけれども、これ長期にわたる追跡調査を行うことですけれども、長期というのは３年ぐらいでいいのかなというのは、とりあえず、この前、国際医療学会、シンポジウムに行ったのですけれども、３年くらいは見たほうがいいというふうなお話がありました。今、鎌倉市とか、それから碧南市とかとやっているのですけれども、それはアンケート調査なのですけれども、簡単なもので、ぐあいが悪いですか、どうですかというふうな形のものを文書で送って、全員の方に文書で送って、それを送り返してもらうという形なので、私は、はがきか何かでもうそれで追跡調査をしていくことでもいいのではないかなというふうに思いますけれども。

○青柳賢治議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　では、再質問させていただきますけれども。

製薬会社の関係なのですけれども、何かちょっと一般質問のほうでというようなお話でしたけれども、これはこれで意見書ですから、きちっとここで質問があった場合には答弁していただければというふうに私は思って質問させていただきました。

また、製薬会社の関係ですけれども、これは何社ぐらいの方が利害関係にあったのかということを質問させていただきます。

それと、長期にわたる追跡ということですが、これは結果的にはここへ文書が載っていますけれども、３年ぐらいでいいのではないかとか、追跡調査ははがきなんかでいいのではないですかということですから、余り確定したものではないというふうな考え方、捉え方でよろしいですか。

以上です。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　申しわけないのですけれども、では一般質問の質問資料を持っていますか、答弁のときに渡したもの。それに出ているので、そこまで言われると思っていないし、それで、もし出すのだったらば、薬品会社でいくと武田薬品、それからメルク社、グラクソ・スミスクライン社、ファイザーといいましたか、そういうふうなものが製薬会社ではありますが、それぞれからいただいている方、いただいていて、２社からもらっている人もいるし、１社からもらっている人もいるしという形ですけれども、それについては、そこまでこの意見書で要求される資料なのかどうかわからないのですけれども、というところです。

それと、長期にわたるというのは、これは意見書ですから、この国が意見書にわたる、長期というのを判断してよいのではないですか。長期というのは、10年とか20年と考える場合もあるでしょうし、例えばＢ型肝炎だったらそのような形で実際に裁判が行われてからずっと続いていて、そのような状況になっていますし、エイズに関して言いましてもそのような状況になっています。それから、ジフテリアなんかも、今はジフテリアは全然ないですけれども、かつてはジフテリアは私たちが生まれる前にあったりして、そうした形も行われてきていますし、薬害に関しては非常にさまざまな形になっているので、長期というのは、この長期という形で、それは製薬会社というか、審議会のほうが検討するべき内容だと思いますけれども。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

畠山美幸議員。反対。どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　議長のご指名がございましたので、反対討論をさせていただきます。

子宮頸がん予防、ではない、何だったっけ。タイトル。

○13番（渋谷登美子議員）　ヒトパピローマウイルスワクチンです。子宮頸がんではないですよ。

○６番（畠山美幸議員）　ちょっと待ってくださいね。ちょっといいですか。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　ＨＰＶワクチン被害を止めるため予防接種法の改正を求める

意見書に、反対の立場から討論をさせていただきます。

厚生労働省からＨＰＶワクチン接種勧奨の一時中止勧告（６月14日）が出されてから６カ月以上が経過しました。この間に、日本では約1,500人以上の女性が子宮頸がんで亡くなって、多くの家族に悲劇をもたらしています。

昨年12月25日に副反応検討会では、討議時間の不足から結論が持ち越されていたが、平成26年１月20日の副反応検討会の継続審議においては、ヒトパピローマウイルスワクチンの安全性と効果が確認されたものの、接種勧奨の再開までには至らなかった。

一方、この間、世界保健機関（ＷＨＯ）や国際産科婦人科連合（ＦＩＧＯ）からは、ヒトパピローマウイルスワクチンの効果と安全性を再確認するとともに、日本の状況を非常に危惧する声明が出されています。

ヒトパピローマウイルスワクチンは命を救うワクチンであり、若い女性とその家族の将来を守るための重要な手段であります。厚生労働省副反応検討会の資料によると、我が国でワクチン接種が開始され、国と地方による公費助成開始から昨年６月14日の接種勧奨差し控えの約２年数カ月の短期間ではありますが、この間の接種は２万人の子宮頸がんの発症を防ぎ、5,000人以上の死亡を防ぐことになったと推計されています。したがって、今、将来に子宮頸がん発症を予防すべき少女とその家族に対して、ワクチンによる恩恵が与えられるべきであると考えます。

一方、ワクチンの副反応についても重視し、思春期の女子が安心して接種を受けることができる状況を確立すべきであると考え、副反応に関する情報の公開を求め、さらに、慢性疼痛に対処できる医療ネットワークを形成し、もしも疼痛が慢性化する場合には、直ちに専門機関へ紹介し、早期診断、早期治療を行うシステムを構築をし、実際、慢性疼痛は早期に対処すれば多くが治癒することが今回の検討会でも報告されています。

それと、子宮頸がんワクチンは、定期接種ワクチンの中で、唯一の筋肉注射であります。技術の向上が喫緊の課題であると思います。

我が国では、子宮頸がんは20歳から30歳代の若い女性において、その罹患数、死亡者数ともに増加傾向にあります。したがって、その発症を予防し、たとえ発症しても、早期発見、早期治療によって、にんようのう、そしてその生命を守っていくために、ヒトパピローマウイルスワクチン接種と子宮頸がん検診という予防の２本柱がとても大切であると考えることから、この意見書には反対をいたします。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第６号　ＨＰＶワクチン被害を止めるため予防接種法の改正を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第18、発議第７号　原子力に依存しない「エネルギー基本計画」策定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提案者より提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、原子力に依存しない「エネルギー基本計画」策定を求める意見書の提出について、これ朗読をもってかえます。

提案理由として、2011年３月11日の東日本大震災によって、日本は地球規模の放射能汚染で、大気・土壌・海・あらゆる生物に大きな被害を与えた。これは、本来あってはならないことである。現在、すべての原子力発電は止まっているが日本経済は動いている。政府は、これ以上、取り返しのつかない環境悪化をおこさないために、原子力に依存しないエネルギー基本政策を行わなければならない。以上のことから、意見書を提出する。

原子力に依存しない「エネルギー基本計画」策定を求める意見書

平成26年２月25日経済産業省策定の「エネルギー基本計画（案）」は、原子力発電を「基盤となる重要なベース電源」と位置づけた。

東京電力福島第一原発の重大事故から３年を経過したが、未だ破損した原子炉からの核燃料取り出しなどの目途が立たず、汚染水漏れなど新たな放射能漏れも相次ぎ、

事故収束の見通しもなく、事故原因さえつかめない状況にある。また、十数万人にのぼる福島県民が避難生活を強いられ、昨年12月には震災関連死者数が1,605名と震災の直接死者数1,593名を上回り、今も増え続けている。

福島原発事故は、原発はいったん事故を起こせば制御できない危険があることを浮き彫りにすると同時に、暮らしも地域も破壊され、将来にわたる被害が継続し、他の事故にはない地球規模の深刻な環境被害をもたらす。28年前のチェルノブイリ原発事故、３年前の福島原発事故の実態と原発の危険性を直視すれば、国は、原子力推進政策を抜本的に見直し、原子力発電から撤退しなければならず、アジア各国への原発輸出は、許されない。

エネルギー基本計画案での「ベースロード電源」とする根拠として原発は「温室効果ガスの排出もない」「運転コストが低廉」としている。しかし、原発はウラン採掘から放射性廃棄物処理までの各プロセスを通じて多量の温室効果ガスを発生させるものである。運転コストについても、運転時だけでなく現在は加味されていない廃棄物処理など全コスト、全容も不明であるほど巨額な事故後の対策コストを考慮すれば、類のない高額なエネルギーとなる。

全国のすべての原発が止まっていても電力が足りている現実は、原発を稼働させる必要性がないことを示すものであり、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけて再稼働は許されない。処理技術もなく増え続ける使用済核燃料を未来の世代に負担させるエネルギー政策を続けることは人道的にも行ってはならない。

以上、地方自治法第99条の規定により下記の事項について意見書を提出します。

記

１　原子力発電に依存しない基本計画を策定すること

２　化石燃料への依存を減らし、再生可能エネルギー及びエネルギー利用の効率化を政策の中核とすること

平成26年３月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

衆議院議長　　様

参議院議長　　様

内閣総理大臣　　様

経済産業大臣　　様

資源エネルギー庁長官様

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ベースロード電源についてお伺いします。

現在、ベースロード電源は、何を使っていますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　火力発電と、水力発電と、再生可能エネルギーだと思いますけれども。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　申しわけございませんけれども、今の答弁間違っていると思うのですが。現在、ベースロード電源は、原子力に加えて、もともと石炭がベースロード電源になっておりました。その後、地熱や水力などの原子力以外のエネルギーについてベースロード電源として表記変更をされたそうです。

それで、あと次に、ミドル電源とピーク電源は何を使っていますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ごめんなさいね、ごめんなさい、ミドル電源と言ったの、ミドル電源とピーエス電源と言ったの。

〔「ミドル」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員）　ミドル電源と。ごめんなさい、私、今ここに資料を持ってきていないので、そのようなことを言われてもわからないのですけれども。

大変失礼ですけれども、ベースロード電源は、今は原子力は使っていません。原子力は全く使っていません、そして、火力発電というのは、石炭、ガス、それから石炭と、それから石油と天然ガス、そういったものを火力発電と言っています。今、天然ガスのほうも多くなってきましたか。私、ちょっと今ここに、手元に資料を持ってきていないので、そういうふうに言われるとわからないのですけれども、ミドル発電というのが何かというふうに出すのだったら、それは資料を持ってきて、今、手元には、ここには持ってきていないのですけれども、出せと言えば探してくれば出るのですけれども、それがこの意見書に何か、意見書に対して何か重要なことなのでしょうか。

逆に聞きたいです。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今、日本はいろいろと工夫をして、石炭、一般水力、地熱、天然ガス、ＬＰガス、石油、そういうものなどを使ってやっているということを私は確認したかっただけなので、結構です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「何なの」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第７号　原子力に依存しない「エネルギー基本計画」策定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

本案は否決されました。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　議案審議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。再開の時間は２時45分といたします。

休　　憩　午後　２時２９分

再　　開　午後　２時４３分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第19、発議第８号　集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　それでは、提案をしてまいりたいと思います。１面につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。

提案理由については、詳しく申し上げたいと思います。意見書については、その後、朗読をいたします。

それでは、提案理由を申し上げさせていただきたいと思います。

安倍総理は、集団的自衛権の行使を容認しようとしています。集団的自衛権は、同盟国が攻撃されたら、自国、自分の国が攻撃されていなくても一緒に戦うものです。つまり、アメリカが戦争を起こせば日本も一緒に戦うことになり、日本も戦争ができる国にしようというのが集団的自衛権の行使です。

日本国憲法は前文で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」とあり、第９条では「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とあるわけです。日本国憲法は、前文でも条文でも、政府の行為による戦争は放棄することを固く誓っています。ですから、仮に戦争に参加するには憲法改正が必要なわけです。

ところが、これを安倍総理は、憲法改正が必要との指摘は当たらないと述べ、解釈改憲で乗り切ろうというのです。しかも、国会の議論を経る前に閣議決定で決めようというのです。憲法改正をしないで戦争に参加することができるのか、国会の論戦前に閣議で決めてしまっていいのか。これは立場の違いを超えて申し上げますが、集団的自衛権の行使に賛成する議員もおられるようですが、集団的自衛権の行使容認をするなら、最低限のルールである憲法改正が先であり、国会でもきちんと議論をしてもらうことが重要ではないかと申し上げます。

そこで、憲法とは何かが鋭く問われていますし、私たちは何かを認識する必要があると思います。よく「立憲主義」という言い方をしますが、一般の法律は国民を縛るものですが、憲法は国家権力を縛ることを目的にしています。これを「立憲主義」というとのことですが、戦後は曲がりなりにも憲法にのっとった政治が行われてきたわけです。憲法の範囲内の政治が約束されているから、立場が違ってもその政権を認めているのです。憲法を無視した政治は国会をも超越した政治が行われることになり、何がやられるかわからない、そんな危険なことはないと考えます。

法治国家として国際的に責任ある地位を目指すなら、憲法を尊重する姿勢が重要です。安倍総理は余りにも乱暴な政治をやろうとしているわけで、この点でも立場の違いを超えて、こういう政治は認めることができるのかをお伺いしたいと思います。

集団的自衛権の行使は、歴代の内閣でも認めてこなかったものです。これは、戦後の国会論戦の積み重ねの上に成り立ってきたものです。

例えば1972年の参議院決算委員会に提出した資料で、我が憲法下で武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫不正な侵害に対する場合に限られる。他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと明記されています。

また、平成16年、当時はイラク戦争をめぐって集団的自衛権行使の問題が出ていましたが、小泉政権では諸情勢の変化と、それから生ずる新たな要請を考慮しても、なお政府は自由に憲法解釈を変更することができるという性質のものではないとし、集団的自衛権の行使はできないことを閣議決定しています。

このように、戦後の国会論戦の積み重ねの上に成り立ってきたものを安倍総理の一言で変えていいのか、よくお考えいただきたいと思います。

そもそも集団的自衛権の問題は、あれこれの架空のシミュレーションの話ではなく、現実の政治の中で問われる極めて危険なものです。集団的自衛権といっても、その自衛とは、日本の防衛のためでもアメリカ本国の防衛でもないということです。これまでの世界の歴史で、国連憲章第51条に基づく集団的自衛権が発動されたのは、アメリカのベトナム侵略戦争、旧ソ連によるチェコスロバキアとアフガニスタンへの侵略、アメリカとＮＡＴＯによる2001年のアフガニスタンへの報復戦争です。ベトナム戦争のときには韓国が支援しましたが、韓国人はこれにより約5,000人が亡くなっています。しかも、どれも自衛とは全く関係ない戦争です。集団的自衛権は、いかなる意味でも自衛とは無関係の大国による無法な侵略戦争、軍事介入の口実に使われてきたのです。これが世界の歴史の事実です。

また、日本の政治の歴史でも、集団的自衛権はアメリカが海外で起こした戦争に日本が派兵するかどうかという問題として表れてきたことです。

平成12年にアメリカのアーミテージ国防副長官らが集団的自衛権の行使を迫ったのを皮切りに、１年後にアフガニスタンへの報復戦争でインド洋アラビア海に自衛官を派遣し、３年後、イラクの侵略戦争でイラクのサマワに自衛隊を派兵しました。集団

的自衛権は常にアメリカの圧力のもとで、日本の自衛隊の海外派兵と一体に論じられてきたものです。

そのため、集団的自衛権の現実の狙いは、自衛とは全く関係のないアメリカが起こす戦争に日本が加担し、海外で殺し殺される国にすることです。もしアメリカと一緒に戦争をしたら、必ず報復テロが日本にもあるでしょう。そうなったら、今度は日本が独自にでしょうか、憎しみの連鎖がいつまでも続くことになるし、アメリカがそれを証明しています。そんな国にしていいのかが問われております。

集団的自衛権を具体化した軍事同盟、軍事ブロックは次々と解体し、今や世界ではＮＡＴＯ、日米、米韓の３つしか残っておらず、どことも軍事同盟を結ばない非同盟諸国会議には100カ国以上の国々が加わるようになっています。かつてベトナム侵略戦争で深刻な地域間対立のあった東南アジア地域は、アメリカとの軍事同盟であったＳＥＡＴＯ（シアト）を解散させ、東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）をつくりました。「紛争はあっても戦争にしない」という平和的解決をうたい、世界55カ国を加入させている東南アジア友好協力条約や東南アジア非核地帯条約、地域フォーラムなど、紛争の平和的解決のための重層的な仕組みをつくり上げております。これが近代的な国家間のあり方ではないでしょうか。

南シナ海での領土領海をめぐる中国との紛争も、南シナ海行動宣言を中国と結び、一歩一歩粘り強く平和的解決に取り組んでおります。集団的自衛権のような時代おくれの考え方は、いよいよ世界の少数派となり、日本国憲法の精神である紛争の平和的解決の仕組みづくりこそ世界の大きな流れになっております。日本の近隣諸国との紛争や問題も軍事同盟である日米安保条約をやめ、こうした仕組みづくりこそ解決できる道であることを申し上げて、意見書を朗読いたします。

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める

意見書

アメリカがおこなう戦争に、日本が参加できるようにする集団的自衛権の行使容認に向け、安倍首相の暴走は許すことができない。

集団的自衛権の行使をめぐる政府見解は、戦後の国会論戦の積み重ねの上に「容認」はできないと表明してきたものである。1972年の参院決算委員会に提出した資料で「我が憲法下で武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫不正の侵害に対する場合に限られる」「他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団

的自衛権の行使は、憲法上許されない」と明記し、その後もこれが引用されてきた。

ところが安倍首相は、「今までの積み上げのままでいくなら安保法制懇は必要ない」と言って、歴代の内閣が積み上げてきた理論を捨て去る考えである。安倍首相には、なぜ日本が戦争放棄したのか、歴史に向き合い、過去の過ちから学ぶ姿勢はここにはまったくないと言える。

しかも戦争に参加するか否かを、憲法の改正をしないで閣議決定で決めるというのである。これは憲法とは何かが問われる問題でもある。“憲法とは権力を縛るもの”である。これが立憲主義だが、安倍首相は「憲法改正が必要との指摘は当たらない（衆院予算委員会）」とまで言っている。

集団的自衛権の行使容認を憲法解釈で行うことに、行使容認派からも「首相の権限の範囲を超えており、立憲主義を無視する暴挙だ」という批判や、また自民党内でさえ、「選挙に勝てば憲法を拡大解釈（することが）できる」と批判の声が出ている。政権が変わるたびに多数派が憲法解釈を自由に変えたら、憲法の価値は地に落ちてしまう。

安倍首相の発言は、最高法規としての憲法のあり方と立憲主義を否定する、きわめて危険で異常さを示している。

内閣に憲法の内容を勝手に変える権限はなく、国民主権の立場で国家権力を制限し、人権を守るのが憲法の本質的役割であり人類普遍の原理でもある。このような憲法の本質に照らして、憲法の解釈は権力者の恣意に任せられることがあってはならない。

よって政府においては、日本の「自衛」とは無関係に戦争をしようとする、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年３月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

衆議院議長　　様

参議院議長　　様

内閣総理大臣　　様

法務大臣　　様

総務大臣　　様

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を行います。

第10番、清水正之議員。賛成。反対。

○10番（清水正之議員）　賛成。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。

討論を行う前に、この集団的自衛権の問題では、既に鳩山町が議会が終わりまして、鳩山町では可決をしています。そういう面では、ぜひこの嵐山町議会の中でも可決をお願いしたいというふうに思います。

それでは、討論に入ります。安倍政権は、積極的平和主義を看板に、これまでの政府の憲法解釈を変更して、集団的自衛権行使を可能にしようとしています。集団的自衛権とは、自国と密接に関係のある他国が武力攻撃を受けたときに、自国は武力攻撃を受けなくても武力行使をして反撃するということです。その背景に、アメリカの要求があることは基本的に間違いありません。

アメリカが世界中で自身の戦略に沿って戦争を行うとき、日本の自衛隊も戦前で戦闘に参加してほしいという要求です。日本には憲法９条があり、集団的自衛権を行使するということは、日本だけでなく他国に加えられた武力攻撃を武力を行使して阻止する内容であり、憲法上でも許されるものではありません。

2001年のアフガン戦争、2003年のイラク戦争のとき、自衛隊派遣の特措法を制定しましたが、この場合でも米軍などに協力支援活動を実施するけれども、その場合も外国の領域で憲法が禁じている武力行使はしない、武力行使と一体化する行動は行わないとしています。

集団的自衛権の行使を可能にするということは、結局、日本に対する攻撃がなくても海外で武力攻撃をする可能性があるということです。そうした新しい道に進もうというのが今の安倍政権です。自民党では、村上誠一郎さん、古賀誠、野中広務元幹事長、公明党でも漆原良夫国対委員長、阪田雅裕元法制局長官、小林節慶応大学教授など、多くの人が疑問の声を上げています。

私たちは、日本が集団的自衛権の行使、すなわち海外で戦争できる国にしようとす

ることには反対です。同時に、憲法の明文そのものを変えることにも反対であることを表明して、本意見書の賛成討論とします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第８号　集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手同数〕

○青柳賢治議長　採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、本件は地方自治法第116条第１項の規定により議長裁決します。

発議第８号については、議長は否決と裁決します。

よって、本案は否決と決しました。

◎町長挨拶

○青柳賢治議長　これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、平成26年第１回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、３月３日に開会をされまして、３月20日の本日まで18日間にわたり極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成26年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。

私たち執行部といたしましては、新年度予算を誠実に執行をし、町民の負託に応える決意であります。なお、議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましても十分検討いたしまして対処をする所存でございます。

さて、今回の大雪は、全世帯の23％に当たる1,653世帯に甚大な被害をもたらしました。町といたしましては、被害に遭われた方々の支援に万全を期すとともに、今回得られたようなさまざまな教訓を生かして、危機管理のための制度、あるいは体制の更なる充実に取り組んでまいりたいと存じております。

結びに、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げますとともに、今後ともご健勝にてさらなるご活躍、ご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。(拍手)

◎議長挨拶

○青柳賢治議長　次に、本職から挨拶を申し上げます。

今議会では、小林朝光前副議長の哀悼決議、それに伴う議長人事がありました。平成26年第１回定例会も本日をもって閉会となります。３月３日からきょうまで18日間、長い期間にわたりまして、議員皆さんには熱心な、活発なご審議を尽くすとともに、議事進行に多大なご協力をいただき、ここに第１回定例会を無事閉会できますこと、まことにありがとうございます。

また、町長をはじめとする執行機関の皆様方には、審議の間、常に真摯で丁寧な説明、答弁をいただき、そのご労苦に対しまして深く敬意をあらわすものであります。

提出されました議案は、条例予算その他合計27件でありました。全て原案どおり可決されました。予算審議においては、委員長を務められました松本委員長並びに佐久間副委員長には、この場をおかりしまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

議員提出議案は８件提出され、３件可決されました。一般質問においては、９名の議員が登壇され、当面する町の諸問題に活発な論議が展開されました。特に今回の２月14日、15日にわたる記録的な大雪に対しての質問が出されました。議会におきましても、大雪の雪害に対しましての決議をしたところでありますが、嵐山町にあるべき自助、共助、公助、この姿をしっかりと今後、議会も含めて検討していかなくてはなりません。

この議会は、嵐山町の町民に公租公課を課すこと、さらには行政サービスを決める26年度の予算案の審議でありました。今、国内におきましては、デフレ脱却に向けて少しではありますが、明るい話題も耳にするようになりました。町長の施政方針にありますが、町執行部の皆様方には、子供たちの資産を今使うのではなく、未来にどう役立てるかという指針をしっかりとお持ちになっていただき、厳しい予算ではありますが、管理のもとに執行実現に努力されますことを切に希望するものであります。

また、３月いっぱいで長い間、町のため、町民のためにお勤めいただきました岩澤浩子健康いきいき課長、内田孝好企業支援課長、田邊淑宏まちづくり整備課長には、本当に長い間ご苦労さまでございました。今後、３人様ともお体に留意され、今まで同様に町民のために、また町のために変わらぬご支援、ご尽力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

結びに、執行部の皆様、議員の皆様におかれましては、季節の変わり目でございます。十分健康に留意されまして、ますますのご活躍をお祈りさせていただき、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○青柳賢治議長　これをもちまして平成26年嵐山町議会第１回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後　３時０７分)

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員